第5次
与那原町総合計画

基本構想【2019年➡2028年】
後期基本計画【2024年➡2028年】

「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原」
～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

2024年（令和6年）4月
沖縄県与那原町

第５次与那原町総合計画

基　本　構　想（2019～2028）
後期基本計画（2024～2028）

与那原町　町歌

昭和 56 年 6 月 1 日制定
作詞　野田猛良　　作曲　城間　繁

一、
朝陽に映える　上の森
中城湾の　風すがし
あける町並み　すこやかに
希望ほほえみ　夢が呼ぶ
あゝ清新の　与那原町

二、
大綱曳きの　意気通り
高き文化を　はぐくみつ
伸びる産業　建設の
音青空に　こだまする
見よ躍進の　与那原町

三、
伝統つぎて　はらからの
和と団結の　あるところ
自治のいしずえ　ゆるぎなく
理想の行手　ひらけゆく
おゝ栄光の　与那原町

みんなで創ろう　活気あふれる　美らまち与那原
～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定にあたって

私たち与那原町は、1949（昭和 24）年４月に旧大里村（現南城市）より分離し、町政施行を開始してから今年で７５年を迎えます。

これまでの先人達のご尽力で、現在の人口は、町政施行当時の約５，８００人から２０，０００人に迫り、今後もさらに人口は増加する見通しとなっており、沖縄本島南部東海岸の中心地として、今後ますます発展が見込まれる地域となっております。

第５次与那原町総合計画は 2019 年度を始期として策定し、地域の財産である豊かな自然と歴史・文化を守り、次世代に継承するとともに、子育てや学校教育環境の充実、健康長寿のまちづくり、産業・雇用の創出、活力ある持続可能なまちづくりを目指して各種施策に取り組んで参りました。

一方、近年の社会情勢は、少子高齢化社会の進行や、地球温暖化等により頻発する自然災害、世界中に猛威をふるった感染症の影響等、今までにないほど目まぐるしく変化しております。

このような社会情勢の変化に加え、SDGｓやDX（デジタルトランスフォーメーション）、カーボンニュートラルへの取り組みなど、行政に求められるものは増加しております。

こうした状況の中、「第５次与那原町総合計画前期基本計画」が終了するにあたり、直面している課題と増加する行政需要に対応し、町民の皆様が希望を持ち、安心して生活できるよう真摯に取り組んでいくため、「第５次与那原町総合計画後期基本計画」を策定しました。

第５次与那原町総合計画後期基本計画では、基本構想で掲げた「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～」を引き続きまちの将来像とし、前期基本計画において位置付けた６つの基本目標と「ひとづくり・地域づくり」、「子育て環境づくり」、「環境保全・循環型社会」、「観光」など、31 項目の主要施策を評価・検証・必要に応じ見直しを行っております。

また、全町（庁）体制で推進するべき重要施策として掲げておりました「大型 MICE 施設の関連整備」、「子どもの貧困対策」、「生涯健康づくり」の３項目に加え、「脱炭素地域づくり」を４つ目の重要施策として新たに位置付けております。

第５次与那原町総合計画に盛り込まれた内容を着実に実行し、町民一人ひとりが幸せを実感できるよう、今後とも、まちづくり・地域づくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

２０２４（令和６）年４月

与那原町長　照屋 勉

目　次 CONTENTS

はじめに　1

後期基本計画の策定にあたって　2

第１編　総合計画とは　5

第１章　計画の策定について　6

1. 総合計画の位置づけ　6
2. 計画の構成と期間　6
3. 与那原町の概況　7

第２章　計画策定においてふまえるべき視点　１２

1. まちづくりへの町民のニーズ　12

第２編　基本構想　１５

第１章　まちづくりの基本理念　１６

第２章　将来像とまちづくりの基本目標　１７

1. 将来像　17
2. まちづくりの基本目標　18
3. 全町（庁）体制で推進するべき重要施策　24
4. 将来の推計人口　26

第３章　土地利用構想　２９

第３編　後期基本計画　３１

第１章　施策体系　３３

第２章　基本目標別施策　３６

基本目標１　みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり　３９

1-①　人づくり・地域づくり　40
1-②　自律・自立するまち　42
1-③　情報の共有・共鳴で築くまち　44
1-④　行財政運営　46

基本目標２　「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち　５１

2-①　学校教育の充実　52
2-②　家庭教育の定着　56
2-③　青少年健全育成　59
2-④　地域交流と支援体制　61
2-⑤　心と体を育むスポーツ環境づくり　65
2-⑥　文化の保全・継承　67

基本目標３　笑顔あふれるやさしいまち　71

3-① 子育て環境づくり　72
3-② 地域福祉・生活困窮者福祉　75
3-③ 障がい者（児）福祉　78
3-④ 高齢者福祉　81

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち　83

4-① 市街地の整備・活用　84
4-② 道路環境の整備　86
4-③ 交通環境の充実　88
4-④ 計画的な土地利用の推進　91
4-⑤ 上水道　94
4-⑥ 下水道　97
4-⑦ 公園・緑地の推進　99
4-⑧ 住宅施策　101
4-⑨ 公共施設マネジメント　103

基本目標５　「ひと」と「人」が綱（つな）がる安心・安全なエコタウン　107

5-① 消防・救急　108
5-② 防災・減災　110
5-③ 防犯・交通安全　113
5-④ 環境保全・循環型社会　115

基本目標６　伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち　119

6-① 農林水産業の振興　120
6-② 商工業　123
6-③ 観光　126
6-④ 雇用促進・就業支援　129

第３章　全町（庁）体制で推進するべき重要施策　131

重要施策①　大型 MICE 施設の関連整備　132

重要施策②　子どもの貧困対策　137

重要施策③　生涯健康づくり　140

重要施策④　脱炭素地域づくり　144

資料編

１．与那原町総合計画の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５０
２．与那原町総合計画策定条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５３
３．第５次与那原町総合計画後期基本計画策定基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５４
４．与那原町総合計画後期基本計画策定スキーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５９
５．第５次与那原町総合計画 後期基本計画策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６０
６．与那原町総合計画審議会設置規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６１
７．与那原町総合計画策定委員会規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６２
８．第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会への諮問）・・・・・ １６５
９．第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会からの答申）・・・・ １６６
10．与那原町総合計画 後期基本計画 審議会名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６７
11．与那原町総合計画 後期基本計画 策定委員会名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６８
12．第５次与那原町総合計画 後期基本計画 事務局名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １７０
13．第５次与那原町総合計画 前期基本計画評価（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・ １６９
14．第５次与那原町総合計 後期基本計画住民アンケート調査実施概要・・・・・・・・・・ １８９

はじめに

後期基本計画の策定にあたって

１．計画策定の背景

与那原町（以下、「本町」という。）では、2019（平成 31）年４月に「第５次与那原町総合計画基本構想（2019～2028 年度）」及び「前期基本計画（2019～2023 年度）」を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

第５次与那原町総合計画の策定から５年が経過する中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やポストコロナへの対応、デジタル技術の進展（DX）、脱炭素社会の実現に向けた取組みが広がるなど、本町を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、その対応が求められています。

2023（令和５）年度は、前期基本計画の最終年度にあたることから、基本構想に掲げる将来像「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原 ～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～」の実現に向け、前期基本計画の取り組みを継承しながらも、新たな社会に適応した政策及び施策を推進するため、2024（令和６）年度から 2028（令和 10）年度の５ヵ年を計画とする、後期基本計画を策定しました。

２．策定・一部改定のポイント

基本構想（一部改定）	策定から５年が経過していることから、現況データの更新を行うとともに、昨今の本町を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、重要施策の追加や土地利用構想の更新等を行っています。
基本計画（策　定）	前期基本計画の進捗と評価に基づいた更新を行うとともに、新たに本町において必要とされる施策の追加を行っています。

第１編　総合計画とは

第１章　計画の策定について

１．総合計画の位置づけ
２．計画の構成と期間
３．与那原町の概況

第２章　計画策定においてふまえるべき視点

１．まちづくりへの町民のニーズ

与那原町のイメージキャラクター「つなひきかちゃん」
紹介ページ　P33

第１章　計画の策定について

１．総合計画の位置づけ

① 総合計画とは

総合計画とは、本町の最上位の計画であり将来における町のあるべき姿やこれから進むべき方向についての基本方針を定めたものです。

これまでの総合計画は、地方自治法第２条第４項に基づいて策定されていましたが、法律の改正で法的な策定義務がなくなったことに伴い、町では、与那原町総合計画策定条例を制定し、今後のまちづくりの将来像を定める目的で新たな総合計画を策定しました。

② 総合計画の位置づけ

総合計画は、与那原町のまちづくりにおいて全ての基本となる計画です。

私たち町民が、安心・安全で快適に暮らしていくためには、教育・文化、子育て・健康福祉、社会基盤、生活・環境保全、観光・産業振興など、さまざまな分野の施策を進めていかなければなりません。

総合計画は、その施策を具体的に進めていくためにまちづくりの方向性を定めた計画で町が実施する事業は、この総合計画をもとに進めていくこととなっています。

２．計画の構成と期間

① 計画の構成と期間

第５次与那原町総合計画は、基本構想・基本計画で構成されています。

基本構想は総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的なまちづくりを行うために定める基本的な構想をいい、期間は 2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

基本計画は基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいい、期間は、2019 年度から 2023 年度までの５年間を前期基本計画、2024 年度から 2028 年度までの５年間を後期基本計画として位置づけています。

また、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める実施計画を毎年度策定します。実施計画の計画期間については、基本計画開始年度に３年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化や住民ニーズの対応も検討しつつ、毎年度見直しを行うこととします。

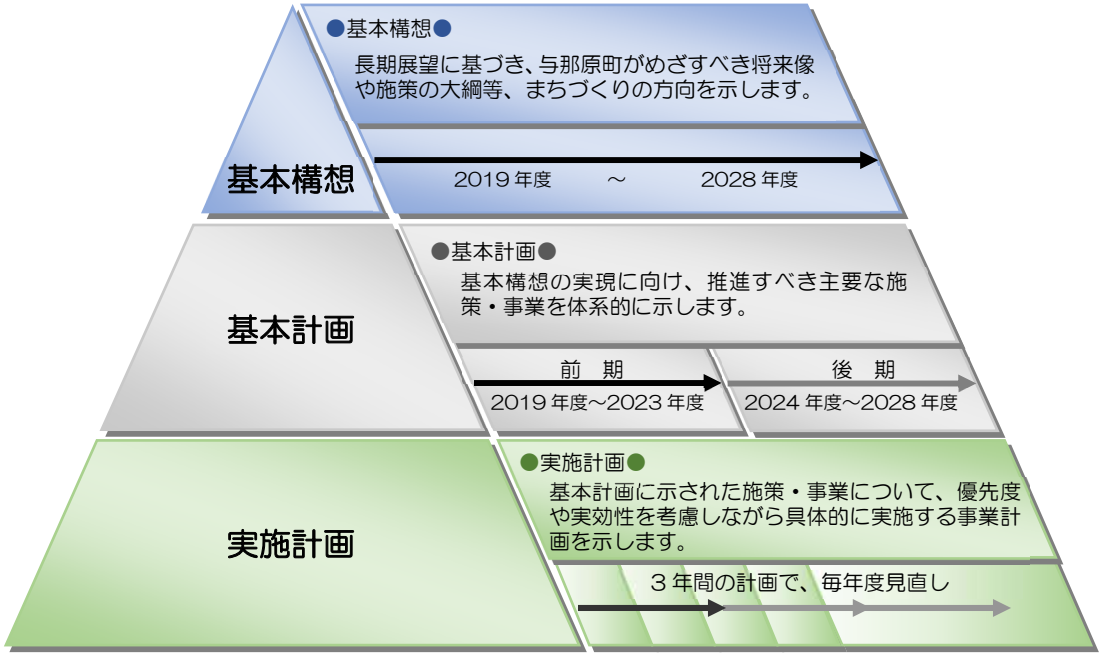

3．与那原町の概況

① 位置、地勢

与那原町は、沖縄本島南部地域の東海岸に位置し、県都那覇市から東へ約９km の地点にあり、南に南城市、西に南風原町、北に西原町の１市２町に隣接しており、町全体が那覇広域都市計画区域に指定されています。面積は、5.18 km^2 と本島内でも最も小さな面積で、東西方向に約 4.3km、南北方向に約 2.1km の長方形をなしています。

■与那原町位置図

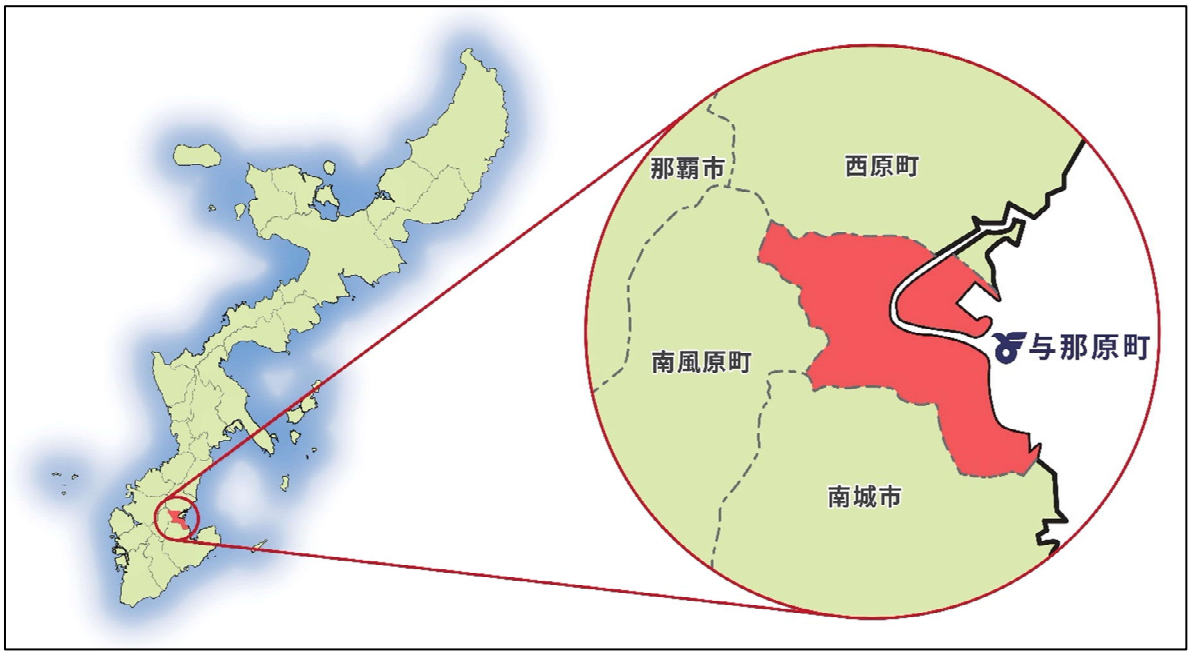

本町の地形は、さまざまな歴史の舞台となった北西の「運玉森（標高 158.1m）」や東南に位置する「雨乞森（標高 132.6m）」の小高い丘陵の森に抱かれ、豊富な海洋資源がある中城湾の海岸線へ向けて平坦地がなだらかに広がっています。

■与那原町地勢図

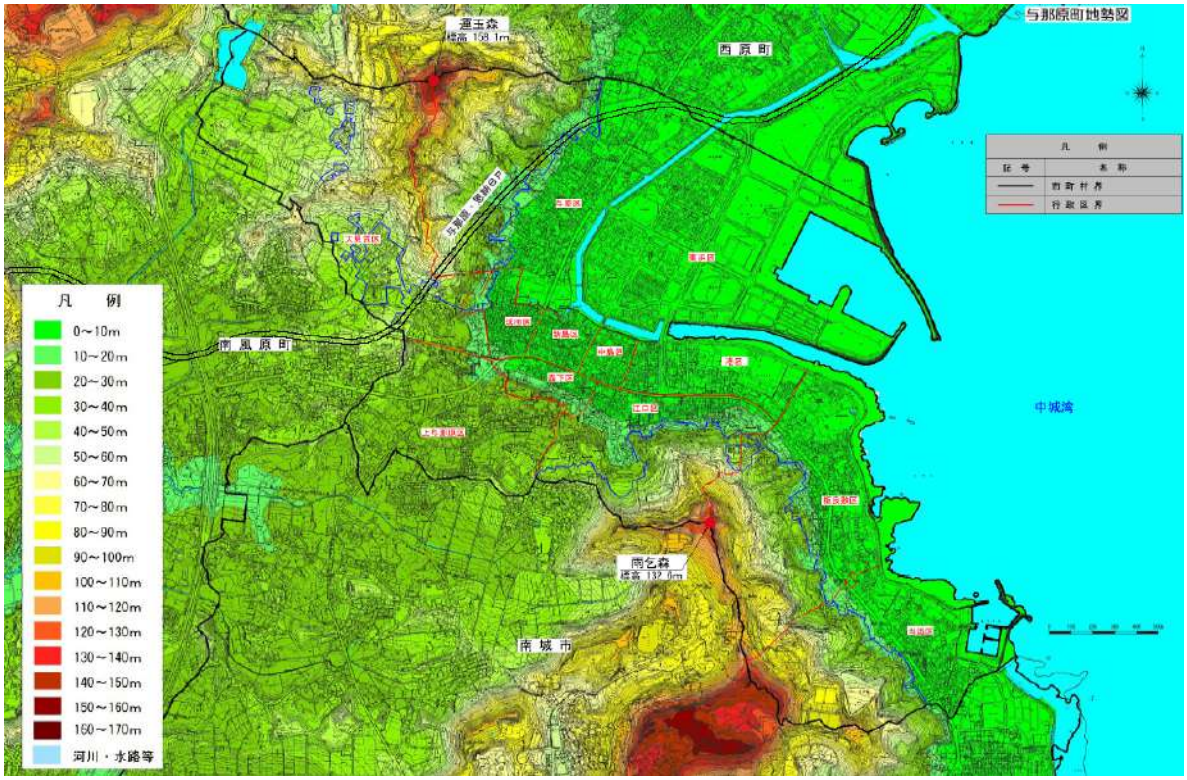

② 沿革

与那原町の歴史は古く、沖縄最古の歌謡集「おもろそうし」の中に「ヨナハル」や「ヨナハバマ」（与那原浜）の名で登場して始まります。

与那原の地名は、かつて海岸地であったところの名称であるといわれ、先史時代の面影は、きわめて静かで白い砂浜が続く入江を前にした浦辺の仙境であったと思われます。古代の与那原人が最初に住み着いたところは、上与那原であったといわれています。当時の与那原は、海に近く漁労に便利で水も豊富だったため、自然に人が住み着き、集落ができたと考えられています。

明治 12 年、廃藩置県の施行後に与那原は大里間切に組み入れられ、明治 41 年の市町村制により大里村の一字となります。大正３年には、那覇―与那原間に沖縄県で初めての軽便鉄道が開通し、与那原は、島尻郡や中頭郡を連結する産業経済の大動脈となり、活況を呈しました。

分町問題は、昭和３年頃から持ち上がり、昭和 19 年町制実現を目前にして戦争のため中断されましたが、戦後、再び分町の気運が高まり昭和 24 年３月 31 日大里村より分離し、同年４月１日町制を施行しました。終戦から昭和 47 年５月 15 日の祖国復帰までの 27 年間、沖縄の施政権は米国政府の支配下におかれましたが、与那原町自らのエネルギーで徐々に復興の道を歩み続け、今日の与那原町をつくりあげました。

③ 人口構造

国勢調査からの与那原町の人口・世帯数をみると、2020（令和２）年現在で 19,695 人、7,932 世帯となっています。1990（平成２）年から 2020（令和２）年の推移をみると、一貫して人口・世帯数とも増加傾向にあります。

特に 2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけての人口や世帯数の増加が目立っていますが、１世帯当たり人数については 1995（平成７）年以降、少子高齢化や核家族化などの影響で、減少傾向にあり 2020（令和２）年では 2.5 人となっています。

■人口・世帯数の推移

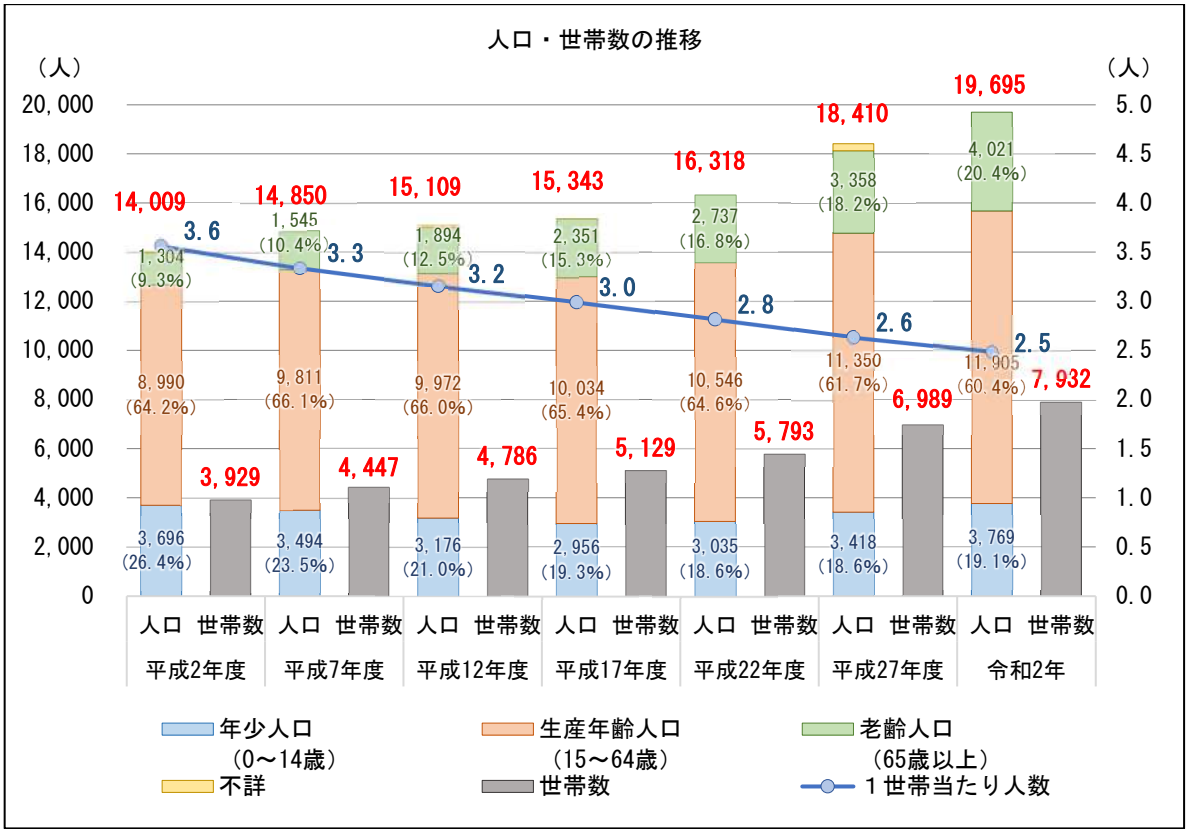

④ 産業構造

与那原町の産業別就業人口をみると、第１次産業については、1995（平成７）年、第２次産業については 2000（平成 12）年から一貫して減少傾向にあり、第３次産業に関しては 1990（平成２）年より増加傾向にあります。

本町の産業別市町村内総生産額※1の推移をみると、第１次産業や第２次産業は増減を繰り返しながらも全体的には増加傾向にあり、第３次産業は 2006（平成 18）年度以降、増加傾向にあります。

産業別市町村内総生産額の合計は、2014（平成 26）年までは 300 億円台前後で推移してきましたが、2015（平成 27）年度に大きく増加し約 378 億6,000 万円となり、2019（令和元）年には 400 億円を超えています。

■産業別就業人口

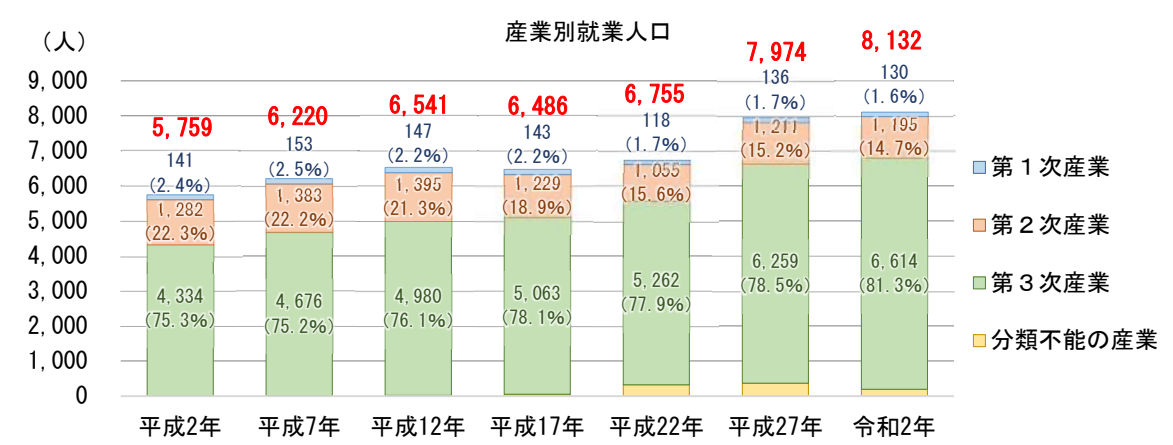

※第１次産業は農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖場の合計である。
第２次産業は鉱業、建設業、製造業の合計である。
第３次産業は電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業、専門・技術サービス業、飲食店・宿泊業、生活関連サービス、医療・福祉、教育・学習支援、複合サービス事業、サービス業、公務の合計である。

資料：国勢調査

■産業別市町村内総生産額

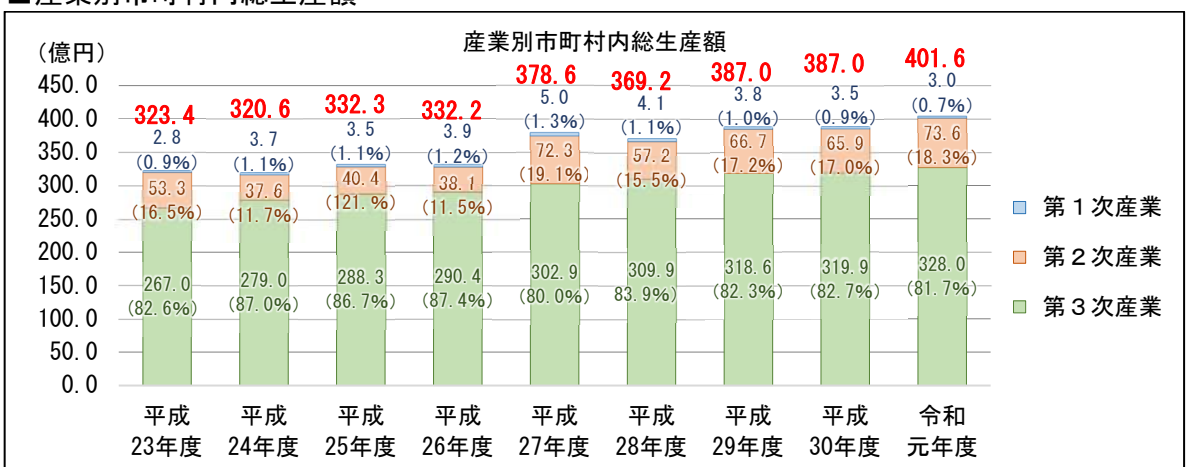

※第１次産業は農業、林業、水産業の合計である。
第２次産業は鉱業、製造業、建設業の合計である。
第３次産業は電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの合計である。

資料：沖縄県市町村民所得（沖縄県企画部統計課企画分析班）

※1 産業別市町村内総生産額（付加価値額）：産業別市町村内総生産額（付加価値額）＝市町村内算出額－中間投資額
１年間に市町村内で行われた各経済活動分の生産活動によって生み出された価値（付加価値）を産業別に示したもの。市町村内算出額（各市町村で行われている農業、製造業、サービス業など生産活動の総額）から中間投資額（生産の過程で投資された原材料や光熱費など）を差し引くと産業別市町村内総生産額（付加価値額）となる。

⑤ 財政の状況

与那原町の財政力指数※2については、2013（平成25）年度から2020（令和２）年度まで上昇傾向にありましたが、2021（令和３）年度から下降に転じ、2022（令和４）年度の決算においては、0.47と県内41市町村中16位となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率※3については、2022（令和４）年度においては、87.3%となっており、財政の硬直化がみられます。

地方債※4（借入金）の現在高は、2019（令和元）年度までは60億円前後で推移していましたが、2020（令和２）年度以降は80億円を超えており、一人当たりの現在高は2022（令和４）年度には41.2万円となっています。

■財政力指数の推移

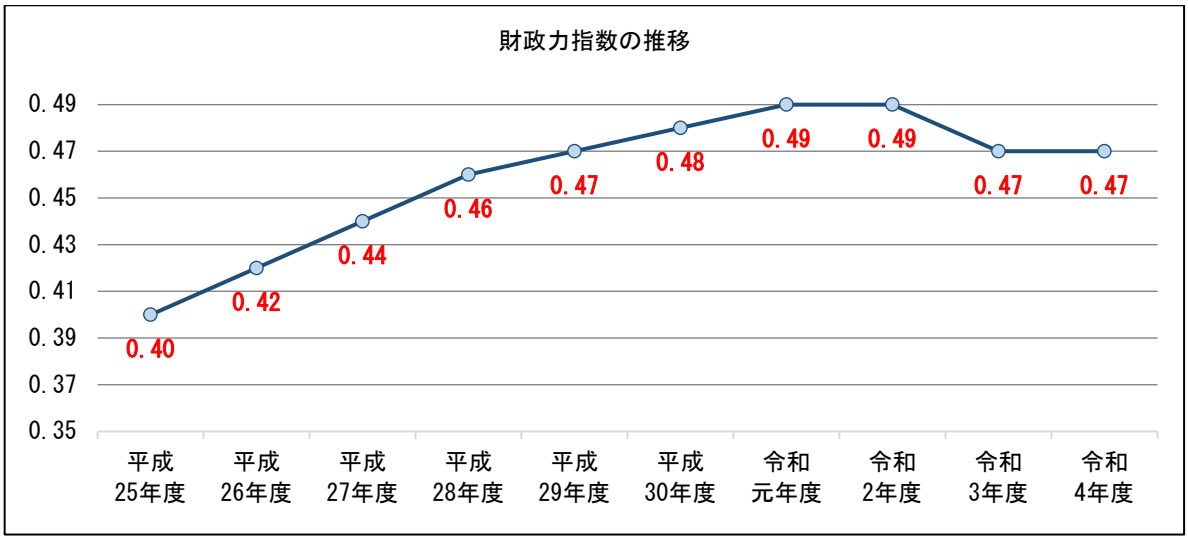

■経常収支比率の推移

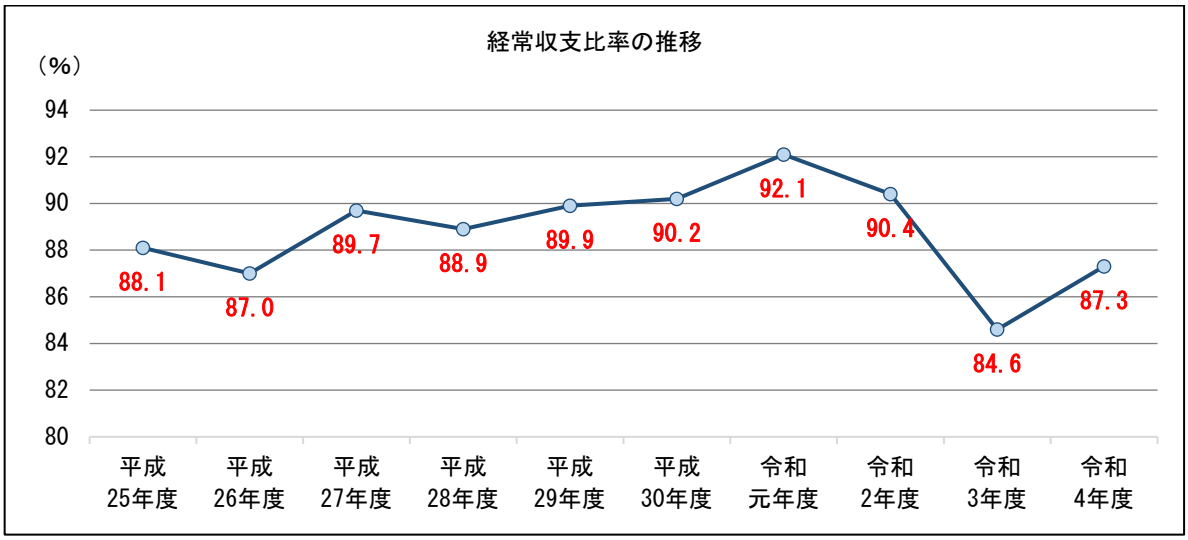

※2 財政力指数：自治体の財政力の強弱を図る指標。国からの地方交付税（普通交付税）への依存度を示している。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超える自治体は普通交付税が交付されない。

※3 経常収支比率：経常的な収入に対し、経常的な支出がどの程度あるかということを示す指標。家庭で置き換えると、毎月の給料を家賃や食費などの毎月かかる経費にどの程度あてているかに該当する。一般的に70～80%が適正といわれている。

※4 地方債：地方債は、いわゆる借金のこと。家計でいえば住宅ローンのイメージである。庁舎などの新たな公共施設の建設や公園や道路の整備など、財政上大きな負担になる場合に地方債を活用する。地方債を発行する際は大きな財政負担となることがほとんどである。例えば、公共施設の建設等の場合は、現在の世代（住民）だけでなく、将来の世代も使用することが一般的であることから、借金を長期で返済することは現代の世代だけでなく、将来の世代にも負担してもらうということ。

■地方債の現在高、一人当たり地方債の現在高推移

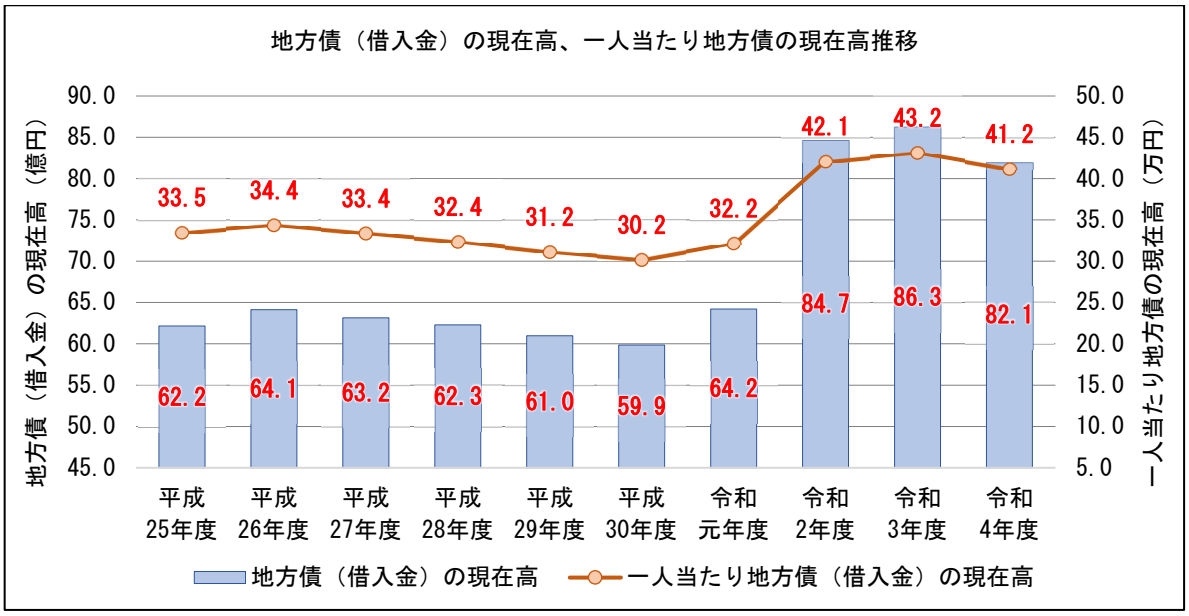

資料：財政課

第２章　計画策定においてふまえるべき視点

まちづくりへの町民のニーズ

本計画の策定にあたり、町民のまちづくりに関する意識を把握するため町民アンケートを実施した結果、次のような回答がありました。

■町民アンケートの実施要領

調査対象：与那原町在住の 15 歳以上の男女（行政区別無作為抽出）
調査方法：アンケート調査票を郵送にて配布、返信用封筒による回収または Web 回答
調査期間：令和５年７月 24 日（月）～８月 10 日（木）
配 布 数 ：3,000 通
回 収 数 ：644 件【返信用封筒による回収 480 件、Web 回答 164 件】
（回収率：21.5%）

① 現在の与那原町の住みやすさ

「住みやすい（54.3%）」と「どちらからといえば住みやすい（37.1%）」を合わせて、91.4%の方が与那原町は住みやすいと回答しており、高い評価となっています。

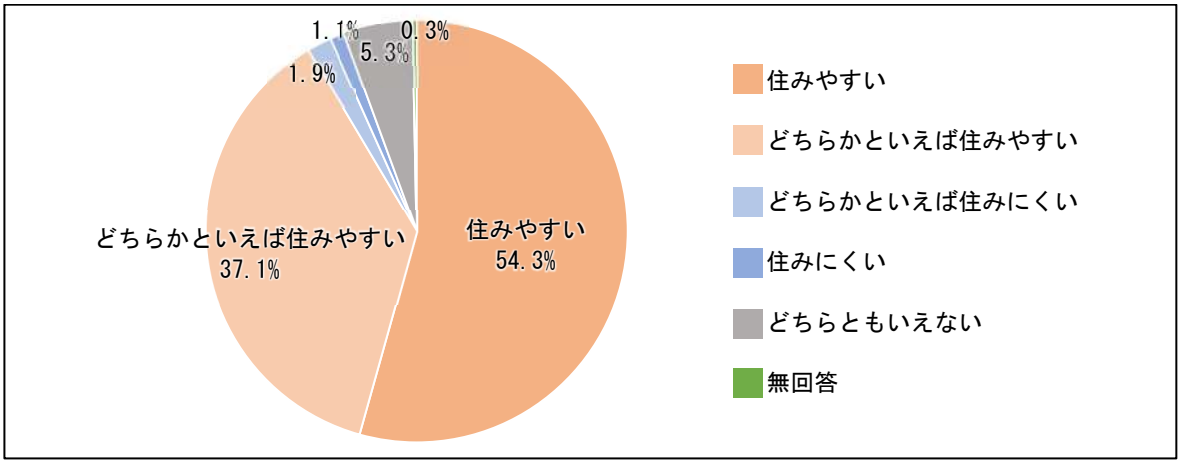

② 今後の与那原町での居住の意向

「ずっと住み続けたい（40.4%）」と「できれば住み続けたい（40.2%）」を合せて、80.6%の方が今後も与那原町に住み続けたいと回答しており、高い評価となっています。

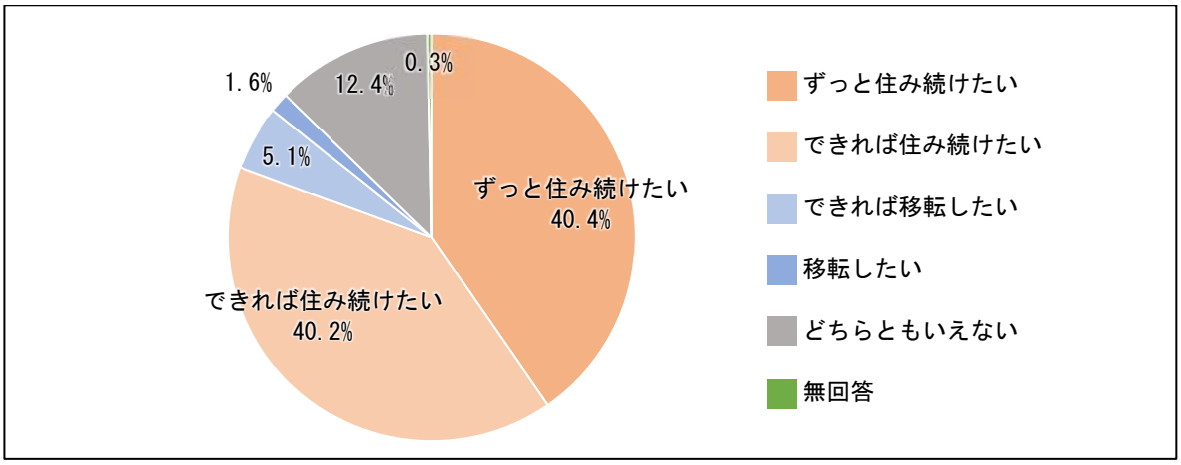

③ 今後も与那原町に住み続けたい理由

今後も与那原町に住み続けたい理由として、「買い物等の日常の生活が便利」が最も高く、続いて「土地柄が好き」が高くなっています。

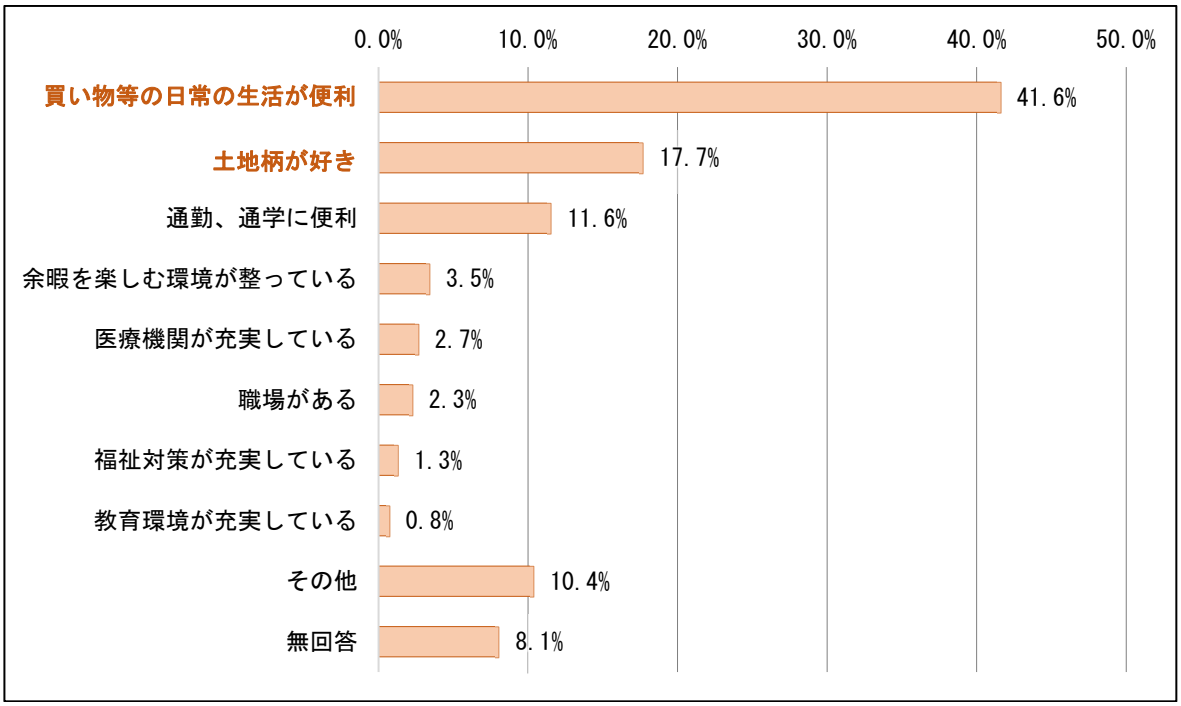

④ 地域の環境について

総合評価（全体）は、「満足」と「やや満足」を合わせると92.0%となります。

満足度が高い項目は、「日頃の買い物の便利さ・楽しさ」「住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ」などとなっています。

不満度が高い項目は、「交差点や通学路など交通環境の安全性」「生活道路や通学路の安全性」など道路環境に関することがあげられます。

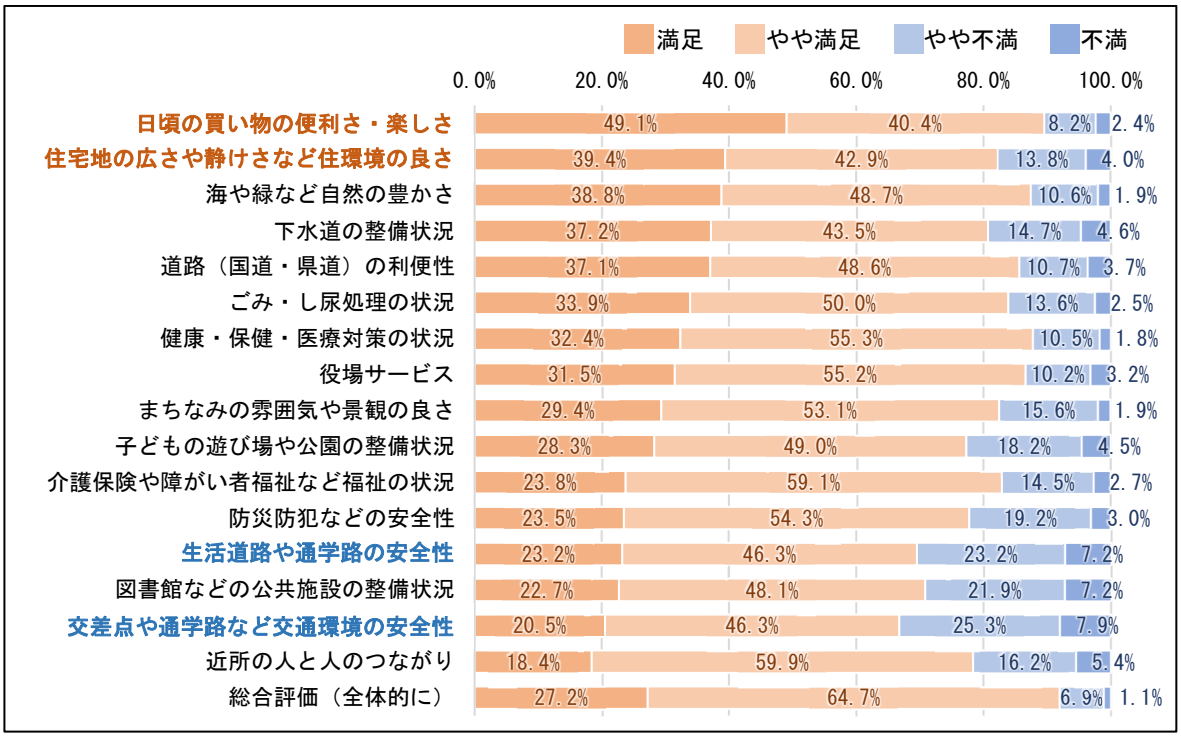

⑤ まちづくりの方向性

今後のまちづくりの方向性として、「子ども、高齢者、障がい者も含めて全ての人が快適に暮らせるまち」が最も高く、続いて「災害に強く犯罪の少ない安心安全なまち」が高くなっています。

「その他」、「無回答」を除いては「農林水産業などが盛んなまち」が最も低く、続いて「自治会などコミュニティ活動の盛んなまち」が低くなっています。

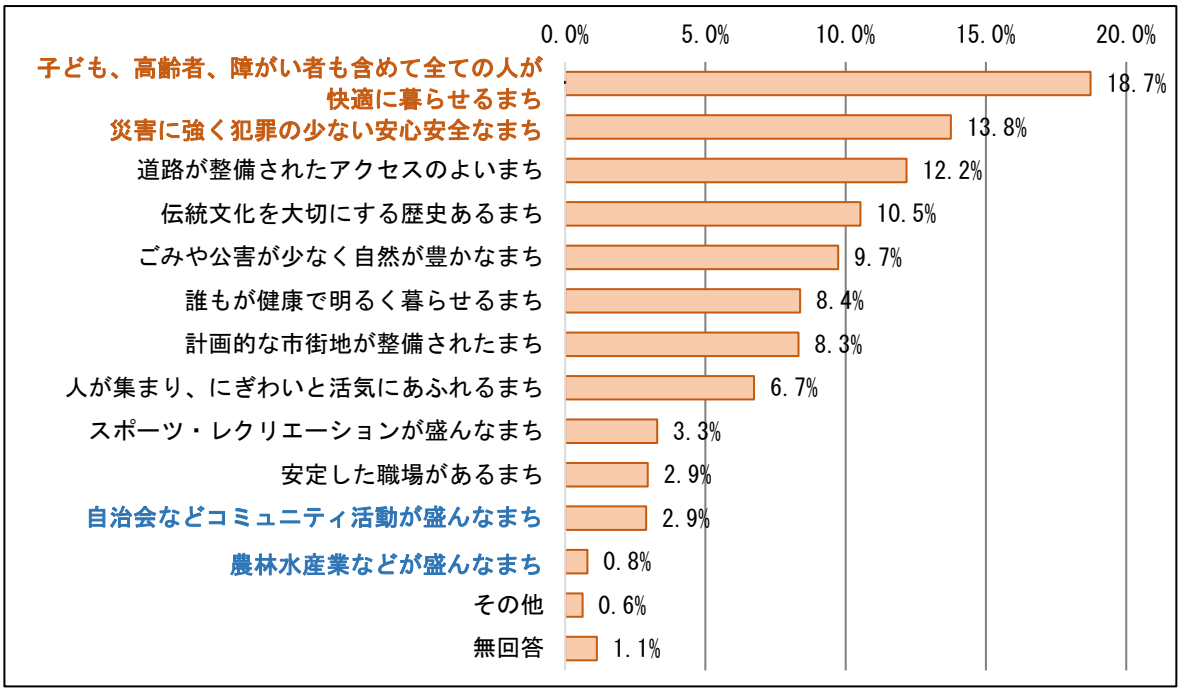

⑥ 与那原町で大切にしたい、残したい 活用していきたい場所・モノ・行事

与那原町で大切にしたい、残したい 活用していきたい場所・モノ・行事などで多く挙がった意見としては以下の内容となっています。

- 与那原大綱曳（与那原まつり関連）
- 山と海、自然
- 水辺（東浜水路、与那原マリーナ）
- 運玉森・雨乞森
- 赤瓦
- 軽便与那原駅舎・線路
- ひじき
- 当添ハーリー
- 公園、広場（与那古浜公園、シーサー公園、与原公園 など）
- 通り・商店街（オリオン通り、えびす通り など）
- 文化財（メーヌカー、親川、御殿山、久葉堂 など）・御嶽・拝所

第２編　基本構想

第１章　まちづくりの基本理念

第２章　将来像とまちづくりの基本目標

１．将来像
２．まちづくりの基本目標
３．全町（庁）体制で推進するべき重要施策
４．将来の推計人口

第３章　土地利用構想

第１章　まちづくりの基本理念

与那原町は、まちの理想像を掲げ、まちづくりのための行動目標を示すことや町民の生活を快いものにするための努力目標を示す目的で、与那原町町民憲章を定めています。
第５次与那原町総合計画では、町民憲章を「まちづくりの基本理念」として位置づけています。

町民憲章

私たちは、朝陽に映える与那原町民であることに誇りをもち、明るく、豊かで、住みよい町をつくるため、みんなで次のことを実行しよう。

- みんなでつくろう　みどり豊かな美しいまちを
- みんなでそだてよう　奉仕するこころと福祉のまちを
- みんなでめざそう　平和で明るい健康なまちを
- みんなできずこう　かおり高い文化のまちを
- みんなでのばそう　活気あふれる産業のまちを

町花木：デイゴ

町木：リュウキュウコクタン

町花：ハイビスカス

町魚：ヨナバルマジク

第２章　将来像とまちづくりの基本目標

１．将来像

将来像は、第５次与那原町総合計画により目指すべき10年後のまちの姿を描いたものです。

与那原町では、これまで交通の要衝、商業のまちとして栄え、多くの先人によって培われてきた歴史と文化を継承発展させてきました。

さらに、「中城湾港マリン・タウン・プロジェクト」により東海岸の拠点としてますます発展を遂げています。

第５次与那原町総合計画においても、平和と伝統、歴史・文化を継承発展させ、未来へ繋げていくとともに、新しい未来に向けて、町民が一丸となって、誰もが笑顔で明るく、コンパクトであるまちの特性を活かしながら、活気と魅力あふれる美しいまちづくりを目指していくため、本町の将来像を以下の通り掲げ、その実現に向けて取り組んでいきます。

与那原町の将来像

みんなで創（つく）ろう

活気（かっき）あふれる

美（ちゅ）らまち与那原（よなばる）

～平和（へいわ）と文化（ぶんか）・伝統（でんとう）を未来（みらい）へ綱（つな）げて～

注：本総合計画では、目次、見出し、基本目標、名称、題名及びテーマ等で使用されている「つな」については町民の誇りと象徴である「与那原大綱曳」を継承発展させていくため「綱」を使用している。

2．まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念及び将来像を実現するために、次の６つのまちづくりの基本目標を設定します。各基本目標にはそれぞれ、めざす姿と推進する施策を定めています。

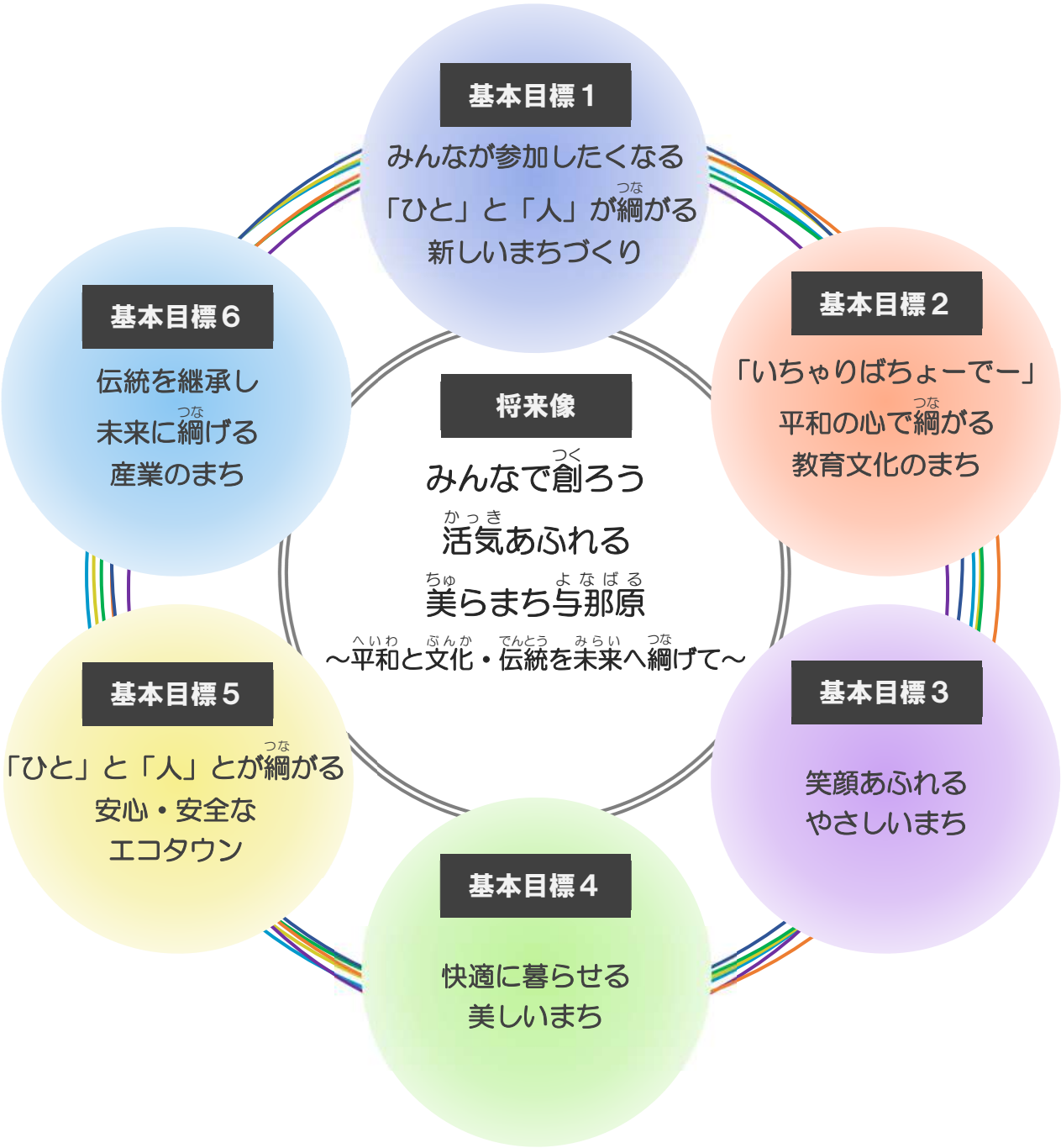

注：“「ひと」と「人」が綱がる”で「ひと」と「人」で表現を変えているのは、さまざまな人がいてその人たちをつなげていくという思いを表現している。

① みんなが 参加したくなる「ひと」と「人」が綱(つな)がる新しいまちづくり

○施策分野「人づくり・地域づくり」

子どもから大人までが、繋がる環境づくりを目指します。そのために地域内のコミュニケーションを深め、その充実を推進します。

地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのために地域の活動の拠点となる公民館などの整備と自治会への加入を推進します。

○施策分野「自律・自立するまち」・「情報の共有・共鳴で築くまち」

住民と行政が互いに尊重し、住民一人ひとりが問題意識をもち、誰もがまちづくりに参画しやすい環境の構築を目指します。そのために住民が行政情報や観光情報を得やすい環境を構築し、メディアリテラシー※5の育成を推進します。

○施策分野「行財政運営」

多様化する行政ニーズに対応したサービスの提供を目指します。そのために役場以外での証明書発行や開庁時間の延長、納税者の利便性向上を図るための納付方法等を検討し、行政サービスの充実を推進します。また、租税教育・啓発活動の充実を図ることで自主財源を確保し、健全な財政運営に努めます。

② 「いちゃりばちょーでー※6」平和の心で綱(つな)がる教育文化のまち

○施策分野「学校教育の充実」

子どもたちが「確かな学力」を身につけられるような環境づくりを目指します。そのために教師の指導力向上、ICT 機器の活用と、家庭と学校に関する学習課題を共有し、学齢毎に応じた家庭学習時間の確保を推進します。

保育士、教諭、教師の指導力の更なる向上と「確かな学力」の定着を目指します。そのために教育環境の整備充実や「保、幼、小、中」さらには、高校や大学との連携を推進します。

※5 メディアリテラシー：さまざまなメディアにアクセスし、情報を読み解き活用しコミュニケーションを図る能力。
※6 いちゃりばちょーでー：沖縄に古くから伝わることわざで「一度出逢ったら皆兄弟」の意味。

○施策分野「家庭教育の定着」

家庭学習の定着を目指します。そのために学校教育や家庭教育に関する情報の積極的な発信・共有を推進します。

○施策分野「青少年健全育成」

心身ともにたくましい子どもたちの育成を目指します。そのために学校・家庭・地域や関係機関の連携協力を推進します。

○施策分野「地域交流と支援体制」

全ての町民がいつでも学び交流できる環境づくり、拠点づくりを目指します。そのためにコミュニティーセンターや公民館、図書館などを拠点とし、生涯学習の充実を図るとともに、新たな交流拠点施設の整備などにより地域コミュニティの充実などを推進します。

○施策分野「心と体を育むスポーツ環境づくり」

心身の充実した人材の育成を目指します。そのために学校・家庭・地域などの関係機関が連携協力し、安心で安全な生活環境の維持、スポーツ環境の充実を推進します。

町民が健康で明るくスポーツができる環境づくりを目指します。そのために、関係機関と連携を図るとともに、住民が気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの充実を推進します。

○施策分野「文化の保全・継承」

先人達の築いてきた文化を保全し、その歴史・文化を次世代へ継承していけるまちを目指します。そのために文化教育の充実を推進します。

町民が先人の伝統文化を大切にし、継承し、次の世代へと繋げていく環境づくりを目指します。そのために与那原大綱曳などの町の伝統文化や文化財を継承・発展させる仕組みづくりとして人材育成や環境整備を推進します。

③ 笑顔あふれるやさしいまち

○施策分野「子育て環境づくり」

安心して子育てができる地域づくりを目指します。そのために保育・幼児教育などの環境整備、ひとり親支援、虐待防止対策の充実を図るなど児童福祉施策の取り組みを推進します。

○施策分野「地域福祉・生活困窮者福祉」

町民皆で支えあう地域づくりを目指します。そのために福祉人材育成、各種団体支援を図るなど町民皆で支えあう仕組みづくりと地域福祉の担い手づくりを推進します。

○施策分野「障がい者（児）福祉」

障がい者（児）が自主的な活動と自立した生活を送ることができる地域づくりを目指します。そのために障がい者（児）理解の促進と支援制度の充実を図り、障がい福祉を推進します。

○施策分野「高齢者福祉」

高齢者が住み慣れた環境で快適に過ごすことのできる地域づくりを目指します。そのために生きがいづくり、各種教室などの充実を図り、町民皆で支えあう仕組みづくりを推進します。

④ 快適に暮らせる美しいまち

○施策分野「市街地の整備・活用」

市街地の活性化や限られた土地を有効的に活用した新たな都市基盤整備を目指します。そのために魅力ある新たな都市空間の創出や水辺空間の魅力向上を推進します。

○施策分野「道路環境の整備」

車・自転車・歩行者などが、安心で安全に利用でき、周辺のまち並みと調和した快適な道路環境の確保を目指します。そのために道路ネットワークの構築、安全で快適な道路環境の整備、計画的な維持管理と長寿命化を推進します。

○施策分野「交通環境の充実」

過度に自動車へ依存しない誰もが快適に移動できる交通環境や公共交通を含む多様な移動手段の利便性向上を目指します。そのために新たな公共交通を含めた公共交通の充実、交通に対する意識改革、与那原町地域総合交通戦略などの交通関連計画を推進します。

○施策分野「計画的な土地利用の推進」

魅力ある土地利用や統一感のあるまちづくりを目指します。そのために都市計画制度を活用した機能性の高い都市空間の形成、本町の魅力的な地域特性を活かした景観形成、国土利用計画に基づいた土地利用を推進します。

○施策分野「上水道」

安心で安全な水道水の安定供給を目指します。そのために老朽化する上水道施設の計画的な整備や非常時・災害に備えた整備、漏水防止対策、定期的な水質検査に基づいた水道水の安定供給を推進します。

○施策分野「下水道」

健康で快適な生活のための下水道整備、公共用水域の水質保全や生命・財産を守るための浸水地域の解消を目指します。そのために快適に水と親しめる空間を創出できる下水道整備や集中豪雨などから生命・財産を守るための浸水対策を推進します。

○施策分野「公園・緑地の推進」

ふれあいと賑わいのある緑豊かな環境形成や地域が誇りと愛着を持てるまちづくりを目指します。そのために公園の新設・区域拡大や街路樹などの整備、公共公益施設整備など賑わいを創出する公園の整備を推進します。

○施策分野「住宅政策」

住宅困窮者などに配慮した町営住宅の支援や町民が安心・安全で快適に暮らせる住環境の整備を目指します。そのために施設の予防保全的な管理を行い住宅リフォームやバリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進します。

○施策分野「公共施設マネジメント」

効率的な施設管理などによる財政負担の軽減と、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した安心安全な施設を目指します。また、すべての住民にひらかれ親しまれる未来へ繋がるやさしい公共施設の整備を目指します。

そのために各種施設の更新時期を踏まえた個別施設計画の策定等効率的な施設管理を推進するとともに、公共施設の集約化や、計画等の更新に努め、安心・安全な公共施設の整備を推進します。

⑤ 「ひと」と「人」とが綱（つな）がる安心・安全なエコタウン

○施策分野「消防・救急」

町民の生命や財産を守るため、消防・救急・援助体制の充実強化を目指します。そのために消防・救急・援助体制の強化や消防団員の更なる充実を図り、迅速に対応できる仕組みづくりを推進します。

○施策分野「防災・減災」

自らを守る「自助」お互いに助けあう「共助」町民、企業、役場等が協力して活動する「協働」の意識を高め、地域で助けあう仕組みづくりを目指します。そのために町民などへ災害時の避難所や避難経路の周知を図ることや防災訓練を行うことで町民の防災意識向上を推進します。

○施策分野「防犯・交通安全」

町民が安心で安全に暮らせるまちを目指します。そのために地域一体となった町内パトロールの実施や犯罪の未然防止、

早期発見・解決を図るための住民のプライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を推進します。また関係団体と連携し、町民の交通安全ルールや交通マナーの向上に努めます。

○施策分野「環境保全・循環型社会」

自然環境を保全し、町民が住みやすいまちづくりを目指します。そのために自然環境保全に努め、野犬、野良猫、ハブ、害虫対策などの環境衛生対策に努め、危険空家対策や個人墓地の無秩序な散在化による景観や生活環境の悪化を防ぐための取り組みを推進します。また、循環型社会形成に向けて、ごみの減量化や分別、リサイクル強化、温室効果ガスの削減に努めます。

⑥ 伝統を継承し未来に綱(つな)げる産業のまち

○施策分野「農林水産業の振興」

農用地の保全や遊休農地の活用、農業後継者や新規就農者の育成、地元食材の積極的な活用による地産地消を目指します。そのために農地中間管理機構などを利用した農地の利用促進、新規就農者の確保と担い手の育成、地産地消の推進と環境にやさしい農業を推進します。

安定した漁業経営の確立、獲る水産業とあわせて、育てる水産業の展開を目指します。そのために人材育成や後継者確保の支援、特産品の新メニュー開発などの消費者拡大、水産資源確保のための稚魚の放流を推進します。

○施策分野「商工業」

活気ある商店街や経営の安定化、窯業の積極的な活用によるさらなる振興を目指します。そのために空き店舗や空き地を有効活用した活気ある商店街づくり、後継者不足の解消など経営安定化の支援、伝統ある窯業を絶やさぬための技術継承や後継者の育成と窯業製品の積極的な活用で特色あるまち並みの形成を推進します。

○施策分野「観光」

本町の地域特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、観光地としてのブランド構築を目指します。そのために「大綱曳」、「水路」、「MICE」の３つの重点施策、与那原町観光実施計画に基づいた計画的な観光振興、魅力的な観光メニューの創出や地域特性を活かした新たな観光資源の発掘を推進します。

○施策分野「雇用促進・就業支援」

就業しやすい労働環境や就業意識の向上を目指します。そのために求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消、職場体験学習や社会人講話などで就業意識の向上支援を推進します。

３．全町（庁）体制で推進するべき重要施策

第５次与那原町総合計画では、６つの基本目標を定めていますが、本町の現状、課題、町民からのニーズ等を踏まえた策定プロセスの中で、次の４つの施策については、分野毎ではなく横断的に取り組んでいく「全町（庁）体制で推進すべき重要施策」として位置づけています。

① 大型 MICE 施設の関連整備

大型 MICE 施設と関連した誰もが訪れたくなる魅力ある周辺環境整備と東海岸地域の風土と特色を生かした観光リゾート地の形成を目指します。そのために周辺環境整備や来訪者にやさしい観光の取り組みを推進します。

広域移動の需要増加への対応など渋滞のない円滑な交通環境の構築を目指します。そのために施設周辺の大規模渋滞対策の取り組みを推進します。

観光防災の観点から、国内外の来訪者が安心して訪れることができる環境づくりを目指します。そのために救急・防災・防犯対策の取り組みを推進します。

ゴミのないきれいなまちを目指します。事業所系ごみの増加が予測されるため、南部広域行政組合と連携を図るなど環境対策への取り組みを推進します。

② 子どもの貧困対策

社会の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望をもって成長していける社会を目指します。そのために妊娠期から切れ目のない支援や就学支援、就労・生活支援の取り組みを推進します。

③ 生涯健康づくり

日々を楽しく健康で長生きできるまちづくりを目指します。そのために健康意識の向上促進、母子、学童期の健康づくり、壮年期・高齢期の健康づくり、感染症予防対策、健康づくりの拠点施設の整備などライフステージに応じた取り組みを推進します。

④ 脱炭素地域づくり

次世代に良好な環境を引き継ぐために、環境にやさしいまちづくりを目指し、脱炭素先行地域事業を推進します。

エネルギー産業や関連企業を育成することで、全国と比較して低い水準にある町内一人当たりの所得向上に努めます。

毎年のように襲来する台風をはじめとする突発的な災害に対応できる、災害に強いまちづくりを目指すため、再生可能エネルギー等の各種設備導入を推進します。

４．将来の推計人口

国勢調査によると、与那原町の人口は年々伸び続けており、2020（令和２）年には 19,700 人となっています。今後も増加することが予測されており、第５次総合計画の目標年次である 2028（令和 10）年には 20,850 人となる見込みです。

将来の推計人口　２０，８５０人（２０２８年度）

■将来人口推計

	R２ 2020 年度	R６ 2024 年度	R７ 2025 年度	R10 2028 年度	R12 2030 年度	R17 2035 年度
前期基本計画	20, 000	20, 090	20, 100	20, 050	20, 000	19, 900
後期基本計画	19, 700	20, 350	20, 510	20, 850	21, 080	21, 470

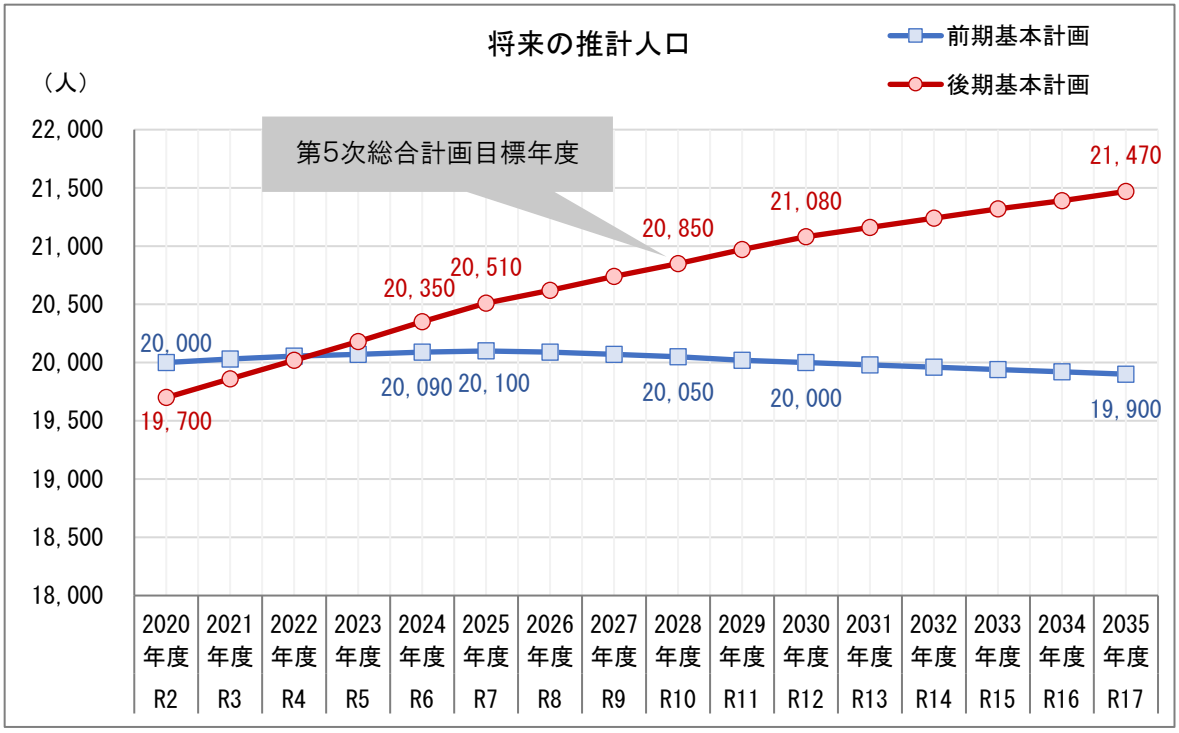

■将来の推計人口の考え方

- 将来の推計人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」が推計（令和２年国勢調査を基準）した人口を参考としました。
- 推計には、コーホート要因法を用いています。
- コーホート要因法は、５歳階級毎に５年後の人口がどうなるかを、出生率、生残率、移動率、出生比率を用いて算定する手法です。

■年齢別将来の推計人口

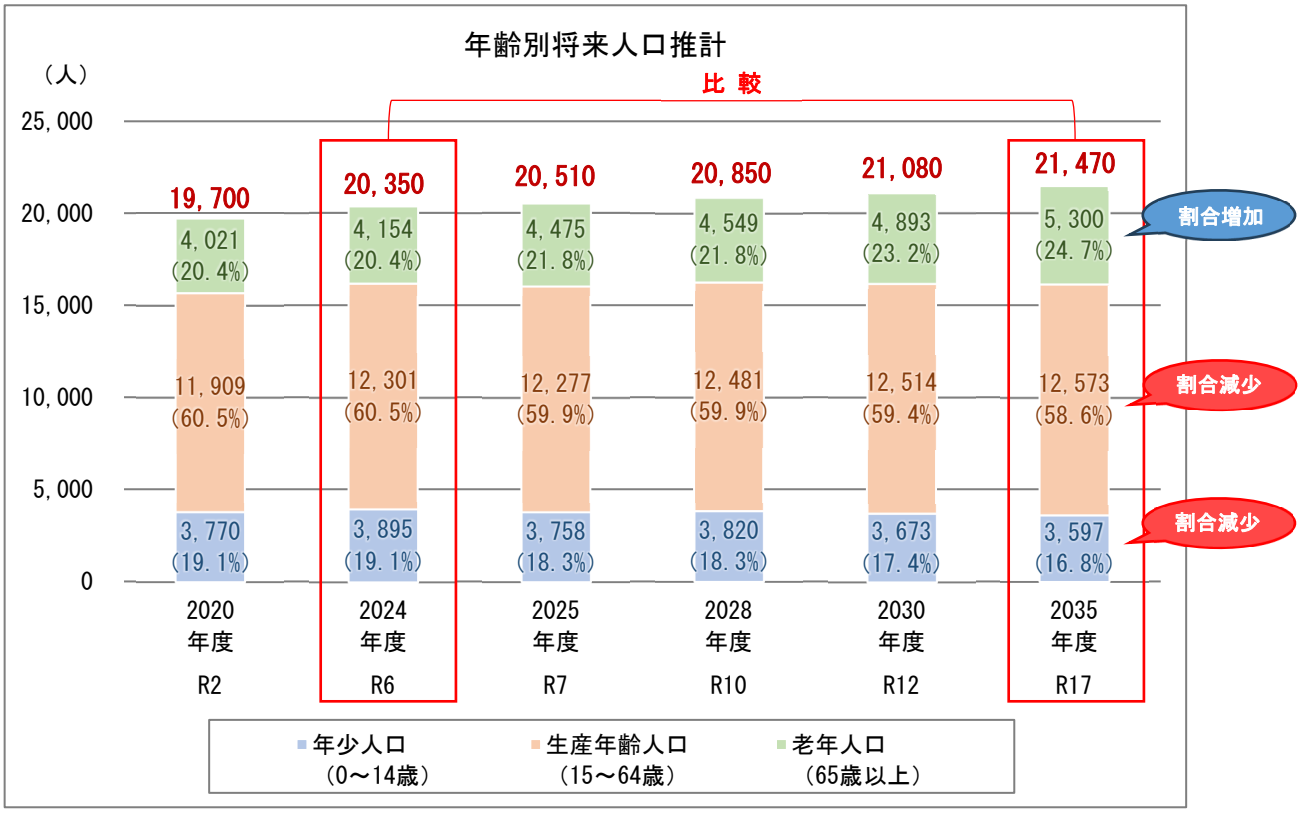

■人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も増加を続け、2035 年度まで人口が伸び続けることが予想されます。このことから、現在実施している施策を引き続き推進することは、一定の効果があると推測されます。

一方、2024（令和６）年度と 2035（令和 17）年度を比較すると、年少人口・生産年齢人口の構成比は減少し、老年人口の割合は増加していることから、減少していく子どもたちのための施策や、働く子育て世代のための支援整備を推進していくことが重要となります。また、老年人口の割合増加が予測されるため、元気な高齢者を増やすための取り組みとして、健康寿命の延伸や高齢者の生きがいづくりなどの施策も必要となります。

第３章　土地利用構想

コンパクトな町域ならびに交通の要衝にある特性を活かし、都市的土地利用と自然的土地利用、海洋性レクリエーション等との調和が取れた土地利用を図るものとします。今後、社会状況の変化等により土地利用見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応を検討します。

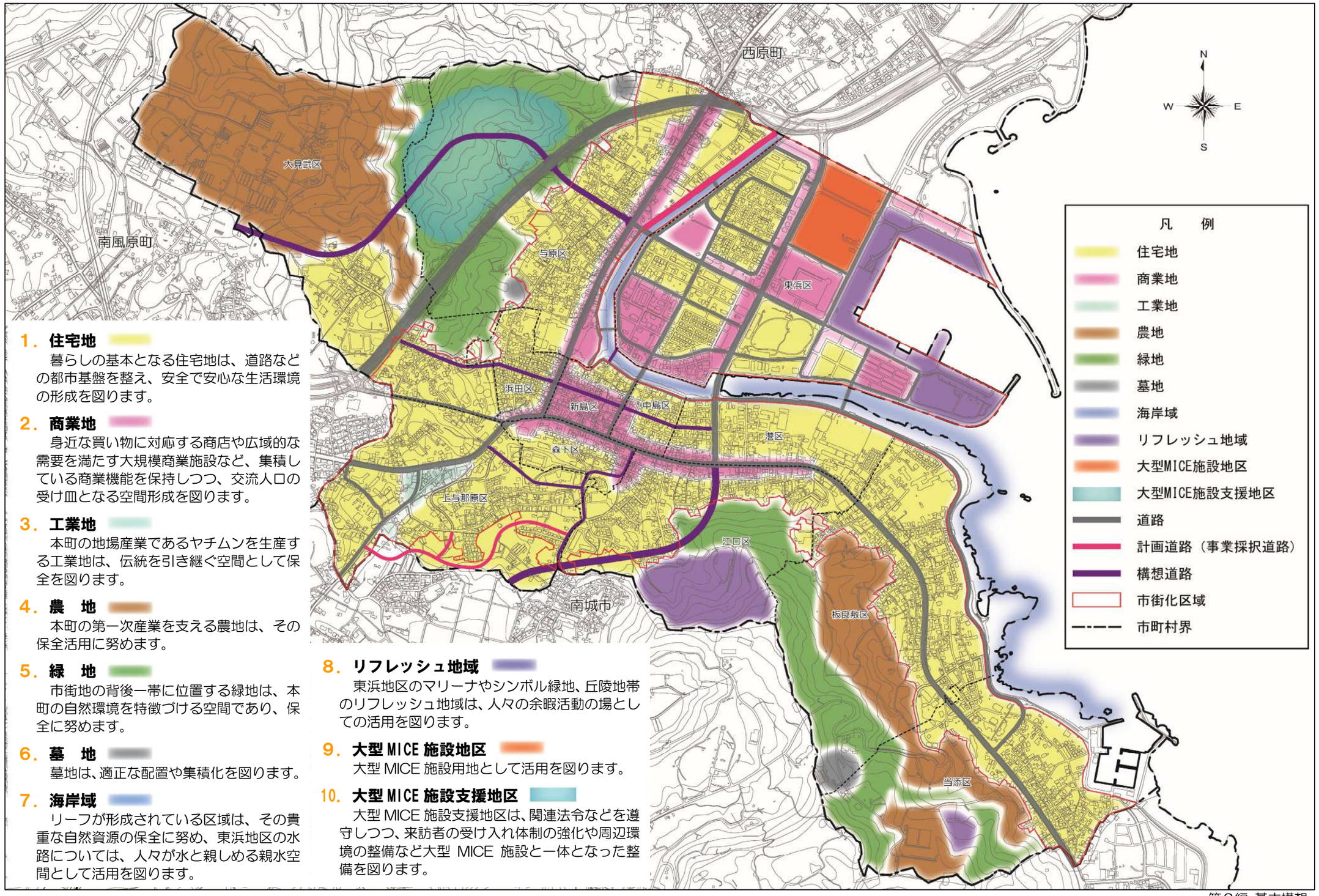

1．住宅地

暮らしの基本となる住宅地は、道路などの都市基盤を整え、安全で安心な生活環境の形成を図ります。

2．商業地

身近な買い物に対応する商店や広域的な需要を満たす大規模商業施設など、集積している商業機能を保持しつつ、交流人口の受け皿となる空間形成を図ります。

3．工業地

本町の地場産業であるヤチムンを生産する工業地は、伝統を引き継ぐ空間として保全を図ります。

4．農　地

本町の第一次産業を支える農地は、その保全活用に努めます。

5．緑　地

市街地の背後一帯に位置する緑地は、本町の自然環境を特徴づける空間であり、保全に努めます。

6．墓　地

墓地は、適正な配置や集積化を図ります。

7．海岸域

リーフが形成されている区域は、その貴重な自然資源の保全に努め、東浜地区の水路については、人々が水と親しめる親水空間として活用を図ります。

8．リフレッシュ地域

東浜地区のマリーナやシンボル緑地、丘陵地帯のリフレッシュ地域は、人々の余暇活動の場としての活用を図ります。

9．大型 MICE 施設地区

大型 MICE 施設用地として活用を図ります。

10．大型 MICE 施設支援地区

大型 MICE 施設支援地区は、関連法令などを遵守しつつ、来訪者の受け入れ体制の強化や周辺環境の整備など大型 MICE 施設と一体となった整備を図ります。

第３編　後期基本計画

第１章　施策体系

第２章　基本目標別施策

１．みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱(つな)がる新しいまちづくり

２．「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱(つな)がる教育文化のまち

３．笑顔あふれるやさしいまち

４．快適に暮らせる美しいまち

５．「ひと」と「人」が綱(つな)がる安心・安全なエコタウン

６．伝統を継承し未来に綱(つな)げる産業のまち

第３章　全町（庁）体制で推進するべき重要施策

１．大型 MICE 施設の関連整備

２．子どもの貧困対策

３．生涯健康づくり

４．脱炭素地域づくり

第１章　施策体系

後期基本計画では、将来像を実現するために、６つの基本目標を設定し、それを具体化していく施策を体系的に示します。また、基本目標別の分野を横断的に連携し取り組むべき施策を「全町（庁）体制で推進するべき重要施策」としています。

将来像

みんなで創ろう　活気あふれる　美らまち与那原

～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

基本目標

1．みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

2．「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

3．笑顔あふれるやさしいまち

4．快適に暮らせる美しいまち

5．「ひと」と「人」とが綱（つな）がる安心・安全なエコタウン

6．伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち

施策

分野	基本目標	施策	ページ
総務 財政分野	1	①人づくり・地域づくり	P40
		②自律・自立するまち	P42
		③情報の共有・共鳴で築くまち	P44
		④行財政運営	P46
教育 文化分野	2	①学校教育の充実	P52
		②家庭教育の定着	P56
		③青少年健全育成	P59
		④地域交流と支援体制	P61
		⑤心と体を育むスポーツ環境づくり	P65
		⑥文化の保全・継承	P67
子育て 健康福祉分野	3	①子育て環境づくり	P72
		②地域福祉・生活困窮者福祉	P75
		③障がい者（児）福祉	P78
		④高齢者福祉	P81
まちづくり 都市施設分野	4	①市街地の整備・活用	P84
		②道路環境の整備	P86
		③交通環境の充実	P88
		④計画的な土地利用の推進	P91
		⑤上水道	P94
		⑥下水道	P97
		⑦公園・緑地の推進	P99
		⑧住宅政策	P10
		⑨公共施設マネジメント	P103
生活 環境分野	5	①消防・救急	P108
		②防災・減災	P110
		③防犯・交通安全	P113
		④環境保全・循環型社会	P115
観光 産業分野	6	①農林水産業の振興	P120
		②商工業	P123
		③観光	P126
		④雇用促進・就業支援	P129

全町（庁）体制で推進するべき重要施策

1．大型MICE施設の関連整備　P132

2．子どもの貧困対策　P137

3．生涯健康づくり　P140

4．脱炭素地域づくり　P144

与那原町キャラクター　つなひきかちゃん

◎年　　齢 ： 0歳
◎性　　別 ： 不明
◎生 年 月 日 ： 平成30年7月27日＝ウマチー綱の日
◎身長・体重 ： 165cm　100キロ （与那原大綱曳の総重量5トンの 50 分の 1 の重さ）
◎性　　格 ： 恥ずかしがり屋さんで、素直なこころの持ち主
◎特　　技 ： 人々を元気にする不思議なパワーを持っている
◎弱　　点 ： 虫（綱の神事でアブシバレー（虫払い）が行われている）
◎好きなもの ： 与那原そば、ヒジキジューシー、ぜんざい
◎ご 利　益： 無病息災、子孫繁栄、つなひきかちゃんに触れるとカップルは結ばれるかも

◎つなひきかちゃん誕生ストーリー

大綱曳が始まる遥か昔、親川（エーガー）のまわりにきれいな赤花（アカバナー）が咲いていました。
その赤花（アカバナー）は、与那原大綱曳が始まってからずっと綱曳を見守っていましたが
ウマチー綱のときにとても楽しそうに綱を曳く子どもたちや、よなばるの人々を見て
「わたしもみんなと参加したいなあ」と願っていました。

そんな赤花（アカバナー）を見ていた親川（エーガー）に住む女神は、
「そんなに思いがあるのであれば、人間の世界に行ってよなばるの人々の
融和と団結のために頑張っておいで」と赤花（アカバナー）に伝説の水を与えました。
その瞬間！「つなひきかちゃん」が誕生したのです。

「つなひきかちゃん」は、人と人のつながりや絆を深める不思議なパワーを持っていて
今日も「みんなの心に花が咲いたらいいな」と願いながら、よなばるを見守り続けているのです。

第２章　基本目標別施策

後期基本計画の構成

① SDGs17 の目標
SDGs の 17 の目標のうち施策分野に該当する目標を示しています。（SDGs については P38 参照）

② めざす姿
将来実現すべき状態、あるべき姿を掲げています。

③ 施策の展開
「めざす姿」を実現するための取り組みを施策の展開として掲げ、それぞれの現状と課題を整理しています。そして課題解決に向けた具体的な施策を体系立てて基本的な方向性を示しています。

④ 現状と課題
施策に関して、与那原町の置かれている現状や、課題を示しています。

⑤ 施策の体系
それぞれの施策を体系立てて示しています。

基本目標１　みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

施策分野　1－①　人づくり・地域づくり　＜関係課＞ 総務課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 地域内のコミュニケーションを深め、子どもから大人までが繋がる環境づくりを目指します。
- 地域活動における大きな役割を担っている自治会の加入率向上を図り、地域の活性化を目指します。

施策の展開

- 現状と課題
  - 地域コミュニティーの希薄化が進んでいくなかで、地域活動が低下傾向にあります。
  - 地域活動の低下のひとつに自治会役員の担い手不足も考えられます。
  - 自治会加入率の低下が懸念されます。
  - グローバル化が進展する中で、国際社会で活躍できる人材づくりが必要です。
- 施策の体系

人づくり・地域づくり
- 地域活動の活性化
- 自治会への加入促進
- 自治会拠点施設の整備
- 国内交流・国際交流の促進

施策の推進

1．地域活動の活性化

（1）地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに継続して取り組みます。

（2）自治会交付金や伝統文化活動支援補助金を活用し、地域振興や活性化を継続的に支援します。

（3）各種団体の活性化に力をいれ、生涯現役世代の活躍や生きがいづくりを継続的に支援します。

（4）地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを引き続き推進します。

2．自治会への加入促進

（1）住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を継続的に支援します

3．自治会拠点施設の整備

（1）地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向けた支援を継続して実施します。

4．国内交流・国際交流の促進

（1）国内外とのネットワークを強化し、友好親善ならびに沖縄文化の振興・発展に貢献しうる人材の育成を継続して取り組みます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度）現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 自治会への各種交付金助成件数	14件（2016～2018年度平均）	18件 16件	18件
② 自治会加入率	50.3%（2017年度）	55.0% 44.6%	48.0%

● 目標設定の考え方

① 現状値については、2023 年度の実績値とし、5年後に2件増を目標値として設定しました。

② 自治会加入率については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により降下傾向に歯止めがかからないことから、後期計画では約3%の伸び率を目標値として再設定しました。

町民ができること

- 自治会活動に積極的に参加し地域の絆を深めましょう。
- 住みよい環境づくりに向けて、地域の問題・課題解決に取り組みましょう。

⑥ 施策の推進
後期基本計画における各施策に対する基本的な取り組みの方向性と考え方を示しています。

⑦ 目標指標
施策の達成状況を客観的に測っていくため、代表的な項目を「目標指標」として掲げ、数値化したものです。
また、目標指標の設定の考え方を示しています。

⑧ 町民ができること
町民と行政がともにまちづくりを進めていくために、町民及び事業所、地域が取り組むことができる身近な例を示しています。

持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標１　［貧困］
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標２　［飢餓］
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標３　［保健］
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標４　［教育］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標５　［ジェンダー］
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標６　［水・衛生］
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標７　［エネルギー］
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標８　［経済成長と雇用］
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標９　［インフラ、産業化、イノベーション］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10　［不平等］
国内及び各国家間の不平等を是正する

目標 11　［持続可能な都市］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12　［持続可能な消費と生産］
持続可能な消費生産形態を確保する

目標 13　［気候変動］
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14　［海洋資源］
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15　［陸上資源］
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標 16　［平和］
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17　［実施手段］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章
基本目標別施策

基本目標１

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

１－①	人づくり・地域づくり
１－②	自律・自立するまち
１－③	情報共有・共鳴で築くまち
１－④	行財政運営

基本目標１

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

施策分野　１－①　**人づくり・地域づくり**

＜関係課＞
総務課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 地域内のコミュニケーションを深め、子どもから大人までが繋がる環境づくりを目指します。
- 地域活動における大きな役割を担っている自治会の加入率向上を図り、地域の活性化を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化が進んでいくなかで、地域活動が低下傾向にあります。
- 地域活動の低下のひとつに自治会役員の担い手不足も考えられます。
- 自治会加入率の低下が懸念されます。
- グローバル化が進展する中で、国際社会で活躍できる人材づくりが必要です。

施策の体系

人づくり・地域づくり
- 地域活動及び地域コミュニティの活性化
- 自治会への加入促進
- 自治会拠点施設の整備
- 国内交流・国際交流の促進

施策の推進

1．地域活動及び地域コミュニティの活性化

（1）地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに継続して取り組みます。
（2）自治会交付金や伝統文化活動支援補助金を活用し、地域振興や活性化を継続的に支援します。
（3）各種団体の活性化に力をいれ、生涯現役世代の活躍や生きがいづくりを継続的に支援します。
（4）地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを推進するとともに、地域コミュニティの強化を図ります。

2．自治会への加入促進

（1）住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を継続的に支援します。

3．自治会拠点施設の整備

（1）地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向けた支援を継続して実施します。

4．国内交流・国際交流の促進

（1）国内外とのネットワークを強化し、友好親善ならびに沖縄文化の振興・発展に貢献しうる人材の育成を継続して取り組みます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 自治会への各種交付金助成件数	14件（2016～2018年度平均）	18件 16件	18件
② 自治会加入率	50.3%（2017年度）	55.0% 44.6%	48.0%

● 目標設定の考え方

① 現状値については、2023 年度の実績値とし、５年後に２件増を目標値として設定しました。
② 自治会加入率については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により降下傾向に歯止めがかからないことから、後期計画では約３%の伸び率を目標値として再設定しました。

町民ができること

- 自治会活動に積極的に参加し地域の絆を深めましょう。
- 住みよい環境づくりに向けて、地域の問題・課題解決に取り組みましょう。

基本目標１

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

施策分野　１－②

自律・自立するまち

＜関係課＞
総務課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 住民と行政が互いに尊重し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、地域（まち）の問題は地域（まち）で考え、地域（まち）で行動し解決する、協働によるまちづくりを目指します。
- 誰もがまちづくりに参画しやすい環境をつくり、まちづくりに必要な取り組みが実行できる環境づくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 行政サービスへの住民の要望が多様化している中で、全てに対応することが困難な状況にあります。
- 地域の問題の現状把握や解決する手法の検討が必要です。
- 町は、自治会や各種団体の協力のもと、まちづくりが進められています。そのためにも住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して課題解決に取り組んで行くことが重要となっています。
- 男女がともに活き活きできる社会実現のため、性別による差別が無く、学び、働ける環境づくりが求められています。

施策の体系

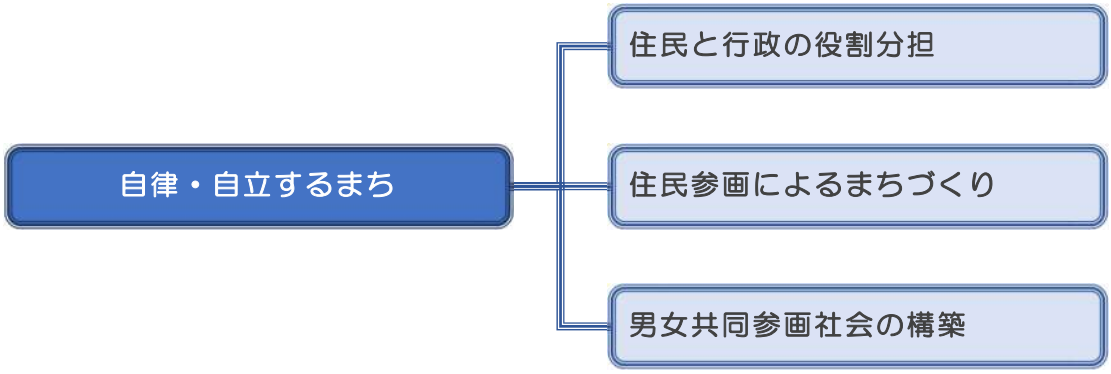

施策の推進

1．住民と行政の役割分担

（1）地域の問題は、地域で考え解決できる環境づくりに継続して取り組みます。
（2）地域と行政のあり方について、各区自治会との勉強会、意見交換会を継続して行います。

2．住民参画によるまちづくり

（1）住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して問題解決に参画できる仕組みづくりを継続して取り組みます。

3．男女共同参画社会の構築

（1）男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、ともに責任を担う社会の構築に向けた継続的な取り組みを図ります。
（2）男女共同参画社会実現に向けた理解を深めるため継続的な情報発信や啓発活動に努めます。
（3）人権の尊重、多様性を認め合える平和な社会づくりを継続的に推進します。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 関係機関を含めた勉強会の実施	0回	1～3回 3回	1～3回
② 行政懇談会の参加人数	154人（2017年度）	220人 154人	220人
③ 各種審議会等における女性登用率	20.0%（2017年度）	30.0% 32.4%	30.0%以上

● 目標設定の考え方

① 関係機関を含めた勉強会の実施については、自主勉強会、行政懇談会のフォローアップ、県内研修などを適時実施することを目標としました。
② 全体的に参加人数が少ないため、各行政区から約５名の増加を目標としました。
③ 第３次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）に準じて、30%以上を維持することを目標としました。

町民ができること

- 地域の問題の把握に努め、その解決に向けて取り組みましょう。
- まちづくりに積極的に携わりましょう。

基本目標１

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

施策分野　１－③

情報の共有・共鳴で築くまち

＜関係課＞
総務課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 情報の共有化と情報弱者への支援をすることで、地域や町の情報を誰もが安心して享受できる「まち」を目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 情報化社会の高度化に伴い、円滑で正確な情報の発信が求められています。
- 毎月発刊の広報紙や各区掲示板で、紙媒体を使った情報提供とホームページや LINE などを活用したインターネットでの情報提供に努めています。
- 行政区内の放送や横断幕の掲示による情報提供も行っています。

● 施策の体系

情報の共有・共鳴で築くまち ― 情報の発信及び共有化

施策の推進

１．情報の発信及び共有化

（１）住民が行政情報を得やすい環境の構築を継続的に実施します。
（２）観光情報や伝統行事などを積極的に情報発信し、町内外に広く「与那原町」を PR するとともに、迅速かつ正確な情報発信に努めます。
（３）町役場職員のメディアリテラシー※7（情報を受け取る力）の育成を継続的に進めるとともに、住民のメディアリテラシーの向上に努めます。
（４）SNS を利用した新たな情報通信技術を活用した広報手段の継続的な拡充に努めます。

※7 メディアリテラシー：コンピューターや先端的な情報通信機器を使いこなせる能力などさまざまなメディアが伝える価値観・イデオロギーなどをうのみにせず、主体的に解読する力をつけること。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① SNS の活用	フェイスブックの試験運用	フェイスブックの公式アカウント開設 町公式 LINE 友達登録数のうち町民の割合 56%	町公式 LINE 友達登録数のうち町民の割合 80%

● 目標設定の考え方

① SNS の活用について、前期計画においてはフェイスブックの公式アカウント開設を目標としていましたが、より町民利用の多い LINE へ移行することとしました。町公式 LINE について、現時点でも高い利用率を誇っていますが、よりすばやく、確実な情報発信を可能とするため、友達登録数のうち町民の割合の引き上げを目標としました。

町民ができること

- 行政情報に関心を持ち、町の行事やイベント、まちづくりに関する取り組みへ積極的に参加しましょう。
- 「与那原町」の魅力を再認識し、町内外に PR しましょう。

基本目標１

みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱（つな）がる新しいまちづくり

施策分野　１－④　**行財政運営**

＜関係課＞
税務課　財政課　総務課
住民課　企画政策課
ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 活気あふれる与那原町にするために、多様化する行政ニーズに対応したサービスの提供と健全な財政運営を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 時間外及び休日の業務実施や、庁舎以外での証明書の交付など多様化した行政ニーズへの対応が求められています。
- 行政手続きのオンライン化や公共料金支払いのキャッシュレス化などデジタル技術を活用した利便性の向上が求められています。
- 納税に対する意識が高く、収納率は県内でも上位に位置しています。
- 納期内納税のさらなる向上に努めます。
- 待機児童問題、貧困問題などの子育て支援事業や高齢化などの影響に伴う社会保障費の増大による歳出の増加が見込まれます。
- 公共施設の大規模改修や建て替え事業が控えていることから、歳出の増加が見込まれます。
- 「与那原町財政計画」に基づき、歳入対策・歳出抑制策の取り組みを進めるとともに、持続可能な財政運営に向けて確実に取り組むことが求められています。
- 「与那原町行財政改革大綱」に基づき、新たな財源の確保として、個人版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング※8の推進が求められています。
- 各種事業の実施に向け、事業費の確保や、企業と連携した実施が求められています。
- 近年、新たなデジタル技術が誕生・発展し、社会全体に浸透していることから、これらに対応した行政事務の改善が求められています。今後は、「与那原町ＤＸ推進計画」に基づき、町民へのサービス、行政業務のＤＸ※9を推進し、昨今の様々な町民ニーズに応えたサービス提供に取り組むことが求められています。

※8　ガバメントクラウドファンディング：自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組み。
※9　DX：デジタルトランスフォーメーション（digital transformation）の略。IT（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。

● 施策の体系

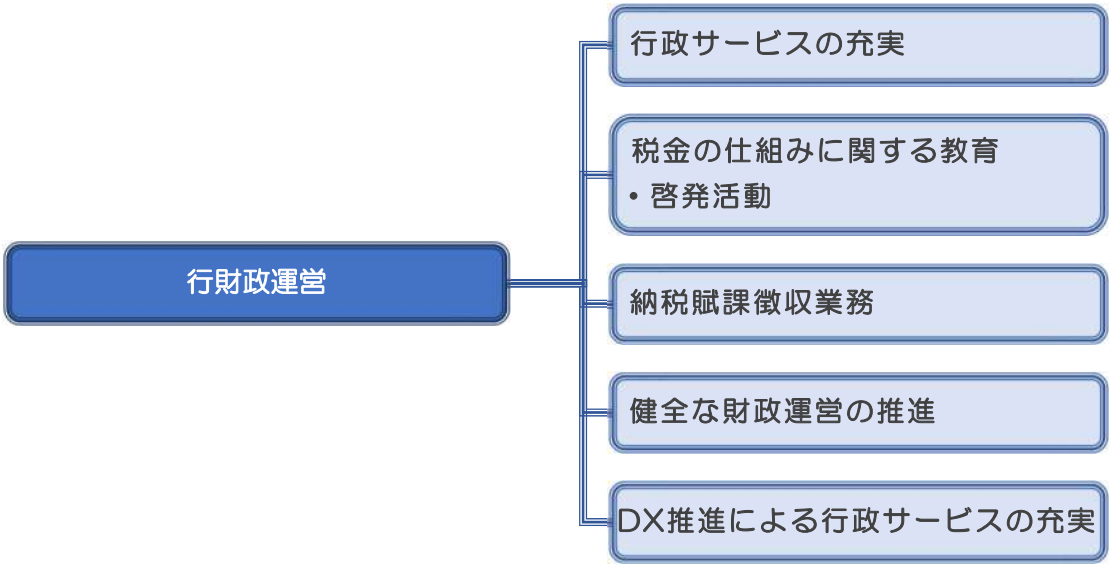

施策の推進

1．行政サービスの充実

（1）役場職員の知識や技能、教養の向上を図るとともに、役場窓口の接客は、誠実で明るい対応に努めます。

（2）証明書のコンビニ交付サービスや行政手続きのオンライン化など新たなデジタル技術の活用により、住民ニーズにきめ細かに対応します。

（3）多様なニーズに対応するために、広域で取り組むべき課題について継続的に関係機関と連携し検討します。

2．税金の仕組みに関する教育・啓発活動

（1）税金の仕組み・重要性、納税の義務または必要性を知ってもらうために、小学校６年生を対象とした租税教室を継続して行うとともに、開催方法についても検討します。

（2）税に関するＱ&Ａを町民対象の広報紙への掲載やSNS等を活用し、税金の仕組み・重要性などの周知に継続して取り組みます。

3．納税賦課徴収業務

（1）公平公正な賦課徴収を継続するために課税客体の把握、また説明責任をしっかりと果たします。さらに自主納付の呼びかけなどを継続して行いつつ、応じない場合は、公平性の観点からも関係機関と連携しながら滞納処分の検討を行い、適正に実施します。

（2）税の納付についてはこれまでに口座振替や、コンビニ収納、町単独でのスマホ及び地方税統一QRコードによる納付の拡充など、納付しやすい環境を整えてきましたが、今後は全ての税目において地方税統一 QR コードによる納付が可能となるよう取り組みを推進します。

4．健全な財政運営の推進

（1）健全で持続可能な財政を維持し諸施策を計画的に推進するために、継続的に財政シミュレーションのローリング作業を行い、計画的に事業を実施することにより財政の健全化を図ります。

（２）公会計制度※10を導入することで、町所有の土地や建物、備品などのコストやストックを把握し、継続して公共施設マネジメント※11や中長期的な財政運営への活用を図っていきます。
（３）行財政改革大綱に基づき、新たな財源の確保として個人版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングの推進を図ります。【新規施策】
（４）企業版ふるさと納税を活用し、企業と連携した創生総合戦略事業の実施を推進します。【新規施策】

５．ＤＸ推進による行政サービスの充実

（１）手続きのオンライン化や公共料金支払いのキャッシュレス化などデジタル化することにより町民サービス向上につながる施策に取り組み、町民の利便性向上を目指します。【新規施策】
（２）ＡＩ・ＲＰＡ※12の導入や新たなデジタル技術の導入により業務効率化を図り、職員の業務負担軽減とともに町民サービスの向上を目指します。【新規施策】

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 住民との意見交換会の実施	年１回	年１～２回 年１回	年１～２回
② 収納率（町税）	98.5% （2015～2017年度平均）	98.5%以上（年率） 98.5%	98.5%以上（年率）
③ 納期内納付率	86.3% （2015～2017年度平均）	86.3%以上（年率） 86.3%	86.3%以上（年率）
④ 経常収支比率	89.9%	89.7%以上 （2022年度） 87.3% （2022年度）	89.7% （2027年度）
⑤ 財政力指数（３年間平均）	0.47 （2016～2018年度）	0.50 （2021～2023年度） 0.46 （2020～2022年度）	0.50 （2026～2028年度）
⑥ DX推進計画に掲げた取り組みの達成数【新規指標】	－	－ ０件	22件

※10 公会計制度：これまでの地方自治体の会計制度に企業会計的要素を取り込むことで、コスト情報を「見える化」し、自治体の財政状況をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用の強化に資するもの。
※11 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、または借り上げている全公共施設の維持管理や更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みのこと。
※12 RPA：ロボティックプロセスオートメーション（robotic process automation）の略。人工知能を備えたソフトウエアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。

● 目標設定の考え方

① 多様なニーズを把握するため、隔年での行政懇談会に加え、各地域での意見交換会などを実施する事を目標としました。

② 収納率（町税）については、既に高水準の収納率を達成しており、引き続き現状の数値を維持していくことを目標として設定しました。

③ 納期内納付率については、既に高水準の収納率を達成しており、引き続き現状の数値を維持していくことを目標として設定しました。

④ 2021、2022 年度は国において新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減少を想定し、歳入対策として普通交付税の増額があったため比率が大幅に低くなっていますが、今後はその増額がなくなるため平時の比率に戻ることを想定し目標を設定しました。

⑤ 財政力指数（３年間平均）については、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があることから、同規模程度を維持することを目標としました。

⑥ 町のＤＸ推進の進捗率を示す上で、ＤＸ推進計画に基づいた取り組みの全てを達成することを目標としました。

町民ができること

- 納税の重要性を認識し、納期内納税を心がけましょう。
- 町の財政状況に関心を持ち、健全な財政運営に協力しましょう。

第２章
基本目標別施策

基本目標２

「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

２－①	学校教育の充実
２－②	家庭教育の定着
２－③	青少年健全育成
２－④	地域交流と支援体制
２－⑤	心と体を育むスポーツ環境づくり
２－⑥	文化の保全・継承

基本目標２

「いちゃりばちょーでー」
平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野　２-①　**学校教育の充実**

＜関係課＞
学校教育課
公共施設課
子育て支援課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 「確かな学力」を身につけられるように学力向上を目指します。
- 安心・安全でより良い学校生活を過ごせるよう、教育環境の充実を目指します。
- まちの未来を担う子どもたちのために、保・幼・こ・小・中や高校・大学との連携を深め、保育士や教職員の更なる指導力の向上を目指します。
- 外国の言語や文化が学べる環境づくりを目指します。
- 豊かな心を育む環境づくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 学習環境の充実を図る上で、電子黒板、タブレット端末などのICT※13機器を活用することにより、「分かる授業」を推進しています。
- 支援を必要とする幼児や児童・生徒の個に応じた学習支援や居場所づくりを行っています。
- 保・幼・こ・小・中の保育士や教職員との合同研修会を開催していますが、高校や大学との連携の強化も求められています。
- 体験学習の一環として、小学校では１日の職場見学、中学校では３日間の職場体験を実施しています。
- 学力向上の一環として、学力向上強化月間や我が家の家訓運動などを実施しています。
- 児童・生徒一人ひとりの学力向上のため、家庭学習や読書をする習慣を身につける必要があります。
- 支援を必要とする児童・生徒へのより一層の理解を深めるために、普通学級での授業や行事に参加できる学習機会などの充実が求められています。
- 町立の学校教育施設は与那原小学校・与那原東小学校・与那原中学校・学校給食センターの４施設となっています。
- 学校給食センターは、昭和 53 年に建てられ、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物となっているため、早期の建替え事業の実施が必要となっています。
- 与那原小学校の校舎部分は、昭和 57 年に建設され築 41 年（2023 年現在）が経過しており、校舎の老朽化が進み修繕工事が増加している状態となっています。今後においては、耐力度調査の結果に基づき、建替事業の検討が必要となっています。

※13 ICT（Information and Communication Technology）：情報通信技術のこと。

● 施策の体系

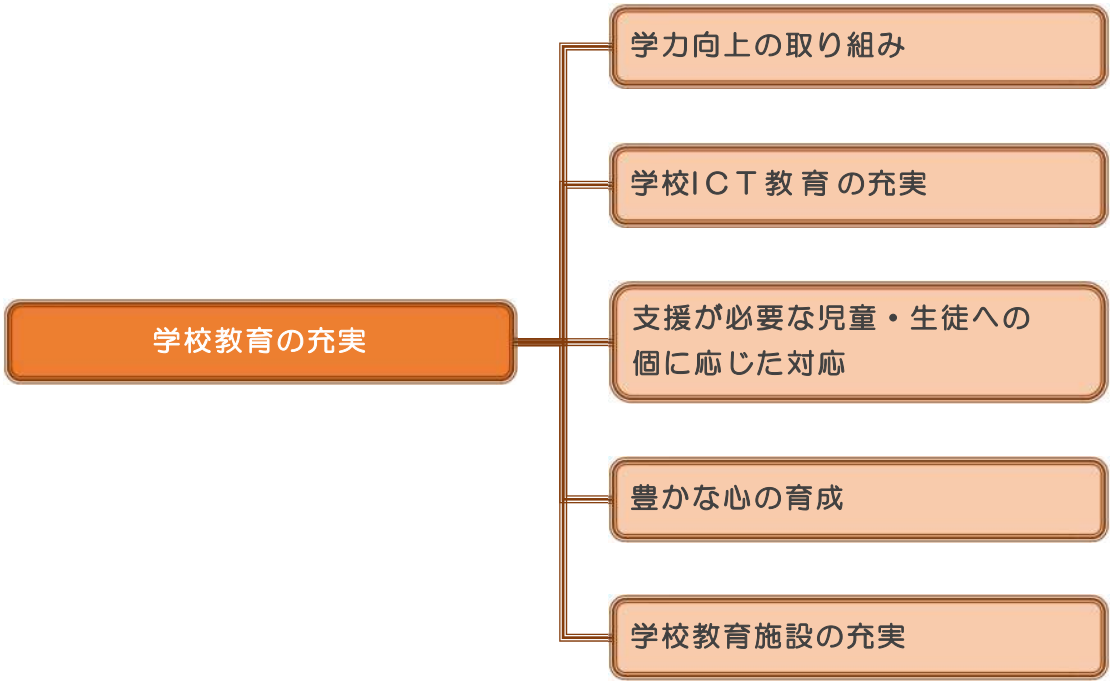

施策の推進

１．学力向上の取り組み

（１）講演会や研修・先進地視察などで、教職員の意識向上と授業改善に継続して取り組みます。

（２）保・幼・こ・小・中の連携を深め、さらに高校、大学や企業等との連携も強化し、継続してキャリア教育※14の充実に努めます。

（３）児童・生徒へのきめ細やかな対応を行うために継続して特別支援教育支援員、学習支援員などを配置します。

（４）幼児児童生徒が「新たな時代をつくるために必要とされる資質・能力」を育むことを目的に、「沖縄県学力向上推進５か年プラン・プロジェクトⅡ」を推進します。

２．学校 ICT 教育の充実

（１）個別に最適な学びの場を提供するため、継続的に教育 ICT 機器の更新等を推進します。

（２）学校の電子黒板、タブレット端末などの ICT 機器をより効果的に活用するために、情報支援員による講習会の開催、ICT 教材などの情報収集に継続して取り組みます。

３．支援が必要な児童・生徒への個に応じた対応

（１）支援を要する児童・生徒などへ個に応じたきめ細かな対応を行うために、継続して特別支援教育支援員、学習支援員などを適正に配置します。

（２）校外に設置されている適応指導教室と連携を図り、引き続き不登校児童生徒の学校復帰を支援します。

※14 キャリア教育：社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

（3）増加傾向にある不登校児については、それぞれの児童・生徒の個々の状況を把握し、関係機関と連携の上、適切に教育を受けられる環境を継続して提供します。

4．豊かな心の育成

（1）偏見のない児童・生徒の育成のためインクルーシブ教育※15システム構築のための特別支援教育を継続的に推進します。

（2）豊かな心を育むために、各学校において講演会を開催するなど、継続的な道徳教育を推進します。

（3）道徳の授業や平和学習などに継続して取り組み、生命の大切さや人権を尊重する思いやりのある心を育みます。

5．学校教育施設の充実

（1）学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、耐震基準をクリアした施設への建て替えを継続して検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進します。

（2）安心安全な教育環境を目指すため、将来的な与那原小学校の建替を見据え、校舎の耐力度調査や基本計画等の策定に向けた取り組みを推進します。

目標指標

	指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
①	全国学力調査平均正答率の全国との差の縮小	小学校 −3.7 中学校 −3.2	小学校 ＋10 中学校 −1.0 小学校 −4.7 中学校 −2.6	小学校 −1.0 中学校 −1.0
②	支援が必要な不登校児童を支援することにより、不登校児童の復帰	小中学校の不登校児約45～55人	前年度比1割復帰 小中学校の不登校児109人	前年度比1割復帰
③	豊かな心を育む講演会の実施	1回	1回 1回【達成】	1回
④	学校耐力度調査実施数	0校	1校 0校	1校

※15 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

● 目標設定の考え方

① 全国学力調査平均正答率の全国との差の縮小については、本町の全国学力調査のこれまでの結果を踏まえての目標としました。

② 支援が必要な不登校児童を支援することにより、不登校児童の１割復帰については、増加傾向にある不登校児を抑制するとともに、毎年改善していくために、前年度比１割復帰を目標としました。

③ 現在、豊かな心を育む講演会を年１回開催しているが、継続することにより、効果が出ると考えるため、年１回の実施を目標としました。

④ 2029 年度に建替予定である与那原小学校（１校）の耐力度調査の実施を目標としました。（他２校は建替完了により対象外とします。）

町民ができること

- PTA 活動に積極的に参加しましょう。
- 学校内の清掃などを行う、学校ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 学校施設は大切に使いましょう。

基本目標２

「いちゃりばちょーでー」
平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野　2-②　家庭教育の定着

＜関係課＞
学校教育課
生涯学習振興課
子育て支援課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 子育てに関する知識や技能などを身につけ、心身ともに健康な子どもの育成を目指します。
- 家庭学習やファミリー読書の習慣化を目指します。
- 地域教育懇談会やPTA活動を通じて、情報を共有し、家庭学習の定着を目指します。
- 町ホームページや町広報紙を活用し、学校教育、家庭教育に関する情報を積極的に発信します。

施策の展開

現状と課題

- 家庭と学校の更なる連携が必要です。
- 家庭と学校との話し合いの場など、情報の共有が行える環境づくりが求められています。
- 地域教育懇談会やPTA活動への参加者を増やすための方策を検討する必要があります。
- 家庭における学習時間が十分ではない状況です。

施策の体系

家庭教育の定着
- PTA活動の活性化
- 学校教育の情報公開
- 家庭学習の習慣化

施策の推進

1．PTA 活動の活性化

（1）学校と家庭との交流が行える教育活動を継続的に実施し、PTA 活動などの活性化に取り組みます。

（2）夏休み期間中に公民館などで「子ども寺子屋」を開催する PTA 支部に学習支援員を継続的に派遣することにより、家庭学習の定着と PTA 活動の活性化を図ります。

（3）PTA 活動を活性化させることを目的に、モデルとなる PTA 支部の育成を継続して実施します。

2．学校教育の情報公開

（1）学校評議員や親の学びあいなどの活動を継続して実施し、家庭と学校に関する課題の情報を共有します。

（2）引き続き、家庭と学校の連携強化を図り、心身豊かな子どもの成長に努めます。

3．家庭学習の習慣化

（1）継続した「家庭学習の手引き」の配布・周知を行い、家庭学習の定着による学力向上を図ります。

（2）子ども寺子屋に学習支援員を継続的に派遣し、家庭学習の方法を教え習慣化を図ります。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 子ども寺子屋の開催	8支部	13 支部（全支部） 4支部	8支部
② 拡大家庭・地域教育部会への参加人数の増加	延べ 120 名	延べ 180 名 延べ 120 名	延べ 150 名
③ 町ホームページ・町広報紙への情報公開	年4回	年6回 年2回	年3回

● 目標設定の考え方

① 子ども寺子屋の開催については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。

② 拡大家庭・地域教育部会の参加人数の増加については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。

③　町ホームページ・広報紙への情報公開については、本町のこれまでの状況を踏まえて、最新の情報提供ができるよう目標設定しました。

町民ができること

- 家庭での生活の中で、基本的な生活習慣を教え、社会性を身に付けさせましょう。
- 家庭学習やファミリー読書を習慣化しましょう。
- 学校支援ボランティアやPTA活動に積極的に参加しましょう。
- 子どもの生活リズムを家庭教育の一環として整えましょう。
（早寝・早起き・朝ごはん・てくてく登下校を習慣づけましょう。）

基本目標２

「いちゃりばちょーでー」
平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野　２-③　**青少年健全育成**

＜関係課＞
生涯学習振興課
学校教育課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

● 学校や家庭、地域、関係機関が連携協力し、安心で安全な生活環境を維持する事で、次代を担う心身ともにたくましい青少年の育成を目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 夜間外出や飲酒・喫煙などの問題行動を起こす子どもたちが見られます。
- スマートフォンなどの普及により、有害サイトへのアクセスや SNS を通じたイジメの問題など、さまざまな悪影響が生じています。
- 子どもたちに夜間外出をさせない環境づくりが求められています。
- 青少年の豊かな心を育むため、子どもたちへの心の教育を行う必要があります。
- 青少年を健全に育成するため、基本的生活習慣の確立を図る必要があります。

● 施策の体系

青少年健全育成
- 青少年健全育成支援体制強化
- 健全な心身の育成

施策の推進

１．青少年健全育成支援体制強化

（１）青少年を事件・事故などの有害環境から守るため、関係機関と連携し、運営体制の再構築も図りながら夜間パトロールなどを継続して取り組みます。

（２）各種発表会や町民大会などを実施し、青少年の健全育成に継続して取り組みます。

2．健全な心身の育成

（1）大綱曳をはじめとする家庭や地域と連携した各種行事の開催や、PTA 活動などをとおして、豊かな心の教育に努め、子どもたちの心の居場所をつくります。

（2）基本的生活習慣の確立を図るため、家庭や学校、地域及び各種関係機関と連携を図ります。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 青少年健全育成町民大会への各種団体の参加者数	50 名	100 名 100 名	80 名
② 青少年健全育成に関する講演会の参加者数	100 人（2017 年度）	150 人 95 人（2022 年度）	150 人

● 目標設定の考え方

① 青少年健全育成町民大会への各種団体の参加者数については、職員負担の軽減による規模縮小が見込まれることから、現状より参加者数減の目標値に設定しました。

② 青少年健全育成に関する講演会の実施の参加者数については 10 年間で 1.5 倍を目標値に設定しました。

町民ができること

- 子ども会や青年会などの地域活動やボランティアに積極的に参加しましょう。
- 「地域の子は地域で育てる」という意識を持って子どもたちに接しましょう。
- GO 家運動※16 を実践しましょう。

※16 GO 家運動：青少年を飲酒・喫煙・深夜徘徊といった非行や、いじめ・性犯罪・交通事故被害等から守るため、帰宅の遅い子やいじめなどの被害に遭っているおそれのある子どもたちに対して声かけを行い、また不審者の発見の際には関係機関へ通報するなど、地域が一体となって子どもたちを見守る運動のこと。また、保護者にあっては、子どもたちに規則正しい生活習慣を身につけさせるほか、早めに帰宅し、子どもとの触れ合いの時間を大切にしようとする取り組み。

基本目標２ 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野 2-④ 地域交流と支援体制

＜関係課＞
生涯学習振興課
学校教育課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 地域、行政やさまざまな人達との連携協力により、安心して“学び”“遊べる”環境づくり、交流拠点づくりを目指します。
- 町民が幅広く、自ら学べるよう、公民館や図書館活動の充実を目指します。
- 「ふぁーかんだ」※17の関係を地域へ根付かせる環境づくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 子どもから高齢者まで、「地域での生きがい」が持てるようなサポートを行っています。
- 学校と家庭、地域との連携を更に強める必要がある事から、各者間の情報の共有が行える環境づくりが求められています。
- PTA と地域が協力し、地域全体で家庭教育を支援していく方策を検討する必要があります。
- 公民館や図書館などを利用した学習の場所を増やし、地域の人材を活用し、子どもたちに勉強などを教え、お互いに学びあえる環境づくりが必要です。
- 幅広い生涯学習を行うには、さまざまな知識を持った人材を把握・育成するとともに、講師として人材バンクへの登録を充実させることが必要となっています。
- さまざまなニーズに合わせた学習や講演会、シンポジウムなどの開催に加え、新たな交流拠点施設の整備が求められています。
- 図書館は、町民が利用しやすい環境を整えるとともに、町民の課題解決をサポートする機能を充実していく必要があります。
- 多様な図書館事業を通じ、図書館の利用者を増やしていくことが課題です。

※17 ふぁーかんだ：祖父母と孫の関係性の事。「はっぱ」と「つる」の様に、切っても切れない関係性に由来する。

● 施策の体系

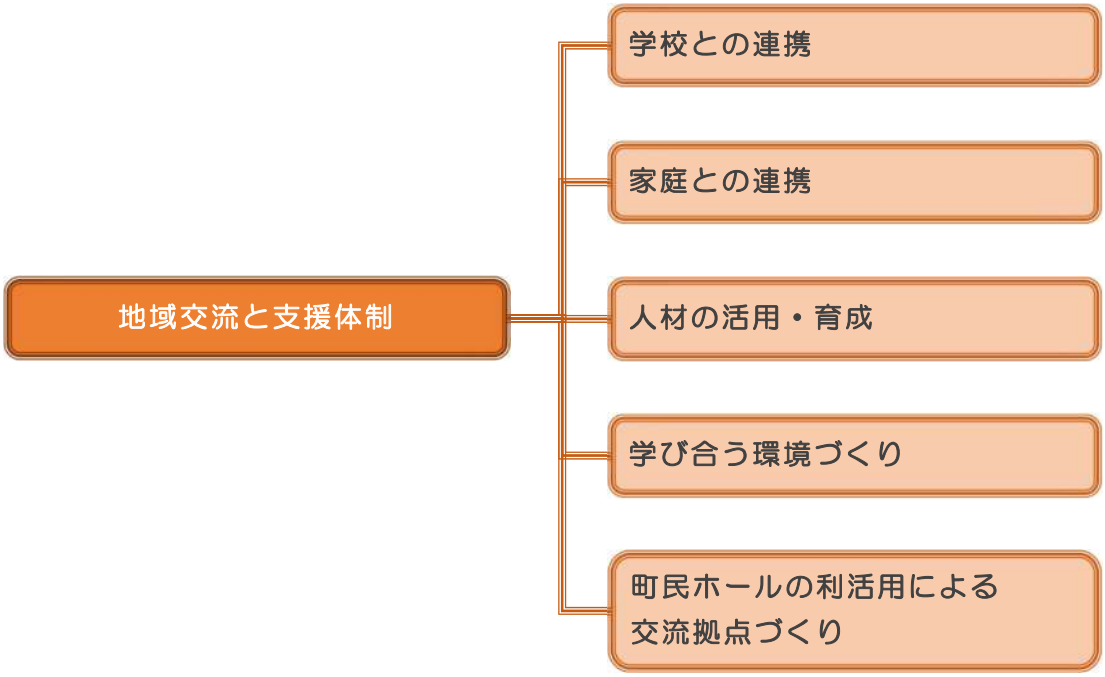

施策の推進

1．学校との連携

（1）学校評議員に地域の人材を幅広く登用することにより、学校経営への参画が促されます。ただし今後、コミュニティスクールへ移行し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

（2）保護者・地域に対し、引き続き協力を依頼することで、職場見学・体験の受け入れ先を充実します。

2．家庭との連携

（1）夏休み期間中に公民館などで開催される「子ども寺子屋」の見守りとして地域の方々が立ち会うことにより、家庭学習の定着を支援するとともに地域の方々が教育を知る機会の提供を図ります。

3．人材の活用・育成

（1）生涯学習と連携しながら、地域の多様な世代の人材を活用し、授業の一環としての講話や、ものづくりなどを通じさまざまな体験学習の機会を持つことにより、地域で教育する環境づくりに継続して取り組みます。

（2）講師や学校支援ボランティアにふさわしい人材を多様な世代に渡り発掘し、人材バンク登録の充実を図ります。

（3）多様な人材を活用し、サークル活動や講座、平和学習などの生涯学習を継続的に進めます。

（4）各種講座の開催や各種研修会への派遣を行い、主体的に行動する講師の育成と支援を継続して取り組みます。

（5）部活動地域移行を見据え、部活動指導員、外部指導員の人材発掘に努めます。

4．学びあう環境づくり

（1）住民のさまざまなニーズに応えた講座や講演会、シンポジウムなどを開催し、学べる環境づくりに継続して取り組みます。

（2）コミュニティセンターや公民館、図書館などを生涯学習の拠点として各種講座の充実やサークル活動への支援に継続して取り組みます。

（3）幅広い生涯学習を行うために、学生をはじめとしたさまざまな講師の確保と活用に努めます。

（4）図書館資料・情報の多様な手段による提供を継続して実施するとともに、更なる図書館利用を促進するため、自主企画講座等の充実を図ります。

（5）子どもの読書支援、調査、研究支援など、町民の学びに幅広く役立つ図書館サービスを継続的に展開するとともに、多様な世代の利用促進を図るため、更なるレファレンスサービス※18 等の向上に努めます。

5．町民ホールの利活用による交流拠点づくり

（1）町民の交流拠点として整備された上の森かなちホールについては、町の交流拠点として積極的に利活用されるよう、適切な維持管理に努めるとともに、利用しやすく親しまれる施設づくりに努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 学校評議員への地域住民の登用数	3名	3名 3名	3名
② 子ども寺子屋への地域の方の参加	2支部	4支部 4支部【達成】	8支部
③ 各種人材バンク登録者数（累計）	88 名	200 名 250 名 【達成】	250 名
④ 講演会・シンポジウムの開催	年１回程度	年２回以上 年２回【達成】	年２回以上

● 目標設定の考え方

① 学校評議委員には、各学校に地域の方々が１名ずつ委嘱されており、地域との繋がりを維持していくためにも、現状の登用数を目標として設定しました。

※18 レファレンスサービス：図書館利用者が必要とされる資料を図書館員が検索、提供、回答する機能を指す。

② 地域の方々の子ども寺子屋への参加については、本町のこれまでの開催状況を踏まえて、目標設定しました。
③ 人材バンク登録者数については、現在登録者数より２倍以上の登録者数を目標値に設定しました。
④ 講演会・シンポジウムの開催については、上半期、下半期ともに各１回ずつ開催することを目標として設定しました。

町民ができること

- 地域の講演会やシンポジウムに積極的に参加しましょう。
- 地域の子どもたちと積極的に関わりましょう。
- PTA 活動や学校行事に積極的に参加しましょう。

基本目標２

「いちゃりばちょーでー」
平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野　２-⑤　心と体を育むスポーツ環境づくり

＜関係課＞
生涯学習振興課
ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- まちの資源を活用し、安心してスポーツなどを楽しむことができる環境を充実させるとともに、積極的なスポーツ合宿等の推進などにより、心身の充実した人材の育成と、スポーツを通じた新たなまちづくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 住民が積極的にスポーツ活動に参加できる環境づくりが必要です。
- 各種クラブやサークルへの継続した支援が必要です。
- マリーナや水路・沿岸線を活かしたマリンスポーツ活動を支援する必要があります。
- 誰でも気軽に取り組める生涯スポーツを充実させる必要があります。
- さまざまなスポーツ・レクリエーションに対応できる指導者を育成する必要があります。
- まちの資源を活用し、スポーツを通じた新たなまちづくりをする必要があります。

施策の体系

心と体を育むスポーツ環境づくり
- スポーツ・レクリエーションの充実
- スポーツ施設の活用・充実

施策の推進

１．スポーツ・レクリエーションの充実

（１）住民の健康増進としての生涯スポーツを推進する上で、継続的に多様な分野に取り組むとともに、関係機関と連携を図ります。

（２）スポーツ推進委員が中心となり、住民の誰もが気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会の企画・運営を支援します。

（3）町スポーツ推進委員に対し各種研修の受講を促進し、さまざまなスポーツ・レクリエーションに対応できる指導者の育成に努めます。

2．スポーツ施設の活用・充実

（1）学校体育施設の一般開放を積極的に推進し、多くの町民が利用できるようスムーズな開放体制と管理に努めます。
（2）利用者が気持ちよく利用できるよう、継続的に社会体育施設の環境整備をします。
（3）各種スポーツ活動を行うことができるよう、施設及び環境整備に関して各利用団体からの要望に可能な限り対応に努めます。
（4）まちのスポーツ関連施設を活用し、スポーツ合宿等を推進することで、スポーツを通じた人材育成と、新たな産業の創出を図ります。【新規施策】

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① スポーツフェスタ参加者数【スポーツ推進員共催】	306名	500名 2,000名	3,000名
② スポーツ大会などへの参加チーム率【町体育協会主催】	47.0%	70.0% 70.0%【達成】	70.0%
③ 体育施設の年間利用者数【中高校生の部活動・スポーツ少年団活動を除く】	延べ90,834人（2017年度）	延べ100,000人 延べ97,000人（2022年度）	延べ100,000人

● 目標設定の考え方

① スポーツフェスタ参加者数（スポーツ推進員共催）については、現在の参加者数を元に50%増を目標値に設定しました。
② スポーツ大会などへの参加チーム率（町体育協会主催）については、各種大会への区・自治会参加チーム率を現在の目標水準を維持した目標値に設定しました。
③ 体育施設の年間利用者数については、平日は利用率が高いので、土日などの利用促進を図り、2017年度実績値の約1割の増加を目標値に設定しました。

町民ができること

- 各種スポーツ活動やサークル活動に積極的に参加し、健康増進に努めましょう。
- スポーツに関して、技術や知識を持っている経験者は積極的に町民に提供しましょう。

基本目標２ 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱（つな）がる教育文化のまち

施策分野 2-⑥ **文化の保全・継承**

＜関係課＞
生涯学習振興課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 伝統文化の保全、活用、継承を目指し、文化教育を充実させ、“いちゃりば兄弟”（町出身 芸能先達者 前川朝昭氏の「兄弟小節」より）の平和の心の精神を大切にしつつ、先人達の築いてきた文化を保全・継承していきます。
- 島くとぅばの教訓を活用する事で、沖縄の文化を学ぶ環境づくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 綱曳資料館において、与那原大綱曳に関連する資料収集や展示を行っています。また、保育園や幼稚園、小学校の行事に与那原大綱曳を取り入れるなど、町の伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 町文化協会と連携し、ふれあい文化フェスティバルを開催するなど、伝統文化の継承・発展に取り組んでいます。
- 町の歴史や文化などを広く住民に周知していき、今後のまちづくりにどう活かしていくかが重要な課題となっています。
- 次世代に向けて伝統文化や文化財を継承・発展させる仕組みづくりとして、人材育成や環境整備が必要となります。

施策の体系

文化の保全・継承
- 伝統文化の継承・発展
- 文化財の調査・登録・保全・啓発

施策の推進

1．伝統文化の継承・発展

（1）ホームページや広報紙などを活用し、歴史・文化資料の収集を呼びかけ、収集した資料を活かしながら、毎年、内容を刷新した企画展などを開催します。

（2）子どもたちに地域の伝統行事や与那原大綱曳への積極的な参加を継続して促します。

（3）町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、生涯学習振興大会などを通して、文化に対する町民意識の向上を図るため、舞台部門や展示部門を含めた運用の在り方の検討を行うとともに、新たな人材の発掘に努めます。

（4）継続的に「島くとぅば」の講師及び担い手の発掘と育成を図り、沖縄の伝統的な言葉である「島くとぅば」の継承に努めます。

2．文化財の調査・登録・保護・啓発

（1）町内に存在する歴史的価値のある資源や戦跡などの調査を随時行い、文化財登録やその保護に努め文化財を活かしたまちづくりを推進します。

（2）これまで、町内外の文化財について住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図ってきましたが、継続して文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行います。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 与那原大綱曳への小中学生の参加率	未掌握	50.0% 40.0%	50.0%
② 綱曳資料館への来館者数	延べ2,288名	延べ3,500名 延べ3,500名【達成】	延べ4,000名
③ 町や文化協会主催の文化フェスティバルなどへの来場者数	未掌握	1,000名 700名	1,000名
④ 文化財講座の開催	1回	1回 1回【達成】	1回

● 目標設定の考え方

① 与那原大綱曳関連行事への小中学生の参加率については、町内小中学生の綱づくりや与那原大綱曳、与那原大綱曳まつりへの参加率を現状の 10%増加を目標値に設定しました。

② 令和４年度より、展示や体験メニューの追加、デジタルコンテンツの導入を実施しており、来館者数を現状値の 12.5%増の 4,000 名を目標値として設定しました。

③ 町や文化協会主催の文化フェスティバルなどの現状値の約４割の増加を目標値として設定しました。

④ 毎年 11 月１日から７日迄の文化財保護強調週間に合わせて講座等を継続して開催し、文化財への理解を深めることを目標に設定しました。

町民ができること

- 与那原大綱曳（作る・担ぐ・曳く）に積極的に参加しましょう。
- 地域における伝統行事やまつりに積極的に参加しましょう。
- 町の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう。
- 「島くとぅば」を積極的に使いましょう。

NYPD

東綱

第２章
基本目標別施策

基本目標３

笑顔あふれるやさしいまち

３－①	子育て環境づくり
３－②	地域福祉・生活困窮者福祉
３－③	障がい者（児）福祉
３－④	高齢者福祉

基本目標３　笑顔あふれるやさしいまち

施策分野　３-①　子育て環境づくり

＜関係課＞
子育て支援課
福祉課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 待機児童の解消や保育の充実など、誰もが安心して子育てができる環境を目指します。
- さまざまな子育て支援や地域と連携した支援体制の確立や団体の活用により、地域で遊び学べる環境づくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 東浜地区における集合住宅の増加などを背景に若年層の人口流入が増加しており、本町の子どもの数も増加しつつあります。
- 保育所の不足や待機児童の解消が課題となっています。また、保育所内での一時預かり保育や保育士、幼稚園教諭の確保などが不十分な状況です。
- 子育て支援センターや児童館など、今後も親子が気軽に訪れることができる場所として支援の充実に努める必要があります。
- 核家族化や就労環境の変化などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいます。また、近年は子どもに対する虐待も社会問題となっていることから、地域コミュニティを強化するなど、地域全体で支援が必要な家族に寄り添い見守る環境づくり、地域ぐるみの防止策を進めていく必要があります。
- 共働き家庭が増加した現代においては、就労する保護者に代わって保育を担う機関が必要であり、今後も学童クラブの増設や放課後を安全、安心に過ごせる遊び場や居場所づくり、運営の適正化と支援員（学童クラブの指導員）の資質向上に努めていく必要があります。
- 出産や育児に不安を抱える子育て世帯が増加していることから、多様化する家族や育児の形態に寄り添う制度や支援が求められています。
- 本県において深刻な状況となっている子どもの貧困は本町でも重要な課題となっています。子どもの貧困により、教育環境の低下が懸念されていることから、親の貧困とあわせて対策を講じる必要があります。

● 施策の体系

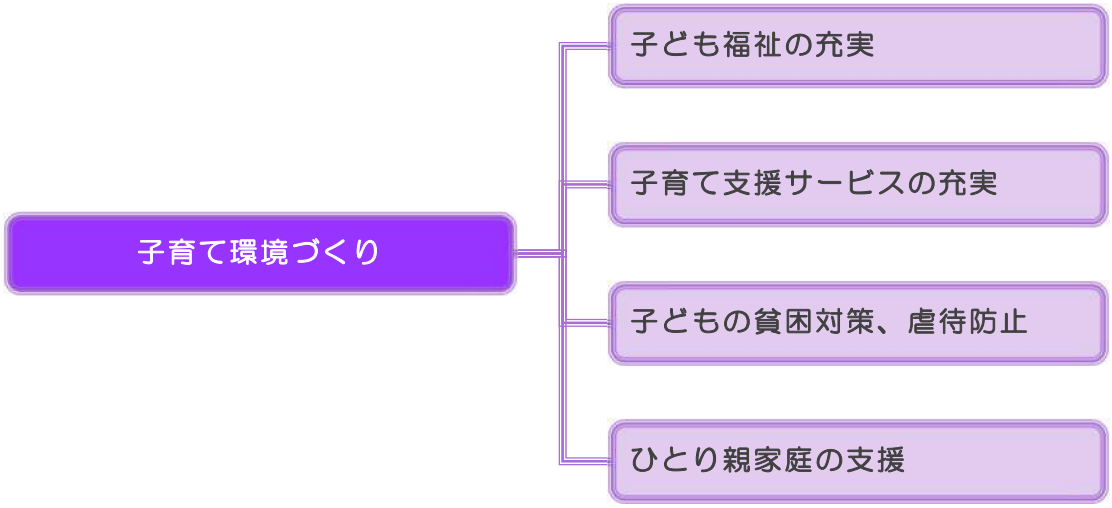

施策の推進

1．子ども福祉の充実

（1）与那原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、継続して基本的な考え方や教育・保育施設の質の向上などに取り組みます。

2．子育て支援サービスの充実

（1）すべての子どもに寄り添ったきめ細やかなサービスが提供できるよう、子育てに関する出張相談会の実施等により子育て支援制度の周知及び利用支援を行い、子育て世帯の支援充実に努めます。

（2）各種補助金の活用等を行いながら、良好な環境で保育サービスを提供します。

（3）継続して各保育所や幼稚園における特別支援コーディネーター及び心理士の巡回等を実施し、特別な配慮を必要とする児童や保育所等の支援を行います。

（4）地域自立支援協議会の子ども支援部会等からのニーズを踏まえ、児童発達支援センターなどの専門施設の必要性や療育支援体制の構築について検討します。

（5）関係課と連携しながら、児童館等の地域の遊び場において子どもたちに健全な遊びを提供し、心身の健やかな育成を図ります。

（6）これまで、放課後などの児童対策強化として学童クラブを増設し、学童クラブ待機児童が解消されてきたことから、今後は公設学童クラブを設置し、潜在的待機児童の解消に努めます。

3．子どもの貧困対策、虐待防止

（1）貧困家庭における子育て、教育環境の向上を図るため、継続して居場所における生活支援、学習支援などを行い、各支援へつなげることで自立をサポートします。

（2）支援対象児童の見守りを継続して実施することで、子どもへの虐待を防止し、健全な家庭環境づくりの支援に努めます。

4．ひとり親家庭の支援

（1）医療費助成の継続実施や様々なひとり親支援策の周知徹底を図り、母子・父子家庭などのひとり親世帯の生活安定と自立に向けた支援を行います。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現 状 値（2023年度）	目 標 値（2028年度）
① 待機児童の解消	99人	0人 13人	0人
② 子どもが安心・安全に過ごせる居場所の設置	13ヵ所	16ヵ所 15ヵ所	16ヵ所
③ ひとり親家庭相談件数	45件	54件 81件【達成】	60件
④ 児童民生委員・保育所・学校などへの研修会・講演会の開催	1回	2回 0回	2回

● 目標設定の考え方

① 待機児童の解消については、人口推計などによる量の見込みに応じた施設、体制整備を行い、待機児童ゼロを目標として設定しました。

② 潜在的な待機児童解消と安心・安全に過ごせる環境整備を図るため、公設学童クラブなどの設置を2028年度に16ヵ所にすることを目標に設定しました。

③ ひとり親家庭相談件数については、新型コロナウイルス感染症流行の影響による増加も想定されることから、前期計画の目標値54件の1割増を目標値としました。

④ 虐待に関する知識の普及を図るため、児童関係者に対する研修会や講演会を2回開催することを目標としました。

町民ができること

- 子育てボランティアに積極的に参加しましょう。
- 子育て世帯とのコミュニケーションに努め、交流を深めましょう。
- 子育てしやすい就労環境を整備するように努めましょう。

基本目標３　笑顔あふれるやさしいまち

施策分野　3-②　地域福祉・生活困窮者福祉

＜関係課＞
福祉課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 社会福祉協議会と連携し各種団体活動の充実を図り、高齢者や障がい者の方など全ての人が交流でき、支えあえる環境づくりを目指します。
- 生活困窮者に対する自立に必要な支援策を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、住民同士の関係性が希薄化しているため地域福祉力が低下しています。
- 本町では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、与那原町社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、各種ボランティアや福祉団体と連携し、地域福祉の向上に努めています。
- 地域福祉活動に携わる後継者不足などによる人材の不足が著しいですが、今後も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、行政、町民、福祉団体、ボランティア団体など全ての人が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、ともに支えあう地域づくりに取り組むことが必要です。
- 本町における生活保護制度※19 を受けている世帯は 400 世帯（令和５年 10 月時点）ほどで推移しており、高齢者世帯が多い状況となっています。また、近年は障がい者や独居世帯の保護世帯数が増えており、潜在的な生活困窮世帯は他にもあると考えられます。
- 生活困窮者に関する情報が福祉課の窓口に繋がるよう、住民に対して各種制度の周知の徹底を図るとともに、関係機関との連絡体制の整備が必要です。

※19 生活保護制度：生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度。

● 施策の体系

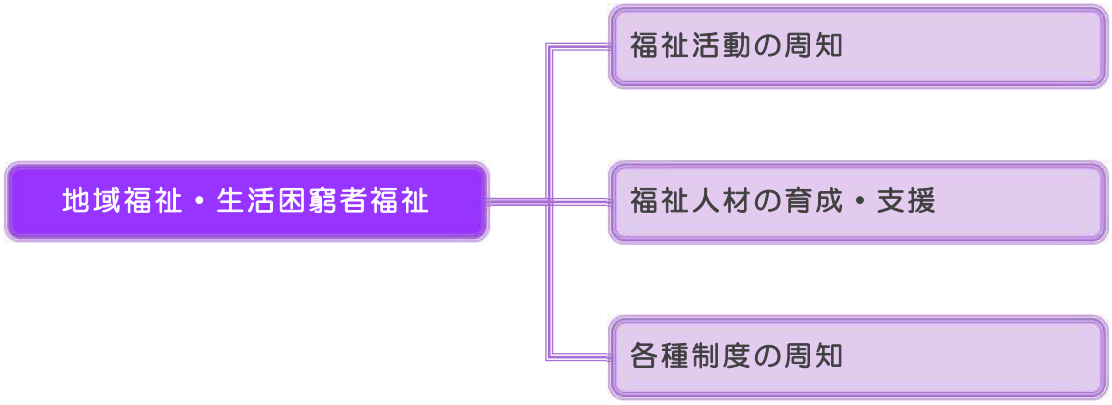

施策の推進

1．福祉活動の周知

（1）民生委員・児童委員の活動内容を始めとする福祉活動の積極的な周知活動を行い、町民に広くその重要性を伝え、福祉意識の向上を図るとともに、福祉活動を行う各種団体に補助金等を交付するなど継続的な活動支援を行います。

（2）行政で把握できない部分などについては地域全体で支えあうことが重要であることから、地域支援コーディネーターの継続的な活用等により地域との連携強化を図るとともに、区単位での勉強会、各種支援の享受など町民同士が話しあう機会の創出に努めます。

2．福祉人材の育成・支援

（1）民生委員・児童委員など次世代を担う人材の確保や育成、各種関係団体への支援などを行い、福祉行政の取り巻く環境の情報共有を継続的に実施します。

（2）与那原町社会福祉協議会で実施している「おまかせ会員制度」やシルバー活き行きライフサポートの実施を継続するとともに制度の周知強化に努めます。

3．各種制度の周知

（1）「福祉のしおり」を積極的に活用し、困窮時における制度の周知を含めた相談体制の整備を継続的に取り組みます。

（2）生活困窮者への包括的な支援を行うため、継続的に与那原町社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携強化に努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 民生委員・児童委員充足率	87.9%	94.0% 83.3%	94.0%
② 各種団体活動人員	77人	85人 93人【達成】	85人
③ 生活保護相談件数（年計）	48件	60件 45件	60件
④ 長期療養者支援相談件数（年計）	0件	3件 0件	3件

● 目標設定の考え方

① 民生委員・児童委員充足率については、10年間で29名から1名増を目標とし、設定しました。

② 各種団体（民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会）活動人員については、現状の77名から8名増を目標とし、設定しました。

③ 生活保護相談件数については、生活困窮者が適切に相談できるよう、15件増を目標とし、設定しました。

④ 長期療養者支援相談件数については、制度周知を行い、現状の0人から3人増を目標とし、設定しました。

町民ができること

● 互いに助け合う意識を持ち、支え合いましょう。

基本目標３　笑顔あふれるやさしいまち

施策分野　３-③　障がい者（児）福祉

＜関係課＞
福祉課
子育て支援課
学校教育課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- すべての人が快適に過ごせるよう、思いやりの心を育み、助けあえるまちづくりを目指します。
- 障がい者（児）の自主的な行動や自立の取り組みを総合的に支援できるよう、日常生活や社会生活の支援による共生社会の実現を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町においては、三障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に加え、発達障がいなどが年々増加しており、求められるサービスも複雑多様化しています。
- 本町では、個々のニーズにあった福祉サービスを実施していますが、今後も多様なニーズに応えるため、一層の相談体制整備が必要です。
- 「交流センターひざし」を拠点に、障がいがある人に対する理解と交流の促進を図っていますが、利用者数は横ばいであるため町民参加型の交流活動や啓発活動の充実を図り、障がい者（児）福祉の増進と障がい者（児）が参加しやすい環境整備を進める必要があります。
- 一部の障がい福祉サービスは、町内に提供事業所がないため、町外事業所を利用しています。

施策の体系

障がい者（児）福祉
- 社会参加と交流の場づくり
- 地域で支える仕組みづくり
- 障がい者（児）を経済的に支える仕組みづくり

施策の推進

1．社会参加と交流の場づくり

（1）障がい者（児）スポーツなど、町内において障がい者（児）参加型のイベントを実施するなど、継続して障がいへの理解と交流を促進するとともに、実証実験事業中の町内バスの本格運用に向けた検討を進めます。

（2）障がい者（児）などが安心して生活できる地域社会をつくることを目指すノーマライゼーションの理念のもと、町内障がい福祉サービス事業所の作品展示会の実施など障がいのある人に対する理解の促進に継続して取り組みます。

2．地域で支える仕組みづくり

（1）障がい者（児）等が地域で快適な生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化や移動手段の確保など、環境整備に取り組むとともに、課題の解決に継続的に取り組みます。

（2）地域社会で障がい者（児）の生活などを支えるNPO団体などの設立により、気軽に相談できる体制の構築及び障がい者（児）の支援の把握等に努めます。

（3）多様化する特別な支援を必要とする子どもの支援に対応するため、町内の各保育所や幼稚園、学校における心理士・作業療法士などの専門員の確保に努めるとともに、障がい児に対する支援に関する新たな知見等の習得やその保護者のケア充実を図ります。

3．障がい者（児）を経済的に支える仕組みづくり

（1）医療費助成、更生医療、育成医療など医療費に係る経済的負担を軽減し、障害年金や手当などの周知徹底を図ります。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 交流センターひざし登録者数	36名	39名 36名	39名
② 通所系サービス受給者数（年計）【就労系や生活介護受給者など】	295名	403名 393名	403名
③ 障がい相談支援者数（年計）	115名	145名 249名【達成】	300名

● 目標設定の考え方

① 交流センターひざし登録者数については、10 年間で 36 名から３名増（２年毎に１名増）を目標とし設定しました。

② 通所系サービス受給者数（就労系や生活介護受給者など）について、前期計画においては 295 名（2018 度）から 108 名増の 403 名を目標値とし設定していましたが、2023 年度時点で達成できなかったことから継続することとしました。（一律増加ではなく、サービス内容によって見込まれる推移（増・維持・減）はそれぞれのため、全体的に見込んでこの目標値とします。）

③ 障がい者相談支援事業は年々利用者が増加傾向にあるが、単に障がいに関する相談だけではなく、問題が複雑・複合化しているため、毎年 10 名の新規相談者数が増加することを見込んで目標値を設定しました。

町民ができること

● 障がいについて正しい知識を習得し、理解を深め、障がい者（児）に対して偏見を持たずに障がい者（児）が地域で快適な生活ができるよう支えましょう。

基本目標３　笑顔あふれるやさしいまち

施策分野　３-④　**高齢者福祉**

＜関係課＞
福祉課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 高齢者が住み慣れた環境で自立と尊厳を持ち快適に過ごせる環境づくりを目指します。
- 高齢者が日々の生活に生きがいを持ち、積極的に社会参加するなど、高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域社会を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町における65歳以上の人口は2015年度時点において3,358人（平成27年国勢調査）となっており、本町の総人口の18.2%を占めています。
- 本町でも高齢化が進み、高齢者がいる世帯や高齢者のみ世帯が増加している状況であり、高齢者をいかに地域で支えていくか、自立意欲の向上に繋げていくかが、重要な課題となっています。
- 与那原町包括支援センターを設置し、高齢者の総合的な相談に対応し、適切なサービス利用に繋げていますが、今後も取り組みの強化が必要です。
- 本町では元気な高齢者が増えるよう、各種事業を展開していますが、高齢者の生きがい作りや要介護状態にならないような取り組み（介護予防事業への参加を増やすこと）などが急務となっています。また、近年増加傾向にある認知症への対応も急務となっています。
- 老人クラブの活動は活発に行われていますが、加入者数は減少しています。

施策の体系

- 高齢者福祉
  - 高齢者の生きがいづくり
  - 介護予防等事業の取り組み
  - 高齢者を支える仕組みづくり

施策の推進

1．高齢者の生きがいづくり

（1）高齢者が生き生きと地域で暮らすことができるよう、地域支援コーディネーター等の関係機関と連携して、引き続き高齢者が幅広い世代と交流できるような機会づくりと環境整備に努めます。

（2）各公民館で実施しているミニデイを継続するとともに、老人クラブ加入者を増加させるため、補助等による継続的な取り組みの強化や呼びかけなど周知徹底に努めます。

2．介護予防等事業の取り組み

（1）心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に継続的に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進します。

3．高齢者を支える仕組みづくり

（1）増加傾向にある認知症に関する知識の普及と情報共有を図るとともに、地域や認知症サポーターなどとの連携強化による見守り体制を推進し、認知症高齢者などを支える仕組みづくりに取り組みます。

（2）支援が必要な高齢者に対し、買い物支援などの適切なサービス提供が行えるよう、シルバー生き活きライフサポート事業等の継続など地域で高齢者を支える各種取り組みに努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 介護予防事業参加者数	5,385名	6,000名 7,053名 【達成】	7,700名

● 目標設定の考え方

① 介護予防事業参加者数については、現状の年間7,053名から10%増（約700名増）を目標とし、設定しました。

町民ができること

- 高齢者は、健康の維持や増進に努め、自立して日々の生活が送れるようにしましょう。
- 高齢者の活動を支援し、高齢者と地域社会の関係を深めるようにしましょう。

第２章
基本目標別施策

基本目標４

快適に暮らせる美しいまち

４－①	市街地の整備・活用
４－②	道路環境の整備
４－③	交通環境の充実
４－④	計画的な土地利用の推進
４－⑤	上水道
４－⑥	下水道
４－⑦	公園・緑地の推進
４－⑧	住宅施策
４－⑨	公共施設マネジメント

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-①　市街地の整備・活用　＜関係課＞まちづくり課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 土地の有効活用を図り、魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 地域特性を活かし、水辺空間の魅力向上を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町は、那覇広域都市計画区域に含まれており、市街地は、住居系や商業系、工業系がバランスよく配置され、コンパクトなまち並みを形成しています。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住環境整備が必要です。
- 東浜地区は、人口の増加や商業施設の立地で良好な市街地が形成されています。
- 町役場周辺の町有地を有効的に活用する必要があります。
- 国道の沿線や既成市街地は、空き店舗や空き家が目立ち、新たな整備計画に取り組む必要があります。
- 水路など本町の地域特性を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

施策の体系

市街地の整備・活用
- 魅力ある新たな都市空間の創出
- 水辺空間の魅力向上

施策の推進

1．魅力ある新たな都市空間の創出

（1）大型 MICE 施設と関連した新たな賑わいを目指したまちづくりを推進します。

（2）都市再生整備計画の完了などを受け、引き続きコンパクトで魅力ある市街地の形成を図ります。

（3）土地の有効活用の可能性を模索し、市街地再開発に向けた取り組みを推進します。

2．水辺空間の魅力向上

（1）水路や水辺については、町道与原 19 号線の整備に引き続き、美化運動等の取り組みを進め、町民の憩いの場の提供や観光振興にも資する水辺空間としての魅力向上を図ります。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 市街地再開発などの計画件数	0件	1 件 1 件【達成】	2件
② 水路・海岸沿いの遊歩道整備率	85.0%	100% 85.0%	100%

● 目標設定の考え方

① 市街地再開発など面的整備の実施又はその可能性調査の実施件数としました。（5 年間の累積件数）

② 水路・海岸沿いの遊歩道整備率は、未整備の延長約 0.6km の完成で、整備率が 100% となります。（計画総延長：約 4.1 ㎞　整備済み延長：3.5 ㎞）

町民ができること

- 空き店舗や空き家の有効的活用を目指しましょう。
- 水路や水辺の美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-②　道路環境の整備

＜関係課＞
まちづくり課
企画政策課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 交通渋滞緩和のため、道路ネットワークの構築を目指します。
- 道路環境のユニバーサルデザインに努め、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境を目指します。
- 計画的な維持管理に努め、長寿命化を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 国道 329 号と国道 331 号が交わる与那原交差点では、与那原バイパスの開通によりある程度交通渋滞は緩和されていますが、今後の来訪者の増加を見据え、円滑な道路交通の確保が求められています。
- 渋滞緩和や広域的な道路ネットワーク構築のため、国道 329 号与那原バイパスの整備（暫定供用開始）が進められています。
- 町民が、安心で安全に移動できるよう歩行者や自転車を優先とした道路整備やユニバーサルデザイン※20 の推進が望まれています。

施策の体系

道路環境の整備
- 道路ネットワークの構築
- 安全で快適な道路環境の整備
- 計画的な維持管理と長寿命化の推進

※20 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考えのこと。

施策の推進

1．道路ネットワークの構築

（1）与那原バイパスの暫定供用により、与那原交差点における交通渋滞が一部解消されましたが、大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体の関係機関との調整や協議などを通じて広域道路ネットワークの推進を引き続き図ります。

2．安全で快適な道路環境の整備

（1）歩行しやすい環境や自転車利用の促進に向けて、自転車ネットワーク等の計画を推進し、継続して誰もが利用しやすく安全で快適な歩行・道路環境の整備に取り組みます。

（2）道路環境のユニバーサルデザインを推進します。

3．計画的な維持管理と長寿命化の推進

（1）道路及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理に努め、道路施設※21 の長寿命化に取り組みます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 町道の新規事業採択路線の件数	0件	2件 5件	7件
② 橋梁長寿命化計画に基づく補修や架け替えの件数	0件	4件 5件【達成】	【完了終了】

● 目標設定の考え方

① 町道の新規事業採択路線の件数については、5年間の新規事業採択路線として、新たに追加する路線の件数を目標としました。

② 橋梁長寿命化計画に基づく補修及び架け替えの件数については、前期計画の目標5件を達成したため、完了終了とします。

町民ができること

● 道路などの美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。

※21 道路施設：道路やトンネル、橋梁、道路照明、ガードレールなどの道路構造物の総称。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-③　交通環境の充実

＜関係課＞
企画政策課
福祉課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 過度に自動車へ依存しない誰もが快適に移動できる交通環境を目指します。
- 地域を支える安全で便利な交通体系の構築を目指します。
- 公共交通を含む多様な移動手段の利便性向上を図ります。
- 既存の公共交通の他に新たな公共交通の導入を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 来訪者の増加により、与那原交差点を中心に、更なる交通渋滞が見込まれます。
- 町内には、公共交通空白地域※22があります。
- 地域経済を支える安全で快適な交通体系を構築することが必要です。
- 交通弱者※23にやさしい交通移動の確保が必要です。
- 国内外の来訪者を想定した観光交通※24の構築が必要となっています。

施策の体系

交通環境の充実
- 公共交通の充実
- 交通に対する意識改革
- 交通関連計画の推進

※22 公共交通空白地域：本町における公共交通空白地域とは、バス停から半径 300m 以上離れている地域のことをいう。
※23 交通弱者：一部の高齢者や障がい者、要介護者や年少者など、自動車を運転することができず、交通手段がないため日常的に公共交通機関に頼らざるを得ない人をさす。
※24 観光交通：ここでは観光時の移動手段をさす。

施策の推進

1．公共交通の充実

（1）バス会社との協議や福祉バスの実証実験等を通じて、継続的に公共交通空白地域の解消や移動が困難な高齢者などの交通弱者にやさしい交通移動の確保に取り組みます。

（2）公共交通利用環境の向上に取り組みます。

（3）大型MICE施設に関連した広域移動の需要を精査し、新たな公共交通※25だけでなく、パークアンドライドなどのソフト施策などの検討を行います。

2．交通に対する意識改革

（1）安全で快適な交通環境の構築に向け、自動車依存体質から脱却するために様々な活動（学習会・シンポジウムなど）を通じて、継続的に交通に対する意識改革に取り組みます。

3．交通関連計画の推進

（1）交通の円滑化、魅力あるまちづくりに向けた各種交通政策を総合的、戦略的に展開するため、与那原町総合交通基本計画※26や与那原町地域総合交通戦略※27などの交通関連計画を推進します。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 公共交通空白地域に居住する人口の割合	13.0%	7.0% 13.0%	7.0%
② バスなどの交通分担率※28の増加	6.4%	9.0% 6.2%	9.0%
③ 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少	72.1%（2016年度）	50.0% 15.5%【達成】	50.0%
④ 自動車の交通分担率の減少【新規指標】	－	－ 76.3%	70.0%

※25 新たな公共交通：都市モノレール、LRT、BRTなどの定時定速性に優れた中量の新公共交通システムを指す。
※26 与那原町総合交通基本計画：交通の円滑化、魅力あるまちづくりに向けた各種交通政策を総合的、戦略的に展開するためのもの。
※27 与那原町地域総合交通戦略：総合交通基本計画のうち、短中期に取り組むべき施策について、具体的にスケジュールを示したもの。
※28 交通分担率：自動車やバス、タクシー、自転車など交通手段を分けた比率。

● 目標設定の考え方

① 公共交通空白地域に居住する人口の割合については、主要な空白地域の東浜地区が解消されることを目標としました。

② バスなどの交通分担率の増加については、沖縄県の TDM 施策推進アクションプログラム[※29]が約３%増加を目指しているため、参考値にして設定しました。

③ 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少については、過半数を下回ることを目標としており、引き続き継続していくことを目標としました。

④ 自動車の交通分担率の減少については、与那原町地域総合交通戦略の数値を目標としました。

町民ができること

● 自家用車の利用を減らし、公共交通などさまざまな移動交通を活用しましょう。

※29 TDM 施策推進アクションプログラム：自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの交通渋滞など、さまざまな交通問題を改善するための手法のことをさす。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-④　計画的な土地利用の推進

＜関係課＞
まちづくり課
企画政策課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 都市計画マスタープランを推進し、機能性の高い都市空間の形成を目指します。
- 地域特性を活かした魅力的な景観形成と土地利用を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町の面積は、5.18k㎡で那覇広域都市計画区域のなかで最も小さく、県内でも二番目に小さな自治体であるため、さまざまな都市計画制度を活用した機能性の高い都市空間形成が望まれています。
- 本町は、コンパクトな町域のなかに市街化区域と市街化調整区域があり、都市的な土地利用と自然的な土地利用に区分されています。

施策の体系

計画的な土地利用の推進
- 計画的で安定した土地利用の確保
- 都市計画マスタープランの推進
- 機能性の高い都市空間の形成
- 地域特性を活かした景観形成

施策の推進

1．計画的で安定した土地利用の確保

（1）本町の自然的や社会的、経済的や文化的条件などに配慮した将来土地利用の方針を実現するため、与那原町総合計画、与那原町国土利用計画※30、都市計画マスタープラン※31 を統合した土地利用方針・計画を確立し、地域特性を活かした土地利用を推進します。

2．都市計画マスタープランの推進

（1）土地利用計画の基本となる、建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進します。

（2）地域特性を活かした土地利用の検討を図ります。

3．機能性の高い都市空間の形成

（1）前期計画において、市街化区域編入に伴う用途地域の見直しや地区計画（大見武地区計画）の策定などに取り組んでおり、継続して都市計画制度を活用し、機能性の高いまちづくりを推進します。

4．地域特性を活かした景観形成

（1）本町の魅力的な景観を保全・活用し、まちの魅力向上を図ります。

（2）魅力的なまちづくりに資する方針と施策を定めた、与那原町景観計画※32 を推進します。

（3）市街化調整区域の開発行為については、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 機能性の高い都市計画の見直し件数	0件	1件 2件【達成】	4件
② 景観に関する町民とのワークショップ※33 件数	0件	1件 1件【達成】	【完了終了】

※30 与那原町国土利用計画：本町の将来土地利用に関する基本的事項を定めた計画。
※31 都市計画マスタープラン：都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画であり、今後のまちづくりの指針。
※32 与那原町景観計画：本町の魅力的な景観要素を保全・活用できるよう、まちの魅力の向上を図り、持続可能で魅力的なまちづくりに資するよう方針と施策を定めた計画。
※33 ワークショップ：コミュニティの課題解決や資源活用のために、多様な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じてお互いに触発されながら創造的なアイデアを生み出し、実践につなげていくための会合。

● 目標設定の考え方

① 機能性の高い都市計画の見直しの件数（５年間累計）を目標としました。

② 景観に関する町民との取り組みについては、町民ワークショップの件数（５年間累計）１件を目標としましたが、達成したため完了終了とします。

町民ができること

● 町民の意見を広く取り入れるための住民説明会やアンケート、ワークショップなどに積極的に参加しましょう。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-⑤　上水道

＜関係課＞
上下水道課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 安心で安全な水道水の安定供給を目指します。
- 適切な保守管理と送・配水管理を行い、老朽化する設備の計画的な整備を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和 43 年に給水開始以来、４次の拡張計画を経て送・配水管の布設や配水池の建設を行っています。
- 本町は、県企業局（水道用水供給事業者）の西原浄水場から受水し、町の配水池を経由して町民へ供給しています。
- 施設の老朽化による更新需要の増加が見込まれます。
- さまざまな災害に備え、基幹管路の耐震化を図る必要があります。
- 漏水対策を図る必要があります。

施策の体系

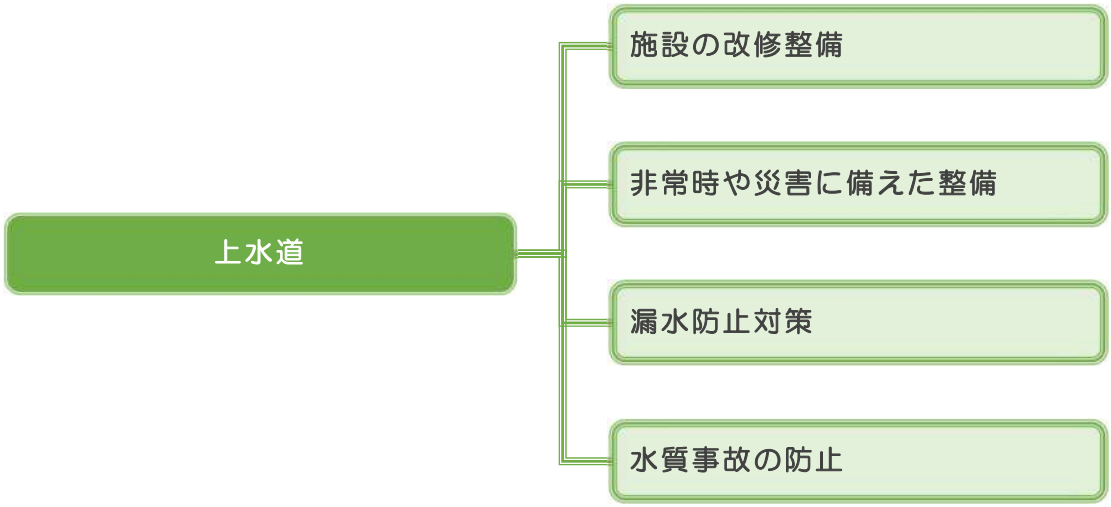

施策の推進

1．施設の改修整備

（1）水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行います。

2．非常時や災害に備えた整備

（1）漏水や停電などの非常時においては、適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整えたことにより、適切な処置が行われており、引き続き体制の維持を図ります。

（2）地震や台風などの災害に備え、水道施設への被害を最小限に抑えるための耐震化などを進めてきており、引き続き推進していきます。

3．漏水防止対策

（1）漏水調査を定期的に行ったことにより、漏水箇所の早期発見、早期修繕ができたため、引き続き、この体制を堅持し、漏水防止対策に努めます。

4．水質事故の防止

（1）水質検査計画※34に基づき、毎日の水質検査を継続し、安心で安全な水道水を提供します。

（2）法令に基づき、定期的に定められた項目の検査を行ったことにより、水質事故の防止につながったため、継続してこの体制を堅持し、事故防止に努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 有収率※35	93.1%（2017年度）	94.0% 93.5%	94.0%
② 管路耐震化率※36	8.5%（2017年度）	12.0% 11.0%	－（指標③に変更）
③ 管路耐震適合率※37	－	－ 47.8%	50.0%

※34 水質検査計画：水道法施行規則に基づき、水道事業者が水質検査をどのように行うかを具体的に策定するもの。
※35 有収率：有収水量を給水量で除した値。料金徴収の対象となった水量。
※36 管路耐震化率：耐震管路（整備済）延長を基幹管路延長で除した値。
※37 管路耐震適合率：耐震管路（整備済）と地盤良好による耐震適合性のある管路を加えた延長を基幹管路延長で除した値。

● 目標設定の考え方

① 有収率については、過去５年間の平均値を上回ることを目標として設定しました。

② 管路耐震化率については、管路更新計画※38に基づき設定しました。厚生労働省が調査公表する「耐震化に対する指標」として一般的であり、かつ、他自治体との比較が可能となる指標であることから③へ変更しました。

③ 管路耐震適合率については、管路更新計画及び水道事業における耐震化の状況調査（厚生労働省）に基づき設定しました。

町民ができること

● 限りある水資源、大切に使いましょう。

※38 管路更新計画：管路（地下に埋設するための専用の管）の最適な更新時期を中長期的な視野に立ち設定したもの。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-⑥　下水道

＜関係課＞
上下水道課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 町民が健康で快適な生活が送れるよう、下水道の整備や接続率の向上を図り、公共用水域※39の水質保全を目指します。
- 町民の生命や財産を守るため、浸水地域の解消を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町の下水道事業は、2002 年度に供用開始し、2022 年度末には整備率で 77.7%、接続率は 76.7%となっています。
- 本町の特産品でもある「ヒジキ」などの生育環境を保全するためにも、公共用水域の水質保全に努め下水道整備を推進する必要があります。
- 各種支援制度の周知を図り、接続率の向上を促進する必要があります。
- 町民の生命や財産を守るため、浸水地域の解消を図る必要があります。
- 下水道経営の健全化や透明化などを図るため、2021 年度に官庁会計から公営企業会計へ移行しており、効率的で継続可能な企業経営を行う必要があります。

施策の体系

- 下水道
  - 下水道整備の推進
  - 浸水対策
  - 下水道接続率の向上

※39 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、水路など。

施策の推進

1．下水道整備の推進

（1）町民が快適に水と親しめる空間を創出できるよう下水道整備を進め、供用区域を拡大したところであるが、引き続き整備を推進し、公共用水域への生活排水の流出を抑え、水質保全に努めます。

2．浸水対策

（1）頻発する都市型集中豪雨などから町民の生命や財産を守るため、雨水管路の新設などを行っているが、引き続き、下水道整備による浸水対策に努めます。

3．下水道接続率の向上

（1）下水道事業の仕組みや必要性の理解を得るため、下水道啓蒙活動や戸別訪問を継続的に実施し、下水道接続に対する町民への協力を促します。

（2）継続して下水道接続工事補助金を実施し、接続支援を行うことで、接続率向上を図ります。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 計画面積※40に対する整備率	74.7%（2017年度）	80.0% 77.7%	80.0%
② 下水道接続率	71.8%（2017年度）	73.0% 76.7%【達成】	81.0%

● 目標設定の考え方

① 計画面積に対する整備率については、過去５年間の平均値を上回ることを目標として設定しました。

② 下水道接続率については、過去５年間の伸び率を実績率に加算した値を目標として設定しました。

町民ができること

- 健康で快適な生活を送るため、下水道へ接続しましょう。
- 敷地内の排水溝の落ち葉やごみなどを取り除き、いつもきれいにしましょう。

※40 計画面積：事業計画を定めた下水道計画区域の面積。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-⑦　**公園・緑地の推進**

＜関係課＞
まちづくり課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- まち並み緑化を推進し、ふれあいと賑わいのある緑豊かな環境形成を目指します。
- 既設公園を有効活用し、賑わいを創出する公園整備を目指します

施策の展開

● 現状と課題

- 本町は、町域の北西側に運玉森、南側に雨乞森に抱かれた風光明媚な中に市街地が形成されています。
- 市街地においては、建物が密集し人口密度が高いため、緑の少ないまち並みとなっています。
- 本町の一人当たりの公園緑地面積は、約６㎡／人となっており、県の目標値である 20㎡／人を大きく下回っています。
- 東浜地区においては、地区公園や街区公園、街路樹などが配置され、緑が豊かで町民の憩いの場所が多くあります。
- 建設から 30 年以上経過している公園については、施設の老朽化が見られます。

● 施策の体系

公園・緑地の推進
- 適正な公園面積の確保や街路樹などの整備
- 賑わいを創出する公園の整備

施策の推進

１．適正な公園面積の確保や街路樹などの整備

（１）適正な公園面積を確保するため、与原公園の区域拡大の都市計画決定に基づき事業の実施を図るとともに、新しい公園などの整備を推進します。

（２）可能な限り街路樹などの整備を行い、緑豊かなまち並みの形成に取り組みます。

２．賑わいを創出する公園の整備

（１）公園施設内への公共還元型収益施設※41として与那古浜公園におけるPark-PFI事業の推進を図ります。

（２）公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園の改修やインクルーシブな遊具の導入に取り組むなど、魅力ある公園施設の整備に努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 町民一人当たりの公園面積	4.98㎡／人（2015年度）	5.80㎡／人 5.80㎡／人【達成】	5.80㎡／人
② 公園施設内への公共還元型収益施設の事業実施件数	0件	1件 0件	1件
③ 公園遊具の改築更新した公園の件数【新規指標】	－	－ 0公園	2公園

● 目標設定の考え方

① 町民一人当たりの公園面積については、与原公園区域拡大予定面積を加えた値を設定しました。

町民一人当たりの公園面積＝（整備済み公園面積＋与原公園区域拡大予定面積）÷H27国勢調査人口

② 公園施設内への公共還元型収益施設の事業実施件数については、上の森公園または与那古浜公園での公共還元型収益施設の事業実施件数を目標としました。

③ 公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具の改築更新をした公園の件数（５年間累計）を目標としました。

町民ができること

- 公園や緑地の美化・清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 公園は大切に使いましょう。

※41 公共還元型収益施設：公園施設内への民間事業者によるカフェ、レストラン、フィットネスジムなどをさす。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-⑧　住宅政策

＜関係課＞
公共施設課
まちづくり課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 住宅困窮者などに配慮した町営住宅の提供を目指します。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住宅環境の整備を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町の町営住宅は、江口団地、阿知利団地の計 108 戸（5棟）となっています。
- 本町の県営住宅は、与那原団地、須利原団地、与那原第２団地の計 243 戸（4棟）となっています。
- 低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対する住宅の確保に努めることが望まれます。
- 計画的な維持管理により、町営住宅の老朽化に対し、長寿命化を図る必要があります。
- 町民が安心・安全で快適に暮らせる住宅環境の整備が必要です。

施策の体系

住宅政策
- 住宅困窮者に対する優先的な入居
- 計画的な維持管理による長寿命化の推進
- 地域の活性化や安心・安全で快適な住宅環境の整備

施策の推進

1．住宅困窮者に対する優先的な入居

（1）低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対し、町営住宅への優先的な入居を引き続き図ります。

（2）入居・退去時における空き室期間の短縮に努めます。

2．計画的な維持管理による長寿命化の推進

（1）定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努めます。

（2）令和２年度に公営住宅等長寿命化計画※42を策定しており、計画に基づき、予防保全的な管理を行い、ライフサイクルコスト（LCC）※43の縮減に努めます。また、必要に応じて公営住宅長寿命化計画の見直しを図ります。

3．地域の活性化や安心・安全で快適な住宅環境の整備

（1）住宅リフォーム支援事業補助金により、年間 20 件程度のリフォーム支援を行っており、引き続き、地域の事業者を活用した住宅リフォームを支援します。

（2）上記の支援事業補助金によりバリアフリー化支援を行っており、継続して、バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進します。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 公営住宅等長寿命化計画の策定	未策定	策定 策定【達成】	見直し

● 目標設定の考え方

① 公営住宅等長寿命化計画を見直しすることを目標としました。

町民ができること

- 町営住宅は町民の大事な財産です。大切に使いましょう。
- 住宅リフォーム支援制度を活用しましょう。

※42 公営住宅等長寿命化計画：公営住宅の実情を踏まえ、長期的な視点から予防保全的な維持管理、計画的な修繕、改善、建替えを実施し、施設の長寿命化、更新コストの縮減及び事業量の平準化を図る目的で策定する計画。

※43 ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計から維持・管理・解体にいたる過程で必要な経費の合計額。

基本目標４　快適に暮らせる美しいまち

施策分野　4-⑨　**公共施設マネジメント**

＜関係課＞
公共施設課　総務課
学校教育課　生涯学習振興課
ブランド推進課　福祉課
上下水道課　子育て支援課
まちづくり課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 効率的な施設管理を行い、事務の効率化や施設の長寿命化、財政負担の軽減を目指します。
- 障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した安心・安全で快適な施設を目指します。
- すべての住民にひらかれ、親しまれ、協働・連携し、未来へ繋がるやさしい公共施設の整備を目指します。
- 公共施設等総合管理計画や各個別施設計画について、社会情勢や取り巻く環境の変化に対応した PDCA サイクルの構築を目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 本町の公共施設は、新耐震基準を満たす延べ床面積の割合が、約 94%を占めています。
- 旧耐震基準で建設された公共施設については、計画的な更新を検討する必要があります。
- 施設の包括管理を行い、計画的な予防保全に取り組み、財政負担の平準化・低減化を図る必要があります。
- 公共施設には、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した整備を行うことが必要です。
- 公共施設の定期点検を行い、修繕や改修に取り組むなど、中長期的な維持管理計画が必要です。
- 住民サービスの向上を図るため、分散した一部の公共施設を集約する必要があります。

● 施策の体系

公共施設マネジメント
- 効率的な施設管理の推進
- 安心・安全で快適な公共施設の整備

施策の推進

１．効率的な施設管理の推進

（１）財政支出の平準化による財政負担の軽減や施設の長寿命化を図るため、各施設の更新時期を踏まえた個別施設計画※44 を令和２年度、学校施設、公営住宅、令和４年度、建物７分類（18 施設）を策定しましたが、今後、継続的に見直しを図ります。

（２）令和４年度に改定した公共施設総合管理計画に基づき、事務の効率化や管理コストの削減を図るため、各施設の維持管理業務を集約し包括管理を行います。

２．安心・安全で快適な公共施設の整備

（１）新庁舎整備事業に伴い、上下水道課や生涯学習振興課が庁舎に集約化が図られましたが、引き続き、住民サービス向上や管理コストの削減を図るため、広域連携等の手法を検討し、給食センターなど公共施設の集約化を図ります。

（２）旧耐震基準であった庁舎を新庁舎整備事業で更新しましたが、引き続き、給食センターなど旧耐震基準の施設については、計画的な更新に努めます。

（３）新庁舎及び町民ホールの整備において、バリアフリー・ユニバーサルデザイン整備を行ったが、引き続き、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した施設を整備します。

（４）すべての住民にひらかれ、親しまれ、協働・連携し、未来へ繋がるやさしい公共施設を整備します。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 個別施設計画の策定件数（累計）	１件	７件 ７件【達成】	９件
② 包括施設管理の件数（累計）	０件	１件 ０件	１件
③ 新庁舎、複合施設（町民ホールと保健センター）の一体的な整備	０件	１件 １件【達成】	【完了終了】

※44 個別施設計画：個別施設毎の具体的な点検、診断、修繕、更新などの対応方針を定めた計画。

● 目標設定の考え方

① 策定済の個別施設計画９件のうち、学校、公営住宅は見直しの時期となるため、公共施設等総合管理計画※45に基づき、９件を目標値としました。

② 包括施設管理の件数については、新庁舎と複合施設（町民ホールと保健センター）の１件を目標値として設定しました。但し、かかる費用の見通しを含めて検討が必要です。

町民ができること

- 公共施設は大切に使いましょう。
- 公共施設を有効に活用しましょう。

※45 公共施設等総合管理計画：公共施設等の状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明かにするとともに、公共施設マネジメントの基本方針を定めた計画。

第２章
基本目標別施策

基本目標５

「ひと」と「人」が綱（つな）がる安心・安全なエコタウン

５－①	消防・救急
５－②	防災・減災
５－③	防犯・交通安全
５－④	環境保全・循環型社会

基本目標５

「ひと」と「人」とが綱（つな）がる 安心・安全なエコタウン

施策分野 5-① **消防・救急**

＜関係課＞
生活環境安全課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 町民の生命や財産を守るため、今後も消防・救急・救助体制や火災予防対策の充実強化を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 町民の防災に対する意識向上を図る必要があります。
- 全行政区に自主防災組織を設置しています。
- すべての公共施設への AED※46 の設置が必要です。
- 住宅用火災報知器の設置に対する推進活動が必要です。
- 各種救命講習などの啓発活動が必要です。
- 消防団員の人材確保が必要です。

施策の体系

消防・救急
- 消防・救急・救助体制の充実強化
- 火災予防対策の推進
- 消防団の充実強化

施策の推進

１．消防・救急・救助体制の充実強化

（１）引き続き東部消防組合と連携し町民の生命や財産を守るため、消防・救急・救助体制の充実強化に努めます。

※46 AED（自動体外式除細動器）：正常に拍動できなくなった心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器の事。

（2）迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防・救急車両などの更新や適切な維持管理に努めます。

2．火災予防対策の推進

（1）東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知器の普及促進に取り組みます。

（2）女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組みます。

3．消防団の充実強化

（1）消防団の認識・活動の理解を深めるため、ホームページや SNS などを活用した PR を図り、消防団員確保に向けた取り組みを支援します。

（2）消防職員・消防団・自主防災組織などの連携を密にし、多様化する災害に対応できる体制の強化に努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 住宅用火災報知器の設置	42.3%	47.3% 65.0%【達成】	65.0%以上
② 救命講習受講者数（累計）	延べ 3,848 人	延べ 6,150 人 延べ 4,420 人	延べ 5,850 人
③ 消防団員の確保	20 人	20 人 17 人	20 人

● 目標設定の考え方

① 住宅用火災報知器の設置率の調査方法として毎年調査家屋の地域をランダムで抽出し、調査することから加算方式での設定が困難となっています。よって、現状の 65%以上を目標としました。

② 救命講習年間受講者数については、新型コロナウイルス感染症防止対策で、実施できていない時期も考慮し、過去５年間で年間約 285 名ずつ増えていることから、1,430 名の増加を目標に設定しました。

③ 消防団員の確保については、現在の条例定数である 20 名を維持することとしました。

町民ができること

- 火の取扱いに注意しましょう。
- 住宅用火災報知器を設置しましょう。
- 家庭用消火器の設置に努めましょう。
- 救命講習※47 を受講しましょう。

※47 救命講習：救命講習は東部消防組合等で受講が可能です。

基本目標５

「ひと」と「人」とが綱（つな）がる 安心・安全なエコタウン

施策分野 5-② **防災・減災**

＜関係課＞
生活環境安全課
総務課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 自らを守る「自助」、お互いに助けあう「共助」、みんなが協力し活動する「協働」の意識を高め、地域で助け合う仕組みづくりを目指します。
- 町民などへ災害時の避難所や避難経路の周知を図り、迅速な初動体制を目指します。
- 防災訓練を通して、防災意識の向上を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 与那原町地域防災計画※48 の改定や防災マップなどの必要に応じた見直しが求められています。
- 自主防災組織の育成や強化に取り組む必要があります。
- 町民や来訪者への避難所や避難経路の周知が必要です。
- 避難経路の安全点検を行う必要があります。
- 観光交流施設などの防災拠点への備蓄食料品の充分な確保が必要です。
- 津波避難ビルを増やす必要があります。
- 津波避難困難地域の解消を図る必要があります。
- 商工会建設工業部会と災害時における応急対策に関する協定書を締結しています。
- 町の上空を通過する航空機が多く、その航空機による事故の危険性も否定できません。

※48 与那原町地域防災計画：与那原町内における防災対策（災害予防、災害応急及び災害復旧・復興）に関する事項を定めた計画。

● 施策の体系

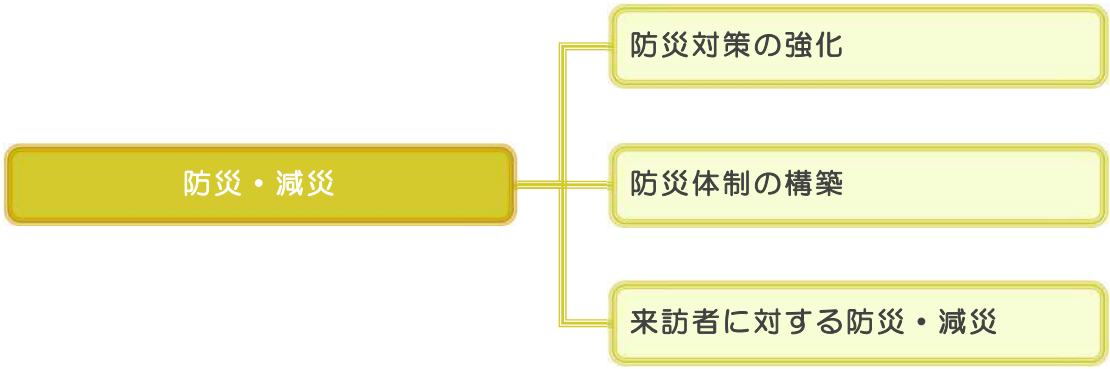

施策の推進

1．防災対策の強化

（1）地域や学校、事業所などと連携した防災訓練を通して、防災意識の向上に努めます。

（2）過去に発生した大規模災害や危機事案を検証し、令和４年度に修正を加えた与那原町地域防災計画や防災マップ、各種マニュアルなどを見直し、関係機関や町民に周知を図ります。

（3）避難経路に障害の恐れとなる工作物などの安全点検を定期的に行い、安全な避難経路の確保に努めます。

（4）引き続き、与那原町災害対策備蓄計画※49 に基づいた備蓄食料品の整備を行います。

2．防災体制の構築

（1）自主防災組織（女性防火クラブ、幼年消防クラブなど）の育成や強化を図り、自らを守る「自助」、お互いに助けあう「共助」の意識を高めます。

（2）大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努めます。

（3）災害後の避難所設営や復旧作業などを円滑に行うため、災害ボランティアや支援物資の受入体制を整えます。

（4）町の上空を通過する航空機の飛来回数の軽減や回避が図れるよう、関係機関と連携していきます。

3．来訪者に対する防災・減災

（1）高層建物所有者への周知・協力のもと、津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努めます。

（2）各言語の防災マップを作製したところであるが、それを活用するなど、来訪者への避難所や避難経路の周知に努めます。

※49 与那原町災害備蓄計画：与那原町内で大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料、飲料水などを備蓄する計画。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 地震津波避難訓練への年間参加人数	4,650 人	6,000 人 4,420 人	5,200 人
② 備蓄食料の整備（累計）	5,040 食	8,400 食 8,340 食	8,910 食
③ 津波避難困難地域の解消	16ha	0ha 16ha	0ha

● 目標設定の考え方

① 地震津波避難訓練への年間参加人数については、毎年ばらつきがあることから現状値から 1 年ごとに 100 人増としました。

② 備蓄食料の整備については、与那原町災害対策備蓄整備計画に基づき 8,910 食を目標として設定しました。

③ 津波避難困難地域の解消については、東浜地区の津波避難困難地域の解消に努めるよう設定しました。

町民ができること

- 災害時の行動について家族で話し合いましょう。
- お互いに助け合う気持ちを大切にしましょう。
- 災害時の避難所や避難経路を確認しましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、非常用持ち出し袋を準備しましょう。
- 地震に備え、家具などを固定しましょう。

基本目標５　「ひと」と「人」とが綱（つな）がる 安心・安全なエコタウン

施策分野　5-③　防犯・交通安全

＜関係課＞
生活環境安全課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 安心・安全な生活環境を守るため、まち全体が連携協力し、その環境を維持する事を目指します。
- 町内における犯罪発生と町民の被害を未然に防ぎ、安心で安全なまちづくりを目指します。
- 町民の安心・安全を守るため、町民一人ひとりの交通ルールや交通マナーの向上を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 与那原町防犯協会と連携し、定期的にパトロールを実施しています。
- 町内全域への防犯灯・防犯カメラの整備が望まれています。
- 交通安全ボランティア※50が不足しています。
- 生活道路での路上駐車や速度超過の車が多くみられます。
- 腐食や劣化したガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の修繕が必要です。
- 新たな信号機設置や道路標識、路面標示などの交通安全施設の整備が必要です。
- 飲酒運転根絶の推進に向けたさらなる取り組みが必要です。

施策の体系

防犯・交通安全
- 防犯活動の推進
- 交通安全対策の充実

施策の推進

１．防犯活動の推進

（１）町内における犯罪発生と町民の被害を未然に防ぐため、与那原警察署や与那原地区防犯協会などと連携し、パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。

※50 交通安全ボランティア：交通安全活動に取り組むボランティア活動のこと。

（2）町内における犯罪の未然防止、早期発見・解決を図るため、住民のプライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を継続して推進します。また、防災カメラも併用し防犯対策に努めます。

2．交通安全対策の充実

（1）与那原警察署や与那原地区交通安全協会などと連携し、交通ルールを守り、交通マナーの向上を図ることで、交通事故発生の抑制に努めます。

（2）ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の設置や修繕を行い、交通安全対策に努めます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 防犯カメラの整備（累計）	32 基	63 基 32 基	63 基
② 刑法犯罪認知件数※51（5年間平均）	91 件（2013～2017 年度）	90 件以下 90 件【達成】（2019～2023 年度）	90 件以下（2024～2028 年度）
③ 人口１万人当たりの交通事故発生件数（5年間平均）	85 件（2013～2017 年度）	84 件以下 20.9 件【達成】（2019～2023 年度）	84 件以下（2024～2028 年度）

● 目標設定の考え方

① 防犯カメラの整備については、2017 年度に関係機関に行った防犯カメラ設置要望ヒヤリングに基づき現状値から約 31 基増としました。

② 刑法犯罪認知件数については、目標年度までに過去５年間の平均値を下回る件数を設定しました。

③ 人口１万人当たりの交通事故発生件数については、目標年度までに過去５年間の平均値を下回る件数を設定しました。

町民ができること

- 地域の防犯パトロールに積極的に参加しましょう。
- 交通ルールを守り、交通マナーの向上を図りましょう。
- 交通安全ボランティアに積極的に参加しましょう。

※51 刑法犯罪認知件数：凶悪犯罪、粗暴犯罪、窃盗犯罪、知能犯罪、風俗犯罪などの認知件数。

基本目標５ 「ひと」と「人」とが綱（つな）がる 安心・安全なエコタウン

施策分野 5-④ 環境保全・循環型社会

＜関係課＞
生活環境安全課
まちづくり課
公共施設課
ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 騒音や振動、悪臭の発生対策に努め快適な生活環境づくりを目指します。
- 不法投棄をなくし、ごみの少ない環境を目指します。
- 野良犬や野良猫、ハブ、害虫対策や犬や猫などの適正な飼い方の指導に取り組み、快適な生活環境を目指します。
- まち並みと調和した憩いの空間の形成に取り組むため、自然環境の保全を目指します。
- 循環型社会形成に向けて、ごみの減量化やリサイクル強化、温室効果ガスの削減を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 騒音や振動、悪臭などの影響で生活環境の悪化が心配されます。
- 東部環境美化センター（旧東部清掃施設組合）のごみの受け入れ量の増加による負担や施設の老朽化が課題となっています。
- ごみ処理施設の一元化に取り組んでいます。
- ごみ分別の細分化を検討し、減量化に取り組む必要があります。
- ごみのリサイクル強化に取り組む必要があります。
- 生ごみ処理機の奨励により、ごみの減量化に努める必要があります。
- 野良犬や野良猫、ハブなどに対する取り組みが必要です。
- 空き地や空き家対策に取り組む必要があります。
- 個人墓地の散在化が問題となっています。
- 公営墓地整備が求められています。

● 施策の体系

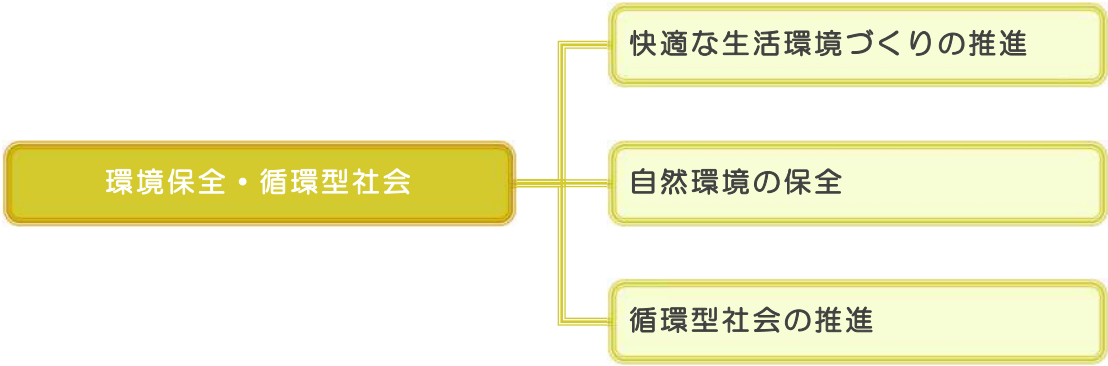

施策の推進

1．快適な生活環境づくりの推進

（1）騒音や振動、悪臭などの発生源については、必要に応じ改善や指導の強化を行い、快適な生活環境づくりを進めます。
（2）月 1 回の巡回や看板、防犯カメラ及び防犯ライトの設置などを引き続き行い、不法投棄をなくし、ごみの少ない環境づくりを推進します。
（3）NPO と連携し、TNR 活動を行うなど、野良犬や野良猫、ハブ、害虫対策などに取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。
（4）NPO と連携し、犬や猫などの適正な飼い方の啓発に取り組みます。
（5）引き続き、狂犬病予防注射の接種率向上に取り組みます。
（6）苦情のある空地所有者への改善指導を行うなど、空き地や空き家対策に取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。
（7）個人墓地の散在化や無許可墓地の増加による生活環境や景観の悪化を防止するため、宗教法人墓地を活用する旨の指導や無許可建設を防止する巡回にて、無許可墓地の増加を防ぐとともに、公営墓地などの整備を推進します。

2．自然環境の保全

（1）まち並みと調和した憩いの空間の形成に取り組むため、運玉森や雨乞い森の丘陵地、海岸や水路などの自然環境の保全に努めます。
（2）市街化調整区域の開発行為については、大見武地区計画の決定にみられるように、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。
（3）広報誌等を活用し、外来種の野外放逐の禁止など、適正な飼い方の指導等を啓発することにより、生態系の保全に努めます。

3．循環型社会の推進

（1）与那原町一般廃棄物処理基本計画※52 に基づき、生ごみ処理機導入補助事業及び貸出などを通じて、ごみの抑制を図ります。
（2）与那原町地球温暖化防止実行計画※53 に基づき、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業の継続等を通じて温室効果ガス削減に取り組みます。

4．地球温暖化防止実行計画の推進

（1）与那原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編及び区域施策編）を推進し、地球温暖化防止に努めます。【新規施策】

※52 与那原町一般廃棄物処理基本計画：一般廃棄物処理に関する方向性を長期的・総合的に定めた指針となる計画。
※53 与那原町地球温暖化防止実行計画：町が行う事務や公共事業から排出される温室効果ガスの排出抑制を推進するための措置を定めた計画。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018年度）	前期目標（2023年度） 現状値（2023年度）	目標値（2028年度）
① 狂犬病予防注射接種率	52.8%	62.8% 56.8%	62.8%
② 町民１人１日あたりのごみ排出量	768g（人／日）（2015年度）	700g（人／日） 836g（人／日）	700g（人／日）
③ ごみのリサイクル率	7.0%（2015年度）	22.5% 9.1%	22.5%
④ 温室効果ガス排出量の削減量（2013年度比較）【新規指標】	－	－ -18%	-35%（2030年度）

● 目標設定の考え方

① 狂犬病予防注射接種率については、過去２年間の年平均増加率２%を維持し、現状から10%増を目標に設定しました。
② 町民１人１日あたりのごみ排出量については、与那原町一般廃棄物処理基本計画の目標値に合わせて設定しました。
③ ごみのリサイクル率については、与那原町一般廃棄物処理基本計画の目標値に合わせて設定しました。

町民ができること

- ごみを正しく分別※54しましょう。
- ごみの減量化を心がけましょう。
- マイバックを使用しましょう。
- ペットは責任を持って飼いましょう。
- 地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 生ごみ自己処理奨励金※55を活用しましょう。
- 「４つのR」に取り組みましょう。
  Refuse（リフューズ）・・・ごみの発生回避
  Reduse（リデュース）・・・ごみの排出抑制
  Reuse（リユース）・・・製品部品の再使用
  Recycle（リサイクル）・・・原材料などへの再資源化

※54 分別：ごみの種別及び分別方法は町のホームページや分別ポスターを参考にしてください。
※55 生ごみ自己処理奨励金：生ごみ処理機などを購入する町民に対して、購入費の一部を町が支給する制度。

はえるくん

第２章
基本目標別施策

基本目標６

伝統を継承し
未来に綱（つな）げる産業のまち

６－①	農林水産業の振興
６－②	商工業
６－③	観光
６－④	雇用促進・就業支援

基本目標６　伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち

施策分野　6-①　農林水産業の振興

＜関係課＞
ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 農用地の保全や遊休農地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを目指します。
- 地元食材の積極的な活用による地産地消を目指します。
- 人材確保や後継者育成を支援し、安定した漁業経営の確立を目指します。
- 獲る水産業とあわせて、育てる水産業の展開を目指します。
- 農林水産業と商工業などと連携した取り組みを目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 農業を取り巻く環境は、農用地の減少や遊休農地の増加、農業従事者の高齢化や担い手不足など多くの問題があります。
- 本町の農業は、さとうきび栽培とインゲンやゴーヤーを主体とした野菜栽培、マンゴーを中心とした果樹栽培が営まれています。
- 持続可能な農業を目指す意欲ある新規就農者を確保するとともに担い手の育成や生産性の高い農業への支援が課題となっています。
- 本町の水産業は、特産品であるヒジキの収穫、沖合でのセーイカやマグロ漁などが行われています。
- 特産品であるヒジキやセーイカ等については、新たなメニュー開発や消費拡大のためのブランド化などに取り組む必要があります。

● 施策の体系

- 農林水産業の振興
  - 活力ある農業振興
  - 森林資源の保全・活用
  - つくり育てる漁業の推進

施策の推進

1．活力ある農業振興

（1）新規就農者の確保と担い手の育成のため、農業者の補助や各種団体への運営費の補助に継続的に取り組みます。

（2）農地の利用状況調査や利用意向調査を引き続き行い、農地中間管理機構※56 などを利用した農地の利用促進を図ります。

（3）農地等の機能維持のための修繕等を実施しながら、農業への理解を進め、地産地消の推進と環境にやさしい農業の推進を図ります。

（4）農業者の要望を基に生産環境の整備を図り、農業の６次産業化※57 への支援や農作物のブランド化に取り組みます。

2．森林資源の保全・活用

（1）運玉森や雨乞い森などの自然環境に触れ合う環境整備を図ることにより、森林資源の保全と活用を推進します。

（2）森林地域などについては、病虫害防除、関係団体への補助に加え、森林環境譲与税を活用し、必要に応じて植林を図るなど、自然環境と調和した活用を図ります。

3．つくり育てる漁業の推進

（1）人材育成や後継者確保及び安定した漁業経営の支援に取り組みます。

（2）水産業の PR や特産品の新メニュー開発・ブランド化の支援を引き続き行うとともに、消費者拡大に向けて取り組みます。

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 遊休農地を抑制し、農用地を増加させるための農地マッチング件数	0件（2017 年度）	5件 3件	5件
② マグロなどの年間漁獲量	52t（2013～2017 年度）	57t 88.9 t 【達成】（2018～2022 年）	【完了終了】

※56 農地中間管理機構：農地の所有者から農地を借り受け、集積し、認定農業者等へ農地を貸し付ける公的機関。
※57 農業の６次産業化：農業者が農産物の生産（１次産業）だけではなく、食品加工（２次産業）、流通・販売等（３次産業）に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。

● 目標設定の考え方

① 遊休農地を抑制し、農用地を増加させるための農地マッチング件数については、農地中間管理機構などを活用し、10 年間の累積件数を目標としました。

② マグロなどの年間漁獲量については、新たなパヤオを設置した効果により過去５年間の平均漁獲量に対し 10%増加を目標としましたが、達成しました。

町民ができること

● 地場産業の消費拡大に努めましょう。

基本目標６　伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち

施策分野　６-②　商工業

＜関係課＞
ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 個性的で魅力ある事業者の誘致や起業を支援することで、商業のまちとして活気ある商店街を目指します。
- 事業者の声を反映した施策を展開し、経営の向上発展・安定化を目指します。
- 伝統ある窯業の技術継承と積極的な活用によりさらなる振興を目指します。
- 産学官民の協働による新たなビジネスの構築・推進。

施策の展開

現状と課題

- 大規模店舗の進出、経営者の高齢化や後継者不足、建物の老朽化などにより、空き店舗が増加しています。
- 商工業の活性化や経営の安定化に向けた支援が必要となります。
- 窯業は、本町の代表的な地場産業となっており、特に赤瓦は、首里城復元の際に使われています。
- 伝統ある工芸技術を絶やさぬため、技術の継承を図る必要があります。
- 町特産品の魅力向上、生産提供、ブランディング※58に努める必要があります。

施策の体系

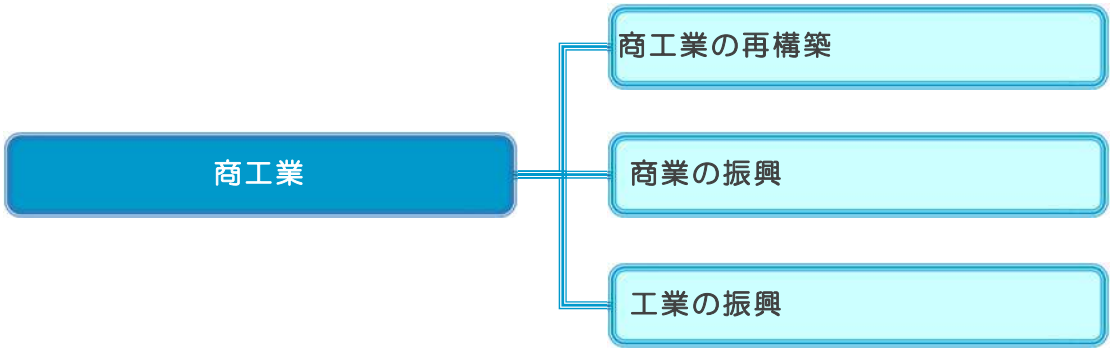

※58 ブランディング：独自のブランドを作り、これに対する信頼や共感を通じて自社の価値向上や他社との差別化などを目指す戦略。

施策の推進

1．商工業の再構築

（1）個性的で魅力ある事業者の誘致や起業につなげることで、空き店舗や空き地の有効活用を促し、活気ある商店街づくりに取り組みます。

（2）観光ポータルサイト YONABARUNAVI への掲載などメディアを活用した店舗の紹介を積極的に展開し、PR 活動に努めます。

2．商業の振興

（1）地域経済の活性化や小規模事業者の振興を図るため、町内事業者へのアンケートや円卓会議から出た事業者の声を反映するための支援を検討します。

（2）上記より抽出した課題を検討し、経営の向上発展・安定を支援することで、後継者不足の解消に取り組みます。

（3）新たな事業の創出を支援し、地域経済の活性化に取り組みます。【新規施策】

3．工業の振興

（1）伝統ある窯業を絶やさぬため、沖縄赤瓦使用奨励交付金事業の実施やクラフト市※59などを開催し、技術の継承や保存、後継者の育成に取り組みます。

（2）本庁舎及び親川広場への沖縄赤瓦使用実績を基に、窯業製品を公共施設へ積極的に活用することを推進し、特色あるまち並みの形成を図ります。

（3）沖縄赤瓦使用奨励交付金事業を継続し、民間の建物などへのヤチムン使用を引き続き推奨します。

（4）特産品の加工・製造、（1）の支援を通して工業振興を図ります。【新規施策】

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 沖縄赤瓦使用奨励金交付件数（５年間累計）	3件（2014～2018 年度）	15 件（2019～2023 年度） 8件（2018～2022 年）	15 件（2024～2028 年度）
② 新規創業件数（5年間累計）	0件（2014～2018 年度）	5件（2019～2023 年度） 0件（2019～2023 年）	5件（2024～2028 年度）

※59 クラフト市：陶芸や雑貨製作等の物作りをしている方を一堂に会するイベント。

● 目標設定の考え方

① 沖縄赤瓦使用奨励金交付件数については、１年あたり３件を目標に５年間の累積件数を設定しました。

② 新規創業件数（５年間累計）については、創業支援事業計画※60に伴った新規創業件数を１年あたり１件としました。

町民ができること

- 町内の商店を利用しましょう。
- 町産品を積極的に活用しましょう。

※60 創業支援事業計画：自治体と創業支援事業者の連携によるサポート体制を構築し、創業者へ支援することで創業者の後押しとなり、民間活力を高め地域活性化につなげる計画。

基本目標６　伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち

施策分野　６-③　観光

＜関係課＞
ブランド推進課
企画政策課
生涯学習振興課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 本町の地域特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、観光地としてのブランド構築を目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 与那原大綱曳は４５０年余の伝統を持ち、沖縄の三大綱引きの一つとして知られており、県内外から多くの来訪者で賑わっています。
- 観光に資する主な施設として、軽便与那原駅舎、観光交流施設、綱曳資料館、与那原マリーナやパークゴルフ場などが整備されています。
- 御殿山（うどぅんやま）や親川（うぇーがー）は、いにしえからの聖地を巡る東御廻り（あがりうまーい）※61 のルートとなっており、観光資源としての活用が望まれます。
- 新たな観光メニューの創出や観光資源を発掘し、観光地としてのブランドを構築する必要があります。
- 東浜水路の継続的な活用が望まれています。
- 日本最南端の鉄道資料館として、更なる展示資料の充実、魅力向上が望まれています。
- 歴史と観光の融合を図ります。

※61　東御廻り（あがりうまーい）：創造神・アマミキヨがニライカナイから渡来して住みついたと伝えられる霊地を巡拝する行事。

● 施策の体系

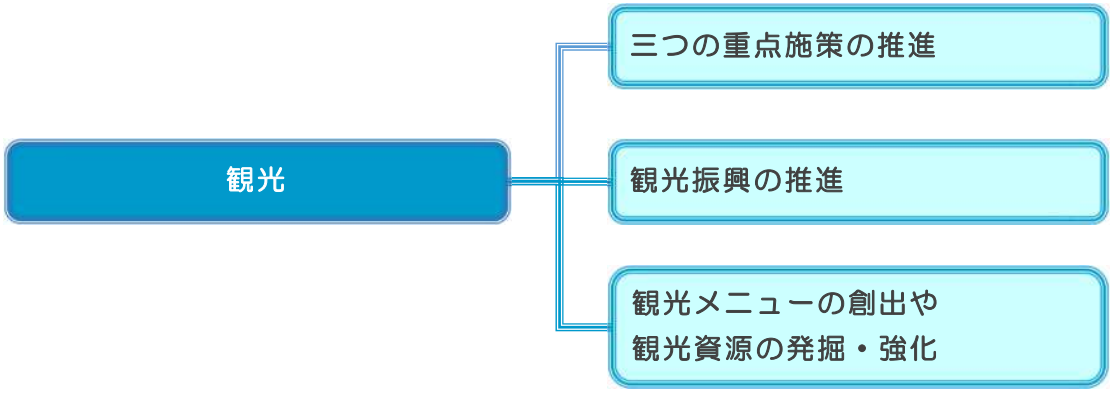

施策の推進

1．三つの重点施策の推進

（1）「大綱曳」、「水路」、「MICE」を観光重点施策の柱として積極的に推進します。

2．観光振興の推進

（1）（仮称）与那原町観光ビジョン※62 に基づき、計画的な観光振興に取り組みます。
（2）持続的な観光振興を図るため、観光協会の設立に努めます。
（3）近隣自治体と連携を図り、広域的な観光振興に努めることや多言語対応などの人材育成に取り組みます。
（4）各種イベントや PR を行うことで本町の知名度アップを図り、観光地としてのブランドを構築します。
（5）歴史・文化を活かした観光メニューの創出に努めます。【新規施策】

3．観光メニューの創出や観光資源の発掘・強化

（1）点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出を図ります。
（2）地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に取り組みます。
（3）観光拠点の機能強化に取り組みます。

※62 与那原町観光ビジョン：2024 年度策定予定。（2025 年から 2029 年度までの与那原町観光ビジョン）

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 観光メニューの創出（5年間累計）	0件（2014～2018 年度）	5件（2019～2023 年度） 2件（2019～2023 年度）	5件（2023～2028 年）
② 与那原大綱曳まつり来訪者数	延べ 23,109 人（2017 年度）	延べ 24,300 人 延べ 67,000 人	延べ 60,000 人
③ 軽便与那原駅舎の来訪者数	延べ 7,762 人（2017 年度）	延べ 11,200 人 延べ 7,000 人（2022 年度）	延べ 10,000 人
④ 与那原ナビ※63 の年間アクセス数	延べ 196,907PV※64（2017 年度）	延べ 229,300PV 延べ 340,000 PV（2022 年度）	延べ 370,000PV

● 目標設定の考え方

① 観光メニューの創出（5年間累計）については、2年で1件程度を創出する事を目標に5年間の累積件数を設定しました。
② 与那原大綱曳まつりの来訪者数については、3年分の平均値を目標値に設定しました。
③ 軽便与那原駅舎の来訪者数については、観光実施計画の目標値を設定しました。
④ ポータルサイトのアクセス数については、コロナ禍前の最高数値を目標値に設定しました。

町民ができること

- 町の歴史・文化を学び、県内外に PR しましょう。
- おもてなしの心で来訪者に接しましょう。

※63 与那原ナビ：与那原町のイベントや店舗等の情報を発信している町公式の観光ポータルサイト。
※64 PV（ページビュー）：ウェブサイト内のページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための一般的な指標。

基本目標６　伝統を継承し未来に綱（つな）げる産業のまち

施策分野　6-④　雇用促進・就業支援

＜関係課＞
ブランド推進課
学校教育課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 求職者と求人事業者を結びつけ、就業しやすい労働環境を目指します。
- 青少年の職業観を育む支援を通して、就業意識の向上を目指します。
- 職業能力向上をきっかけに求職者と事業者を結びつけます。

施策の展開

● 現状と課題

- 県内の完全失業率※65は、全国最下位です。
- 賃金などの労働環境は厳しい状況にあり、雇用の質の向上が課題です。
- 景気の回復や労働市場の変化に伴い、人材不足が見られる中、雇用のミスマッチ※66が表面化しています。
- 町内小中学校・高校・大学を対象とした職場体験学習や社会人講話など、就業意識の向上を目指すキャリア教育※67支援が求められています。
- キャリアアップ支援を推進します。

● 施策の体系

雇用促進・就業支援
- 働く場の確保
- 雇用のミスマッチの解消
- 就業意識の向上支援・職業能力の向上

※65 完全失業率：労働力人口（15歳以上の働く意欲のある人）のうち、完全失業者（職がなく、求職活動をしている人）が占める割合。
※66 雇用のミスマッチ：求職者と求人事業者とのニーズが一致しないこと。
※67 キャリア教育：将来を担う若者に望ましい職業観や勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択できる能力を育む教育。

施策の推進

１．働く場の確保

（１）町内事業者の大半を占める小規模事業者の振興を図り、働く場の確保に努めます。

（２）商工会や町内事業者と連携し、求人募集の開拓に努めるとともに求職者への情報提供を行います。

２．雇用のミスマッチの解消

（１）ハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消に向けて取り組みます。

３．就業意識の向上・職業能力の向上支援

（１）町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努めます。

（２）高校生・大学生を対象とした職場体験学習や社会人講話などを開催する事により、就業意識の向上を目指す。【新規施策】

（３）町民向けに能力開発支援を行います。【新規施策】

目標指数

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 求人情報閲覧会の開催	１回	１回以上 １回【達成】	２回以上

● 目標設定の考え方

① 求人情報閲覧会の開催については、上半期、下半期に１回以上開催することを目標としました。

町民ができること

- 家庭でも仕事をすることの大切さについて話しあいましょう。
- 就業意識・意欲をもちましょう。
- 町内事業者は、働きやすい職場環境づくりを心がけましょう。

第３章
全町（庁）体制で推進するべき重要施策

重要施策①	大型 MICE 施設の関連整備
重要施策②	子どもの貧困対策
重要施策③	生涯健康づくり
重要施策④	脱炭素地域づくり

全町(庁)体制で推進するべき重要施策

大型 MICE 施設の関連整備

施策分野	重要施策①	大型 MICE 施設の関連整備	＜関係課＞ まちづくり課　企画政策課 生涯学習振興課　生活環境安全課 ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 大型 MICE 施設と関連した新たな賑わいの創出など、誰もが訪れたくなる魅力ある周辺環境整備を目指します。
- 大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、関係機関と連携し、広域道路ネットワークの構築を目指します。
- MICE 開催時においては、広域移動の需要増加や渋滞軽減に対応した、臨時的な交通運用や自動車に依存しない新たな公共交通の導入を目指します。
- 来訪者に対し、快適な旅行環境と魅力的な観光プログラムを提供し、東海岸地域の風土と特色を活かした観光リゾート地の形成を目指します。
- MICE 開催に波及する産業を獲得し、経済効果拡大を目指します。
- 国内外の来訪者が移動しやすい、観光振興に資する交通体系の構築を目指します。
- 観光防災の観点から、国内外の来訪者へ避難場所や避難経路の周知を図り、安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 関係機関と連携し、パトロールや防犯意識の普及・啓発などに取り組み、安心・安全なまちづくりを目指します。
- MICE 開催に波及するごみの増加が見込まれるため、適正なごみ処理体制を維持できるよう南部広域行政組合と連携を図り、ごみのないきれいなまちを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 大型 MICE 施設が建設される東浜地区は、市街地として急速に発展していますが、大勢の来訪者に対応可能な商業施設や宿泊施設が不足しています。
- MICE 開催時や新たな交通需要の発生による周辺の交通渋滞が懸念されるため、広域道路ネットワークの構築、自動車に依存しない交通体系の構築のため、公共交通環境の充実と新たな公共交通システムの導入などが求められています。
- MICE 参加者のニーズを踏まえた新たな観光メニューの創出や観光資源を発掘する必要があります。
- 多言語対応可能な人材の育成が必要です。
- 観光や防災分野における案内システムなどの多言語対応が必要となっています。

- 犯罪の多様化に対応するため、地域でのパトロールや防犯意識の向上など、さらなる防犯力の向上が必要です。
- 犯罪の未然防止や早期解決を図るため、防犯カメラの設置が求められています。
- 防犯対策や緊急時対応などについては、与那原警察署や浦添警察署、西原町との連携が必要になります。
- 大型 MICE 施設に関連し、事業所系ごみの増加が予測されます。

● 施策の体系

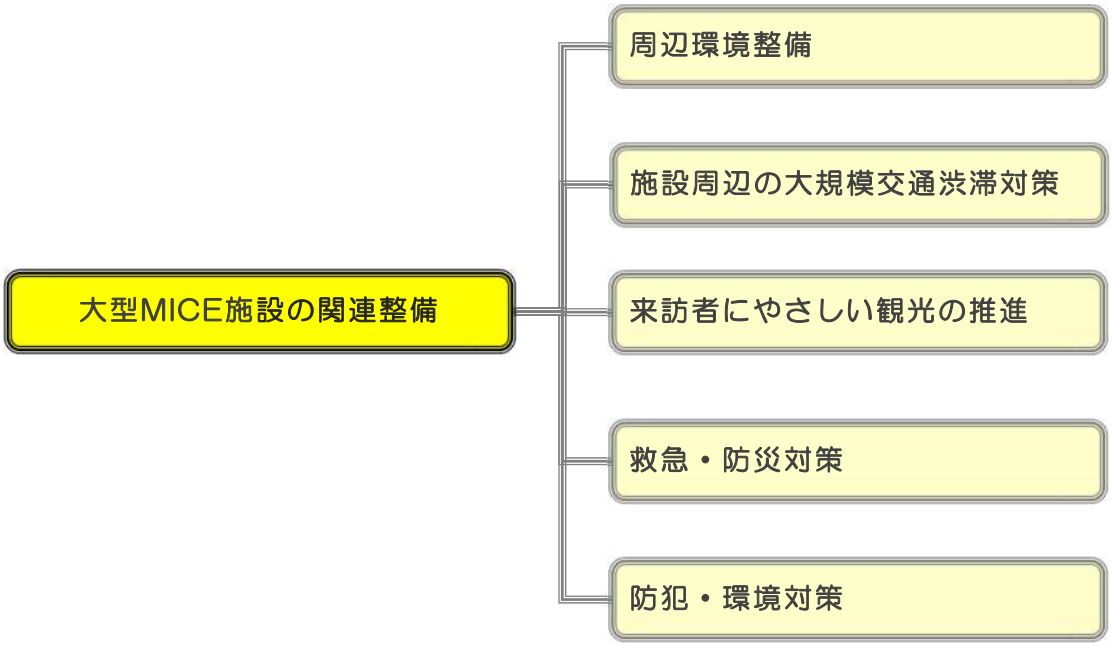

施策の推進

1.	大型 MICE 施設の関連整備		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	周辺環境整備	・大型 MICE 施設の整備に向け、今後も関係機関等と連携を図りながら積極的な推進を図ります。【新規施策】 ・大型 MICE 施設と関連した土地利用について、これまで企業誘致等を積極的に行ってきましたが、引き続き新たな賑わいの創出や来訪者が快適に滞在できる施設整備など、誰もが訪れたくなる魅力ある周辺環境整備を推進します。				○		○	まちづくり課 企画政策課 ブランド推進課

1.	大型 MICE 施設の関連整備		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(2)	施設周辺の大規模交通渋滞対策	・大型 MICE 施設の交通需要に対応するため、引き続き国や県、周辺自治体などと連携し、広域道路ネットワークの推進を図ります。 ・大型 MICE 施設に関連し、広域移動に係る交通需要の増加が見込まれるため、既存の公共交通のみならず新たな公共交通の導入や海や空なども活用した包括的かつ円滑な移動環境の構築について引き続き検討します。 ・MICE 開催時においては、既存の交通システムだけではなく、臨時の交通運用や交通規制などにより渋滞の軽減を図る取り組みを引き続き推進します。				○	○		企画政策課 まちづくり課 生活環境安全課
(3)	来訪者にやさしい観光の推進	・点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出や地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に引き続き取り組みます。 ・多言語対応可能な人材の育成や多言語案内システムの構築に取り組み、国外からの来訪者が快適に滞在できる環境整備を図ります。 ・MICE 開催時に波及する産業の獲得に向け、様々な取り組みを引き続き推進し、町内への経済効果拡大を図ります。 ・国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組むとともに、具体的な交通手段の導入に向けた検討を進めます。		○		○		○	ブランド推進課 生涯学習振興課 企画政策課
(4)	救急・防災対策	・救急時や大規模災害時における外国人対応として、引き続き多言語対応可能な人材確保や育成に積極的に取り組みます。 ・観光防災の観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保、多言語による誘導サインの整備や情報発信に引き続き取り組みます。					○	○	生活環境安全課 ブランド推進課

1.	大型 MICE 施設の関連整備		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(5)	防犯・環境対策	・犯罪の多様化に対応するため、関係機関と連携し、引き続き防犯パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。 ・地域の安心・安全を確保するため、関係団体と連携しながら防犯カメラ設置を推進します。 ・大型 MICE 施設に関連し、事業所系ごみの増加が予測されるため、引き続き南部広域行政組合と連携を図り、ごみ処理対策に取り組みます。					○	○	生活環境安全課 ブランド推進課

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 大型 MICE 施設周辺のホテル数	0棟	1棟 0棟	1棟以上
② 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少	72.1%	50.0% 15.5%【達成】	50.0%
③ 観光メニューの創出（5年間累計）	0件 （2014～2018 年度）	5件 （2019～2023 年度） 2件 （2019～2023 年度）	5件 （2024～2028 年度）
④ 津波避難困難区域の解消	16ha	0ha 16ha	0ha
⑤ 防犯カメラ設置計画策定	未策定	策定 未策定	策定
⑥ 大型 MICE 施設までの移動手法等確保【新規指標】	－	－ 0件	2件

● 目標設定の考え方

① 大型 MICE 施設周辺では現在ホテルがないことから、１棟以上のホテル誘致を目標としました。

② 交通渋滞を問題と考える町民の割合減少については、過半数を下回ることを目標としており、引き続き継続していくことを目標としました。

③ 観光メニューの創出（５年間累計）については、２年で１件程度を創出することを目標に５年間の累積件数を設定しました。

④ 津波避難困難区域の解消については、東浜地区に残る 16ha を解消することを目標としました。

⑤ 大型 MICE 施設の整備に伴う防犯カメラの設置計画策定を目標としました。

⑥ 町外から大型 MICE 施設までの移動について、自家用車以外での移動交通の具体的な手法を考案することを目標としました。

町民ができること

- MICE を成功させるため、町民一丸となってがんばりましょう。
- 魅力的なまちを町民主体でつくりましょう。
- 渋滞緩和のため、公共交通などを利用しましょう。
- 来訪者におもてなしの心で接するよう、心がけましょう。
- 災害時や緊急時においても、お互いに助け合う気持ちを大切にしましょう。
- 地域の防犯パトロールに積極的に参加しましょう。
- ごみを正しく分別し、ごみの減量化を心がけましょう。

全町(庁)体制で推進するべき重要施策

子どもの貧困対策

施策分野	重要施策②	子どもの貧困対策	＜関係課＞ 健康保険課　子育て支援課 学校教育課　福祉課 生涯学習振興課　収納関係課 ブランド推進課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 社会の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望をもって成長していける社会を目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが懸念されることから、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設立し、市町村の取り組みを支援しています。
- 本町では学童を利用しない児童が毎日 150 名前後児童館を利用し閉館後も家に帰らない児童が多くいます。また、就学援助受給者率が 24.9%と高い（全国 15.4%）ことから、県の基金を活用し、子どもたちの困りごとに寄り添い支援する支援員配置と居場所づくりに取り組んでいます。
- 子どもの貧困は、子どもの生活にさまざまな面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼします。このため、子どもの貧困対策は、関係部署が連携し切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

施策の体系

- 子どもの貧困対策
  - 妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）
  - 教育支援（学童期）
  - 就労・生活支援

施策の推進

2.	子どもの貧困対策		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）	・親子手帳交付時や乳幼児健診などの保健事業及び保育施設等で子どもの生活状況の把握に努め、関係機関と連携しながら貧困状態にある子どもの世帯が早期に適切な支援機関や支援者へ繋がる仕組みを構築します。			○			○	健康保険課 子育て支援課 福祉課 ブランド推進課
(2)	教育支援（学童期）	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童・生徒を早い段階で生活支援や福祉制度につなげるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を引き続き実施します。また、教職員が支援につなげる役割を担えるよう、生活支援や福祉制度等の研修を実施します。 ・就学援助制度の効果的な周知及び利用しやすい環境整備に努めます。また、引き続き援助内容の充実を図ります。		○	○				学校教育課 福祉課 子育て支援課
(3)	就労・生活支援	・関係機関等と連携しながら生活保護制度の周知を図り、生活に困っている方の適切な相談に繋がるよう努めるとともに、現支援者に対する継続的な支援、相談等に取り組みます。また、収納関係課は滞納者の状況を把握し、必要に応じ相談機関へつなげます。 ・各種事業等を積極的に活用しながら、継続して子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、食事の提供、学習支援などを行います。 ・未就労・求職者や若者に対して、ハローワークなどと連携し、継続した就労支援を行います。 ・ひとり親世帯の生活安定・自立に向け、相談体制の充実や経済的な支援に継続して取り組みます。 ・ひとり親世帯や生活困窮世帯について、町営住宅の優先入居に向け取り組みます。 ・行政や地域など様々な機会を通じて、支援が必要な児童・生徒などを早い段階で福祉制度に繋げるようにします。【新規施策】		○	○	○		○	子育て支援課 福祉課 ブランド推進課 収納関係課 公共施設課 生涯学習振興課

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 就学前までの未把握児童※68数	9人	0人 0人【達成】（2022 年度）	0人
② 就学援助制度認知率	未掌握	100% 100%【達成】	100%
③ 高校進学率	98.3%	98.5% 96.2%	－ （指標⑤に変更）
④ ひとり親家庭相談件数	45 件	54 件 81 件（達成）	60 件
⑤ 進路決定者の割合（卒業後状況調査）【新規指標】	－	－ 96.2%（2022 年度）	96.5%

● 目標設定の考え方

① 支援の必要な世帯を早期に適切な支援につなげる観点から、就学前までの児童の状況を全数把握することを目標としました。
② 就学援助を必要とする世帯の申請漏れがないよう、制度の認知率 100%を継続する目標設定としました。
③ 子どもの貧困との関連に関しては、高校進学率ではなく、進路未決定者の割合がより深く関係してくるため、本指標は廃止して目標指標⑤に変更しました。
④ ひとり親家庭相談件数の現状値（2023 年度実績）については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う増加分も見込まれることから、前期計画の目標値から 10%増を目標としました。
⑤ 就学、就職等の進路が決定している数値を指標とし、直近３年（R2～R4）の県平均 96%を上回るよう目標値を設定しました。

町民ができること

- 地域で子どもに関心を持ちみんなで見守りましょう。
- 困っている人に手を差し伸べましょう。（支援情報の提供）

※68 未把握児童：健診や予防接種が未受診で、保育所等児童施設の利用もないなど状況がわからない児童。

全町(庁)体制で推進するべき重要施策	生涯健康づくり

施策分野	重要施策③	生涯健康づくり	＜関係課＞ 健康保険課　子育て支援課 学校教育課　生涯学習振興課 福祉課　まちづくり課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 町民の健康に対する知識と意識の向上を図り、日々を楽しく健康で長生きできるまちづくりを目指します。

施策の展開

現状と課題

- 本町は各ライフステージに応じた健診・健康相談が実施され、町民は自らの健康状態を把握できる体制が整っているとともに、妊娠中から子育て期までの支援や健康状態に応じた保健指導に取り組んでいます。また、町民の健康づくり意識を高めていくための広報活動やウォーキング大会・マラソン大会などの開催、さらに日常的に運動ができる公園及び体育館・パークゴルフ場が整備されています。
- 各種健診や保健指導などの受診率は上昇傾向にあるものの、健康づくりの第１歩の健診の更なる受診率向上を図る必要があります。
- 乳幼児期の生活リズムは心身の発育などへ大きく影響を与えます。特に、遅寝・遅起きなどの起床就寝時間は改善傾向にありますが、引き続き望ましい生活リズムの確立に向けての取り組みが必要となっています。
- 幼児期の肥満割合が増加傾向にあります。幼児期の肥満は、その後の生活習慣病の発症リスクとなるため改善が必要となります。
- 低出生体重児の出生率が高いことから、改善に向けて妊娠期からの切れ目のない支援を行う必要があります。
- 子どもの健康指標となる学童期（12 歳児）の虫歯処置完了者の割合が低い状況です。
- メタボリック予備軍の割合が同規模市町村・県・国に比べ高い状況にあります。
- 本町の死亡原因の半数以上ががんを含む生活習慣病によるものとなっています。また、沖縄県において課題となっている早世（65 歳未満の死亡）は高い状況で、介護認定率は県・全国に比べ高い状況にあります。
- 健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣の改善などの基本的な方向を示した「健康よなばる 21」を策定し、ライフステージごとの健康づくりを推進しているところです。今後も関係機関や関係課と連携し妊娠期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進することが重要です。

● 施策の体系

- 生涯健康づくり
  - 健康意識の向上促進
  - 母子・学童期の健康づくり
  - 壮年期・高齢期の健康づくり
  - 感染症対策の推進

施策の推進

3.	生涯健康づくり		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	健康意識の向上促進	・母子・成人保健事業の各健診受診率の更なる向上に努めるとともに、ライフスタイルに応じた健康づくり習慣の定着や町民の健康づくり意識向上を目指し、広報活動や誰もが参加できるイベントの開催など、引き続き関係課と連携しながら取り組みます。また、健診や保健指導が受診しやすい環境・運動実践ができる環境整備を進めます。町民自らの健康状態を把握できる体制の充実と健康状態に応じた健康づくり支援に取り組みます。		○	○	○			健康保険課 生涯学習振興課 まちづくり課
(2)	母子・学童期の健康づくり	・「健やか親子21」や「与那原町子ども・子育て支援事業計画」に基づく妊娠期から子育て期における各種健康診査や健康相談など、更なる母子・学童期の健康づくり事業の充実を図ります。 ・健診などで明らかになっている子どもの健康課題の改善に向け、関係課と連携し取り組むとともに、産後ケア事業の充実を図ります。		○	○				健康保険課 学校教育課 子育て支援課
(3)	壮年期・高齢期の健康づくり	・「健康よなばる21」や「高齢者保健福祉計画」に基づく生活習慣病などの発症予防や健康寿命の延伸に継続的に取り組みます。 ・疾病予防のスタートとなる、特定健診やがん検診などの更なる受診率向上に努めると同時に健診結果を正しく理解し、生活習慣の改善ができるよう、保健指導や栄養指導の充実を図ります。 ・疾病の重症化予防のために個々の実態に応じた丁寧な支援に努めるとともに、関係団体や専門医と連携し若いころからの健康づくりに取り組み病気の発症予防に努めます。		○	○				健康保険課 福祉課 生涯学習振興課
(4)	感染症対策の推進	・予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることを周知し、引き続き予防接種の接種率向上に努めます。		○	○				健康保険課 学校教育課 子育て支援課

目標指標

指標名	計画前実績値（2018 年度）	前期目標（2023 年度） 現 状 値（2023 年度）	目 標 値（2028 年度）
① 乳幼児健診受診率	88.2%（2017 年度）	90.0% 93.7%（2022 年度）	90.0%
② 児童の虫歯処置完了者（12 歳児）	21.7%（2016 年度）	40.0% 8.5%（2022 年度）	40.0%
③ 特定健診受診率	48.3%（2017 年度）	60.0% 49.0%（2022 年度）	60.0%
④ 介護認定率（1 号認定者）	22.2%（2016 年度）	20.0% 17.8%（2022 年度）	20.0%
⑤ 予防接種率（MRⅡ期予防接種）	88.6%（2017 年度）	95.0% 77.1%（2022 年度）	95.0%

● 目標設定の考え方

① 乳幼児健診受診率については、実績をもとに設定しました。
② 児童（12 歳児）の虫歯処置完了者は、8.5%（2022 年度）と新型コロナウイルス感染症により受診控えが影響し、低い数値となっています。そのため、前期計画の目標値を継続することを目標に設定しました。
③ 特定健診受診率については、国が示す目標 60%を目標値として設定しました。
④ 介護認定率（1 号認定者）について、認定率が下がっているのは、コロナ禍等により認定申請の見合わせなどが行われたことにより一過性のものと思われます。状況が平時に戻ることで認定数が増加することから、目標数は、変わらず同規模町村平均を目指し設定しました。
⑤ 予防接種率（MRⅡ期予防接種）については、発症予防に有効とされる、接種率 95%を目標値として設定しました。

町民ができること

- 健康に関心を持ち、各種健診（乳幼児健診・特定健診・がん検診）を受けましょう。
- 予防接種を受けて、感染症から身を守りましょう。
- 子供も大人も望ましい生活習慣を身につけましょう。
- 地域の健康づくりイベントに積極的に参加しましょう。

全町(庁)体制で推進するべき重要施策	脱炭素地域づくり【新規施策】

施策分野	重要施策④	脱炭素地域づくり	＜関係課＞ 全課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

めざす姿

- 環境にやさしいまちづくりを目指します。
- 再生可能エネルギー設備等各種設備の導入により、災害に強いまちづくりを目指します。
- 町内のエネルギー産業及び関連企業を育成することで、地域の稼ぐ力を生み出します。
- エネルギー代金等の域内循環を図り、エネルギー産業及び関連企業による経済効果の発現を目指します。

施策の展開

● 現状と課題

- 与那原町の温室効果ガス全体排出量にかかる、家庭や企業（民生部門）、自動車（運輸部門）の排出割合は、全国に比べて高くなっています。
- 台風等での停電による影響があります。
- 一人当たりの所得が全国に比較すると低く、稼ぐ力が不足している状況です。

● 施策の体系

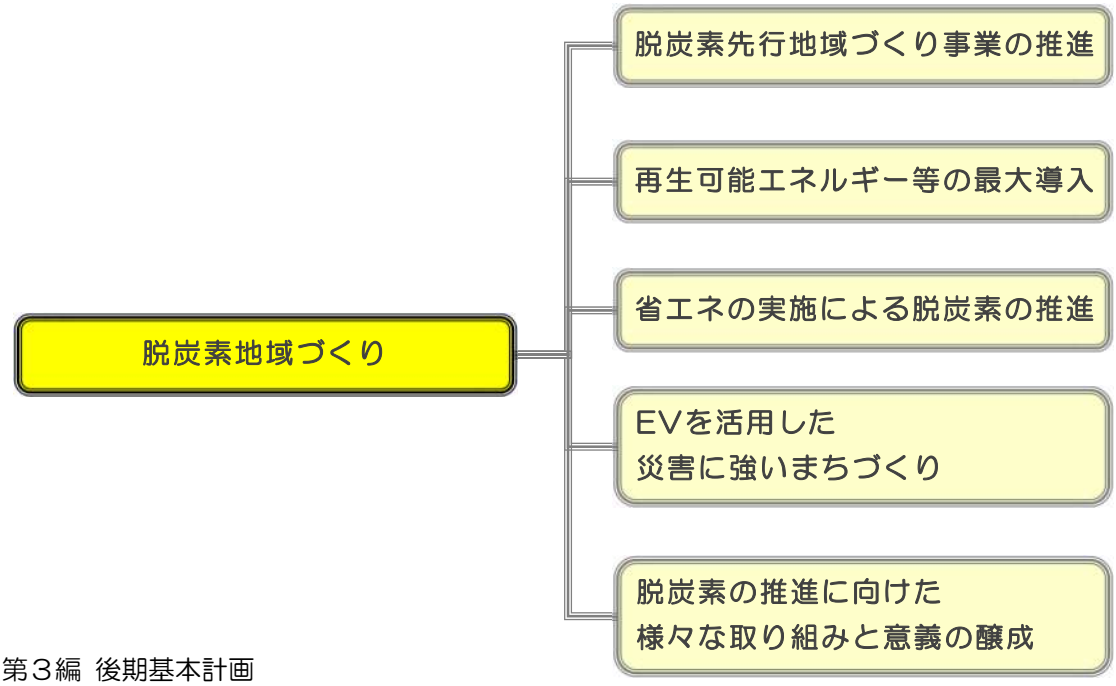

施策の推進

4.	脱炭素地域づくり		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(1)	脱炭素先行地域※69づくり事業	・当事業の対象エリアと公共施設群の脱炭素化を図ります。	○	○	○	○	○	○	全課
(2)	再生可能エネルギー設備等の最大導入	・住宅、事業所、公共施設等へ太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備の導入を進めます。				○	○		企画政策課 生活環境安全課 総務課 まちづくり課 公共施設課 福祉課 子育て支援課 ブランド推進課 学校教育課 生涯学習振興課 上下水道課
(3)	省エネの実施による脱炭素の推進	・住宅、事業所、公共施設等の省エネの設備の導入を進めます。				○	○		企画政策課 生活環境安全課 総務課 まちづくり課 公共施設課 福祉課 子育て支援課 ブランド推進課 学校教育課 生涯学習振興課 上下水道課
(4)	EV を活用した災害に強いまちづくり	・住民や事業者の EV 利用の促進や公用車の EV 化、充電器等の導入により、停電時の活用を含め取り組みを進めていきます。	○			○	○		企画政策課 生活環境安全課 総務課 公共施設課 まちづくり課 上下水道課 健康保険課

※69 脱炭素先行地域：2050 年カーボンニュートラルに向け、民生部門の電力消費に伴う CO_2 排出実質ゼロの実現を目指す地域。東浜マリンタウンエリアが脱炭素先行地域として国より選定を受けている。

4.	脱炭素地域づくり		総務・財政分野	教育・文化分野	子育て・健康福祉分野	まちづくり・都市施設分野	生活・環境分野	観光・産業分野	関連する課
(5)	脱炭素の推進に向けた様々な取り組みの実施と意識の醸成	・脱炭素の取り組みについて各分野でできることは率先して取り組んでいき、技術発展による新たな脱炭素の手法にも注視し施策への反映を検討します。 ・CO_2 の削減に向けては、日頃から町民の取り組みが重要となることから、意識の醸成を図る取り組みを実施します。 ・CO_2 の削減に向けて、山や海などの自然環境を活用した脱炭素化に取り組みます。 ・公園や道路などの樹木等の適正な維持管理に努めるとともに、森林環境贈与税を活用して運玉森周辺への植栽など緑を増やす取り組みを実施します。	○	○	○	○	○	○	全課

目標指標

指標名	現状値（2023 年度）		目標値（2028 年度）
① CO_2 の排出量／年	1,534 t -CO_2	→	1,304t-CO_2
② 大型蓄電池の導入	0件	→	2 件
③ 脱炭素に関するイベント・勉強会等の開催件数	4件／年	→	8件／年

● 目標設定の考え方

① CO_2 の削減量について、脱炭素先行地域では 2030 年度までに CO_2 実質ゼロにする必要があるため、今後５年間での削減量（-230 t -CO_2）を差し引いた値を目標としました。

② 脱炭素先行地域づくり事業における大型蓄電池の必要電力量評価に基づき２件としました。

③ 脱炭素に関連するイベント・勉強会等の開催件数について、イベント４件、小中学校での講習３件、シンポジウム１件を目安として設定しました。

町民ができること

- 環境にやさしいまちを作っていくため、省エネに取り組み、ゴミ削減に努めましょう。
- 再生可能エネルギー設備等の導入など、環境にやさしいエネルギーを活用しましょう。
- 環境にやさしいまちを作っていくため、緑を増やす取り組みを実践しましょう。
- 自家用車の他に、公共交通機関や自転車の活用を積極的に行いましょう。
- 脱炭素にかかるイベント等に参加して、防災×脱炭素への関心を高めましょう。

資料編

１．与那原町総合計画の変遷

２．与那原町総合計画策定条例

３．第５次与那原町総合計画後期基本計画策定基本方針

４．与那原町総合計画策定スキーム

５．第５次与那原町総合計画 後期基本計画策定経緯

６．与那原町総合計画審議会設置規則

７．与那原町総合計画策定委員会規程

８．第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会への諮問）

９．第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会からの答申）

10．第５次与那原町総合計画 後期基本計画 審議会名簿

11．第５次与那原町総合計画 後期基本計画 策定委員会名簿

12．第５次与那原町総合計画 後期基本計画 事務局名簿

13．第５次与那原町総合計画 前期基本計画評価

14．第５次与那原町総合計画 後期基本計画住民アンケート調査実施概要

与那原町総合計画の変遷

第１次与那原町総合計画【基本構想】

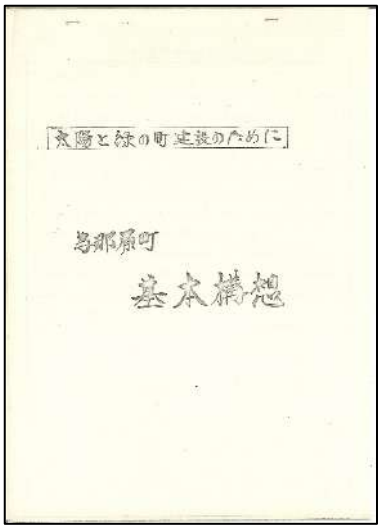

第１次与那原町総合計画【基本計画】

■策定年月
昭和 57（1982）年 4 月

■目標年次
昭和 57（1982）年 4 月～平成 3（1991）年 3 月

■まちの将来像
「那覇広域圏における東部地域の教育文化、経済の中核都市にふさわしい風格のある都市機能を整備し、すべての町民が互いに心のふれあいの持てる町、生きがいのある町、健康で住みよい、魅力ある都市づくり」

■まちづくりの基本方針
1. 教育・文化の充実
2. コミュニティの確立
3. 社会福祉の充実
4. 都市基盤の整備
5. 交通施策の整備
6. 生活環境施設の整備
7. 産業の振興
8. 行財政の充実（構想の実現）

第２次与那原町総合計画

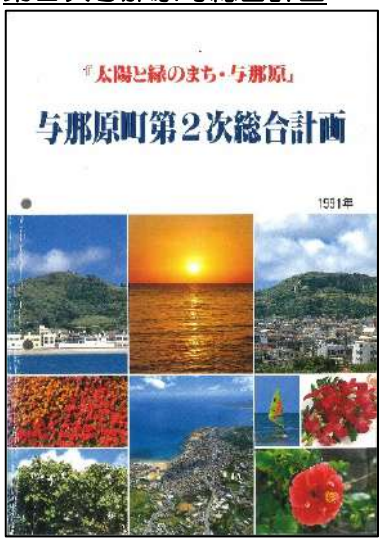

■策定年月
平成 3（1991）年 4 月

■目標年次
平成 3（1991）年 4 月～平成 13（2001）年 3 月

■まちの将来像
◎東部地域の中核都市
◎個性とうるおいのある快適環境都市
◎人間性豊かな教育・文化・福祉都市

■まちづくりの基本方針
1. 教育・文化・スポーツの向上
2. 健康と福祉の増進
3. 都市基盤の整備
4. 生活環境の向上
5. 産業の振興

第３次与那原町総合計画

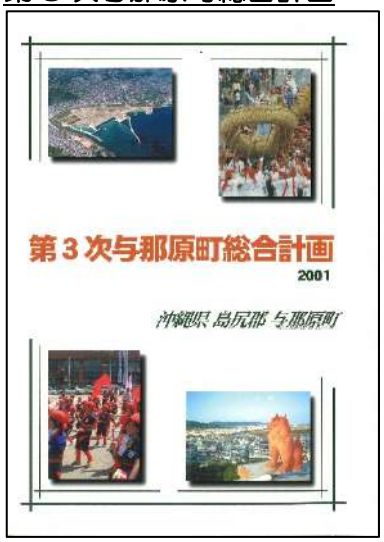

■策定年月
平成 13（2001）年 4 月

■目標年次
平成 13（2001）年 4 月～平成 23（2011）年 3 月

■まちの将来像
◎東部地域の中核都市
◎個性とうるおいのある快適環境都市
◎人間性豊かな教育・文化・福祉都市

■まちづくりの基本方針
1. 教育・文化・スポーツの向上
2. 健康と福祉の増進
3. 都市基盤の整備
4. 生活環境の向上
5. 産業の振興

第３次与那原町総合計画【臨海部埋立地区編】

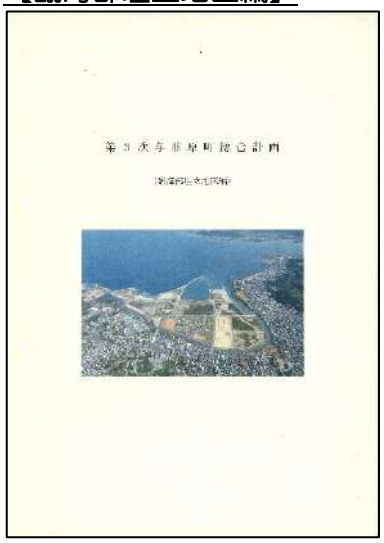

■変更年月
平成 18（2006）年 2 月

■変更箇所
〇基本計画
臨海部埋立地区の土地利用計画の変更

第３次与那原町総合計画【第１章改訂版】

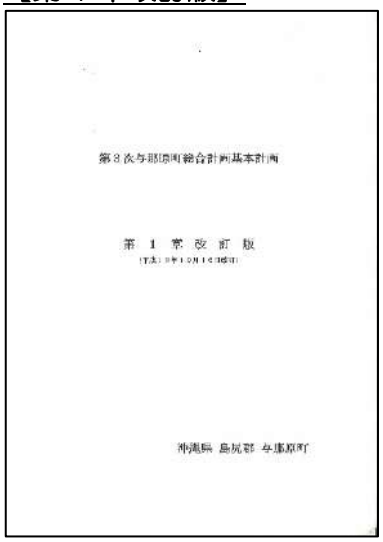

■改訂年月
平成 19（2007）年 10 月

■改訂箇所
〇基本計画
計画の意義と役割、人口、産業

第４次与那原町総合計画

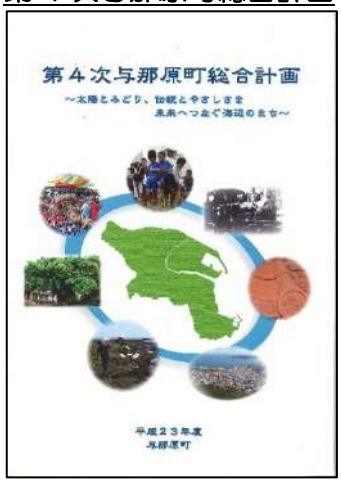

■策定年月
平成 23（2011）年 4 月

■目標年次
平成 23（2011）年 4 月～平成 31（2019）年 3 月

■まちの将来像
『太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち』～みんなで創るこころ豊かでゆとりと潤いのあるまちを目指して～

■まちの目標
みんなで創るこころ豊かなまち
ゆとりと潤いのあるまち

■まちづくりの基本方針
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

第４次与那原町総合計画【一部改訂】

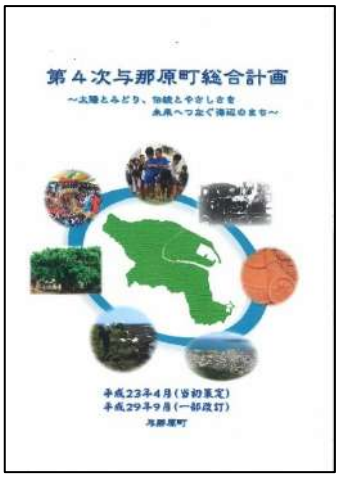

■改訂年月
平成 29（2017）年 9 月

■改訂箇所
〇基本構想
公共公益施設等の計画的な整備に関すること
適正な土地利用計画や高度利用に関すること
大型 MICE 施設に関すること
観光や産業振興に関すること
将来土地利用構想図
〇基本計画
将来人口（人口フレーム）に関すること

第５次与那原町総合計画【前期基本計画】

■策定年月
平成 31（2019）年 4 月

■目標年次
平成 31（2019）年 4 月～令和 10（2028）年 3 月

■まちの将来像
『みんなで創ろう　活気あふれる　美らまち与那原』～平和と文化・伝統を未来へ綱げて～

■まちづくりの基本方針
1. みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり
2. 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱がる教育文化のまち
3. 笑顔あふれるやさしいまち
4. 快適に暮らせる美しいまち
5. 「ひと」と「人」とが綱がる安心・安全なエコタウン
6. 伝統を継承し未来に綱げる産業のまち

与那原町総合計画策定条例

（趣旨）

第１条　この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　総合計画　将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものをいう。

(2)　基本構想　総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3)　基本計画　基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

（総合計画の策定）

第３条　町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

２　総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

３　町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定める等の必要な措置を講ずるものとする。

（位置付け）

第４条　総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

２　個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（町民意見の反映）

第５条　町長は、総合計画を策定するときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（審議会への諮問）

第６条　町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、与那原町総合計画審議会設置規則（昭和 59 年与那原町規則第 10 号）の規定に基づき設置された審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第７条　町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、与那原町議会基本条例（平成 25 年与那原町条例第 3 号）第 8 条の規定による議会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（総合計画の公表）

第８条　町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第５次与那原町総合計画
後期基本計画策定方針

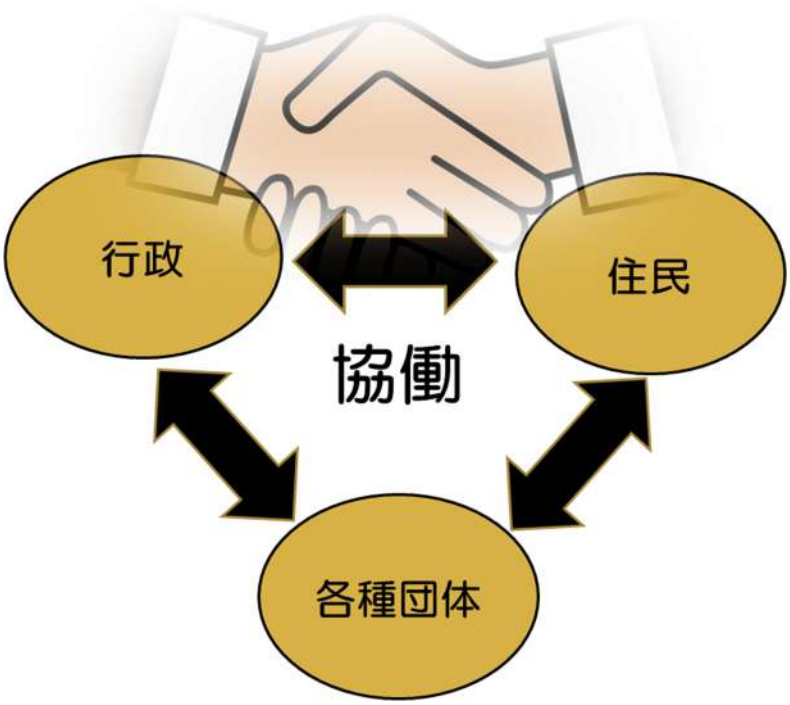

与那原町

令和５年４月５日策定

１．総合計画後期基本計画策定における基本的視点

第５次総合計画は基本構想・基本計画で構成されており、基本構想は総合計画の最上位に位置し、第５次与那原町総合計画策定段階に住民協働で策定したものである。

基本計画は基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、2019 年度から 2023 年度の５年間が前期基本計画、2024 年度から 2028 年度までの５年間を後期基本計画として位置づけられている。

今般、前期基本計画期間が満了となることから、第５次与那原町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定を、次の基本的視点に基づき進めるものとする。

（1）現状を把握した上での計画作り

現在の町が抱える課題や町民ニーズを的確に捉えると共に、第５次総合計画前期基本計画の実績・評価等をふまえた上で、社会情勢や新たな施策、国・県の関連計画及び町の各種計画を整理し、後期基本計画策定を行うものとする。

尚、与那原町が脱炭素先行地域として選定されたことなど、新たな施策や社会情勢の変化を考慮し、各基本目標への波及効果を最大限に高めることも熟慮して後期基本計画を策定することとする。

【実施内容】

・前期基本計画の評価・検証

・将来人口の推計

（2）目標達成型の総合計画

前期基本計画の評価を見直し、総合計画をより実行性のあるものにするため、新たに後期基本計画目標値（成果指標）を設定する。

目標値（成果指標）を基に、一定期間で評価し事業の達成度を測り見直しを行なえるものにする。

計画（Ｐｌａｎ）～実行（Ｄｏ）～評価（Ｃｈｅｃｋ）～改善案の実行（Ａｃｔｉｏｎ）の経営サイクルの構築

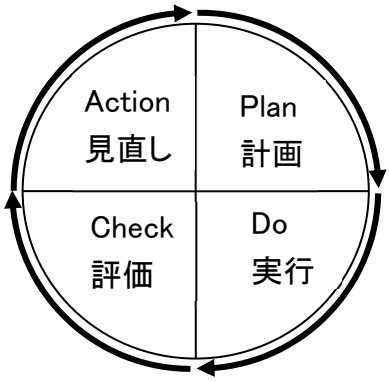

Plan	目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計（改訂）する
Do	計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する
Check	測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う
Action	プロセスの改善・向上に必要となる変更点を明らかにする（計画の再構築）

（３）住民と町の協働による総合計画作り

住民と町が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提として、後期基本計画の策定にあたっては、アンケート及びパブリックコメントの実施等によりできる限り住民意見をとり入れる。

あわせて、進捗状況などを評価・検証して公表し、責任を持って住民と町によるまちづくりを進めていく。

【実施内容】

・アンケート調査

・意見公募（パブリックコメント）

（４）わかりやすさと実現性の高さ

改定後の総合計画は、住民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の与那原町を見据えた実現性の高い計画とする。

２．総合計画後期基本計画の期間

後期基本計画の期間は令和６年度～令和 10 年度とする。

社会経済情勢や財政状況の変化・住民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行う方式を採用する。

３．策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとする。（別紙「策定スキーム」参照）

（1）議会

議決機関として、総合計画後期基本計画の策定段階から審議し議決を行う。（与那原町議会基本条例（平成 25 年２月 19 日条例第３号）第６条及び第８条）

（2）総合計画審議会

与那原町総合計画審議会設置規則に基づき設置する。町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

審議会は、知識経験を有する者・町職員等・その他町長が必要と認める者により委員１５人程度で組織する。

（3）住民参加

後期基本計画策定段階においては、住民の意見等を広く取り入れるために、住民意向調査（アンケート・パブリックコメント）を実施する。

（4）庁内体制

総合計画後期基本計画策定委員会を設置し、全庁的な体制を構築する。

①与那原町総合計画策定委員会

副町長・教育長・政策調整監・各課長・室長・局長で構成し部会を置き、前期基本計画評価から施策の検討・補完をおこない、後期基本計画の策定を行う。

【構成部会】

総務財政部会	総務課長、財政課長、税務課長、会計課長、議会事務局長、住民課長
教育文化部会	学校教育課長、生涯学習振興課長
健康福祉部会	福祉課長、健康保険課長、子育て支援課長
産業建設部会	政策調整監、まちづくり課長、企画政策課長、上下水道課長、生活環境安全課長、公共施設課長、観光商工課長

②全職員

総合計画は町の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、後期基本計画策定には全ての職員が一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に策定に関わっていく。

必要に応じ策定委員会への情報提供及び意見交換を行なう。

４．策定スケジュール

策定する後期基本計画は、令和 5 年度より策定業務に取り掛かり、総合計画審議会の答申を経て、令和 6 年 3 月に後期基本計画案を含んだ改定総合計画を議会に議案提出する。

与那原町総合計画後期基本計画策定スキーム

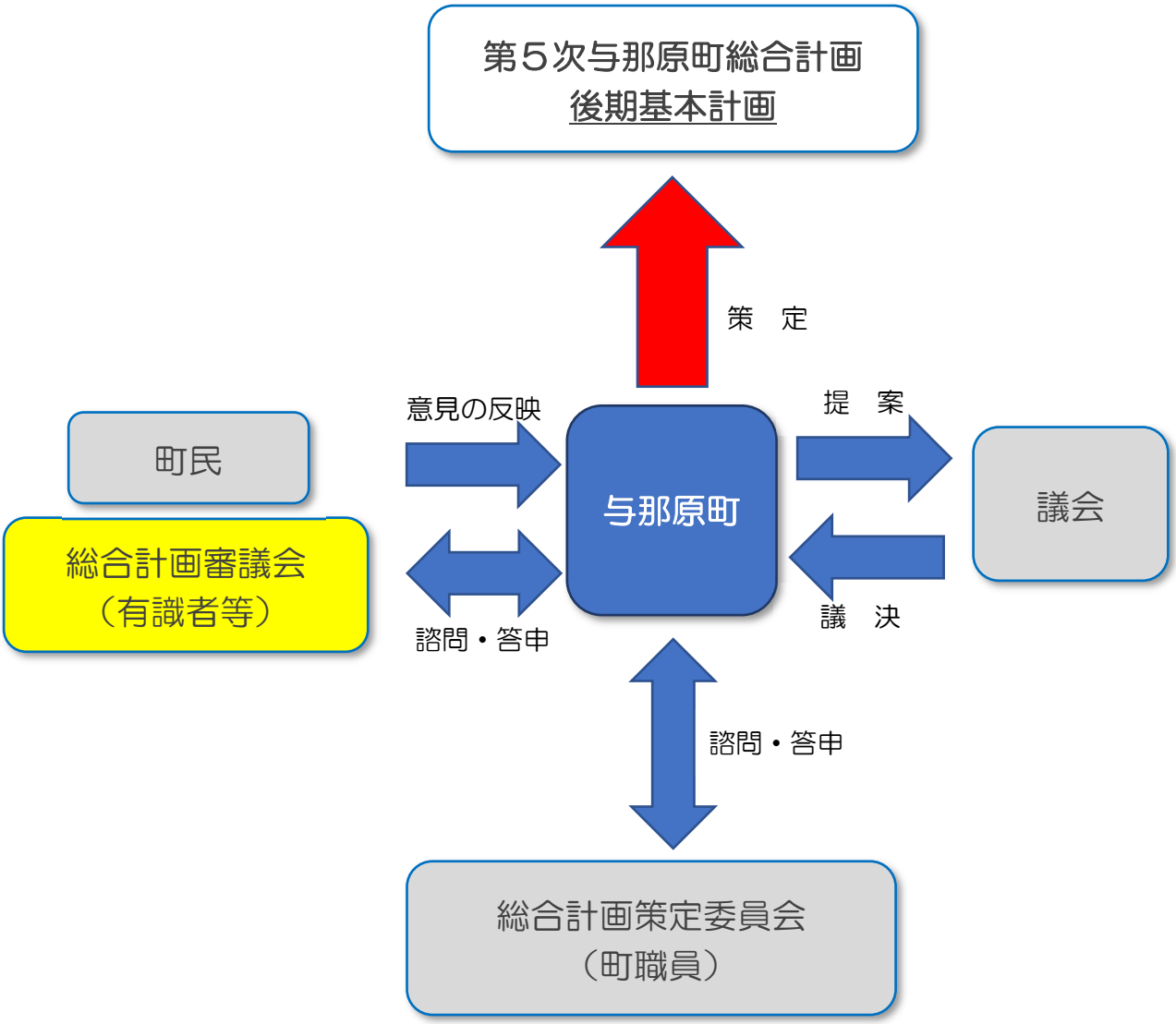

第５次与那原町総合計画 後期基本計画策定経緯

No	年号	開催日	開催内容	備考
1	令和５年	7 月 24 日～8 月 10 日	アンケート	
		10 月 3 日	与那原町総合計画策定委員会（産業建設部会）	
		10 月 4 日	与那原町総合計画策定委員会（教育文化部会）	
2		10 月 4 日	与那原町総合計画策定委員会（総務財政部会）	
3		10 月 5 日	与那原町総合計画策定委員会（健康福祉部会）	
4		10 月 16 日	与那原町総合計画策定委員会（全体会）	第 1 回
5		11 月 7 日	与那原町総合計画審議会	第 1 回
6		11 月 7 日	与那原町長　諮問	
7		11 月 13 日	与那原町総合計画策定委員会（重要施策④に係る部会）	
8		11 月 14 日	与那原町総合計画策定委員会（重要施策①に係る部会）	
9		11 月 16 日	与那原町総合計画策定委員会（重要施策③に係る部会）	
10		11 月 17 日	与那原町総合計画策定委員会（重要施策②に係る部会）	
11		11 月 22 日	与那原町議会　中間報告	
12		11 月 24 日	与那原町総合計画策定委員会（全体会）	第 2 回
13		12 月 20 日	与那原町総合計画審議会	第 2 回
14		12 月 28 日～1 月 17 日	パブリックコメントの実施	
15	令和６年	1 月 23 日	与那原町議会説明	
16		1 月 25 日	与那原町総合計画策定委員会（全体会）	第 3 回
17		2 月 6 日	与那原町総合計画審議会	第 3 回
18		2 月 19 日	与那原町総合計画審議会　答申	
19		3 月 5 日	与那原町議会　議決	

与那原町総合計画審議会設置規則

昭和 59 年 3 月 30 日

規則第 10 号

（趣旨）

第１条　この規則は、与那原町附属機関設置条例(昭和 59 年条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、与那原町総合計画及び国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　町議会議員

(3)　町の職員

(4)　公共的団体の役員

(5)　町教育委員会の委員

(6)　町農業委員会の委員

(7)　その他町長が認める者

（任期）

第３条　前条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は 2 年とし、同項第 2 号から第 6 号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長をおく。

２　会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（特別委員）

第５条　審議会に特定の事項について調査するため特別委員をおくことができる。

２　特別委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会長、副会長ともに事故があるときは、出席委員のうち年長者が議長となる。

（資料の提出）

第７条　審議会は、必要に応じ町に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第８条　審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

（委任）

第９条　この規則の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 11 年規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年４月１日から適用する。

附　則（平成 18 年規則第 11 号）

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年規則第５号）

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

与那原町総合計画策定委員会規程

（設置）

第１条　本町の総合計画策定事務を円滑にするため、与那原町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　委員会は総合計画に関する調査、研究及び受注業者との連絡調整を行うとともに、次に掲げる事項について審議する。

(1)　基本構想に関すること。

(2)　基本計画に関すること。

(3)　その他特に町長が命じたこと。

（組織及び任期）

第３条　委員会は、副町長、教育長、政策調整監、各課課長、局長、室長及び参事でもつて組織する。

２　委員会の会長に副町長、副会長に教育長をもつて充てる。

３　委員の任期は、総合計画策定の日までとする。

（部会）

第４条　委員会に総務財政部会、教育文化部会、健康福祉部会、産業建設部会を置く。

２　部会の構成は別表第１のとおりとし、部会長、部副会長は部会委員の互選とする。

（会議）

第５条　委員会及び部会は、必要に応じ会長及び部会長が招集する。

（庶務）

第６条　委員会及び部会の庶務は、企画政策課において処理する。

（意見等の聴取）

第７条　委員会及び部会は、必要に応じ職員及び住民会議委員等へ意見、又は資料の提供、その他協力を求めることができる。

附　則

この規程は、平成元年２月１日から施行する。

附　則（平成 11 年訓令第９号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 11 年４月１日から適用する。

附　則（平成 18 年訓令第４―２号）

この訓令は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年訓令第４号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1

総務財政部会	総務課長、財政課長、税務課長、会計課長、議会事務局長、住民課長
教育文化部会	学校教育課長、生涯学習振興課長
健康福祉部会	福祉課長、健康保険課長、子育て支援課長
産業建設部会	政策調整監、まちづくり課長、企画政策課長、上下水道課長、生活環境安全課長、公共施設課長、観光商工課長

第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会への諮問）

与那原町諮問第２号
令和５年１１月７日

与那原町総合計画審議会　会長　殿

与那原町長　照　屋　　勉

第５次与那原町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

与那原町総合計画策定条例第６条の規定により、下記の事項について審議会の意見を求めます。

記

第５次与那原町総合計画後期基本計画の策定について

第５次与那原町総合計画 後期基本計画の策定について（審議会からの答申）

与総審答申第２号
令和６年２月１９日

与那原町長　照屋　勉　　殿

与那原町総合計画審議会
会長　堤　　純一郎

第５次与那原町総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和５年１１月７日付与那原町諮問第２号にて諮問がありましたみだしの件について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たのでここに答申いたします。

なお、本総合計画により示されている、目指すべき与那原町の将来像の実現の為、総合計画に定められた各種施策を町民と連携しながら、着実に実行していただくよう要望いたします。

記

計画の内容：別紙「第５次与那原町総合計画後期基本計画（案）」のとおり

第５次与那原町総合計画 後期基本計画 審議会名簿

No	氏名	所属職名	規則上の位置	備考
1	堤　純一郎	琉球大学名誉教授	学識経験者	都市・建築環境工学
2	砂川　麻世	沖縄女子短期大学准教授	学識経験者	児童教育学科
3	城間　秀盛	副町長	町の職員	行政代表
4	糸数　元	与那原町社会福祉協議会会長	公的団体の役員	福祉団体代表
5	知念　勇吉	与那原まちづくり推進協議会会長	公的団体の役員	町内団体代表
6	當間　卓	与那原町商工会会長	公的団体の役員	産業・商工団体代表
7	稲福　奈緒美	与那原町 PTA 連合会会長	公的団体の役員	児童保護者代表
8	金城　優斗	与那原町青年会会長	公的団体の役員	町内青年代表
9	新垣　千鶴子	与那原町女性会会長	公的団体の役員	町内女性代表
10	徳村　政福	与那原町老人クラブ連合会会長	公的団体の役員	町内高齢者代表
11	新里　一史	与那原町教育会委員	町教育委員会の委員	教育代表
12	上地　政春	与那原町農業委員会委員	町農業委員会の委員	農業者代表
13	宮平　真凛	沖縄女子短期大学	その他町長が認める者	地元大学・専門学校学生

第５次与那原町総合計画 後期基本計画 策定委員会名簿

No	氏名	役職	策定委員会での役割	備考
1	城間　秀盛	副町長	会長	
2	垣花　英正	教育長	副会長	
3	山城　司	企画政策課長	産業建設部会	
4	金城　勝治	生活環境安全課長		
5	仲宗根　祥徳	公共施設課長		副部会長
6	饒平名　幹貴	まちづくり課長		
7	比嘉　義明	上下水道課長		部会長
8	桑江　朝照	観光商工課長		
9	上原　謙	総務課長	総務財政部会	部会長
10	岡　剛	財政課長		副部会長
11	大城　哲	会計課長		
12	比嘉　哲也	議会事務局長		
13	新垣　政孝	税務課長		
14	安仁屋　勇希	住民課長		
15	仲里　武徳	学校教育課長	教育文化部会	副部会長
16	照屋　基	生涯学習振興課長		部会長
17	宮平　律子	福祉課長	健康福祉部会	部会長
18	伊集　哲	健康保険課長		副部会長
19	新里　健	子育て支援課長		

第５次与那原町総合計画 後期基本計画 事務局名簿

No	氏名	課名	職名
1	山城　司	企画政策課	課長
2	大城　伸司	企画政策課	課長補佐
3	新城　浩平	企画政策課	主事

第５次与那原町総合計画 前期基本計画評価（概要）

Ⅰ. 検証・評価の範囲

1. 検証・評価の範囲

第５次与那原町総合計画前期基本計画では、総合計画の中間評価として基本目標を構成している 31 施策の評価・検証を行っております。本評価を参考に各施策の見直しを行い、第５次与那原町総合計画後期基本計画の策定を行いました。

2. 検証・評価の内容と方法

①検証・評価の方法

第５次与那原町総合計画策定時より、本町は毎年度施策の進捗について評価しており、前期基本計画の評価においては、単年度毎の評価を積み上げて平均値を算出することで、中間評価を行っております。

②A・B・Cでの評価その定義について

各施策内容の取組みを A、B、C で評価しており、その定義は以下のとおりです。

A=達成している

B=おおむね達成している

C=達成できていない

Ⅱ. 第5次総合計画 前期期本計画評価

第５次与那原町総合計画では「みんなで創ろう 活気あふれる 美らまち与那原」の将来像を設定し、それを達成するための６つの基本目標及び 31 からなる各施策を設定しています。10 年間に及ぶ総合計画の中間評価として、ほぼすべての施策について「達成している」または「おおむね達成している」となっており、第５次与那原町総合計画が目指す将来像達成へ向け推進していると評価しています。一部「達成できていない」としている施策もありますが、後期基本計画においては施策内容及び取り組みの見直しを実施し、最終年度である 2028 年度（令和 10 年度）には全ての施策の目標達成を目指していきます。

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

基本目標1　みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①人づくり・地域づくり	1. 地域活動の活性化	(1)地域活動に対する意識を高め、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・自治会等交付金が活用され、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めた。 ・コロナ渦の中の厳しい運用の中、上与那原区の大綱曳等を実施し、交流と親睦を深めた。	B	・交流と親睦を深めながら、地域活動に対する意識を高めることができた。
		(2)自治会交付金や伝統文化活動支援補助金を活用し、地域振興や活性化を支援します。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・自治会等交付金が活用され、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めた。 ・コロナ渦の中の厳しい運用の中、上与那原区の大綱曳等を実施し、交流と親睦を深めた。	B	・コロナ渦の中の厳しい運用の中であったが、各区が対策をうち、実行する事業に関して支援することができ、地域進行や活性化を支援した。
		(3)各種団体の活性化に力をいれ、生涯現役世代の活躍や生きがいづくりを支援します。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・自治会等交付金が活用され、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めた。 ・コロナ渦の中の厳しい運用の中、上与那原区の大綱曳等を実施し、交流と親睦を深めた。	B	・コロナ渦の中の厳しい運用の中であったが、各種団体が対策をうち、実行する事業に関して、生涯現役世代の活躍や生きがいづくりを支援した。
		(4)地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを推進します。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・自治会等交付金が活用され、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めた。 ・コロナ渦の中の厳しい運用の中、上与那原区の大綱曳等を実施し、交流と親睦を深めた。	B	・コロナ渦の中の厳しい運用の中であったが、各種団体が対策をうち、実行する事業に関して、地域内のコミュニケーションを深め「子どもから大人までが繋がる」環境づくりを支援した。
	2. 自治会への加入促進	(1)住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を支援します。	B 3	B 3	B 3	A 5	A 5	・転入者へ自治会加入を促すチラシを作成・配布した。 ・町公式LINEから自治会加入申込受付ページの開設した。 ・区が実施する地域活動へ交付金を交付し、自治会における各種イベント等の支援を実施し、自治会活動に参加してもらうきっかけづくりをサポートした。	A	・各区と勉強会を開催するなど、時代に沿った形で、住民へ地域活動の目的を理解してもらい、自治会への加入促進を各区と行政が両輪になり、実行した。
	3. 自治会拠点施設の整備	(1)地域活動の拠点となる公民館や地域の情報共有の場となる掲示板などの環境整備の充実に向け支援します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・各行政区の要望に応じて、屋外掲示板、空調設備、放送設備修繕などを実施した。	A	・全行政区に毎年度要望をヒアリングし、要望に応じて予算化を行い、着実に環境整備を実施した。
	4. 国内交流・国際交流の促進	(1)国内外とのネットワークを強化し、友好親善ならびに沖縄文化の振興・発展に貢献しうる人材の育成を図ります。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・海外友好親善大使育成事業を展開。 ・第7回世界のウチナーンチュ大会を開催。	A	・感染対策を徹底した上で二つの事業を開催することができ、国際交流を促進した。
②自律・自立するまち	1. 住民と行政の役割分担	(1)地域の問題は、地域で考え解決できる環境づくりに努めます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・各区に自治会等交付金を交付し、自主的、主体的な地域活動の推進を図った。 ・県内で先進的に取り組んでいる自治会に対して勉強会を開催した。	B	・各区に対して、各地域の交流促進を目的に、自治会交付金という形で毎年度継続して支援した。また、県内で自走できている行政区を訪問し、勉強会を開催し、自走に向けた機運づくりにも努めた。
		(2)地域と行政のあり方について、各区自治会との勉強会、意見交換会を行います。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・行政懇談会の実施、区長会へ各区の要望事項の実施、県内で先進自治会との勉強会を実施した。	A	・地域と行政のあり方について、各区自治会との勉強会、意見交換会を様々な形で実行した。
	2. 住民参画によるまちづくり	(1)住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して問題解決に参画できる仕組みづくりの構築を図ります。	B 3	B 3	B 3	A 5	A 5	・自治会等交付金が活用され、交流と親睦を深めながら誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めた。（総務課） ・コロナ渦の中の厳しい運用の中、上与那原区の大綱曳等を実施し、交流と親睦を深めた。（総務課） ・総合計画シンポジウム開催。（企画政策課） ・各種委員会への住民の登用（地方創生委員会・総合計画審議会・交通計画等）。（企画政策課） ・総合計画実施計画・評価のHP公表。（企画政策課）	A	・各区の要望や課題を毎年度ヒアリングし、住民一人ひとりが問題意識をもち、行政と連携して問題解決に参画できる仕組みづくりの構築をサポートした。（総務課） ・各種委員会に関連して住民を積極的に登用し意見を聞くようにしている。（企画政策課） ・町の最上位計画の進捗状況について、情報提供を行い町民へまちづくりの進捗について十分な情報共有を行っている。（企画政策課）
	3. 男女共同参画社会の構築	(1)男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、ともに責任を担う社会の構築を図ります。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・年に1回女性登用等通知文を発出。	B	・会議等での女性委員登用するよう周知している。
		(2)男女共同参画社会実現に向けた理解を深めるための情報発信や啓発活動に努めます。	A 5	A 5	A 5	B 3	B 3	・パネル展を開催。	B	・パネル展を開催し、普及啓発に努めた。
		(3)人権の尊重、多様性を認め合える平和な社会づくりを推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・年に1回、パネル展を開催。 ・6月と12月にはなんでも相談所を開設。	A	・なんでも相談所を開設し多様性を認め合える平和な社会を推進した。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標1　みんなが参加したくなる「ひと」と「人」が綱がる新しいまちづくり

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
③情報共有・共鳴で築くまち	1. 情報の発信及び共有化	(1)住民が行政情報を得やすい環境を構築します。	B 3	B 3	B 3	A 5	A 5	・町の広報誌を毎月発刊。 ・町公式LINEを通じた情報発信を実施。	A	・町の行事や様々な情報を掲載・発信しているため。
		(2)観光情報や伝統行事などを積極的に情報発信し、町内外に広く「与那原町」をPRします。	B 3	B 3	B 3	A 5	A 5	・R4年度にHPのリニューアルを実施し、デザイン等を刷新した。R5はCMSを導入し、各課において迅速に情報発信が行える体制を整えた。	A	・リニューアルにより、見易さを改善。さらに各課においてHPを管理・運用できる仕組みを導入したことで迅速に情報発信が行える体制を整えた。
		(3)メディアリテラシー（情報を受け取る力）の育成に努めます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・毎年度職員向けにオンラインによる情報セキュリティ研修を実施している。	B	・毎年度研修を実施しているが、研修の受講率の低さが課題となっている。
		(4)SNSを利用した新たな情報通信技術を活用した広報手段の拡充を図ります。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・町公式LINEを通じた情報発信を実施。	A	・町公式LINEにて配信通数は約180万通のメッセージをLINE登録者に送付することができた。うち、90%は町民登録率と換算する、162万通の情報を町民に届けることができた。
④行財政運営	1. 行政サービスの充実	(1)役場窓口の接客は、誠実で明るい対応に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・発券機の導入。（住民課） ・発券補助及び手続き案内。（住民課） ・行政サービスの充実のため、職務遂行に必要な知識、技能及び教養の向上を目的として研修計画を策定。対面研修のみならず、オンライン研修も取り入れ、新しい生活様式での研修を実施。（総務課）	A	・手続き目的別に対応順番が整理され、また、待機状況が共有されることで、安心感が生まれ、待機時間も縮小された。（住民課） ・対面研修は県内、県外実施をしている。オンライン研修については、階層別に実施を促しているが、実施状況にバラツキがある。（総務課）
		(2)役場窓口以外での証明書発行、開庁時間の延長や休日の開庁など、住民ニーズに対応した組織体制を検討します。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・諸証明書コンビニ交付サービス。（住民課） ・マイナカード交付申請窓口（夜間、休日）。（住民課） ・マイナポイント休日手続き支援。（住民課） ・昼休み時間窓口の継続。（住民課） ・住民「書かせない」窓口を目的に窓口受付支援システムを導入し、計7課40帳票を組み入れている。（総務課） ・町公式LINEを活用し、上下水道開栓閉栓名義変更の届出、出産・子育て応援給付金、ワクチン接種予約など様々なオンライン申請・予約を実施。（総務課）	A	・諸証明書コンビニ交付サービス導入・運用により、これまでの「時間」「場所」の制限が大幅に改善され、利便性が向上した。（住民課） ・コロナ過で加速したオンライン化のニーズをくみ取り、様々なツールを導入し、町民の利便性向上に務めた。（総務課）
		(3)多様なニーズに対応するために、広域で取り組むべき課題について関係機関と連携し検討します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・企画事務運営事業（広域行政への補助）。 ・東海岸地域サンライズ推進協議会事業。	A	・ごみや火葬場等広域で取組む事業について事務組合を通じて取り組みが十分に行われた。 ・沖縄の均衡ある発展に向けた東海岸地域の発展について協議会を通じてその振興に取り組み具体的な成果を上げた。
	2. 税金の仕組みに関する教育・啓発活動	(1)税金の仕組み・重要性、納税の義務または必要性を知ってもらうために、小学校6年生を対象とした租税教室を継続して行います。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・令和元年度は両小学校において実施できたが、令和2年度から令和4年度までは新型コロナの影響で実施できなかった。令和5年度は実施予定。	B	・新型コロナで実施できない年度もあったが、いつでも開催できるように県税が開催する講師養成講座を受講させるなど、職員体制は取っていた。
		(2)税に関するQ＆Aを町民対象の広報紙に掲載するなど、税金の仕組み・重要性などの周知に取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・町広報紙や電光掲示板、町公式LINE、町ホームページなどを活用し税の仕組みや重要性などの情報を発信し、周知した。	A	・適切な時期に町広報紙や電光掲示板、町公式LINE、町ホームページなどを活用し、税金の仕組みや重要性など、必要な情報を発信、周知することができた。
	3. 納税賦課徴収業務	(1)公平公正な賦課徴収を継続するために課税客体の把握、また説明責任をしっかりと果たします。さらに自主納付の呼びかけなどを行いつつ、応じない場合は、公平性の観点からも滞納処分の検討を行い、適正に実施します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・県税職員の町徴税吏員としての併任や預貯金差押え等、滞納整理に取り組んだ。 ・滞納整理のため、固定資産の差押え及び県税との合同公売を実施した。	A	・きめ細やかな納税相談や預金差押えなどの様々な滞納処分に取り組むことで、県内トップクラスの収納率を保っている。
		(2)就業形態の多様化により、税の納付可能な時間帯も異なるため、口座振替やコンビニ納付を継続しつつ、その他の収納チャネルの検討を行います。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・令和3年度よりスマートフォン等による決済（スマホ収納）により、いつでもどこでも納付可能な環境を整えた。令和5年度からは地方税統一QRコードを利用した納付も始まり、更なる利便性の向上が図られた。	A	・口座振替に加え、コンビニ収納、町単独でのスマホ及び地方税統一QRコードによる納付の拡充など、納付しやすい環境を整えた。
	4. 健全な財政運営の推進	(1)健全で持続可能な財政を維持し、「第5次与那原町総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するために、中長期財政計画を策定し、計画的に事業を実施することにより財政の健全化を図ります。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・財政シミュレーション（令和2年度～令和11年度）のローリング作業を行った。	A	・財政健全化に資することが出来た。
		(2)公会計制度を導入することで、町所有の土地や建物、備品などのコストやストックを把握し、公共施設マネジメントや中長期的な財政運営への活用を図っていきます。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・地方公会計制度導入により財務書類および固定資産台帳を整備し、その台帳及びその他計画をもとに基金積立計画の見直しを行った。	A	・計画通りに整備、計画見直しを行った。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画 前期基本計画評価・検証シート

基本目標2 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱がる教育文化のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①学校教育の充実	1. 学力向上の取り組み	(1)講演会や研修・先進地視察などで、教職員の意識向上と授業改善に取り組みます。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・幼小中合同研修会をオンラインも活用してハイブリッド形式で開催。	B	・令和2年度よりコロナ渦により先進校派遣視察を見合わせている。
		(2)保・幼・小・中の連携を深め、さらに高校、大学や企業等との連携も強化し、キャリア教育の充実を図ります。	A 5	A 5	A 5	B 3	A 5	・キャリア教育担当者連絡会の実施。 ・職場見学（小）・職場体験（中）の実施。	A	・計画的にキャリア教育の充実を推進している。
		(3)児童・生徒へのきめ細やかな対応を行うために特別支援教育支援員、学習支援員などを配置します。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・学習支援員、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、特別支援コーディネータ-を配置。	A	・きめ細やかな児童生徒支援ができている。
		(4)日々の授業の充実と「確かな学力」を身につけ、「生きる力」を育むことを目的に、「学力向上推進プロジェクト」を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・学校教育部会の実施。 ・学力向上月間の設置。	A	・「町授業スタンダード」を活用させ授業改善を推進している。
		(5)のぼり、ポスターを作成し、学力向上推進月間、家訓運動をさらに周知徹底し、「確かな学力」の定着を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・「学習の手引き」を作成・配布。 ・てくてく登下校推進をHPに掲載。	A	・家庭での学び方を手引きで示している。
	2. 学校ICTの充実	(1)電子黒板、タブレット端末などのICT機器の更なる整備を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・「一人一台端末」を全児童生徒分配置。 ・タブレットの持ち帰りを可能にした。	A	・個別最適な学びの場が提供できている。
		(2)学校の電子黒板、タブレット端末などのICT機器をより効果的に活用するために、情報支援員による講習会の開催、ICT教材などの情報収集を図ります。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・情報支援委員の配置。 ・教職員向けタブレット活用講習会を実施。	A	・情報教育担当者連絡会で情報共有・活用を推進している。
	3. 支援が必要な児童・生徒への個に応じた対応	(1)支援を要する児童・生徒などへ個に応じたきめ細かな対応を行うために、特別支援教育支援員、学習支援員などを適正に配置します。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・学習支援員11名、特別支援教育支援員17名を配置。	A	・必要人数を適切に配置している。
		(2)校外へ適応指導教室・相談室の設置を検討します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・しののめ教室。	A	・学校と連携して情報提供ができている。
		(3)増加傾向にある不登校児については、それぞれの児童・生徒の個々の状況を把握し、関係機関と連携の上、適切に教育を受けられる環境を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・就学支援教室。 ・校内自立支援教室。	A	・校内での居場所を提供できている。
	4. 豊かな心の育成	(1)偏見のない児童・生徒の育成のためインクルーシブ教育を推進します。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・町特別支援教育スタンダードを配布。 ・特別支援教育研修会を実施。	B	・インクルーシブ教育の重要性がまだ浸透していない。
		(2)豊かな心を育むために、各学校において講演会を開催します。	A 5	A 5	C 1	B 3	B 3	・ネットリテラシー講演会を実施。	B	・豊かな心の育成がまだ不十分である。
		(3)道徳の授業や平和学習などをとおして、生命の大切さや人権を尊重する思いやりのある心を育みます。	A 5	B 3	B 3	B 3	A 5	・平和についての講演会を実施。	A	・道徳教育推進教師を中心に道徳科の授業に取り組んでいる。
	5. 学校教育施設の充実	(1)学校給食を近隣市町村との共同運営も視野に入れ、耐震基準をクリアした施設への建て替えを早急に検討するとともに学校給食を通じ、さらなる食育を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・R1～2年度に3町共同による整備手法の検討を行い、令和4年度において2町による基本構想を取りまとめている。	A	・学校給食センターの整備について、近隣市町村との共同運営（広域）を視野に、検討を進めている。
		(2)安心安全な教育環境を目指し、与那原小学校の老朽化した校舎の耐力度調査を行い、建替時期の検討を図ります。	B 3	B 3	A 5	A 5	A 5	・各年度において、教育庁施設課との長期計画についてヒアリングを実施。また、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画にも位置づけを行っている。	A	・安心安全な教育環境を目指し、与小の改築工事に向けた計画策定を行っている。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標2 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱がる教育文化のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
②家庭教育の定着	1. PTA活動の活性化	(1)学校と家庭との交流が行える教育活動を充実させ、PTA活動などの活性化に取り組みます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・家庭地域教育部会を実施	B	コロナ渦で活動が中止や規模を縮小せざる得なかった
		(2)夏休み期間中に公民館などで「子ども寺子屋」を開催するPTA支部に学習支援員を派遣することにより、家庭学習の定着とPTA活動の活性化を図ります。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・支部学習会（寺子屋）を実施	B	コロナ渦で活動を中止した期間がある
		(3)PTA活動を活性化させることを目的に、モデルとなるPTA支部を育成します。	B 3	B 3	A 5	B 3	B 3	・モデル支部の選出・育成	B	コロナ渦で活動を中止した期間がある
	2. 学校教育の情報公開	(1)地域教育懇談会や教育講演会などを充実させ、家庭と学校に関する課題の情報を共有します。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・「親の学びあい」プログラムコーディネーターを活用した、学校、家庭、地域の課題解決までには至っていない。（生涯学習振興課） ・支部教育懇談会の実施。（学校教育課） ・学力向上推進実践発表会を実施。（学校教育課）	B	・「親の学びあい」プログラムコーディネーターを活用した、学校、家庭、地域の課題解決までには至っていない。（生涯学習振興課） ・コロナ渦で活動を中止した期間がある。（学校教育課）
		(2)家庭と学校が連携を深め、心身豊かな子どもの成長に努めます。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・「親の学びあい」プログラムコーディネーターを活用した、学校、家庭、地域の課題解決までには至っていない。（生涯学習振興課） ・学校評議員の開催。（学校教育課）	B	・「親の学びあい」プログラムコーディネーターを活用した、学校、家庭、地域の課題解決までには至っていない。（生涯学習振興課） ・コロナ渦で活動を中止や規模を縮小したため連携する場面が減少した。（学校教育課）
	3. 家庭学習の習慣化	(1)家庭学習リーフレットを作成し、各家庭に配布することにより学齢ごとに応じた家庭での学習時間を確保します。	B 3	B 3	A 5	A 5	A 5	・「家庭学習の手引き」を作成	A	毎年4月に各家庭へ配布することができた
		(2)子ども寺子屋を通じて、家庭学習の方法を学び習慣化を図ります。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・支部学習会（寺子屋）に学習支援員を派遣	B	コロナ渦で活動を中止した期間がある
③青少年健全育成	1. 青少年健全育成支援体制強化	(1)青少年を事件・事故などの有害環境から守るため、関係機関と連携し、夜間パトロールなどを進めます。	A 5	B 3	B 3	B 3	A 5	・コロナウイルスの流行に伴い、規模は縮小したがその中でも夜間巡回に関しては動員職員を減らすなど事業継続のため努力し可能な限りの事業運営を行えたため。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
		(2)各種発表会や町民大会などを実施し、青少年の健全育成に取り組みます。	A 5	B 3	C 1	B 3	A 5	・コロナウイルスの流行により大会等の開催が出来ないこともあったが、R4年度は開催方法を工夫し感染対策を行い可能な限り事業運営を行った。	B	・コロナウイルスの流行に伴い、規模は縮小したがその中でも事業継続のため努力し可能な限りの事業運営を行えたため。
	2. 健全な心身の育成	(1)家庭や地域と連携した各種行事の開催や、PTA活動などをとおして、豊かな心の教育に努め、子ども達の心の居場所をつくります。	B 3	B 3	B 3	B 3	A 5	・大綱曳きづくり。 ・新聞製作、史跡巡り。	B	・コロナ渦で活動中止や規模を縮小せざる得なかった。
		(2)基本的生活習慣の確立を図るため、家庭や学校、地域及び各種関係機関と連携を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・てくてく登下校の登りを掲げる。	A	・基本的生活習慣促進の情報提供が行っている。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標2 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱がる教育文化のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
④地域交流と支援体制	1. 学校との連携	(1)学校評議員に地域の人材を幅広く登用することにより、学校経営への参画が促されます。	B	B	A	A	A	・幅広い分野の方から学校評議員を担ってもらい、評議委員会を実施している。	A	・すべての学校で年2回以上実施できた。
			3	3	5	5	5			
		(2)保護者・地域の協力を得て、職場見学・体験の受け入れ先を充実します。	A	A	A	A	A	・瓦工場見学。 ・消防署見学。	A	・保護者や地域の協力が得られた。
			5	5	5	5	5			
	2. 家庭との連携	(1)夏休み期間中に公民館などで開催される「子ども寺子屋」の見守りとして地域の方々が立ち会うことにより、家庭学習の定着を支援します。	A	A	B	B	B	・学習支援員を寺子屋へ派遣。	A	・家庭学習の進め方を支援できた。
			5	5	3	3	3			
	3. 人材の活用・育成	(1)生涯学習と連携しながら、地域の人材を活用し、授業の一環としての講話や、ものづくりなどを通じさまざまな体験学習の機会を持つことにより、地域で教育する環境づくりに取り組みます。	A	B	B	B	B	・地域コーディネーターによる地域人材の学校への派遣、紹介を行った。	B	・学校・家庭・地域を連携し活用できる環境の構築ができている。
			5	3	3	3	3			
		(2)講師や学校支援ボランティアにふさわしい人材を発掘し、人材バンク登録の充実を図ります。	A	B	A	B	B	・学校からの依頼に応じ、地域人材を授業等に派遣。 ・地域ボランティアによる放課後子ども教室の実施。	B	・学校・家庭・地域を連携し活用できる環境の構築ができている。
			5	3	5	3	3			
		(3)多様な人材を活用し、サークル活動や講座、平和学習などの生涯学習を進めます。	A	A	B	A	A	・小学校へ平和学習講師を派遣し、平和講話を開催。（生涯学習振興課） ・R1式典開催　R2コロナ禍で中止。（総務課） ・R3献花式　R4規模縮小式典開催。（総務課） ・R5式典開催。（総務課）	A	・学校・家庭・地域を連携し活用できる環境の構築ができている。（生涯学習振興課） ・コロナ禍での献花式や、規模縮小しての式典等を開催し、毎年継続して平和行政の施策を展開した。（総務課）
			5	5	3	5	5			
		(4)各種講座の開催や各種研修会への派遣を行い、主体的に行動する講師の育成と支援に取り組みます。	A	B	B	B	B	・公民館講座の開催。 ・上の森学園の開催。	B	・公民館講座（年5回）、上の森学園（年14回）開催した。
			5	3	3	3	3			
	4. 学びあう環境づくり	(1)住民のさまざまなニーズに応えた講座や講演会、シンポジウムなどを開催し、学べる環境づくりに取り組みます。	A	B	B	B	B	・公民館講座の開催。 ・上の森学園の開催。	B	・公民館講座（年5回）、上の森学園（年14回）開催した。
			5	3	3	3	3			
		(2)コミュニティーセンターや公民館、図書館などを生涯学習の拠点として充実を図ります。	A	B	B	B	B	・各種講座の開催。 ・サークル活動の支援。	B	・生涯学習の拠点として、各種講座の充実やサークル活動への支援を行った。
			5	3	3	3	3			
		(3)幅広い生涯学習を行うために、学生をはじめとしたさまざまな講師の確保に努めます。	A	B	B	B	B	・公民館講座の開催。 ・上の森学園の開催。	B	・公民館講座（年5回）、上の森学園（年14回）開催した。
			5	3	3	3	3			
		(4)図書館資料・情報の提供とともに、自主企画講座等の充実を図ります。	A	B	B	B	B	・月毎テーマ設定の資料を展示紹介周知し、年間計画に位置付けたおはなし会、上映会等を開催した。	B	・紙媒体のほか、HP、電光掲示板、LINE等で紹介周知方法を広げた。開館制限時は集客行事でなく団体への訪問貸出等を実施した。
			5	3	3	3	3			
		(5)子どもの読書支援、調査、研究支援など、町民の学びに幅広く役立つ図書館サービスを展開するため、レファレンスサービスをより向上させる様努めます。	A	B	B	B	B	・一般・児童書とも各分類の資料収集充実に努め、個人・団体への貸出、問合に相互貸借を含む予約・リクエストサービス等で対応。	B	・教科書出典の図書、読書団体の推薦書の収集を進め、学校等の読書・課題学習への支援対応に努めた。在架取置予約を継続した。
			5	3	3	3	3			
	5. 新たな交流拠点づくり	(1)さまざまな活動や会議、イベントなどが開催でき、地域コミュニティーの充実や多様な交流が生まれる新たな交流拠点としての複合施設（町民ホールなど）の一体的な整備に努めます。	A	A	A	A	A	・新庁舎整備事業において、庁舎、複合施設、R1.12に工事着手、R3.5.6から供用開始している。関係課において、趣旨に沿った、運用を行っている。	A	・新たな交流拠点として、複合施設（町民ホール）を整備し、関係課において、様々なイベント、交流の場として活用している。
			5	5	5	5	5			
⑤心と体を育むスポーツ環境づくり	1. スポーツ・レクリエーションの充実	(1)住民の健康増進としての生涯スポーツを推進する上で、関係機関と連携を図ります。	A	B	A	A	A	・町スポーツ推進委員を中心に各委員の専門分野を活かした講座や軽スポーツ体験学習の講師として人材派遣を行った。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	3	5	5	5			
		(2)住民が気軽に参加できるような各種教室やスポーツ大会の開催や支援をします。	A	B	C	B	A	・おきなわスポーツフェスタinよなばる実行委員会が主催するイベントへスポーツ推進員を派遣し、体験ブースにて軽スポーツの活動を務めるなど積極的に活動を行った。	B	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	3	1	3	5			
		(3)さまざまなスポーツ・レクリエーションに対応できる指導者の育成に努めます。	A	B	A	A	A	・町スポーツ推進委員に研修受講を促し、南部地区スポーツ推進委員研究大会等に参加し自己研鑽に務める環境提供に取り組んだ。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	3	5	5	5			
	2. スポーツ施設の活用・充実	(1)学校体育施設の一般開放を積極的に推進します。	A	A	A	A	A	・コロナ感染拡大防止の対策を十分に行い、町内団体・町外団体どちらも利用できる環境調整を行い、一般開放を実施した。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	5	5	5	5			
		(2)社会体育施設の環境整備をします。	A	A	A	A	A	・観光交流施設について、感染拡大防止の対策を十分に行い自主事業、一般開放等を積極的に実施し多くの町民が利用出来るよう運営を行っている。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	5	5	5	5			
		(3)各種スポーツ活動を行うための施設の充実を図ります。	A	B	A	A	A	・各体育施設の環境整備について主管課だけでなく関係課と連携を図り、施設の環境整備に努めた。	A	・コロナウイルスの流行により思うような事業運営が出来ないこともあったが、感染対策を行いできる範囲で可能な限り事業運営を行った。
			5	3	5	5	5			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標2 「いちゃりばちょーでー」平和の心で綱がる教育文化のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
⑥文化の保全・継承	1. 伝統文化の継承・発展	(1)ホームページや広報紙などを活用し、歴史・文化資料の収集を呼びかけ、収集した資料を活かした企画展などを開催します。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・平和企画展の開催。 ・町史編纂にともなう企画展の開催。	B	・毎年町史編纂作業の中で収集したを活用し、企画展を定期的に開催できている。
		(2)子ども達に地域の伝統行事や与那原大綱曳への積極的な参加を促します。	A 5	B 3	B 3	B 3	B 3	・新型コロナウイルス感染症対策の観点から、2020年～2022年度は与那原大綱曳等の行事が中止もしくは規模を縮小して実施された為、積極的な参加を促すことができなかった。	B	・新型コロナウイルス感染症対策の観点から、行事等が中止もしくは規模を縮小して実施されたが、可能な限り学校での講話等を実施した。
		(3)町文化協会と連携し、文化フェスティバルの開催や公民館まつり、生涯学習振興大会などを通して、文化に対する町民意識の向上を図ります。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・各種文化事業の実施。	B	・与那原町上の森かなちホールの完成も含め、町としての文化事業の発信を行えている。
		(4)沖縄の伝統的な言葉である「島くとぅば」の継承に努めます。	B 3	B 3	C 1	B 3	B 3	・島尻地区及び県のしまくとぅば行事への参加。 ・各学校へのウチナーグチ講師の派遣。	B	・学校やクラブ活動への講師の派遣や、しまくとぅば大会への参加といった取組を行えている。
	2. 文化財の調査・登録・保護・啓発	(1)町内に存在する歴史的価値のある資源や戦跡などの調査を行い、文化財登録やその保護に努め文化財を活かしたまちづくりを推進します。	A 5	A 5	A 5	B 3	A 5	・埋蔵文化財を中心とした調査を随時実施。	B	・適宜、優先順位をつけて調査・調整等を実施。
		(2)町内外の文化財について、住民が学ぶ機会を設け、歴史と文化に対する町民意識の向上を図り、文化財を次世代へ残すための基盤づくりを行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・文化財に関する企画展や、小学校への戦争遺物の貸出しを行うことや、講演会等を通して文化財への理解を深める機会を設けた。	A	・適宜、優先順位をつけて講演会や展示会等を実施。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

基本目標3　笑顔あふれるやさしいまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①子育て環境づくり	1. 子ども福祉の充実	(1)与那原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、基本的な考え方や教育・保育施設の質の向上などに取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定及び周知。 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直し。	A	・保育所入所待機児童の解消がされている。
	2. 子育て支援サービスの充実	(1)すべての子どもに寄り添ったきめ細やかなサービスを提供し、子育て世帯の支援に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・利用者支援専門員を1名配置。 ・子育てに関する出張相談会を開催し、各種子育てに関する相談及び支援を行った。	A	・様々な子育て支援制度の周知・利用支援につながった。
		(2)良好な環境で保育サービスを提供します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・各保育園へ遅滞なく運営費(給付費)の支払いを行い、各種補助事業も活用した。 ・適切な利用定員の見直し。	A	・運営費を毎月遅滞なく各保育園に支払い、各種補助金を活用することで、適切な保育運営ができている。
		(3)各保育所や幼稚園において、心理士・作業療法士など専門職の活用を検討します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・各保育園、支援センター、親子通園等において丁寧な関わりが必要な児童への対応について特別支援コーディネーター及び心理士が巡回し支援を行った。	A	・特別支援コーディネーター及び心理士が巡回することにより、特別な配慮が必要な児童や保育所等の支援に繋がった。
		(4)療育センターなどの専門施設整備を検討します。	C 1	C 1	C 1	C 1	C 1	・療育センターの設置については、現状として設置に向けた検討が出来ていない。今後、地域自立支援協議会の子ども支援部会等からのニーズや子育て支援課との連携を通して、検討する。	C	設置検討が出来ていないため。
		(5)関係課と連携し、放課後を安全に安心して過ごせる居場所づくりとして地域の遊び場の整備など、地域環境づくりを促進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・小学校の校区ごとに児童館が整備され、多くの児童が利用している。	A	・小学校校区ごとに1つの児童館が設置され、多くの児童が利用しており、様々な活動を通して児童の健全育成に繋がっている。
		(6)放課後などの児童対策強化として、学童クラブの充実・利用促進に努めます。	B 3	B 3	A 5	A 5	A 5	・小学校校区ごとに1つずつ学童クラブを増設 ・学童クラブ待機児童の解消。	A	・学童クラブ待機児童が解消され、児童の健全育成が図られている。
	3. 子どもの貧困対策、虐待防止	(1)貧困家庭における子育て、教育環境の向上を図るため、居場所における生活支援、学習支援などを行い、各支援へつなげることで自立をサポートします。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・3か所の居場所にしっかりと補助ができた。 ・2名の児童自立支援員を配置、困りごとのある児童生徒を支援につなげることができた。	A	・居場所へ補助することにより、貧困家庭等の児童への生活支援・学習支援に繋がった。
		(2)子どもへの虐待を防止し、健全な家庭環境づくりの支援に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・要保護児童対策協議会を定期的に開催した。 ・社会福祉協議会へ委託し、支援対象児童の見守りを行った。	A	・要保護児童対策協議会を定期的に開催することにより課題解決、児童支援に繋がった。 ・支援対象児童の見守りを行うことにより、虐待等の未然防止に繋がった。
	4. ひとり親家庭の支援	(1)母子・父子家庭などのひとり親世帯の生活安定と自立に向けた支援を行い、健全な家庭環境を保持するなど、各種支援の充実に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・医療費助成事業の実施。 ・ひとり親を対象とした様々な支援策の周知に努めた。	A	・医療費助成事業等を実施し、ひとり親の経済的負担軽減に努めた.
②地域福祉・生活困窮者福祉	1. 福祉活動の周知	(1)民生委員・児童委員の活動内容を始めとする福祉活動の積極的な周知活動を行い、町民に広くその重要性を伝え、福祉意識の高揚を図ります。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会等福祉活動を行う団体に補助金等を交付し活動支援を行った。 ・民生委員一斉改選に向けて、広報誌や区長会等での周知を行った。 ・年金制度の周知に努め、申請者への支援を行った。	A	・福祉活動の一環として、国民年金制度の周知及び手続支援を行っているため。
		(2)行政で把握できない部分などについては地域全体で支えあうことが重要であることから、区単位での勉強会、各種支援の教授など町民同士が話しあう機会の創出に努めます。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・地域コーディネーターを社協委託により設置し、地域との情報共有等に努めた。	A	・地域支援コーディネーターによる更なる地域との連携強化を図っているため。
	2. 福祉人材の育成・支援	(1)民生委員・児童委員など次世代を担う人材の確保や育成、関係団体への支援などを行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・各種団体等への補助を行い人材育成に努め、社会福祉協議会と定例会議を行い、民生委員・児童委員協議会の定例会、勉強会にも出席し、現在の福祉行政を取り巻く環境の情報共有に努めた。	A	・各種団体へ補助を行い、支援しているため。
		(2)与那原町社会福祉協議会で実施している「おまかせ会員制度」を継続するとともに制度の周知強化に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・制度周知に努めた結果、お任せ会員、任せて会員ともに増加している。 ・シルバー活き生きライフサポート事業を実施し、ボランティア人材育成に取り組んだ。	A	・与那原町社会福祉協議会との連携強化を図り、継続して周知を図っているため。 ・シルバー活き生きライフサポート事業を実施し、ボランティア人材育成に取り組んでいるため。
	3. 各種制度の周知	(1)困窮時に活用することのできる制度の周知を含めた相談体制の整備を行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・福祉のしおりを作成し窓口設置し、生活保護の手引きの窓口設置し制度周知に努めた。	A	・制度等の周知に継続的に取り組み、より図られるよう、設置場所の工夫等に努めているため。
		(2)生活困窮者への包括的な支援を行うため、与那原町社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携強化に努めます。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・社協との定例連絡会等により、連携を深めた。また、生活保護申請についても適切に対応し、南部福祉事務所に進達した。	A	・生活困窮者への包括的な支援を行うため、関係機関との連携強化を図っているため。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標3　笑顔あふれるやさしいまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進			単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
③障がい者（児）福祉	1. 社会参加と交流の場づくり	（1）障がい者（児）スポーツなど、町内において障がい者（児）参加型のイベントを実施するなど、障がいへの理解と交流を促進します。		A	A	A	A	A	・乗降客からの意見を反映し、順路変更、バス停の追加を実施。 ・対象者へ妊産婦を追加。 ・障がい者MIXスポーツ教室、交流センターひざし土曜日会館などを開催し、平日に参加できない方への社会参加促進を行なった。 ・新型コロナウイルスウイルス感染症の影響で、R2.R3.R4と福祉まつりの中止が続いた。 ・障害者週間のパネル展示、町内障害福祉サービス事業所の作品展示会を実施し、普及啓発を行った。 ・日常生活用具給付事業の制度改正（対象者を明確化）。	A	・ニーズ調査の実施に加え、障がい者当事者から寄せられた声を事業に繁栄できたため。 （町内バスの意見や、休日の行事実施等について）。
				5	5	5	5	5			
		（2）障がい者（児）などが安心して生活できる地域社会をつくることを目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人に対する理解の促進に継続して取り組みます。		B	B	B	B	B		B	・町内障害福祉サービス事業所の作品展示会では、町内ほとんどの事業所が参加し、行政と一体となり普及啓発ができたため。 ・物価高騰に伴う、日常生活用具の価格も高騰しているため、助成額の変更を検討する。
				3	3	3	3	3			
	2. 地域で支える仕組みづくり	（1）障がい者（児）が地域で快適な生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化など、環境整備に取り組みます。		B	A	A	A	A	・障がい者の外出を促進し、買い物がしやすくなるよう町内バス実証実験を継続。	A	・町内バス実証実験の実施により、課題の改善及び、新たな課題の発見が行えている。
				3	5	5	5	5			
		（2）地域社会で障がい者（児）の生活などを支えるNPO団体などの設立により、気軽に相談できる体制の構築に努めます。		A	A	A	A	A	・町内に新たに2か所、障がい者（児）の相談支援事業所が開設され、町内の障がい者（児）が多く利用している。	A	・町内の相談支援事業所と毎月1回、部会を開催しており、町内の相談支援事業所が増えることで、障がい者（児）の支援の把握、困りごとの把握ができたため。
				5	5	5	5	5			
		（3）町内の各保育所や幼稚園、学校における心理士・作業療法士などの専門職を活用し、障がい児に対する支援の充実やその保護者のケア充実を図ります。		A	A	A	A	B	・臨床心理士と特別支援コーディネーターによる幼保小中学校の巡回、検査、保護者面談などを行ってきた。	B	・支援を要する児童生徒の増加、今年度から医ケア児の受け入れなど従来より支援方法も多様化している中、業務も過多になり、網羅していない。人員を募集しているが、専門職のため、欠員状態が続いている。
				5	5	5	5	3			
	3. 障がい者（児）を経済的に支える仕組みづくり	（1）医療費助成、更生医療、育成医療など医療費に係る経済的負担を軽減し、障害年金や手当などの周知徹底を図ります。		A	A	A	A	A	・各医療費助成は該当者に制度周知。	A	・引き続き制度周知し、個別の情報提供も行う。
				5	5	5	5	5			
④高齢者福祉	1. 高齢者の生きがいづくり	（1）高齢者が生き生きと地域で暮らすことができるよう、関係機関と連携して、高齢者が幅広い世代と交流できるような機会づくりと環境整備に努めます。		A	A	A	A	A	・地域コーディネーターを与那原町社会福祉協議会委託により設置し、地域との情報共有等に努めた。 ・町老人クラブ、適正老人クラブへの補助を行い活性化を図った。 ・高齢者の外出を促進し、交流が活性化するよう町内バス実証実験を行った。	A	・地域支援コーディネーターによる地域との連携強化を図っているため。 ・町老人クラブ、適正老人クラブ等へ補助を行い活性化を図っているため。 ・高齢者の外出を促進し、交流が活性化するよう町内バス実証実験を継続しているため。
				5	5	5	5	5			
		（2）各公民館で実施しているミニデイを継続するとともに、老人クラブ加入者を増加させるため、取り組みの強化や呼びかけなど周知徹底に努めます。		A	A	A	A	A	・LINE周知の実施。 ・申請書の電子化。 ・町老人クラブ、適正老人クラブへの補助を行い活性化を図る。	A	・新型コロナウイルスによる、ミニデイの休止がある中、SNS等を利用し、周知方法を拡充できたので継続して実施する必要がある。また各種クラブにおいても同様の理由により中止があったが、新型コロナウイルスの終息に伴い、淳二再開ができており今後も継続して実施していく。
				5	5	5	5	5			
	2. 介護予防等事業の取り組み	（1）心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図るなど、介護予防等事業を推進します。		A	A	A	A	A	・パワーアップ教室により手厚いサポートのあるプラスコースを追加。 ・ニーズ調査を実施。 ・町老人クラブ、適正老人クラブへの補助を行い活性化を図る。	A	・新型コロナウイルスによる、ミニデイの休止がある中、SNS等を利用し、周知方法を拡充できたので継続して実施する必要がある。また各種クラブにおいても同様の理由により中止があったが、新型コロナウイルスの終息に伴い、淳二再開ができており今後も継続して実施していく。
				5	5	5	5	5			
	3. 高齢者を支える仕組みづくり	（1）増加傾向にある認知症に関する知識の普及を図るとともに、地域や認知症サポーターなどによる見守り体制を推進し、認知症高齢者などを支える仕組みづくりに取り組みます。		A	A	A	A	A	・地域コーディネーターを与那原町社会福祉協議会委託により設置し、地域との情報共有等に努めた。 ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを実施し、普及啓発に努めた。 ・個別具体的な相談に応じ、認知症のある方に支援を行った。 ・在宅医療介護連携事業を実施し、在宅介護の充実を図った。	A	・地域支援コーディネーターによる地域との連携強化を図っているため。 ・認知症サポーター養成講座を実施しているため。 ・認知症カフェを実施しているため。 ・在宅医療介護連携事業を実施し、在宅介護の充実を図っているため。
				5	5	5	5	5			
		（2）支援が必要な高齢者に対し、買い物支援などの適切なサービス提供が行えるよう、地域で高齢者を支える各種取り組みに努めます。		A	A	A	A	A	・シルバー生き活きライフサポート事業による継続した高齢者支援を図る。 ・高齢者の外出を促進し、買い物がしやすくなるよう町内バス実証実験を継続。	A	・シルバー生き活きライフサポート事業による継続した高齢者支援を引き続き継続していく必要がある。 ・町内バス実証実験の実施により、課題の改善及び、新たな課題の発見が行えている。
				5	5	5	5	5			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

基本目標4　快適に暮らせる美しいまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①市街地の整備・活用	1. 魅力ある新たな都市空間の創出	(1)大型MICE施設と関連した新たな賑わいを目指したまちづくりを推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・MICE周辺公有地の活用に向けた企業誘致。（企画政策課） ・大型MICEエリア振興に関する協議会による沖縄県との連携。（企画政策課） ・大型MICE施設支援地区について、都市計画手続き。（まちづくり課） ・準備会への技術支援。（まちづくり課）	A	・MICE周辺公有地の土地利用について、企業誘致が図られつつある。（企画政策課） ・沖縄県と協議会により十分な議論が行われており、MICE施設と地元の連携が図られた。（企画政策課） ・大型MICE施設支援地区と位置付けられた箇所で検討されている「与原土地区画整理事業」を推進支援。（まちづくり課）
		(2)都市再生整備計画などを策定し、コンパクトで魅力ある市街地の形成を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・上の森かなちホール建築及び誘導支援。 ・町道への高質形成の実施。	A	上の森かなちホール建築の推進、町道与那原2号線の石畳舗装への変更等を実施。
		(3)土地の有効活用を図り、市街地再開発に向けた取り組みを推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・MICE周辺公有地の活用に向けた企業誘致。（企画政策課） ・大見武地区地区計画の策定。（まちづくり課） ・上与那原地区の市街化可能性調査の実施。（まちづくり課）	A	・MICE周辺公有地の土地利用について、企業誘致が図られつつある。（企画政策課） ・市街化拡大検討地区に位置付けられている大見武地区への地区計画の導入、上与那原地区への可能性調査の実施。（まちづくり課）
	2. 水辺空間の魅力向上	(1)水路や水辺については、町民の憩いの場の提供や観光振興にも資する水辺空間としての魅力向上を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・与原19号線道路整備。 ・定期的な草刈及び清掃等の美化緑化事業の実施。	A	・水辺周辺の魅力向上に向けて、道路整備と同時に、美化作業等を行い、ハード、ソフトの両面から取り組みを実施。
②道路環境の整備	1. 道路ネットワークの構築	(1)与那原交差点における慢性的な交通渋滞の緩和や大型MICE施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体の関係機関との調整や協議などを通じて広域道路ネットワークの推進を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・大型MICEエリア振興に関する協議会での協議の実施。（企画政策課） ・交通量把握のための調査の実施。（企画政策課） ・与那原BPの早期供用開始に向けて要請。（まちづくり課） ・ゆめなり線、県道糸満与那原BPの整備に向けて要請。（まちづくり課）	A	・各種要請や、協議により与那原バイパスの暫定供用開始により、与那原交差点の交通量の削減が実現した。（企画政策課） ・与那原BPが暫定供用開始され、与那原交差点の慢性的な交通渋滞が解消された。（まちづくり課）
	2. 安全で快適な道路環境の整備	(1)歩行しやすい環境や自転車利用の促進に向けて誰もが利用しやすく安全で快適な歩行・道路環境の整備に取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・自動車プラスワン運動の実施。（企画政策課） ・自転車ネットワーク計画の策定。（企画政策課） ・東海岸地域サンライズ推進協議会での自転車関連事業の実施。（企画政策課） ・バリアフリーマップの作成。 ・道路事業（4路線）を実施し、1路線事業完了。（まちづくり課）	A	・歩行者の安全性の向上に向けては自動車交通の削減が必要であり、自動車プラスワン運動の実施により、一定の効果があったと見込まれる。自転車及び歩行者の安全性の向上に向けては、自転車専用通行帯等の整備が必要であり、ネットワーク計画の策定は行ったが、整備までは至っていない。（企画政策課） ・上与那原19号線道路事業が完了したことで、安全安心で快適な空間が創出された。（まちづくり課）
		(2)道路環境のユニバーサルデザインを推進します。	A 5	A 5	B 3	B 3	B 3	・道路及び側溝修繕工事	A	・現場に合わせて、極力段差を無くす施工を実施。
	3. 計画的な維持管理と長寿命化の推進	(1)計画的な維持管理に努め、道路施設の長寿命化に取り組みます。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施	A	・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内の4橋の修繕を行った。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標4　快適に暮らせる美しいまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
③公共交通の充実	1. 公共交通の充実	(1)公共交通空白地域の解消や移動が困難な高齢者などの交通弱者にやさしい交通移動の確保に取り組みます。	A	A	B	B	B	・生活バス路線確保対策補助事業。 ・バス会社との協議実施。 ・オキカの役場販売。 ・福祉バスの運行。	B	・公共交通空白地域を含む町内全域において、福祉バスを走行させることができており、高齢者の移動について十分に取り組みが行われたが、公共交通空白地域の解消には至っていない。
			5	5	3	3	3			
		(2)公共交通利用環境の向上に取り組みます。	A	A	A	A	A	・生活路線確保対策補助事業。 ・公共交通維持支援事業。 ・バス停ベンチ設置。 ・オキカの役場販売。 ・公共交通利用促進動画の作成。 ・バス停への上屋設置に係る要望の実施。	A	・公共交通の利用環境の向上に向けた、バス停へのベンチの設置をはじめ、維持支援や利用促進等に十分取り組んでおり達成したといえる。
			5	5	5	5	5			
		(3)大型MICE施設に関連した広域移動の需要の増加が見込まれるため、新たな公共交通の導入を検討します。	B	A	A	B	B	・大型MICEエリア振興に関する協議会での協議（マリンライナーの提案）。 ・広域的なまちづくりに係る新たな公共交通システムの導入検討業務の実施。 ・南部広域市町村圏事務組合での広域交通の検討。	A	・大型MICE施設の広域移動需要について、南風原町と連携した調査を行うとともに、沖縄県においても移動交通に関する調査を行っており引き続き調査を実施することとしているため、導入の検討を十分行い目標を達成している。
			3	5	5	3	3			
	2. 交通に対する意識改革	(1)安全で快適な交通環境の構築に向け、自動車依存体質から脱却するために啓発などを通じて、意識改革に取り組みます。	B	A	A	A	A	・公共交通学習会開催。 ・公共交通利用促進動画の作成。 ・公共交通シンポジウムの実施。 ・自動車プラスワン運動の実施（ポスター・フラッグの作成活用）。	A	・自動車だけではなく、公共交通や自転車等への転換を促す様々な活動（動画作成・学習会・シンポジウム）を実施してきており、意識改革の十分取り組んだといえるため、達成している。
			3	5	5	5	5			
	3. 交通関連計画の推進	(1)交通の円滑化、魅力あるまちづくりに向けた各種交通政策を総合的、戦略的に展開するため、与那原町総合交通基本計画や与那原町地域総合交通戦略などの交通関連計画を推進します。	A	B	A	A	A	・交通施策検討協議会を毎年開催し、中間評価についても実施した。	A	・毎年1回交通施策検討協議会により交通計画や戦略の評価を実施し、事業の推進を行っているため、達成している。
			5	3	5	5	5			
④計画的な土地利用の推進	1. 都市計画マスタープランの推進	(1)建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発や保全の方針に即した都市計画マスタープランを推進します。	B	A	A	A	A	・大見武地区の地区計画策定。 ・区域区分変更に伴う、用途変更の見直し。	A	・市街地拡大検討地区に位置づけられている大見武の一部に地区計画を導入し、土地利用の緩和を図った。 ・沖縄県が実施する区域区分の見直しに合わせた用途指定の推進を図った。
			3	5	5	5	5			
		(2)地域特性を活かした土地利用の検討を図ります。	A	A	A	A	A	・大見武地区の地区計画策定。	A	・市街地拡大検討地区に位置づけられている大見武の一部に地区計画を導入し、土地利用の緩和を図った。
			5	5	5	5	5			
	2. 機能性の高い都市空間の形成	(1)用途地域の見直しや地区計画などの都市計画制度を活用し、機能性の高いまちづくりを推進します。	A	A	A	A	A	・区域区分変更に伴う、用途変更の見直し。	A	・沖縄県が実施する区域区分の見直しに合わせた用途指定の推進を図った。 ・東浜地区において定められている地区計画について、適切に運用した。
			5	5	5	5	5			
	3. 地域特性を活かした景観形成	(1)本町の魅力的な景観を保全・活用し、まちの魅力向上を図ります。	A	A	A	A	A	・与那原2号線石張り舗装工事。	A	・町道与那原2号線について、周辺の景観と調和を図るため、石畳舗装工事を実施した。
			5	5	5	5	5			
		(2)魅力的なまちづくりに資する方針と施策を定めた、与那原町景観計画を推進します。	A	A	A	A	A	・景観計画の運用。	A	・町全域にかかっている景観計画を運用し、届出対象となる行為について、緑化率、建物等の色彩など景観に関する調整を行い、申請者に対して適切に指導した。
			5	5	5	5	5			
		(3)市街化調整区域の開発行為については、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。	A	A	A	A	A	・大見武地区の地区計画の運用。	A	・市街化調整区域の開発行為について、申請内容について関係法令に適合しているか、沖縄県と連携しながら与那原町として慎重に精査・検討し対応した。
			5	5	5	5	5			
	4. 安定した土地利用の確保	(1)本町の自然的や社会的、経済的や文化的条件などに配慮した将来土地利用の方針を実現するため、与那原町国土利用計画に基づき地域特性を活かした土地利用を推進します。	B	B	B	B	B	・土地利用規制関連事務。	B	・大規模土地利用に関して申請業務を行った。国土利用計画に基づき、土地利用についてその他計画との整合を図り適切に検討を行った。
			3	3	3	3	3			
⑤上水道	1. 施設の改修整備	(1)水道施設情報管理システムを活用し、日常的な保守管理と配水管理を適切に行うとともに老朽化した施設の更新計画に基づき、改修整備を行います。	A	A	A	A	A	・管路施設、ポンプ施設の更新。 ・管路施設の耐震化及び緊急遮断弁設置。	A	・計画的に施設の保守管理及び更新ができた。
			5	5	5	5	5			
	2. 非常時や災害に備えた整備	(1)漏水や停電などの非常時においては、適切な応急措置や迅速な復旧を行える体制を整えます。	A	A	A	A	A	・非常時の緊急対応体制の構築。	A	・非常時において適切な処置を行い、継続して水道水の供給ができた。
			5	5	5	5	5			
		(2)地震や台風などの災害に備え、水道施設への被害を最小限に抑えるための整備を行います。	B	B	B	B	B	・災害時の緊急対応体制の構築。	A	・地震や台風時に備え、非常用飲み水の確保や体制を構築できた。
			3	3	3	3	3			
	3. 漏水防止対策	(1)漏水調査を定期的に行い、漏水箇所の早期発見、早期修繕を実施し、漏水防止対策に努めます。	A	A	A	A	A	・定期的な漏水調査。	A	・漏水箇所の早期発見、早期修繕ができた。
			5	5	5	5	5			
	4. 水質事項の防止	(1)水質検査計画に基づき、毎日の水質検査を継続し、安心で安全な水道水を提供します。	A	A	A	A	A	・計画的な水質検査（毎日検査）。	A	・安心で安全な水道水の供給ができた。
			5	5	5	5	5			
		(2)法令に基づき、定期的に定められた項目の検査を行うことにより水質事故の防止に努めます。	A	A	A	A	A	・計画的な水質検査（法令項目検査）。	A	・水質事故の防止につなげた。
			5	5	5	5	5			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標4 快適に暮らせる美しいまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
⑥下水道	1. 下水道整備の推進	(1)町民が快適に水と親しめる空間を創出できるよう下水道整備を推進し、公共用水域への生活排水の流出を抑え、水質保全に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・汚水管路の新設。	A	整備区域を拡大し、生活排水の流出を抑え、公共用水域の水質保全ができた。
	2. 漏水対策	(1)頻発する都市型集中豪雨などから町民の生命や財産を守るため、下水道整備による浸水対策に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・雨水管路の新設。	A	雨水管路を整備し,浸水の発生を防いだ。
	3. 下水道接続率の向上	(1)下水道事業の仕組みや必要性の理解を得るため、広報紙などを活用し周知を図ります。	B 3	B 3	A 5	A 5	A 5	・下水道普及啓蒙活動。 ・接続補助金実施。 ・下水道の日普及活動(ポスター設置等)。	A	下水道普及啓蒙活動を通して、下水道への理解を深めた。
		(2)戸別訪問を継続的に実施し、下水道接続に対する町民への協力を促します。	B 3	B 3	B 3	B 3	A 5	・下水道接続への協力のための戸別訪問。	B	戸別訪問し下水道接続への協力を促し、接続率向上につなげた。
⑦公園・緑地の推進	1. 適正な公園面積の確保や街路樹などの整備	(1)適正な公園面積を確保するため、公園の区域拡大や新しい公園などの整備を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・与原公園都市計画決定、区域拡大詳細設計及び一部用地購入。	A	・適正な公園面積の確保に向けて、与原公園の区域拡大のための都市計画決定を実施。
		(2)可能な限り街路樹などの整備を行い、緑豊かなまち並みの形成に取り組みます。	B 3	B 3	A 5	A 5	B 3	・街路樹の剪定、清掃等の美化緑化事業の実施。	A	・街路樹の草刈、枝の剪定、清掃等を年間を通して定期的に実施し、きれいなまち並み形成を達成。
	2. 賑わいを創出する公園の整備	(1)公園施設内への公共還元型収益施設を推進します。	A 5	A 5	B 3	B 3	A 5	・与那古浜公園におけるpark-PFI事業による事業者を選定。	A	・土地開発公社所有の公有地利活用の可能性調整と併せて与那古浜公園park-PFI事業を検討し。事業者の選定まで実施。
		(2)老朽化した公園の改修に取り組むなど、魅力ある公園施設の整備に努めます。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・与那古浜公園へのゴムチップ舗装整備。 ・公園トイレ清掃、公園施設の改築・修繕等の実施。	A	・与那古浜公園内にゴムチップ舗装を施し、魅力ある公園整備を実地。 ・公園長寿命化計画を策定。
⑧住宅政策	1. 住宅困窮者に対する優先的な入居	(1)低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対し、町営住宅への優先的な入居を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・低額所得者や高齢者、多子世帯などの住宅困窮者に対し、優先的な入居を図るため、優遇世帯に対し当選確率を2倍として抽選を行っている。	A	・町営住宅への優先的な入居が図れた。
		(2)入居・退去時における空き室期間の短縮に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・入居手続きの際の書類審査や退去時の修繕工事等に時間を要するため、早めの審査依頼や業者紹介などを行うことで短縮に努めた。	A	・入居・退去時における空き屋期間の短縮に努めた。
	2. 計画的な維持管理による長寿命化の推進	(1)定期的な保守点検を行い、早期の修繕、設備の更新に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・定期的な保守点検を行い、指摘事項の修繕対応を行っている。また、入居者や自治会からの修繕についても適宜対応している。	A	・保守点検や修繕対応など適宜行っている。
		(2)公営住宅等長寿命化計画を策定し、予防保全的な管理を行い、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・令和2年度において与那原町公営住宅長寿命化計画を策定。計画に基づき、補助事業を活用し、令和3年度より予防保全的(改修)な管理を進めている。	A	・計画に基づいた、予防保全的な管理を図ている。
	3. 地域の活性化や安心・安全で快適な住環境の整備	(1)地域の事業者を活用した住宅リフォームを支援します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・住宅リフォーム支援事業補助金により町内事業者の活性化及び雇用の安定に寄与。	A	・5年間で町内の事業者による77件の住宅リフォームを支援実施。 ※R1～R4＝77件
		(2)バリアフリーに配慮した住宅環境の整備を推進します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・住宅リフォーム支援事業補助金により住宅のバリアフリー化支援を実施。	A	・5年間で町内の事業者による77件の住宅リフォームを支援実施。 ※R1～R4＝77件
⑨公共施設マネジメント	1. 効率的な施設管理の推進	(1)財政支出の平準化による財政負担の軽減や施設の長寿命化を図るため、各施設の更新時期を踏まえた個別施設計画を策定します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・令和2年度、学校施設、公営住宅の個別施設計画を策定。令和4年度において、18施設(建物)の個別施設計画を策定。(7分類)まt、公共施設等総合管理計画の改定を行った。	A	・財政負担の軽減や施設の長寿命化を図るための計画策定を行った。
		(2)事務の効率化や管理コストの削減を図るため、各施設の維持管理業務を集約し包括管理を行います。	B 3	B 3	A 5	A 5	A 5	・各課が管理している施設の保守管理業務の契約や支払の業務等を集約し、公共施設課において執行している。	A	・施設の保守管理や計画策定など集約し執行することにより、事務の効率化やコスト削減が図れるよう努めた。
	2. 安心・安全で快適な公共施設の整備	(1)住民サービス向上や管理コストの削減を図るため、公共施設の集約化を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・新庁舎整備事業に伴い、出先機関であった、上下水道課や生涯学習振興が庁舎に集約が図られた。	A	・出先機関が集約されることにより、住民サービス向上や管理コストの削減が図られた。
		(2)旧耐震基準の施設については、計画的な更新に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・新庁舎整備事業に伴い、旧耐震基準であった庁舎を解体し更新を図った。また、給食センターについて学校教育課と連携し、検討を進めている。	A	・旧耐震基準の施設の更新が図れ、また、対象施設の計画を進めている。
		(3)障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した施設を整備します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・新庁舎及び町民ホールの整備に伴い、基本設計においてバリアフリー・ユニバーサルデザインの検討を行い、施設整備への反映に努めた。	A	・左記の理由や、令和4年度に策定した公共施設等総合管理計画において、更新や改修を実施する際の位置づけを行っている。
		(4)すべての住民にひらかれ、親しまれ、協働・連携し、未来へ繋がるやさしい公共施設を整備します。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・新庁舎及び町民ホールの整備に伴い、基本構想・計画時において左記の基本理念を念頭に検討を行い、施設整備への反映に努めた。	A	・左記の理由により評価。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

基本目標5 「ひと」と「人」が綱がる安心・安全なエコタウン

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①消防・救急	1. 消防・救急・救助体制の充実強化	(1)町民の生命や財産を守るため、消防・救急・救助体制の充実強化に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・東部消防本部への負担金の支給	A	・消防・救急・救助体制の充実強化のため、東部消防本部と協議の上、必要に応じた負担金の支給を行った。
		(2)迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防・救急車両などの更新や適切な維持管理に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・東部消防本部への負担金の支給	A	・消防・救急・救助体制の充実強化のため、東部消防本部と協議の上、必要に応じた負担金の支給を行った。
		(3)老朽化した東部消防組合本部については、構成自治体と協議しながら建替えに向け、取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・東部消防組合消防本部建替え（R3年度）	A	・構成3町と協議を行い、東部消防組合消防本部本庁舎建替えの建設事業に係る負担金の支給を行った。
	2. 火災予防対策の推進	(1)東部消防組合や消防団員と連携しながら住宅用火災報知器の普及促進に取り組みます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・女性防火クラブと連携して、普及促進活動を行った。 ・東部消防組合と民生児童委員と連携して、普及促進活動を行った。	B	・新型コロナウイルス感染症の影響で消防団との住宅用火災報知器の普及促進活動が出来ない時期があった。
		(2)女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組みます。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・女性防火クラブと連携して、火災予防啓蒙活動を行った。 ・ファイヤーフェスティバル等の防火イベントを行った。	B	・各種イベントを利用して、火災予防対策の推進に取り組めた。
	3. 消防団の充実強化	(1)消防団の認識・活動の理解を深めるため、ホームページやSNSなどを活用したPRを図り、消防団員確保に向けた取り組みを支援します。	A 5	A 5	A 5	B 3	A 5	・3町の商工会へ消防団活動の説明及び募集を行った。	A	・消防団員の退団等があるが、その都度、新団員の確保を行っている。
		(2)消防職員・消防団・自主防災組織などの連携を密にし、多様化する災害に対応できる体制の強化に努めます。	A 5	A 5	B 3	B 3	A 5	・消防団用の資機材を購入した。 ・防災士資格取得補助金を行った。	A	・消防団の資機材等の強化を行った。 ・防災士資格取得補助金を行うことで自主防災組織の強化に繋がった。
②防災・減災	1. 防災対策の強化	(1)地域や学校、事業所などと連携した防災訓練を通して、防災意識の向上に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・毎年、11月頃に地震津波防災避難訓練を学校・福祉事業所を対象に行っている。	A	・学校、福祉事業所と連携して訓練を行うことで防災意識の向上を達成した。
		(2)過去に発生した大規模災害や危機事案を検証し、必要に応じて与那原町地域防災計画や防災マップ、各種マニュアルなどを見直し、関係機関や町民に周知を図ります。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・令和4年度に与那原町地域防災計画の修正を行った。	A	・国や県からの情報に注視し、適宜マニュアルを修正を行っている。
		(3)避難経路に障害の恐れとなる工作物などの安全点検を行い、安全な避難経路の確保に努めます。	B 3	B 3	C 1	A 5	A 5	・定期的に草刈り等を行い、安全な避難経路の確保に努めた。	B	・定期的な草刈り等により避難経路の安全確保を行っている。
		(4)与那原町災害対策備蓄計画※ に基づいた備蓄食料品の整備を行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・災害対策備蓄計画に基づき、備蓄食料品を購入した。	A	・災害対策備品計画に基づき、備蓄食料品の補充を行っている。
	2. 防災体制の構築	(2)女性防火クラブや幼年消防クラブなどを支援し、火災予防対策の推進に取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・毎年、自主防災組織への活動補助（資機材購入補助・防犯活動補助）助成を行った。（生活環境安全課） ・各区は自治会等交付金を活用し、自主的、主体的な地域活動の推進を図った。（総務課） ・その他、火災予防週間など、消防と連携し、町公式LINEで消防クイズを構築するなど、実施。（総務課）	A	・自主防災組織への活動補助助成を行うことで自主防災組織の育成や強化に繋がった。（生活環境安全課） ・各区に自治会等交付金を交付することで、自主的、主体的な地域活動の支援を実施した。（総務課） ・火災予防週間の啓発ポスターを掲示するだけでなく、より多くの町民にわかりやすくクイズ形式にて実施した。（総務課）
		(2)大規模災害時における広域連携が図れる協力体制の構築に努めます。	C 1	C 1	C 1	C 1	B 3	・東部消防本部を中心に構成3町で連携して協力体制について協議を行った。	C	・協力体制の構築へ向けて東部消防本部を中心に構成3町で協議を行っている。
		(3)災害後の避難所設営や復旧作業などを円滑に行うため、災害ボランティアや支援物資の受入体制を整えます。	A 5	A 5	A 5	B 3	A 5	・簡易ベッド、災害用テントトイレ、災害用倉庫の整備を行った。	A	・災害ボランティアや支援物資の受入体制を整えた。
		(4)町の上空を通過する航空機の飛来回数の軽減や回避が図れるよう、関係機関と連携していきます。	C 1	B 3	B 3	B 3	B 3	・飛行経路等に関し関係機関へ確認を行った。 ・騒音等が確認できる時は、目視による飛行経路確認を行った。	B	・騒音等が確認できた場合に関係機関に問合せを行っている。
	3. 来訪者に対する防災・減災	(1)高層建物所有者の協力のもと、津波避難ビル協定を結び、津波避難困難地域の解消に努めます。	C 1	C 1	C 1	C 1	B 3	・津波避難ビルの条件に該当する建物の所有者へ津波避難ビル協定締結へ向けて案内を行った。	C	・津波避難ビル協定締結へ向け案内を行っている。
		(2)来訪者への避難所や避難経路の周知に努めます。	A 5	A 5	A 5	B 3	B 3	・各言語の防災マップを作成した。	A	・各言語の防災マップを作成することで、海外の来訪者に対しても避難場所を周知することが出来る。

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標5 「ひと」と「人」が綱がる安心・安全なエコタウン

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
③防犯・交通安全	1. 防犯活動の推進	(1)町内における犯罪発生と町民の被害を未然に防ぐため、与那原警察署や与那原地区防犯協会などと連携し、パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。	B	B	B	B	B	・生涯学習振興課や与那原町防犯協会と連携し、夜間巡回パトロールを行った。 ・各小学校へ事件事故防止「いかのおすし」の下敷きの配布を行った。	B	・地域の夜間巡回パトロールを行い、各小学校へ事件事故防止のためのチラシ等の配布を行うことで防犯意識の普及・啓発に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(2)町内における犯罪の未然防止、早期発見・解決を図るため、住民のプライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を推進します。	A	A	A	B	B	・簡易設置型感知式カメラ（夜間対応）を4台購入し、不法投棄場所等への監視強化を図った。	A	・簡易設置型感知式カメラ（夜間対応）を活用することで防犯力の強化に繋がった。
			5	5	5	3	3			
	2. 交通安全対策の充実	(1)与那原警察署や与那原地区交通安全協会などと連携し、交通ルールを守り、交通マナーの向上を図ることで、交通事故発生の抑制に努めます。	A	A	A	A	A	・交通安全運動期間に町内巡回を行った。 ・通学路にて立哨を行い、通学路の安全を確保した。	A	・町内巡回、通学路にての立哨を行うことで交通安全意識の向上に繋がった。
			5	5	5	5	5			
		(2)ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の設置や修繕を行い、交通安全対策に努めます。	A	A	A	A	A	・危険個所点検にて指摘のあった箇所の改善を行った。 ・区要望の箇所にカーブミラー等の設置を行った。	A	・危険個所点検及び、区から要望のある箇所を順次改善を行った。
			5	5	5	5	5			
④環境保全・循環型社会	1. 快適な生活環境づくりの推進	(1)騒音や振動、悪臭などの発生源については、必要に応じ改善や指導の強化を行い、快適な生活環境づくりを進めます。	A	A	A	A	A	・騒音、振動は、申請にきた案件について届出の有無など確認を行った。 ・悪臭については、現場対応して発生元へ指導等を行った。	A	・騒音、振動は、事前に届出等の確認を行うことで騒音、振動の発生を防いだ。 ・悪臭は、現場対応を行い発生元への指導を行い悪臭の改善に繋がった。
			5	5	5	5	5			
		(2)不法投棄をなくし、ごみの少ない環境づくりを推進します。	B	B	B	B	B	・月1回程度の巡回を行った。 ・不法投棄等が改善されない場所には、看板の設置や防犯カメラの設置を行った。	B	・巡回による不法投棄の確認や不法投棄場所への看板、防犯カメラの設置を行うことで不法投棄の改善に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(3)野良犬や野良猫、ハブ、害虫対策などに取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。	B	B	B	B	B	・よなばるネコの会と連携して、TNR活動（去勢補助等）を行った。 ・公共用地の動物全般の死骸回収を行った。	B	・TNR活動（去勢補助等）や野良犬、猫が繁殖している地域での「餌やりを行わないように」の周知により野良犬、猫の繁殖抑制に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(4)犬や猫などの適正な飼い方の啓発に取り組みます。	B	B	B	B	B	・よなばるネコの会によるTNR活動（去勢補助等）の情報を広報誌に掲載し、適正な飼い方の啓発を行った。	B	・TNR活動（去勢補助等）を周知することで犬や猫などの適正な飼い方の啓発に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(5)狂犬病予防注射の接種向上に取り組みます。	B	B	B	B	B	・各地域を巡回し集団接種を行った。 ・沖縄県獣医師会に犬の登録、狂犬病注射済票交付事務を委託した。	B	・各地域を巡回した集団接種や沖縄県獣医師会に狂犬病注射済票交付事務を委託することで狂犬病予防注射の接種率向上に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(6)空き地や空き家対策に取り組み、快適な生活環境づくりを進めます。	B	B	B	B	B	・空き地の苦情に対して、所有者を確認し改善等の通知を行い指導を行った。	B	・苦情のある空き地の所有者へ改善等の通知を送ることで空き地の適正な管理へ繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(7)個人墓地の散在化や無許可墓地の増加による生活環境や景観の悪化を防止するため、公営墓地などの整備を推進します。	B	B	B	B	B	・個人墓地経営申請について、宗教法人霊園墓地を活用するように指導を行い、無許可建設を防止するために現場巡回を行った。	B	・宗教法人霊園墓地を活用する旨の指導や無許可建設を防止するための巡回にて、無許可墓地の増加を防いだ。
			3	3	3	3	3			
	2. 自然環境の保全	(1)まち並みと調和した憩いの空間の形成に取り組むため、運玉森や雨乞い森の丘陵地、海岸や水路などの自然環境の保全に努めます。	A	A	A	A	A	・運玉森「平和広場」整備工事の発注。	A	・運玉森「平和学習広場」の設計から工事まで完了するとができた。
			5	5	5	5	5			
		(2)市街化調整区域の開発行為については、関連法令や条例などを遵守し、慎重に精査・検討を行います。	A	A	A	A	A	・大見武地区の地区計画の運用。	A	・市街化調整区域の開発行為について、申請内容について関係法令に適合しているか、沖縄県と連携しながら与那原町として慎重に精査・検討し対応した。
			5	5	5	5	5			
		(3)外来種の野外放逐の禁止など、適正な飼い方の指導で、生態系の保全に努めます。	A	A	A	B	B	・広報誌に掲載し、周知啓発を行った。	A	・広報誌で周知することで外来種の野外放逐を予防し、生態系の保全に繋がった。
			5	5	5	3	3			
	3. 循環型社会の推進	(1)与那原町一般廃棄物処理基本計画※ に基づき、ごみの抑制を図ります。	B	B	B	B	B	・生ごみ処理機購入補助事業を行った。 ・生ごみ処理機の貸し出しを行った。	B	・生ごみ処理機の貸し出し、購入補助を行うことで生ごみ処理機の普及に繋がり、ごみの排出抑制に繋がった。
			3	3	3	3	3			
		(2)与那原町地球温暖化防止実行計画※ に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。	B	B	B	B	B	・住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を行った。	B	・住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を行うことで太陽光発電システムの普及に繋がり、温室効果ガスの削減に繋がった。
			3	3	3	3	3			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

基本目標6　伝統を継承し未来に綱げる産業のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進			単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
①農林水産業の振興	1. 活力ある農業振興	(1)新規就農者の確保と担い手の育成に取り組みます。		B	B	B	B	B	・各種団体に対し、運営費等の補助を行うことにより農業の振興を図った。 ・農業者に対し、補助等を行うことにより担い手の育成を図った。	B	・各種団体への補助を継続することで農業の振興を図り、新規担い手の育成に繋がった。
				3	3	3	3	3			
		(2)農地中間管理機構※ などを利用した農地の利用促進を図ります。		A	A	C	B	B	・農地の利用状況調査や利用移行調査を実施した。 ・農地の所有者移転など農地法に基づく手続きを実施し、農地の利用促進に取り組んだ。	B	・意向調査により農地の継続利用、貸出意向などを取り纏め中間管理機構を介した農地利用促進の準備が行えた。
				5	5	1	3	3			
		(3)地産地消の推進と環境にやさしい農業の推進を図ります。		A	A	B	B	B	・町民農園事業により、地産地消推進等の理解を図った。 ・農道や水路からの雨水流出を防止するための整備等を図った。	B	・町民農園の利用を促進することで地産地消や環境への配慮など理解が図れた。
				5	5	3	3	3			
		(4)農業の6次産業化への支援や農作物のブランド化に取り組みます。		B	B	B	B	B	・病害虫防除対策事業を実施した。 ・家畜伝染病予防に関する職員派遣等を実施した。 ・ふるさと納税返礼品として、マンゴーを取り扱った。	B	・病害虫防除、家畜の伝染病の実施により生産環境を整えるとともに、マンゴーをふるさと納税返礼品として取り扱った。
				3	3	3	3	3			
	2. 森林資源の保全・活用	(1)運玉森や雨乞い森などの森林資源の保全と活用を推進します。		B	B	B	A	A	・運玉森「平和学習広場」整備事業（整備工事、斜面対策調査測量設計、磁気探査）を実施した。	A	・運玉森「平和学習広場」整備事業により自然に触れ合う環境整備が行えた。
				3	3	3	5	5			
		(2)森林地域などについては、自然環境と調和した活用を図ります。		B	B	A	A	A	・各林業、緑化団体へ補助を行うことで、自然環境の保全に貢献した。 ・森林環境所与税の基金積立を行った。	A	・病害虫防除の実施や関連団体への補助を行うことで自然環境の保全が図れた。
				3	3	5	5	5			
	3. つくり育てる漁業の推進	(1)人材育成と後継者確保を支援し、安定した漁業経営を図ります。		B	B	C	A	A	・漁業者に対し、燃油高騰分の一部補助や軽石被害対策費用の一部を補助することで、漁業経営の安定化を図った。 ・漁港への燃油補給施設整備について、交付決定を受け、事業主体である漁業協同組合へ支援を行った。	A	・燃油補給施設整備や漁業経営の安定化を図ることで漁業者の事業継続が図れた。
				3	3	1	5	5			
		(2)特産品の新メニュー開発やブランド化など消費者拡大への取り組みに努めます。		B	B	B	B	B	・各資産団体へ補助を行うことで、水産業のPR促進に貢献した。 ・水産加工業者と調整を行い新メニューを開発し、ふるさと納税返礼品として追加した。	B	・水産物利用した商品を開発し、ふるさと納税返礼品へ追加することで消費拡大を図った。
				3	3	3	3	3			
		(3)ヨナバルマジクの知名度向上などへの取り組みを推進します。		C	C	B	B	B	・学生を対象にヨナバルマジクの紹介を行い、知名度向上に努めた。 ・新庁舎の窓等にヨナバルマジクのデザインを取り入れ知名度向上に取り組んだ。	B	・学生への紹介や新庁舎の窓等へのデザイン表示により知名度向上が図れた。
				1	1	3	3	3			
		(4)稚魚の放流に取り組み、水産資源の確保に努めます。		B	B	A	A	A	・水産多面的機能発揮対策事業により、サンゴの移植や海岸清掃等を実施した。 ・漂着した軽石除去を漁協と連携して行い、ヒジキ等の水産資源の保全に努めた。	B	・サンゴの移植や海岸清掃等により水産資源の保全が図れた。
				3	3	5	5	5			
②商工業	1. 商店街の活性化	(1)個性的で魅力ある事業者の誘致や起業を支援することで、空き店舗や空き地の有効活用を促し、活気ある商店街づくりに取り組みます。		B	B	B	A	B	・空き店舗等の調査。 ・空き店舗等再利用支援事業。	B	・町内の空き店舗等の実態を把握し、空き店舗等の利活用促進が出来た。
				3	3	3	5	3			
		(2)メディアを活用した店舗の紹介を積極的に展開し、PR活動に努めます。		B	B	B	A	B	・観光ポータルサイトYONABARUNAVIへの店舗情報掲載。 ・町公式LINEでの店舗情報発信。	B	・観光ポータルサイトYONABARUNAVIへの店舗情報掲載を掲載することにより、町内外の方へPRすることが出来た。
				3	3	3	5	3			
	2. 商業の振興	(1)地域経済の活性化や小規模事業者の振興を図るため、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、事業者の声を反映するための支援をします。		B	B	A	A	B	・町内事業者へのアンケート実施。 ・町内事業者との円卓会議の実施。	B	・町内事業者へアンケート調査を実施し、事業者が抱える課題の抽出することが出来た。
				3	3	5	5	3			
		(2)経営安定化を支援することで、後継者不足の解消に取り組みます。		B	B	B	B	B	・町内事業者へのアンケート実施。	B	・町内事業者へアンケート調査を実施し、事業者が抱える課題の抽出することが出来た。
				3	3	3	3	3			
	3. 工業の振興	(1)伝統ある窯業を絶やさぬために、技術の継承や保存、後継者の育成に取り組みます。		B	B	B	A	B	・沖縄赤瓦使用奨励交付金事業の実施。 ・第1回よなばるクラフト市の開催。	B	・期間中に7件の交付金を交付することが出来た。 ・町内窯業者等のPRの場として、クラフト市を開催した。
				3	3	3	5	3			
		(2)窯業製品を公共施設へ積極的に活用し、特色あるまち並みの形成を図ります。		B	A	A	A	B	・本庁舎及び親川広場管理等への沖縄赤瓦使用。	A	・主要な公共施設へ沖縄赤瓦を使用することが出来た。
				3	5	5	5	3			
		(3)沖縄赤瓦使用奨励金を活用し、民間の建物などへのヤチムン使用を推奨します。		C	B	B	B	B	・沖縄赤瓦使用奨励交付金事業の実施。	B	・期間中に7件の交付金を交付することが出来た。
				1	3	3	3	3			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標6 伝統を継承し未来に綱げる産業のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進			単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
③観光	1. 三つの重点施策の推進	(1)「大綱曳」、「水路」、「MICE」を観光重点施策の柱として積極的に推進します。		A	B	A	A	A	・与那原大綱曳まつりの実施。（観光商工課） ・テレビ、ラジオCMの作成。（観光商工課） ・イルミネーションやマルシェの実施。（観光商工課） ・MICE周辺公有地の活用に向けた企業誘致。（企画政策課） ・大型MICEエリア振興に関する協議会による沖縄県との連携。（企画政策課）	A	・コロナの影響もありイベントを開催できない期間もあったが、積極的にMICE協議会等への参加を行っているため。（観光商工課） ・MICE周辺公有地の土地利用について、企業誘致が図られつつある。（企画政策課） ・沖縄県と協議会により十分な議論が行われており、沖縄県においては基本計画の策定、条例の制定等により具体的な進展がみられている。（企画政策課）
				5	3	5	5	5			
	2. 観光振興の推進	(1)与那原町観光実施計画に基づき、計画的な観光振興に取り組みます。		A	B	B	A	A	・観光実施計画に基づき、「大綱曳」「水路」を中心に観光振興に取り組んだ。 ・リモートによる駅舎イベントの開催。	A	・コロナ渦でもリモートによるイベントの実施、駅舎や水路周辺での積極的なイベント開催を行っているため。
				5	3	3	5	5			
		(2)持続的な観光振興を図るため、観光協会の設立に努めます。		B	B	B	B	B	・観光協会設立に向けて、近隣市町村からヒアリング等を行っている。また、庁舎内での検討会議を何度か実施しているが設立の目途は立っていない。	B	・MICEの設立計画が進まない中でも情報収集や検討会議を行っているため。
				3	3	3	3	3			
		(3)近隣自治体と連携を図り、広域的な観光振興に努めることや多言語対応などの人材育成に取り組みます。		B	B	B	A	A	・サンライズ推進協議会において情報共有などを行った。 ・地域ビジネス力育成強化事業において、一般社団法人のスポーツ関連事業者と連携し、スポーツマルシェを行った。 ・地域ビジネス力育成強化事業において、東海岸線4町村の住民及び事業者を対象としたプロデューサー育成講座を開催し、人材育成に取り組んだ。	A	・沖縄スポーツフェスタの開催や近隣自治体と連携したFAMツアーの開催など広域的な観光振興に努めているため。
				3	3	3	5	5			
		(4)各種イベントやPRを行うことで本町の知名度アップを図り、観光地としてのブランドを構築します。		A	B	B	A	A	・与那原大綱曳まつりへの来訪者を増やすため、テレビ・ラジオCM、モノレールでの告知を行った。 ・オリジナルナンバープレートを活用し、観光資源をアピールするためオリジナル標識を350枚作成した。 ・水路沿いにイルミネーションの設置 ・YonabaruNaviを活用し町のPRを行った。 ・水路を活用しマルシェを行った。 ・駅舎と協力しスタンプラリーを行った。	A	・与那原大綱曳まつりだけでなく、スポーツマルシェや水路沿いを活用したイベント、イルミネーションを行い観光地としてのPR活動を行った。 ・SNSも活用し現在進行形で与那原町のPRに努めているため。
				5	3	3	5	5			
	3. 観光メニューの創出や観光資源の発掘・強化	(1)点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出を図ります。		B	B	C	B	B	・「与那原てくてくスタンプラリー」を行い、観光拠点のアピールをするとともに歩いて周遊する観光にも繋げている。 ・大綱曳バスツアー、与那原マリーナ発セーリングツアーなど、地域の事業者と協議し、新たな観光メニューを創出した。 ・コロナ渦の中、地元飲食店と連携し、テイクアウト専門のマルシェを開催した。	B	観光拠点のアピールと結び付け与那原町の飲食店や特産品開発に力を入れているため。
				3	3	1	3	3			
		(2)地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に取り組みます。		A	B	B	B	A	・軽便与那原町駅舎資料館内に、歴史を活かした観光促進コンテンツ（AR・VR等）を導入。 ・「つなひきかちゃん」のテーマソングやダンス、ラインスタンプを製作。 ・「つなひきかちゃん」のエアー遊具の作成。 ・「つなひきかちゃん」を県内・県外、町内外の各種イベントに参加しアピールを行う。	A	・駅舎でのイベント実施や「つなひきかちゃん」を通しての与那原町のPRを行った。 ・Twitterを活用した与那原町の魅力発信などにも力を入れているため。
				5	3	3	3	5			
		(3)観光拠点の機能強化に取り組みます。		B	B	B	B	B	・スタンプラリーを行い、「駅舎」、「綱曳資料館」、「親川」のアピールをした。 ・ガイドブックの配布や観光施設、飲食店等の紹介 ・リモートによるイベントの開催 ・「軽便与那原駅舎開通107周年記念　駅前マルシェとオリオン通り」というイベントの開催。 ・軽便与那原駅舎、道の駅いとまん、がんじゅう駅南城、道の駅やえせを巡り記念切符を集める「鉄道開業150周年記念特別切符ラリー」を開催。	B	・観光拠点の機能強化としてイベントを行うなどしているがPR不足な面や町外・県外の方が観光として来るにはまだまだ弱い部分が多いため。
				3	3	3	3	3			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

基本目標6　伝統を継承し未来に綱げる産業のまち

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
④雇用促進・就業支援	1. 働く場の確保	(1)町内事業者の大半を占める小規模事業者の振興を図り、働く場の確保に努めます。	B	B	B	B	B	・商工会へ中小企業小規模企業振興補助金を交付し、事業者相談、経営指導、動向調査、各種セミナー等の実施を支援することで、町内事業者の振興を図り、働く場の確保に努めた。	B	・商工会と連携を図りながら、特産品認定、地域商品券事業実施、中心市街地空き店舗等再利用支援事業等を行った。
			3	3	3	3	3			
		(2)商工会や町内事業者と連携し、求人募集の開拓に努めるとともに求職者への情報提供を行います。	B	B	A	A	A	・関係機関等の協力のもと、「求人閲覧会・個別相談会」を開催。また、町独自の支援事業として「労働者・事業者相談窓口」を設置し、国、県、町が行う支援策に関する情報提供や申請手続きの支援を行った。	B	「求人閲覧会・個別相談会」実施、「労働者・事業者相談窓口」の設置等を行ったが、開催回数を増加してほしい要望があがった。
			3	3	5	5	5			
	2. 雇用のミスマッチの解消	(1)ハローワークなどと連携を図り、求職者と求人事業者との雇用のミスマッチの解消に向けて取り組みます。	C	B	B	B	B	・ハローワークから毎週火・金曜日に出される求人情報を庁内展示スペースにて閲覧できるようにしている。	B	・求人情報閲覧スペースを庁内に設置したが、インターネットで検索できるスペースを増加したい。
			1	3	3	3	3			
	3. 就業意識の向上支援	(1)町内小中学校を対象とした職場体験学習などで就業意識の向上支援に努めます。	A	B	B	B	B	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い職場体験等を必要以上に開催できていない。（観光商工課） ・職場体験【中学校】。（学校教育課） ・職場見学【小学校】。（学校教育課）	C	・職場見学、職場体験を復活させ、若年層からの就業意識向上を目指す。（観光商工課） ・コロナ禍で規模を縮小したり、中止せざる得ない状況があった。（学校教育課）
			5	3	3	3	3			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

■第5次与那原町総合計画　前期基本計画評価・検証シート

全町（庁）体制で推進するべき重要施策

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
重要施策① 大型MICE施設	(1)周辺環境整備	・大型MICE施設と関連した新たな賑わいの創出や来訪者が快適に滞在できる施設整備など、誰もが訪れたくなる魅力ある周辺環境整備を推進します。	A	A	A	A	A	・大型MICE建設予定地周辺において「与那原大綱曳まつり」のまつり部分の開催や各種イベントを開催した。（観光商工課） ・MICE周辺公有地の活用に向けた企業誘致。（企画政策課） ・大型MICEエリア振興に関する協議会による沖縄県との連携。（企画政策課） ・東海岸地域サンライズ推進協議会での事業の実施。（企画政策課） ・大型MICE施設支援地区について、都市計画手続き。（まちづくり課） ・準備会への技術支援。（まちづくり課）	A	・「与那原大綱曳まつり」まつり部門の開催。（観光商工課） ・Yonabaruフッシングの開催。（観光商工課） ・各種地域活性化イベントの開催。（観光商工課） ・MICE施設と連動した土地利用について、企業誘致が図られつつあり、魅力ある周辺環境整備について十分取組がある。また、東海岸地域サンライズ推進協議会で要請行動や連携事業を実施しているため、達成している。（企画政策課） ・大型MICE施設支援地区と位置付けられた箇所で検討されている「与原土地区画整理事業」を推進支援。（まちづくり課）
			5	5	5	5	5			
	(2)施設周辺の大規模交通渋滞対策	・大型MICE施設の交通需要に対応するため、国や県、周辺自治体などと連携し、広域道路ネットワークの推進を図ります。	A	A	A	A	A	・国及び県に対して、道路の早期供用開始に向けて要請を実施。（まちづくり課）	A	・国道バイパスについては、暫定供用開始。（まちづくり課） ・県道糸満与那原バイパスは、要請を継続。（まちづくり課）
			5	5	5	5	5			
		・大型MICE施設に関連し、広域移動に係る交通需要の増加が見込まれるため、既存の公共交通のみならず新たな公共交通の導入や陸上交通だけでなく、海や空なども活用した包括的な移動環境の構築を検討します。	A	A	A	B	B	・大型MICEエリア振興に関する協議会での協議（マリンライナーの提案）。（企画政策課） ・広域的なまちづくりに係る新たな公共交通システムの導入検討業務の実施。（企画政策課）	A	・大型MICE施設の広域移動需要について、南風原町と連携した調査を行うとともに、沖縄県においても移動交通に関する調査を行っており引き続き調査を実施することとしているため、導入の検討を十分行い目標を達成している。（企画政策課）
			5	5	5	3	3			
		・MICE開催時においては、既存の交通システムだけではなく、臨時の交通運用や臨時的な交通規制などにより渋滞の軽減を図る取り組みを推進します。	A	A	A	B	B	・大型MICEエリア振興に関する協議会での協議を実施。（企画政策課） ・南部広域市町村圏事務組合での広域交通の検討。（企画政策課）	A	・大型MICEエリア振興に関する協議会にて様々な移動交通について検討しており、沖縄県においては具体的な調査も実施しているところである。また、南部広域の市町村でも検討しており、達成している。（企画政策課）
			5	5	5	3	3			
	(3)来訪者にやさしい観光の推進	・点在する観光資源を結びつけ、魅力的な観光メニューの創出や地域特性を活かした新たな観光資源の発掘に取り組みます。	A	A	A	A	A	・大型MICEは完成していないが、現時点において取組可能な事業や環境整備に関しては対応している。（観光商工課） ・東海岸地域サンライズ推進協議会で自転車観光（サイクルツーリズム）事業を実施している。（企画政策課）	A	・与那原大綱曳まつりを「綱曳」「まつり」会場、2か所に分散しての開催。（観光商工課） ・歩いて周遊できる、観光コースの整備。 ・階段壁面。石張り舗装など。（観光商工課） ・広域市町村でアフターマイスに係る観光メニューとして自転車を活用しており、達成している。（企画政策課）
			5	5	5	5	5			
		・多言語対応可能な人材の育成や多言語案内システムの構築に取り組みます。	A	A	A	B	B	・駅舎やアンケート等で使用する携帯用タブレットを英語対応としている。（観光商工課）	B	・駅舎への英語表記可能なタブレットの設置。史跡・文化財案内看板の多言語表記。（観光商工課）
			5	5	5	3	3			
		・MICE開催時に波及する産業の獲得を支援し、町内への経済効果拡大を図ります。	A	A	A	B	B	・大型MICEは完成していないが、現時点において取組可能な事業や環境整備に関しては対応している。（観光商工課）	B	・大型MICE施設完成に向けた「地域産業基盤構築事業」の実施や商工会との意見交換会。勉強会。（観光商工課）
			5	5	5	3	3			
		・国内外の来訪者が移動しやすい観光振興に資する交通体系の構築に取り組みます。	A	A	A	A	B	・与那原町のコンパクトなまちを生かした自転車移動について施策を実施した。（町内自転車ルートの設定・サンライズ自転車ルートの設定・イベント実施）	B	・地域内の移動交通については瀬策を実施した。一方で、具体的な移動交通の導入には至っていない。
			5	5	5	5	3			
	(4)救急・防災対策	・救急時や大規模災害などにおける多言語対応可能な人材確保や育成に積極的に取り組みます。	B	B	B	C	B	・管轄の東部消防においては大型MICE施設の完成に向けて、外国語に対応できる職員の採用をしたり、台湾との職員交流事業も行っている。（観光商工課） ・東部消防組合消防本部にて、多言語に対応できる職員を採用・育成を行っている。（生活環境安全課） ・多言語翻訳機を設置し、多言語に対応できる体制づくりを行っている。（生活環境安全課）	B	・東部消防においての外国語対応職員の採用及び台湾との交流事業。（観光商工課） ・東部消防組合消防本部と連携して、多言語対応可能な人材確保を行っている。（生活環境安全課）
			3	3	3	1	3			
		・観光防災からの観点からも来訪者の避難場所や避難経路の確保と多言語による誘導サインの整備や情報発信に取り組みます。	B	B	B	B	B	・防災マップの制作や災害時に備えた「避難訓練」を毎年行っている。また、東浜地区では高層ビルのオーナーと災害時の避難ビル協定を数件締結している。（観光商工課） ・各言語の防災マップの作成を行った。（生活環境安全課）	B	・防災マップの制作。避難訓練の実施。「与那原町地域防災計画」の策定。（観光商工課） ・多言語の防災マップを作成し、施設等へ配布することで海外からの来訪者にも避難場所を周知することが出来た。（生活環境安全課）
			3	3	3	3	3			
	(5)防犯・環境対策	・犯罪の多様化に対応するため、関係機関と連携し、防犯パトロールや防犯意識の普及・啓発に努めます。	B	B	B	B	B	・大型MICE施設が完成した後は来訪者向けの「施策の推進」を実施しなければいけないが、現時点では観光商工課として記載できるものない。（観光商工課） ・与那原町防犯協会と連携し、夜間パトロールを行った。（生活環境安全課）	B	・夏休みに特化した防犯パトロールの実施。青色回転灯を活用した年間を通しての防犯パトロールの実施。（観光商工課） ・夜間パトロールを行うことで、防犯意識の普及、啓発に繋がった。（生活環境安全課）
			3	3	3	3	3			
		・地域の安心・安全を確保するため、防犯カメラ設置を推進します。	B	B	B	B	B	・与那原町防犯協会と連携し、可搬型防犯カメラの貸し出しを行えるように対応した。（生活環境安全課）	B	・可搬型防犯カメラを貸し出すことで、地域の安心・安全の確保に繋がった。（生活環境安全課）
			3	3	3	3	3			
		・大型MICE施設に関連し、事業所系ごみの増加が予測されるため、南部広域行政組合と連携を図り、ごみ処理対策に取り組みます。	B	B	B	B	B	・大型MICE施設が完成した後は事業者への「施策の推進」を実施しなければいけないが、現時点では観光商工課として記載できるものない。（観光商工課） ・MICE施設の進捗状況を確認しつつ、各関係機関と調整を行っている。（生活環境安全課）	B	・大型MICE施設が完成した際の問題・課題点の抽出。話し合い。協議。（観光商工課） ・MICE施設の進捗状況を確認しつつ、各関係機関と調整が行われている。（生活環境安全課）
			3	3	3	3	3			

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

全町（庁）体制で推進するべき重要施策

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
重要施策② 子どもの貧困対策	（1）妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）	・親子手帳交付時や乳幼児健診などの保健事業及び保育施設等で子どもの生活状況の把握に努め、貧困状態にある子どもの世帯が早期に適切な支援機関、支援者へ繋がる仕組みを構築します。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・親子健康手帳発行時の面談や新生児訪問、乳幼児健診等、発達発育の節目に継続して面談を行っており各世帯の生活状況の把握に努めている。（健康保険課）	A	・生活困窮や育児不安など気になるケースがある場合には、各種機関で構成している町要保護児童対策地域協議会につなげている。（健康保険課）
	（2）教育支援（学童期）	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童・生徒を早い段階で生活支援や福祉制度につなげるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を検討します。また、教職員が支援につなげる役割を担えるよう、生活支援や福祉制度等の研修を実施します。	B 3	B 3	B 3	A 5	A 5	・居場所運営事業や要保護児童対策地域協議会運営事業等で把握できた貧困世帯については、積極的に就学援助等の支援へ繋げた。（子育て支援課） ・5者会議などにおいて情報共有を行い、スクールソーシャルワーカーとあわせて、支援を行っている。（学校教育課）	A	・居場所運営事業や要保護児童対策地域協議会運営事業等で把握できた貧困世帯については、関係課への情報提供し、連携することが出来、支援に繋がった。（子育て支援課） ・スクールソーシャルワーカーと連携し、子どもの居場所支援等を行った。（学校教育課） ・教職員の福祉制度等の研修の実施。（学校教育課）
		・就学援助制度の効果的な周知及び利用しやすい環境整備に努めます。また、援助内容の充実を図ります。	B 3	B 3	B 3	B 3	B 3	・小中学生のいる全世帯へ文書を送付。（学校教育課）	B	・就学援助制度の周知について町立学校の全ての保護者に通知をすることで、認知率100％とした。（学校教育課）
	（3）就労・生活支援（保護者支援）	・生活保護制度の周知を図り、生活に困っている方の適切な相談に繋がるよう努めます。また、収納関係課は滞納者の状況を把握し、必要に応じ相談機関へつなげます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・来庁、電話等相談窓口を強化。各訪時からの情報などや民生員、社協との連携を強化し生活困窮者を各制度へつなげている。（福祉課） ・給食等の滞納者に対して、納付相談と共に、世帯の状況等を聞き取り、適宜、就学援助又は生活保護などの必要な支援につなげている。（学校教育課）	A	・来庁、電話等相談窓口を強化。各訪時からの情報などや民生員、社協との連携を強化し生活困窮者を各制度へつなげている。（福祉課） ・相談 を行うことで、必要な支援につなげている。（学校教育課）
		・子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、食事の提供、学習支援などを行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・居場所へ補助することにより、子どもが安心して過ごせる場所の確保と、食事の提供、学習支援を行った。（子育て支援課） ・個別に応じた学習支援やキャリア教育等の実施。（学校教育課）	A	・家庭の事情により居場所がない児童や、食事が取れていない児童に対して支援ができた。（子育て支援課） ・生活支援やキャリア支援を行うことで、学校生活に参加する児童生徒の増加が見られたため。（学校教育課）
		・未就労・求職者や若者に対して、ハローワークなどと連携し就労に向けた支援を行います。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・毎年、「求人閲覧会」を1回以上開催し、毎週2回ハローワークから提供される「最新の求人情報」を手に取って確認できるように、求人情報版に掲載している。（観光商工課）	A	・現在取組可能な事業は行っている。（観光商工課）
		・ひとり親世帯の生活安定・自立に向け、相談などの充実に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・ひとり親医療費助成の実施や県のひとり親支援事業の周知に努めた。（子育て支援課）	A	・ひとり親、特に母子世帯の貧困率は高い状況であるため、医療費助成や県の支援事業を周知することで、経済的な支援に繋がった。（子育て支援課）
		・ひとり親世帯や生活困窮世帯について、町営住宅の優先入居に向け取り組みます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	母子・父子世帯や生活保護、高齢者などの住宅に困窮する低所得者にし、低廉な家賃で優先入居できるよう努めてきた。（公共施設課）	A	公営住宅法の目的に沿った対応を継続することが出来ている。（公共施設課）

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

全町（庁）体制で推進するべき重要施策

●施策の推進に係る評価・検証

施策分野	施策の推進		単年度評価 2019（令和元年度）	2020（令和2年度）	2021（令和3年度）	2022（令和4年度）	2023（令和5年度）	2019～2023年度（R元～R5年度）の取組状況	中間評価（前期基本計画の達成評価） 評価	評価の理由
重要施策③ 生涯健康づくりの推進	（1）健康意識の向上促進	・ライフスタイルに応じた健康づくり習慣が定着できるよう、町民の健康づくり意識向上を目指し広報活動や誰もが参加できるイベントなどに取り組みます。また、健診や保健指導が受診しやすい環境・運動実践ができる環境整備を進めます。町民自らの健康状態を把握できる体制の充実と健康状態に応じた健康づくり支援に取り組みます。	A 5	B 3	B 3	A 5	A 5	・与那古浜公園の園路とトラック内にゴムチップ舗装を設置。（まちづくり課） ・複合施設保健センター（上の森かなちホール）の建設により、各種健診（乳幼児健診など）など受診しやすい環境整備が整っている。また、令和4年度から生涯学習振興課と合同でてくてくウォークの開催など健康づくりの支援を行っている。（健康保険課）	A	・気軽に運動しやすい環境の整備を実施。（まちづくり課） ・令和3年度までコロナ禍で各種健診（乳幼児健診など）やてくてくウォーク開催の中止などで受診率が低い傾向にあったが令和4年度からはコロナ禍以前の受診率にまで達している。（健康保険課）
	（2）母子・学童期の健康づくり	・「健やか親子21」や「与那原町子ども・子育て支援事業計画」に基づく妊娠期から子育て期における各種健康診査や健康相談など、母子・学童期の健康づくり事業の充実を図ります。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・親子健康手帳発行時の面談を始め妊婦健康診査、新生児訪問や乳幼児健診並びに1歳健康相談などを実施。（健康保険課）	A	・令和3年度までコロナ禍で健診の縮小、電話での相談であったが令和4年度からは徐々にではあるが本来の健診業務の拡充や相談業務においても対面で自宅訪問を行っている。（健康保険課）
		・健診などで明らかになっている子どもの健康課題の改善に向け、関係課と連携し取り組みます。	B 3	A 5	A 5	A 5	A 5	・新生児訪問、乳幼児健診など発達発育の節目にに保健・栄養相談を実施。場合によって関係課とも連携を図った。（健康保険課） ・就学前児童の健康状態の確認。（学校教育課） ・ワクチン未接種項目の受診促し。（学校教育課） ・学校との情報共有。（学校教育課）	A	・産後ケア事業（助産師に委託）の実施や子どもの発育などが気になるケースがあった場合は、関係機関と連携を図った。（健康保険課） ・健康診断の結果や保護者からの相談内容から、学校やSC等と連携を行った。（学校教育課）
	（3）壮年期・高齢期の健康づくり	・「健康よなばる21」や「高齢者保健福祉計画」に基づく生活習慣病などの発症予防に取り組みます。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・高齢者が生き生きとくらせる保健事業と介護予防の一体的な事業を実施。（健康保険課）	A	・令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施委託事業で長寿健診、各区ミニディにて健康相談等を実施。（健康保険課）
		・疾病予防のスタートとなる、特定健診やがん検診などの受診率向上に努めると同時に健診結果を正しく理解し、生活習慣の改善ができるよう、保健指導や栄養指導の充実を図ります。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・特定健診、がん検診の受診勧奨を電話、はがき等で勧奨を行っている。その後の健診結果を基に保健師、管理栄養士が保健・栄養指導を行っている。（健康保険課）	A	・令和3年度までコロナ禍で特定健診、がん検診などの受診率が低い傾向にあったが令和4年度からはコロナ禍以前の水準にまで達している。（健康保険課）
		・疾病の重症化予防のために個々の実態に応じた丁寧な支援に努めるとともに、関係団体と連携し若いころからの健康づくりに取り組み病気の発症予防に努めます。	A 5	A 5	B 3	A 5	A 5	・令和4年度より糖尿病性腎症重症化予防事業として個別相談、未治療者・中断者への受診勧奨や保健指導などを実施。（健康保険課）	A	・令和4年度より糖尿病性腎症重症化予防事業として個別相談、未治療者・中断者への受診勧奨、保健指導及び専門医師への受診勧奨を実施。（健康保険課）
	（4）感染症対策の推進	・予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることを周知し、予防接種の接種率向上に努めます。	A 5	A 5	A 5	B 3	A 5	・予防接種法に基づく定期予防接種及び高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の助成、町単費による妊婦及び18歳未満のインフルエンザ接種助成を実施。風しん抗体検査・予防接種事業を実施。（健康保険課）	A	・継続して定期予防接種及び高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の助成や妊婦及び18歳未満のインフルエンザ接種助成を実施。風しん抗体検査・予防接種事業を実施することにより免疫を高めた。（健康保険課）
	（5）新たな複合施設（保健センターなど）の整備	・乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりの拠点として、複合施設（保健センターなど）の一体的な整備に努めます。	A 5	A 5	A 5	A 5	A 5	・新庁舎整備事業において、庁舎、（複合施設：保健センター位置付）し、R1.12に工事着手、R3.5.6から供用開始している。関係課において、趣旨に沿った、運用を行っている。（公共施設課） ・令和3年度に複合施設保健センター（上の森かなちホール）建設を機に母子保健事業、成人保健事業を実施。（健康保険課）	A	・生涯を通じた健康づくりの拠点として、複合施設（保健センター）の一体的な整備を行っている。（公共施設課） ・令和3年度から上の森かなちホールで乳幼児健診（母子保健事業）、特定健診（成人保健事業）及長寿健診（高齢者保健事業）を実施。（健康保険課）

※評価結果が青字の箇所については担当課によって評価が異なっていたことから平均としている

第５次与那原町総合計画 後期基本計画住民アンケート調査
実施概要

1. 概要

調査対象：与那原町在住の 15 歳以上の男女（行政区別無作為抽出）

調査方法：アンケート調査票を郵送にて配布・回収、又は web 上にて回答

調査期間：2023 年 7 月 24 日（月）～8 月 10 日（木）

配 布 数：3,000 通

回 収 数：返信用封筒による回収 480 件

Web 回答による回収 164 件

合計 644 通（回収率：21.5%）

2. アンケート調査内容

問 1	年齢	問 17	今後の与那原町の方向性
問 2	職業	問 18	基盤整備で重要なこと
問 3	勤務地・通学地	問 19	より良い子育て環境に重要なこと
問 4	居住地	問 20	高齢者が住み良い環境に重要なこと
問 5	出身地	問 21	学校教育の充実に重要なこと
問 6	居住年数	問 22	生涯学習やスポーツ活動の充実に重要なこと
問 7	住宅の種類	問 23	環境を良くするのに重要なこと
問 8	家族構成	問 24	情報の高度化について行政に期待すること
問 9	住みやすさ	問 25	農林水産業の充実に必要なこと
問 10	今後の居住意向	問 26	商業の充実に必要なこと
問 11	住み続けたい理由	問 27	工業の充実に必要なこと
問 12	移転したい理由	問 28	観光業の充実に必要なこと
問 13	住んでいる地域の環境評価	問 29	与那原町で大切にしたい、残したい、活用していきたい場所・モノ・行事
問 14	住んでいる地域で困っていること	問 30	まちづくりへの住民参加活性化のために行政が力を入れるべきこと
問 15	主な交通手段	問 31	どのようにまちづくりに参加したいか
問 16	交通環境について困っていること	問 32	自由意見

3. アンケート調査結果

（1）年齢

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
10 代	31	4.8%	3.2%	+1.6%
20 代	39	6.1%	8.4%	-2.4%
30 代	84	13.0%	16.9%	-3.8%
40 代	107	16.6%	17.2%	-0.6%
50 代	111	17.2%	14.6%	+2.6%
60 代	109	16.9%	18.6%	-1.7%
70 代以上	161	25.0%	20.7%	+4.3%
無回答	2	0.3%	0.5%	-0.2%
合計	644	100%	100%	-

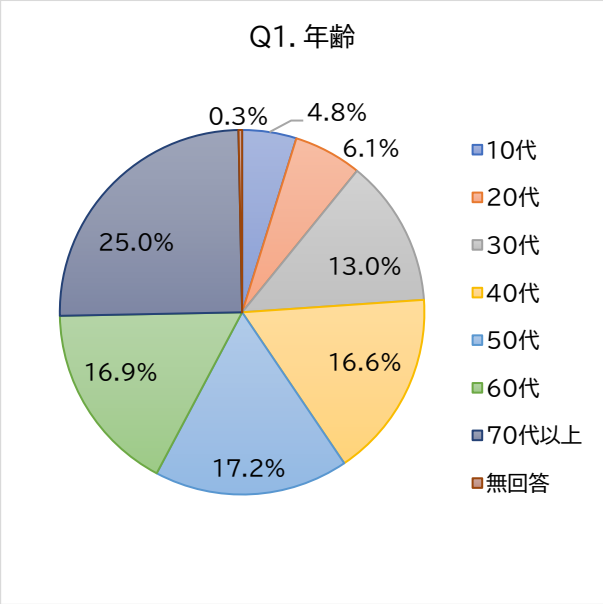

（2）職業

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
会社員	189	29.3%	28.3%	+1.0%
無職	136	21.1%	21.8%	-0.7%
パート・アルバイト	91	14.1%	12.1%	+2.0%
主婦・主夫	62	9.6%	12.9%	-3.3%
公務員・教員	45	7.0%	5.2%	+1.7%
自営業（商店、飲食業、観光関連産業、その他サービス業）	34	5.3%	5.4%	-0.1%
学生	34	5.3%	4.9%	+0.4%
自営業（建設業、製造業、運輸業）	13	2.0%	2.4%	-0.4%
自営業（農林水産業）	2	0.3%	0.2%	+0.2%
その他	31	4.8%	5.6%	-0.8%
無回答	7	1.1%	1.3%	-0.2%
合計	644	100%	100%	-

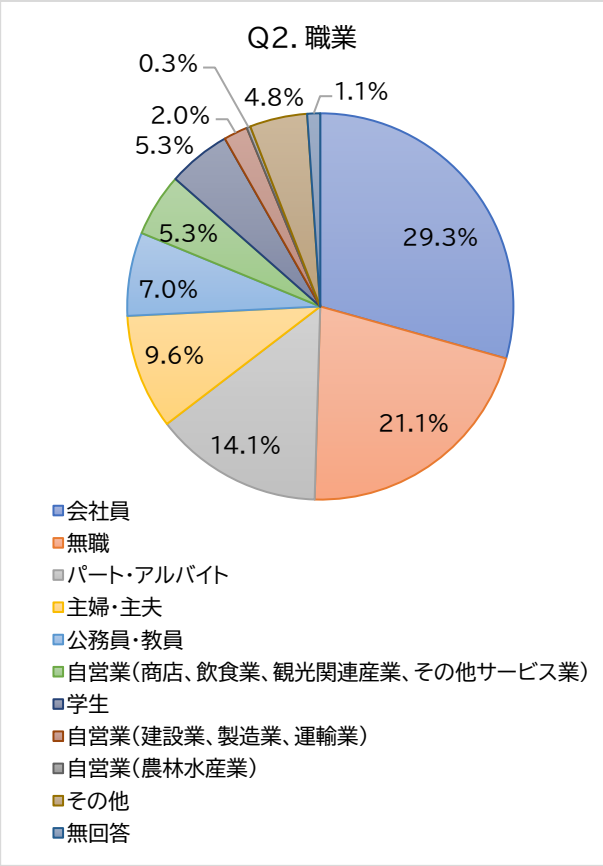

(3)勤務地・通学地

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
与那原町	110	25.1%	27.3%	-2.2%
那覇市	97	22.1%	23.6%	-1.5%
西原町	41	9.3%	8.9%	+0.4%
南城市	39	8.9%	7.2%	+1.7%
南風原町	37	8.4%	8.7%	-0.3%
浦添市	24	5.5%	4.7%	+0.8%
宜野湾市	15	3.4%	2.0%	+1.4%
豊見城市	14	3.2%	2.5%	+0.7%
糸満市	13	3.0%	3.2%	-0.3%
八重瀬町	11	2.5%	2.0%	+0.5%
中城村	7	1.6%	1.7%	-0.1%
沖縄市	6	1.4%	0.7%	+0.6%
うるま市	6	1.4%	0.7%	+0.6%
その他	16	3.6%	5.2%	-1.6%
無回答	3	0.7%	1.5%	-0.8%
合計	439	100%	100%	-

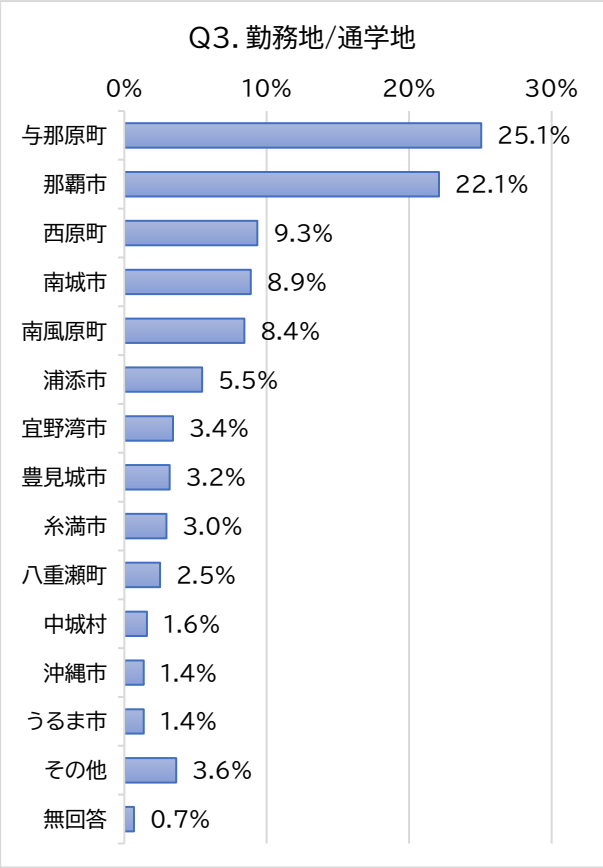

(4)居住地

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
東浜自治会	147	22.8%	20.8%	+2.0%
与原区	98	15.2%	13.2%	+2.0%
江口区	86	13.4%	13.0%	+0.3%
上与那原区	66	10.2%	9.9%	+0.4%
板良敷区	58	9.0%	14.6%	-5.6%
当添区	38	5.9%	5.2%	+0.7%
港区	36	5.6%	4.9%	+0.7%
浜田区	30	4.7%	4.9%	-0.3%
大見武区	28	4.3%	4.1%	+0.2%
森下区	23	3.6%	2.1%	+1.5%
新島区	21	3.3%	3.2%	+0.1%
中島区	10	1.6%	2.4%	-0.8%
無回答	3	0.5%	1.6%	-1.1%
合計	644	100%	100%	-

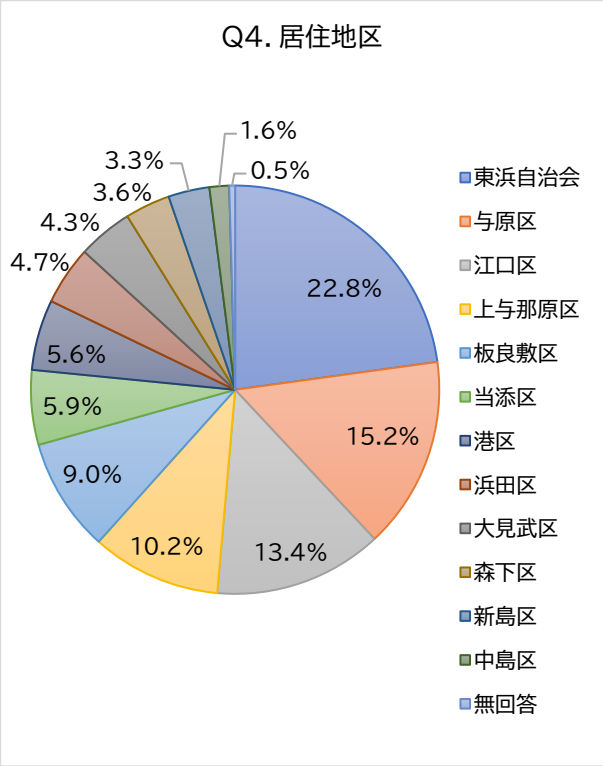

(5)出身地

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
与那原町	227	35.2%	37.0%	-1.8%
那覇市	86	13.4%	13.2%	+0.2%
南城市	63	9.8%	13.0%	-3.3%
西原町	31	4.8%	2.5%	+2.3%
南風原町	23	3.6%	2.5%	+1.0%
浦添市	20	3.1%	1.7%	+1.4%
宜野湾市	16	2.5%	1.3%	+1.2%
うるま市	16	2.5%	1.4%	+1.1%
沖縄市	14	2.2%	1.7%	+0.4%
糸満市	11	1.7%	2.5%	-0.8%
八重瀬町	8	1.2%	1.0%	+0.3%
中城村	5	0.8%	0.8%	-0.0%
豊見城市	4	0.6%	0.8%	-0.2%
その他	117	18.2%	19.7%	-1.5%
無回答	3	0.5%	0.6%	-0.2%
合計	644	100%	100%	-

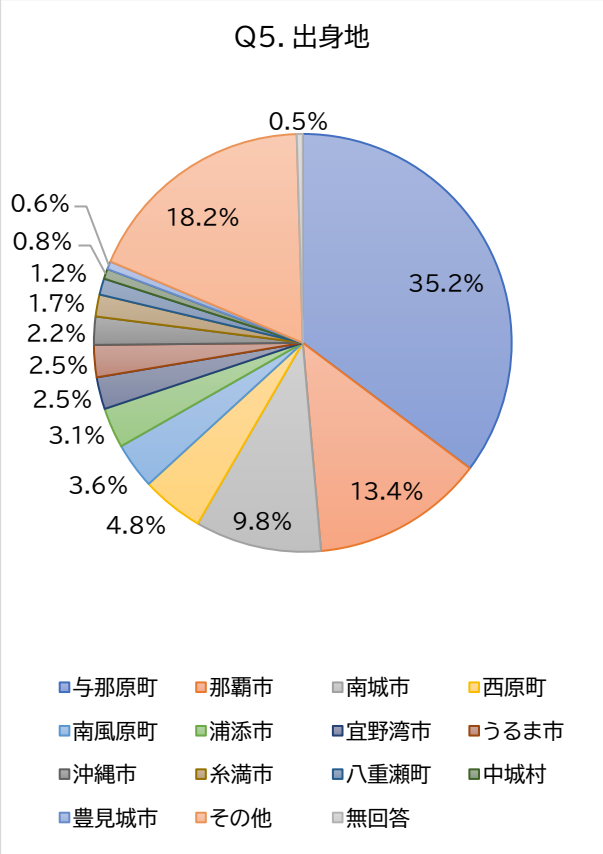

【その他】
・県外（57）　・石垣市（8）　・宮古島市（7）　・名護市（7）　・国頭村（3）　・北中城村（2）
・北谷町（2）　・本部町（2）　・今帰仁村（1）　・恩納村（1）　・伊是名村（1）　・大宜見村（1）
・西原町（1）　・粟国村（1）　・海外（1）

(6)居住年数

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
5 年未満	89	13.8%	16.1%	-2.2%
5 年以上 10 年未満	82	12.7%	15.7%	-3.0%
10 年以上 20 年未満	144	22.4%	14.5%	+7.9%
20 年以上 30 年未満	83	12.9%	13.4%	-0.5%
30 年以上	244	37.9%	39.7%	-1.9%
無回答	2	0.3%	0.6%	-0.3%
合計	644	100%	100%	-

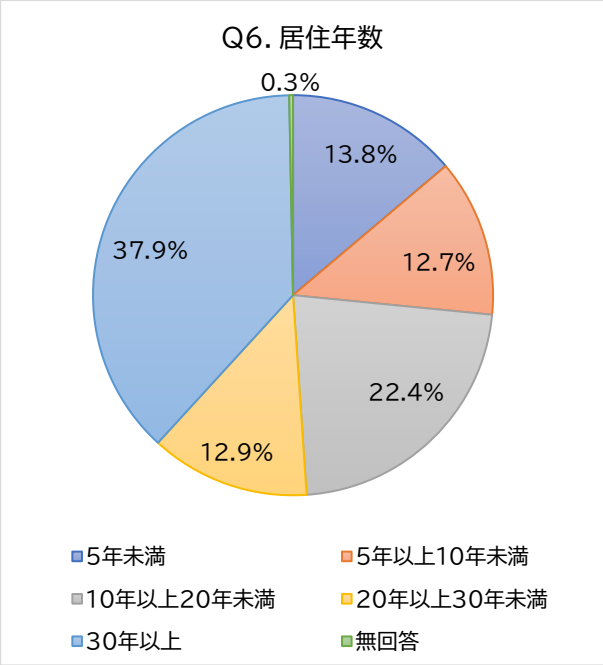

(7)住宅の種類

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
一戸建て持ち家	347	53.9%	58.3%	-4.5%
賃貸アパート・間借り	213	33.1%	28.8%	+4.3%
分譲マンション	30	4.7%	4.6%	+0.0%
公営団地	22	3.4%	3.8%	-0.4%
一戸建て借家	15	2.3%	2.4%	-0.1%
社宅・寄宿舎など	1	0.2%	0.5%	-0.3%
その他	13	2.0%	1.0%	+1.1%
無回答	3	0.5%	0.6%	-0.2%
合計	644	100%	100%	-

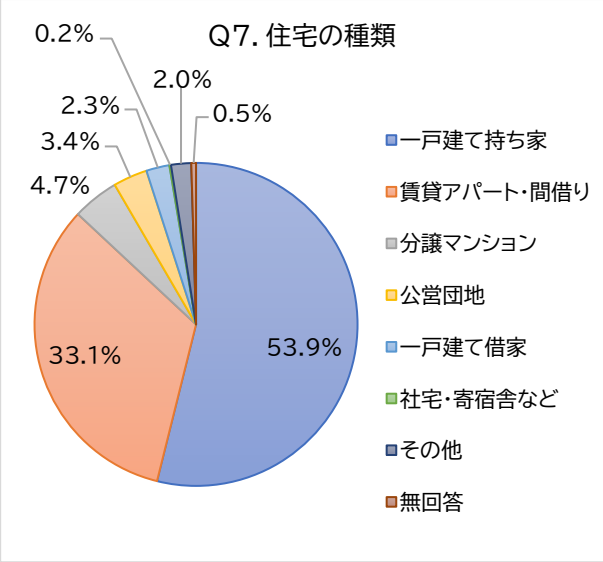

(8)家族構成

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
親と子（二世代）	338	52.5%	52.8%	-0.3%
夫婦だけ（一世代）	183	28.4%	24.2%	+4.3%
自分だけ	61	9.5%	10.8%	-1.3%
親と子と孫（三世代）	45	7.0%	10.0%	-3.0%
その他	13	2.0%	1.6%	+0.4%
無回答	4	0.6%	0.6%	-0.0%
合計	644	100%	100%	-

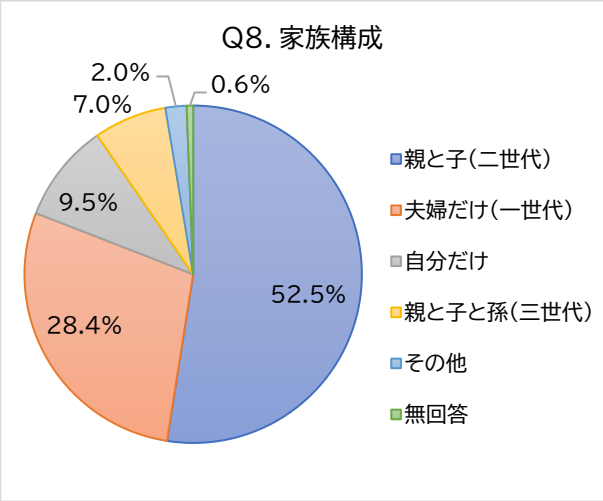

(9)住みやすさ

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
住みやすい	350	54.3%	48.8%	+5.5%
どちらかといえば住みやすい	239	37.1%	37.7%	-0.6%
どちらともいえない	34	5.3%	6.2%	-0.9%
どちらかといえば住みにくい	12	1.9%	4.8%	-2.9%
住みにくい	7	1.1%	2.1%	-1.0%
無回答	2	0.3%	0.5%	-0.2%
合計	644	100%	100%	-

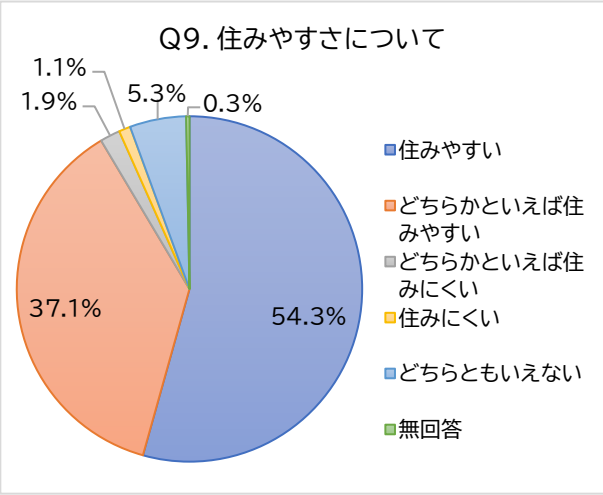

(10)居住意向

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
ずっと住み続けたい	260	40.4%	42.6%	-2.2%
できれば住み続けたい	259	40.2%	39.9%	+0.3%
どちらともいえない	80	12.4%	9.1%	+3.4%
できれば移転したい	33	5.1%	5.7%	-0.6%
移転したい	10	1.6%	2.5%	-1.0%
無回答	2	0.3%	0.2%	+0.2%
合計	644	100%	100%	-

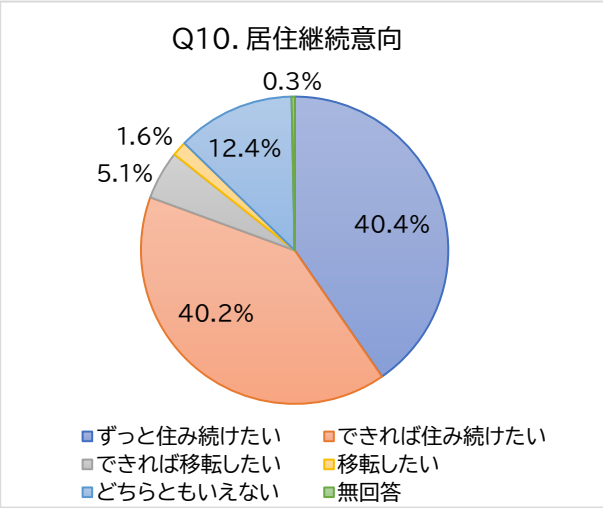

(11)住み続けたい理由

※(10)で「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」と回答した方のみ回答

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
買い物等の日常生活が便利	216	41.6%	41.0%	+0.6%
土地柄が好き	92	17.7%	17.9%	-0.2%
通勤、通学に便利	60	11.6%	17.1%	-5.6%
余暇を楽しむ環境が整っている	18	3.5%	2.5%	+1.0%
医療機関が充実している	14	2.7%	2.1%	+0.6%
職場がある	12	2.3%	3.1%	-0.8%
福祉対策が充実している	7	1.3%	1.2%	+0.2%
教育環境が充実している	4	0.8%	1.5%	-0.8%
その他	54	10.4%	12.9%	-2.5%
無回答	42	8.1%	0.6%	+7.5%
合計	519	100%	100%	-

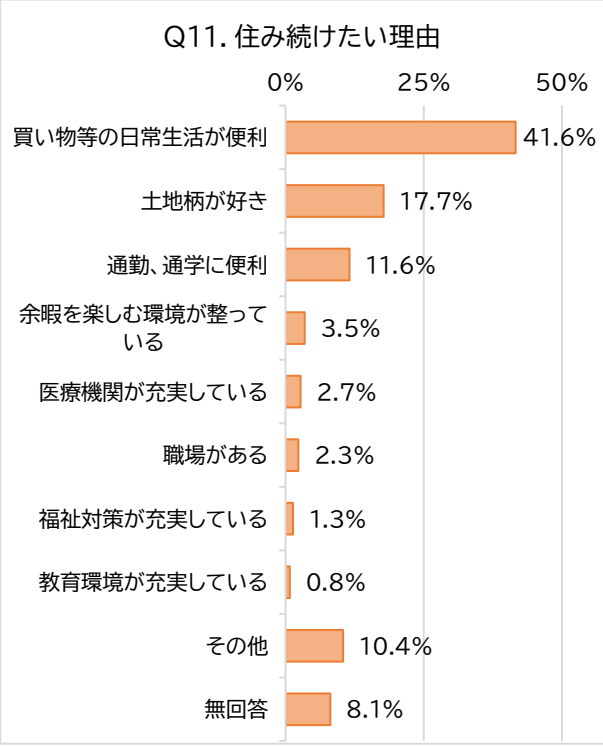

【その他】※主な意見
・住み慣れている、生まれ育った町だから。
・保有している固定資産（土地、家等）があるから。
・親、兄弟、親戚、友人がいるから。

（12）移転したい理由

※（10）で「移転したい」「できれば移転したい」と回答した方のみ回答

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
通勤、通学に不便	7	16.3%	17.3%	-1.0%
教育環境が充実していない	6	14.0%	5.8%	+8.2%
土地柄になじめない	5	11.6%	13.5%	-1.8%
希望する職場がない	4	9.3%	3.8%	+5.5%
余暇を楽しむ環境が整っていない	3	7.0%	7.7%	-0.7%
買い物等の日常生活が不便	2	4.7%	17.3%	-12.7%
医療機関が充実していない	1	2.3%	1.9%	+0.4%
福祉対策が充実していない	0	0.0%	0.0%	0.0%
その他	9	20.9%	28.8%	-7.9%
無回答	6	14.0%	3.8%	+10.1%
合計	43	100%	100%	-

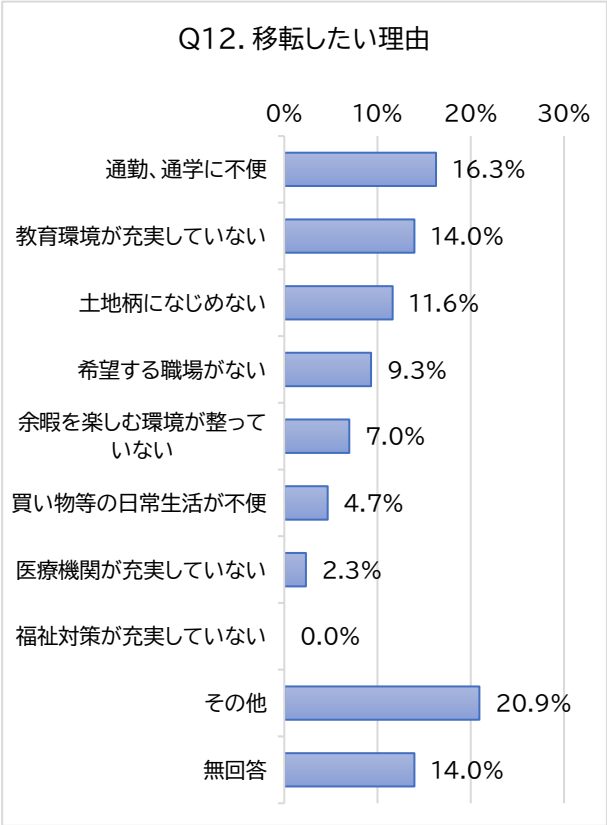

(13)住んでいる地域の環境評価

選択肢	今年度アンケート結果				前期計画時との比較			
	満足	やや満足	やや不満	不満	満足	やや満足	やや不満	不満
日ごろの買い物の便利さ・楽しさ	49.1%	40.4%	8.2%	2.4%	+8.7%	-4.3%	-2.4%	-2.0%
住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ	39.4%	42.9%	13.8%	4.0%	+4.0%	-4.9%	+0.4%	+0.6%
海や緑など自然の豊かさ	38.8%	48.7%	10.6%	1.9%	+3.3%	+3.7%	-5.6%	-1.4%
下水道の整備状況	37.2%	43.5%	14.7%	4.6%	+9.2%	-3.6%	-0.5%	-5.0%
道路（国道・県道）の利便性	37.1%	48.6%	10.7%	3.7%	+11.3%	+6.3%	-11.8%	-5.8%
ごみ・し尿処理の状況	33.9%	50.0%	13.6%	2.5%	+8.9%	-3.2%	-3.9%	-1.7%
健康・保健・医療対策の状況	32.4%	55.3%	10.5%	1.8%	+9.6%	-2.6%	-5.9%	-1.1%
役場サービス	31.5%	55.2%	10.2%	3.2%	+10.0%	+1.9%	-8.2%	-3.6%
まちなみの雰囲気や景観の良さ	29.4%	53.1%	15.6%	1.9%	+6.0%	-0.5%	-3.5%	-2.1%
子どもの遊び場や公園の整備状況	28.3%	49.0%	18.2%	4.5%	+2.5%	+3.9%	-4.6%	-1.8%
介護保険や障がい者福祉など福祉の状況	23.8%	59.1%	14.5%	2.7%	+9.9%	-0.9%	-7.7%	-1.4%
防災防犯などの安全性	23.5%	54.3%	19.2%	3.0%	+4.2%	-3.6%	-0.2%	-0.4%
生活道路や通学路の安全性	23.2%	46.3%	23.2%	7.2%	+5.9%	+4.9%	-7.5%	-3.3%
図書館などの公共施設の整備状況	22.7%	48.1%	21.9%	7.2%	+7.3%	+2.7%	-11.0%	+0.9%
交差点や通学路などの交通環境の安全性	20.5%	46.3%	25.3%	7.9%	+6.1%	+5.7%	-8.5%	-3.2%
近所の人と人のつながり	18.4%	59.9%	16.2%	5.4%	+1.4%	+3.2%	-5.8%	+1.1%
総合評価（全体的に）	27.2%	64.7%	6.9%	1.1%	+11.1%	-1.7%	-7.6%	-1.8%
合計	30.4%	50.9%	14.9%	3.8%	+7.0%	+0.4%	-5.5%	-1.9%

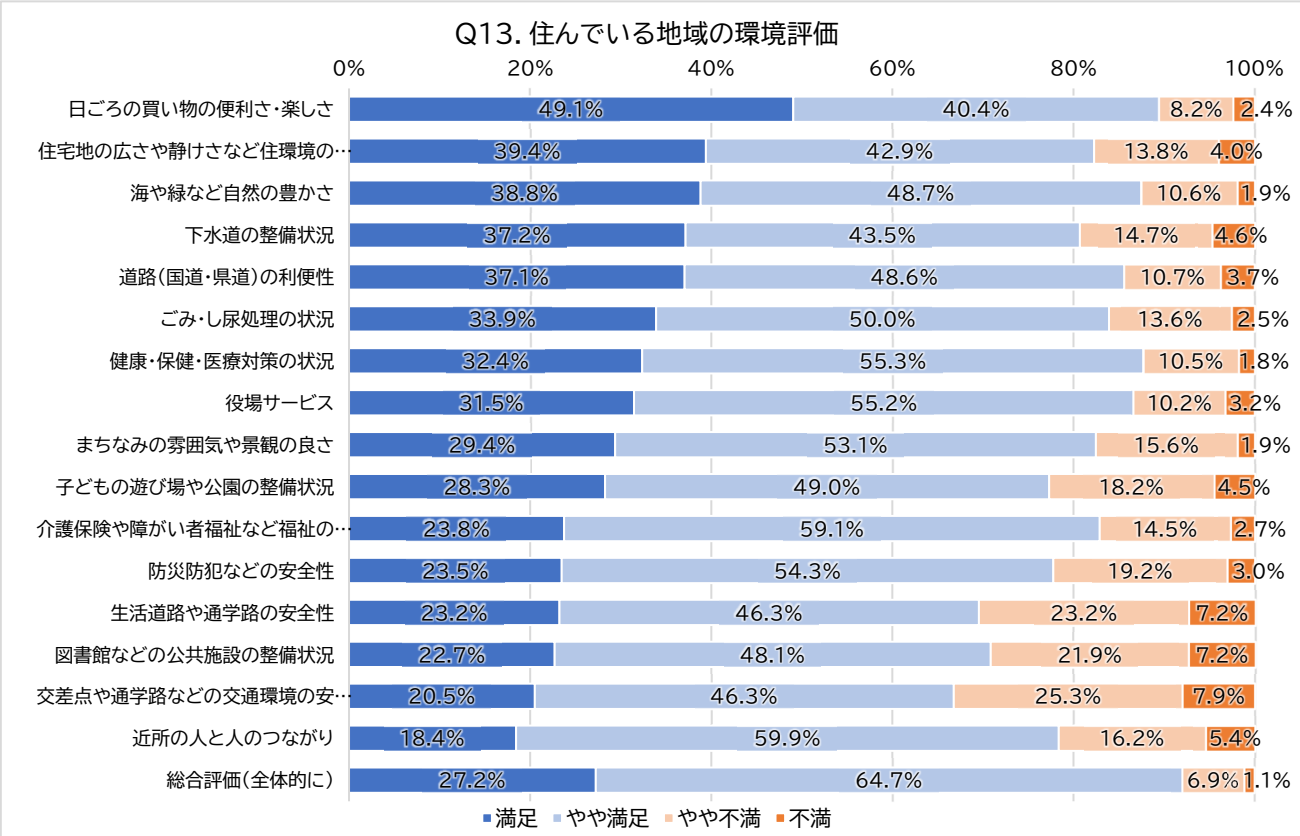

（14）住んでいる地域で困っていること（複数回答）

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
暗い場所、死角になりそうな場所がある	167	10.0%	10.8%	-0.8%
生活道路が狭い	162	9.7%	10.5%	-0.8%
バスなどの公共交通が不便である	153	9.2%	8.7%	+0.5%
歩道がない（もしくは少ない）	141	8.4%	8.5%	-0.1%
特に問題はない	116	6.9%	4.1%	+2.9%
憩える公園がない（もしくは少ない）	105	6.3%	6.3%	+0.0%
市街地内に緑が少ない	86	5.1%	5.6%	-0.4%
近所づきあいが希薄である	83	5.0%	6.5%	-1.6%
医療施設が不足している	70	4.2%	3.7%	+0.5%
下水道、排水路などの整備が遅れている	67	4.0%	5.3%	-1.3%
道路に段差などがあり歩きにくい	53	3.2%	3.8%	-0.6%
古い建物が多く密集している	48	2.9%	2.6%	+0.2%
買い物が不便である	47	2.8%	3.1%	-0.3%
地域活動の場が不足している	40	2.4%	2.6%	-0.2%
まちなみ・景観が悪い	38	2.3%	2.1%	+0.1%
河川等の氾濫や冠水などがある	37	2.2%	2.1%	+0.1%
住宅用地の確保が困難である	36	2.2%	1.9%	+0.2%
住宅が敷地いっぱいに建っており、日当たり・風通しが悪い	36	2.2%	3.1%	-0.9%
開発などによる自然環境の破壊や緑地の減少が見られる	33	2.0%	1.9%	+0.1%
住宅地に、墓地が散在している	22	1.3%	1.1%	+0.2%
住宅や飲食店、工場などが混在している	15	0.9%	1.2%	-0.3%
その他	93	5.6%	3.8%	+1.8%
無回答	23	1.4%	0.8%	+0.6%
合計	1,671	100%	100%	-

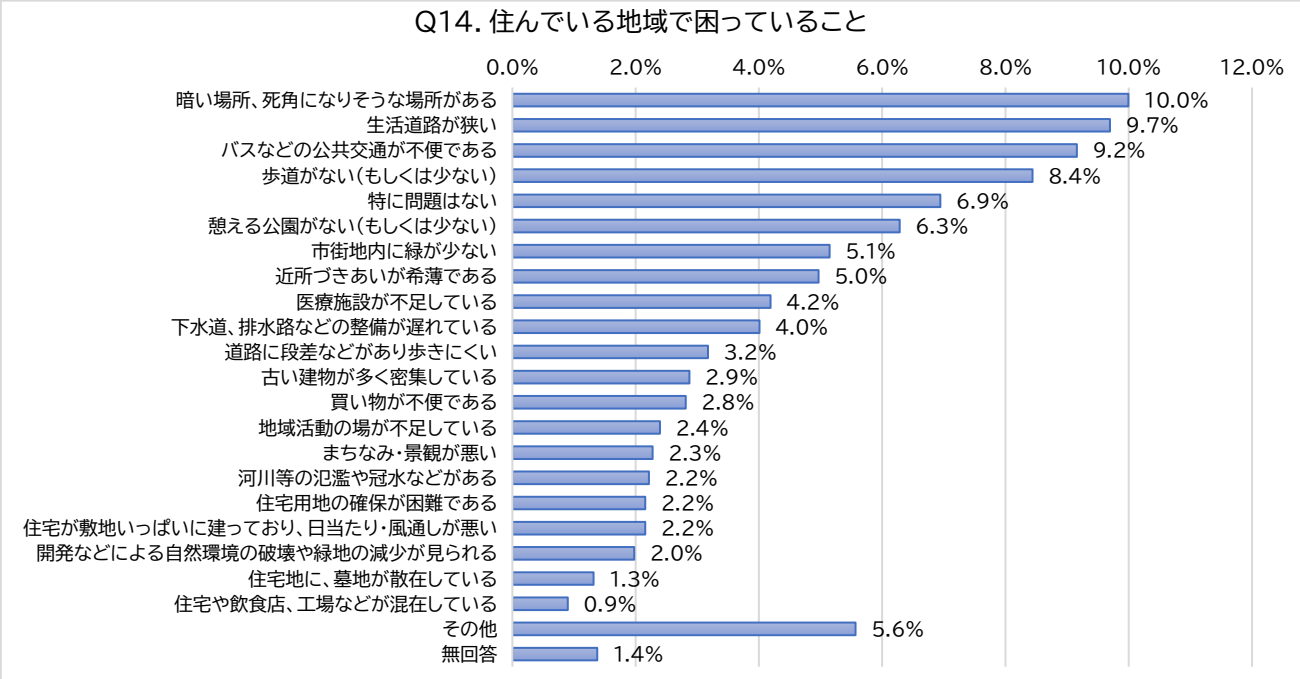

(15)主な交通手段(新規設問)

選択肢	回答数	割合
自家用車（自分で運転）	476	73.9%
自家用車（送迎）	49	7.6%
徒歩	33	5.1%
バイク	24	3.7%
バス	24	3.7%
タクシー	10	1.6%
自転車	5	0.8%
カーシェアリング（レンタカー）	0	0.0%
モノレール	0	0.0%
その他	3	0.5%
無回答	20	3.1%
合計	644	100%

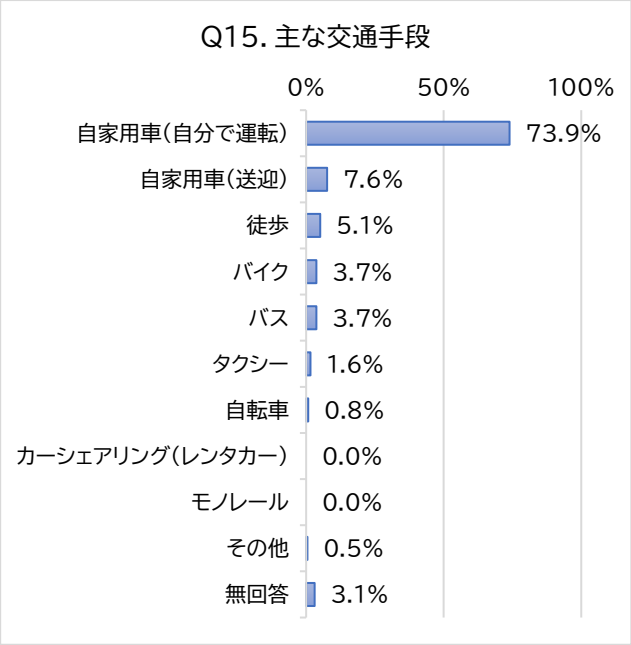

(16)交通環境について困っていること

選択肢	回答数	割合
特になし	120	18.6%
交通渋滞	100	15.5%
道路幅員が狭く危険である	77	12.0%
駐車（駐輪）スペースが少なくて不便である	65	10.1%
歩道のない箇所があり危険である	58	9.0%
自転車の走行が危険と感じる	57	8.9%
信号機のない箇所があり危険である	53	8.2%
その他	37	5.7%
無回答	77	12.0%
合計	644	100%

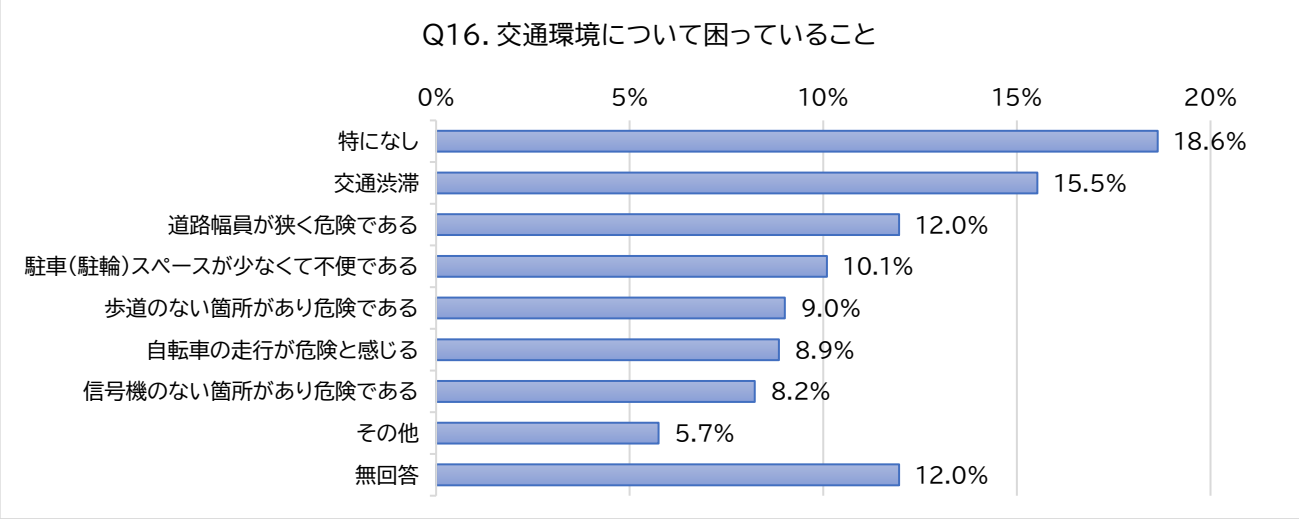

(17)今後の与那原町の方向性としてふさわしいと思うこと(複数回答)

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
子ども、高齢者、障がい者も含めて全ての人が快適に暮らせるまち	331	18.7%	18.9%	-0.2%
災害に強く犯罪の少ない安心安全なまち	243	13.8%	12.0%	+1.8%
道路が整備されたアクセスのよいまち	215	12.2%	12.8%	-0.7%
伝統文化を大切にする歴史あるまち	186	10.5%	9.8%	+0.7%
ごみや公害が少なく自然が豊かなまち	172	9.7%	8.2%	+1.6%
誰もが健康で明るく暮らせるまち	148	8.4%	新規	-
計画的な市街地が整備されたまち	147	8.3%	8.5%	-0.2%
人が集まり、にぎわいと活気にあふれるまち	119	6.7%	新規	-
スポーツ・レクリエーションが盛んなまち	58	3.3%	4.5%	-1.2%
安定した職場があるまち	52	2.9%	4.5%	-1.5%
自治会などコミュニティ活動の盛んなまち	51	2.9%	3.4%	-0.6%
農林水産業などが盛んなまち	14	0.8%	1.0%	-0.2%
その他	11	0.6%	0.8%	-0.2%
無回答	20	1.1%	0.5%	+0.6%
合計	1,767	100%	84.9%	-

※前期計画時の割合については、後期基本計画の割合と比較できるようにするために加工を行ったため、合計が 100%とならない。

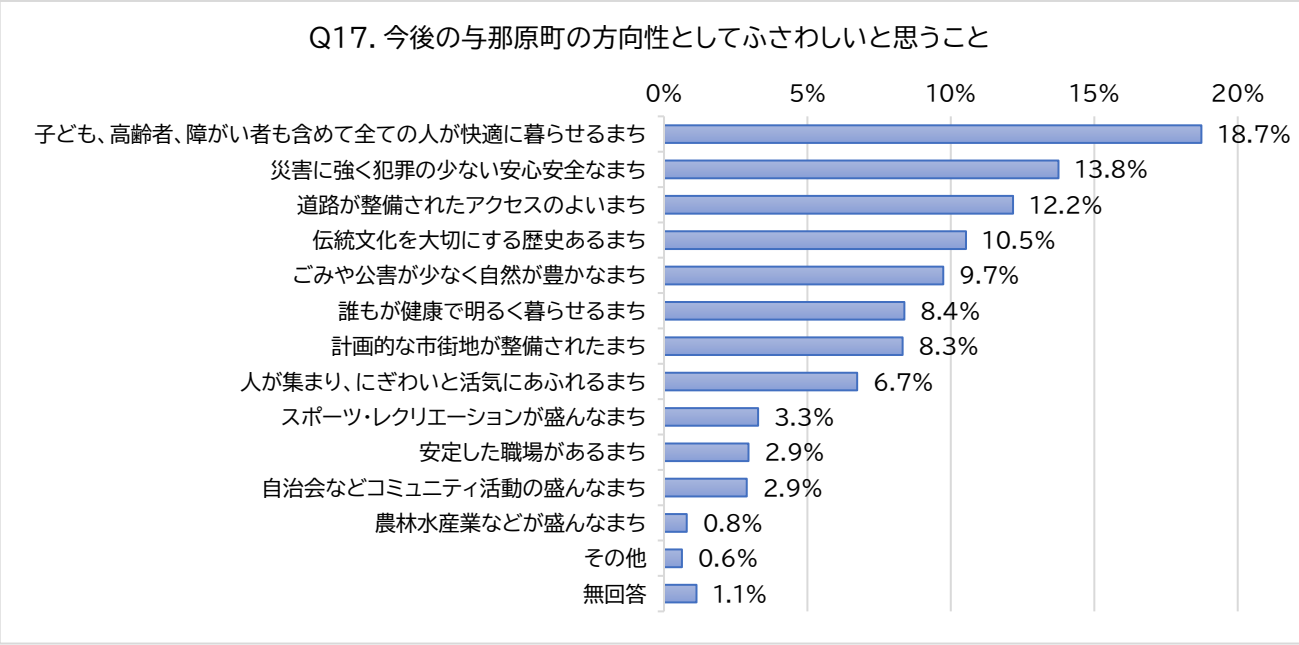

【その他】※主な意見
・子育て環境、医療環境の整ったまち。
・埋立地、ビーチ付近の活用。
・渋滞緩和。
・下水道等ライフラインの迅速な整備。

(18)基盤整備で重要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
快適な生活道路の整備	218	12.7%	11.9%	+0.8%
バス交通の再編や LRT 導入などの公共交通体系の整備	218	12.7%	12.7%	+0.1%
医療・福祉施設の充実	188	11.0%	11.2%	-0.2%
大型 MICE 施設を想定した、ホテルなどの誘致	165	9.6%	8.5%	+1.1%
災害時などの避難路・避難場所の整備	129	7.5%	7.9%	-0.4%
公園やレクリエーション施設の整備	126	7.3%	7.5%	-0.2%
緑や海岸などの保全・整備	118	6.9%	5.5%	+1.3%
道路（国道、県道レベル）の整備	108	6.3%	9.0%	-2.7%
既存商店街の整備・振興	107	6.2%	6.2%	+0.1%
美しいまちなみの形成	83	4.8%	5.5%	-0.7%
老朽化した学校などの公共施設の耐震性能強化	67	3.9%	4.7%	-0.8%
下水道の整備	59	3.4%	3.8%	-0.4%
新たな住宅地の開発	40	2.3%	1.9%	+0.4%
わからない	29	1.7%	0.9%	+0.8%
墓園の整備	20	1.2%	1.3%	-0.1%
その他	20	1.2%	0.9%	+0.3%
無回答	20	1.2%	0.5%	+0.7%
合計	1,715	100%	100%	-

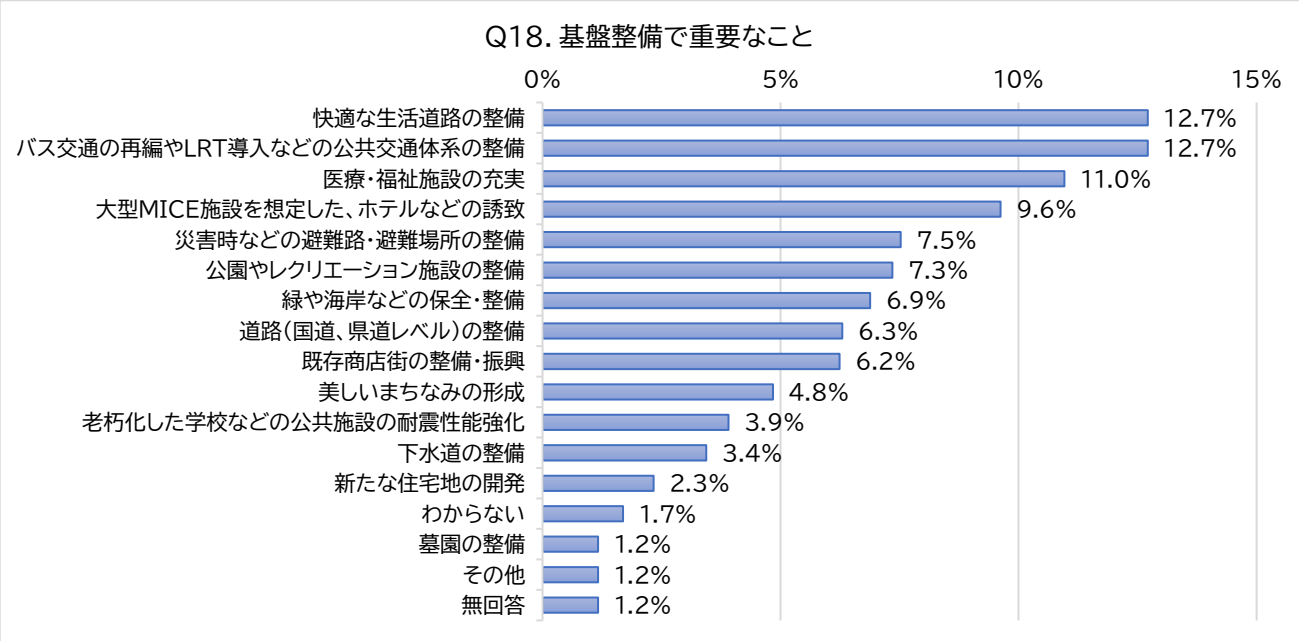

【その他】※主な意見
・駐車場の充実。　・津波対策。　・公営住宅の整備。
・交通環境の改善（カーブミラーの整備、警察署交差点の渋滞緩和）。
・LRT 導入は反対。まちに合ったモビリティの検討。

(19)よりよい子育て環境のために重要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
子育て家庭への経済的な支援を充実させる	130	20.2%	18.3%	+1.9%
乳幼児、学童保育など保育サービスを充実させる	120	18.6%	24.5%	-5.8%
育児休業など子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを促す	80	12.4%	14.9%	-2.5%
地域ぐるみで子育てを支援する体制を整備する	63	9.8%	11.0%	-1.2%
公園など子どもを安心して遊ばせることができる施設を整備する	57	8.9%	9.5%	-0.7%
わからない	41	6.4%	5.6%	+0.8%
自然とのふれ合いを充実させる	31	4.8%	3.3%	+1.5%
新生児医療、小児救急など医療を充実させる	26	4.0%	4.6%	-0.6%
育児に関する相談体制を充実させる	20	3.1%	4.1%	-1.0%
その他	16	2.5%	1.4%	+1.1%
無回答	60	9.3%	2.7%	+6.6%
合計	644	100%	100%	-

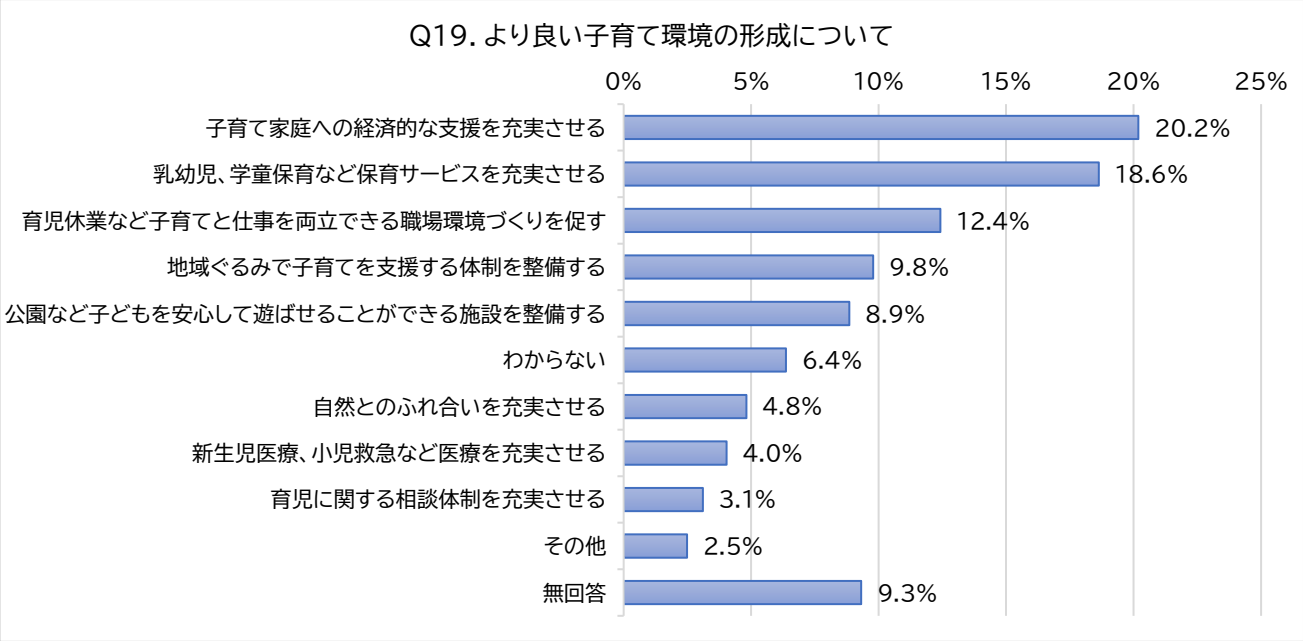

【その他】※主な意見
・深夜徘徊をなくす取り組みを行う。
・図書館、自習ができる環境の整備。
・高校生までの医療費無償化。
・給食の無償化。
・子ども達と一緒に行うことの出来る地域行事の開催。
・就学援助の強化。
・学童保育料の軽減。
・那覇方面の病児施設との提携。
・幼稚園から子ども園への移行。

(20)高齢者にとって住み良い環境のために重要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
年金制度や老人医療制度など社会保障を充実させる	94	14.6%	16.1%	-1.5%
寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する在宅福祉サービスを充実させる	92	14.3%	13.7%	+0.6%
移動手段確保のため、バスなど公共交通機関を充実させる	76	11.8%	11.0%	+0.8%
高齢者の働く場の確保、就労あっせんなど支援を充実させる	72	11.2%	10.8%	+0.4%
老人ホーム、デイサービスなどの入所施設を整備する	63	9.8%	8.6%	+1.2%
高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業、生涯学習活動などを増やす	45	7.0%	10.8%	-3.8%
老人憩いの家などくつろぎの場を整備する	42	6.5%	5.6%	+1.0%
健康診断、栄養指導など健康づくりを推進し、病気の予防に力を入れる	38	5.9%	7.9%	-2.0%
高齢者の生活に配慮した住宅の建築や改装に対する助成や、高齢者の利用に配慮した公共施設の整備などバリアフリー化を進める	37	5.7%	6.5%	-0.8%
わからない	23	3.6%	3.7%	-0.1%
高齢者に対するボランティア活動を推進する	17	2.6%	3.0%	-0.4%
その他	9	1.4%	0.5%	+0.9%
無回答	36	5.6%	1.9%	+3.7%
合計	644	100%	100%	-

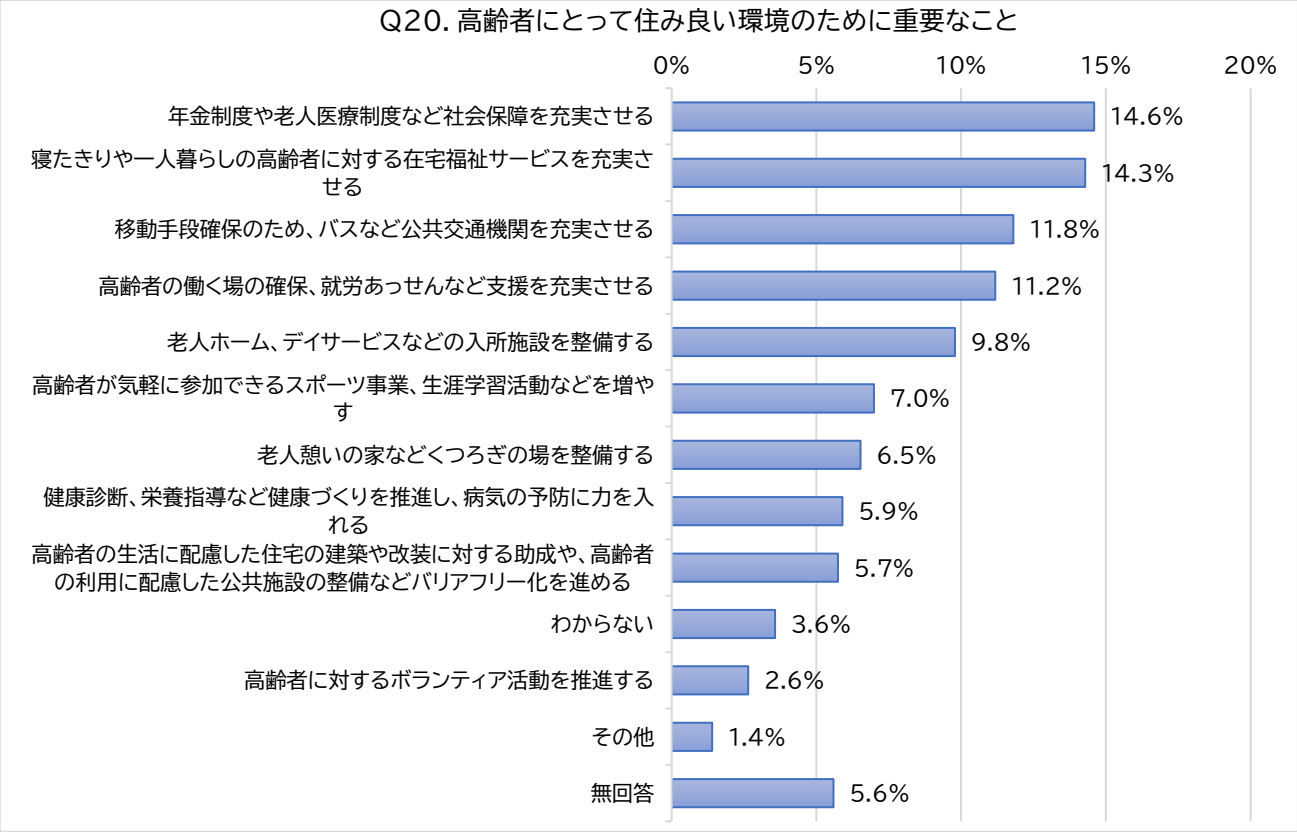

【その他】※主な意見
・高齢者世帯への定期的な訪問。困りごとの聞き取り。
・車椅子スポーツができる施設の整備。
・高齢者が、地域住民とのコミュニティを形成できる環境の整備。
・高齢者が必要とされる環境を整える。

(21)学校教育の充実を図るために重要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
少人数学級、複数教員による指導など少人数教育を進める	132	20.5%	20.7%	-0.2%
国際化に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る	104	16.1%	24.3%	-8.2%
社会体験・自然体験などの機会を増やす	78	12.1%	12.9%	-0.8%
情報化社会に対応できる情報活用能力の育成を進める	75	11.6%	6.4%	+5.3%
ボランティアなど体験的・実践的な学習の機会を増やす	69	10.7%	12.1%	-1.4%
わからない	52	8.1%	6.5%	+1.6%
地球環境を守る意識や実践力を養成する環境教育を進める	46	7.1%	5.6%	+1.6%
小中一貫教育などあたらしい教育システムを導入する	43	6.7%	6.0%	+0.6%
その他	22	3.4%	1.6%	+1.8%
無回答	23	3.6%	4.0%	-0.4%
合計	644	100%	100%	-

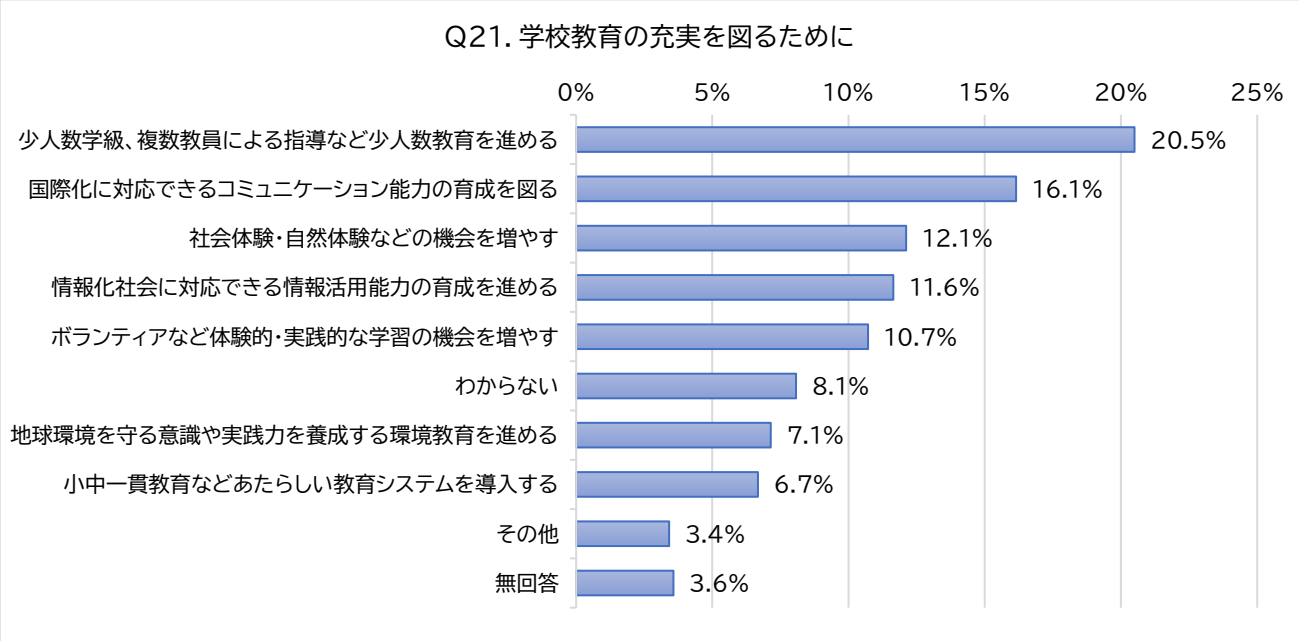

【その他】※主な意見
・AI を活用する。
・教師の増員。雇用枠の拡大。
・いじめをなくす。
・自習室の確保。西原図書館のような施設を希望する。
・障がいのある子も通いやすい環境。
・個性を生かす教育。
・地域住民や、専門家等と連携した学習を行う。
・伝統文化や芸能に触れる機会を増やす。
・正しい性教育。
・お金、経済の勉強。

(22)生涯学習やスポーツ活動を充実させるために重要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
既存の生涯学習施設、スポーツ施設を充実させる	141	21.9%	22.1%	-0.2%
講座や講習、スポーツ教室などの専門分野の高度な学習機会を提供する	110	17.1%	19.4%	-2.3%
わからない	85	13.2%	12.6%	+0.6%
生涯学習や生涯スポーツに関する情報提供と相談窓口を充実させる	79	12.3%	10.0%	+2.3%
情報通信技術（IT）を活用した学習システムを整備する	56	8.7%	8.6%	+0.1%
学習成果を活かした地域づくりや社会参加活動を促す	54	8.4%	9.2%	-0.8%
学校の教室（余裕教室や特別教室）施設を開放する	43	6.7%	6.0%	+0.6%
スポーツ指導者を育成する	41	6.4%	7.0%	-0.6%
その他	15	2.3%	1.6%	+0.7%
無回答	20	3.1%	3.5%	-0.4%
合計	644	100%	100%	-

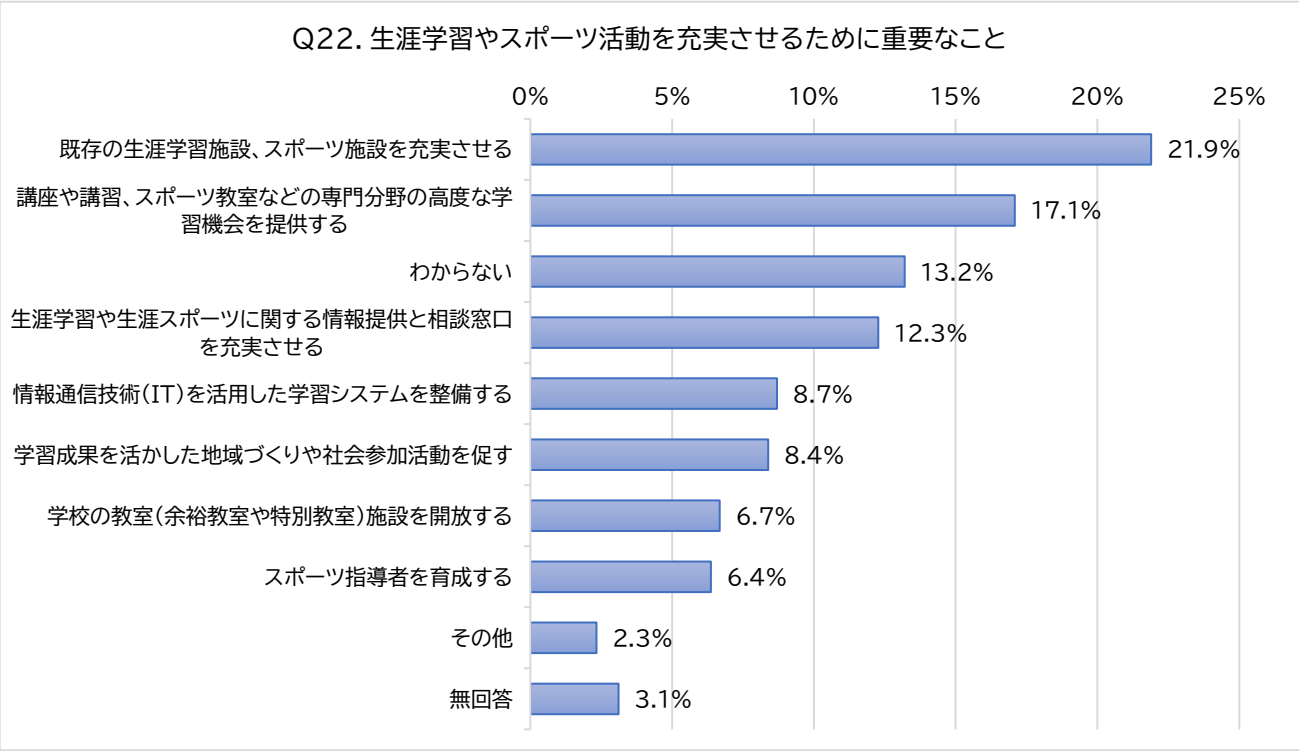

【その他】※主な意見
・屋内プールの整備。学校のプールの一般開放。
・図書資料の充実。
・ネットリテラシー教育。
・スマートフォン、SNS のリスクの教育。
・スポーツクラブの誘致。
・ボルダリング施設の整備。
・短大や看護専門学校との連携。

(23)環境をよくするための取り組みについて

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
犬、猫などペット動物によるフン害を防止する	109	16.9%	16.4%	+0.6%
不法投棄や水質汚濁などに対する監視と指導を強化する	103	16.0%	17.6%	-1.7%
ごみの減量化と資源のリサイクル化などごみ対策を充実する	95	14.8%	13.7%	+1.1%
住民などによる美化活動やリサイクル運動など環境保全活動を支援する	75	11.6%	12.4%	-0.8%
省エネ対策と太陽光など再生可能エネルギーの利用を進める	58	9.0%	6.4%	+2.6%
山林、河川や海などを保全・整備する	51	7.9%	8.7%	-0.8%
わからない	27	4.2%	4.6%	-0.4%
自然環境保全のための情報を提供する	23	3.6%	3.5%	+0.1%
環境条例など制度的な枠組みを整備する	23	3.6%	5.7%	-2.2%
生垣や庭木による緑化を推進する	20	3.1%	4.0%	-0.9%
環境にやさしい製品の購入を促す	17	2.6%	1.0%	+1.7%
事業者に対する環境保全の指導を行う	13	2.0%	2.1%	-0.0%
その他	10	1.6%	0.8%	+0.8%
無回答	20	3.1%	3.2%	-0.1%
合計	644	100%	100%	-

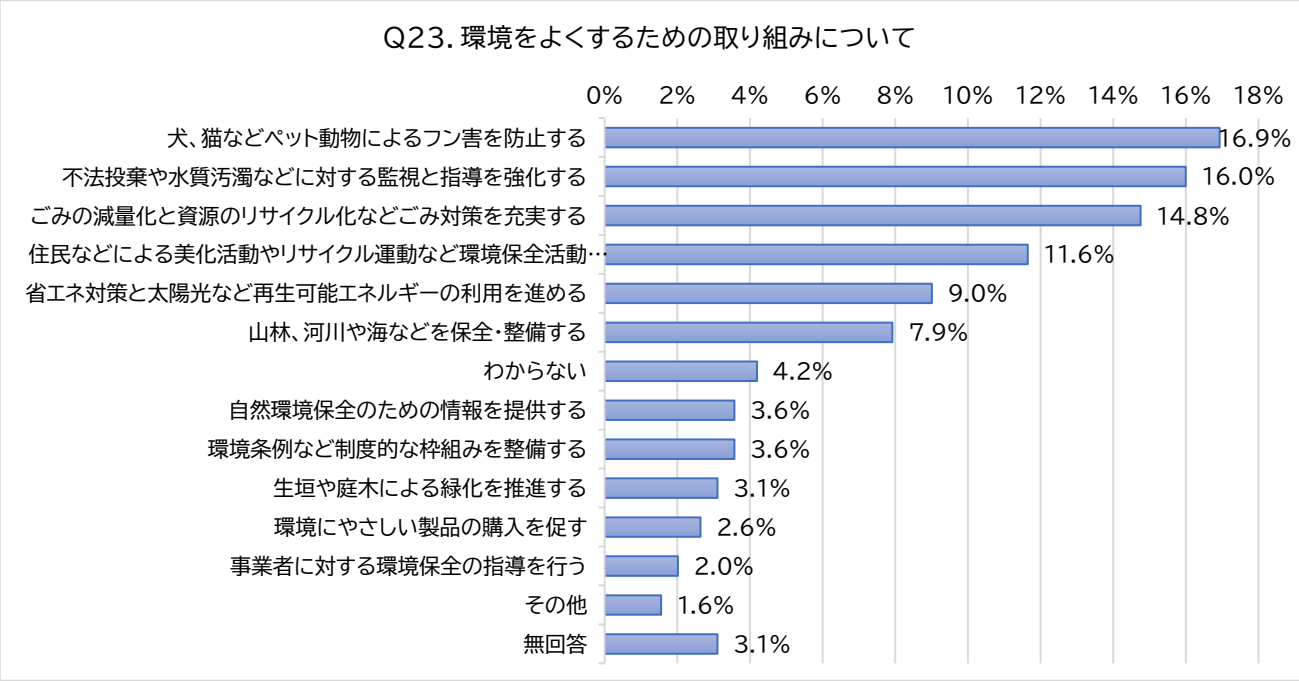

【その他】※主な意見
・下水道設備の強化。
・河川の水質改善。
・ボランティアに頼らず、雇用という形で環境整備を進める。
・不法投棄対策。

(24)情報の高度化について行政に期待すること

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
役場への届出や、税金の支払などの手続きを、インターネットにより自宅や職場からできるようにする	175	27.2%	19.1%	+8.1%
自宅や職場でインターネットを利用できなくても、必要な情報が簡単に入手できるような仕組みをつくる	151	23.4%	22.3%	+1.2%
わからない	92	14.3%	11.3%	+3.0%
自宅や職場でインターネットを利用できなくても、公共施設やコンビニエンスストアに専用端末を設置して、届け出や手続きができるようにする	84	13.0%	26.4%	-13.3%
役場のホームページから取り出せる町政に関する情報の質と量を向上させる	50	7.8%	8.9%	-1.1%
インターネットの通信基盤を整備し、高速で大量の情報を送れるようにする	39	6.1%	3.2%	+2.9%
電子メールで町政に関する情報が定期的に届くようにする	21	3.3%	3.0%	+0.2%
その他	12	1.9%	1.6%	+0.3%
無回答	20	3.1%	4.3%	-1.2%
合計	644	100%	100%	-

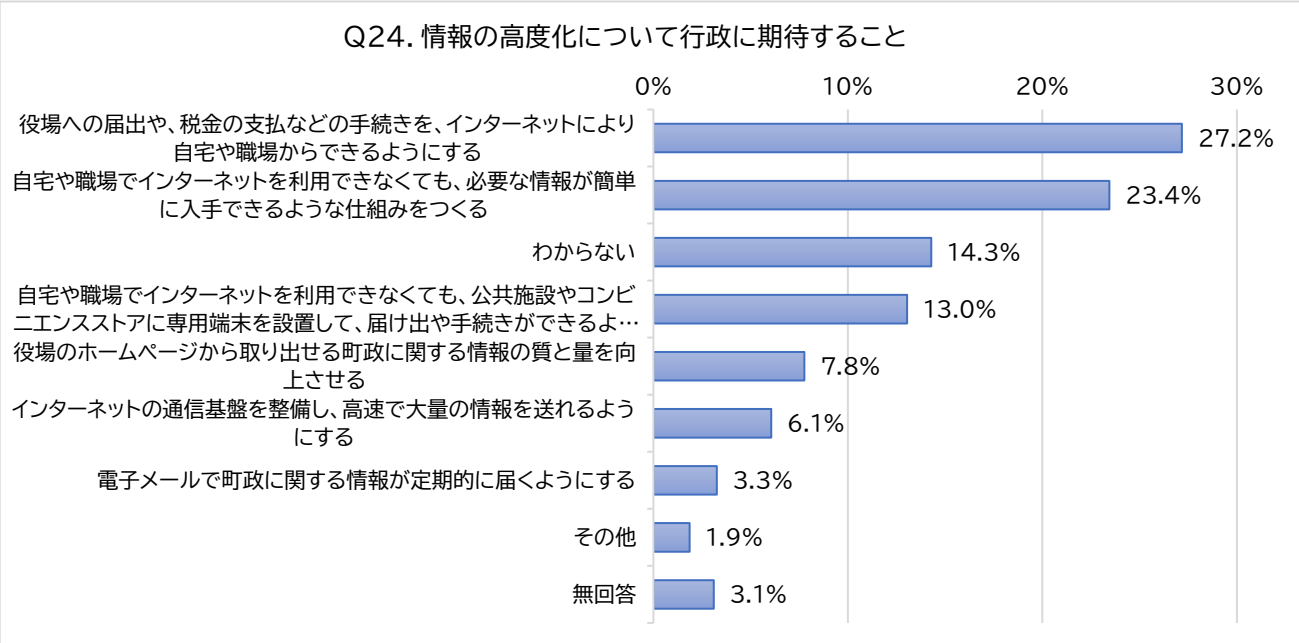

【その他】※主な意見
・どこでも使えるフリーWi-Fi の整備。
・行政サービスの web 対応。バーコード決済、キャリア決済の導入。
・町営施設の混雑状況や利用状況の発信。
・広報よなばるの web 閲覧対応。
・デジタル技術教育、教室の実施。

(25)農林水産業を充実させるために必要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
特産品など地場産業の振興を図る	206	32.0%	30.7%	+1.3%
わからない	134	20.8%	20.2%	+0.6%
農林水産業の後継者を育成する	87	13.5%	14.8%	-1.3%
農地の集団化、規模拡大などにより一層充実していく	42	6.5%	8.1%	-1.6%
現在のままでよい	37	5.7%	4.5%	+1.3%
水産業関連施設の整備を推進する	33	5.1%	4.8%	+0.4%
農業技術の向上を推進する	27	4.2%	4.6%	-0.4%
漁業資源や漁場を保全する	26	4.0%	3.8%	+0.2%
漁協の運営支援を行う	25	3.9%	4.0%	-0.1%
その他	11	1.7%	0.8%	+0.9%
無回答	16	2.5%	3.8%	-1.3%
合計	644	100%	100%	-

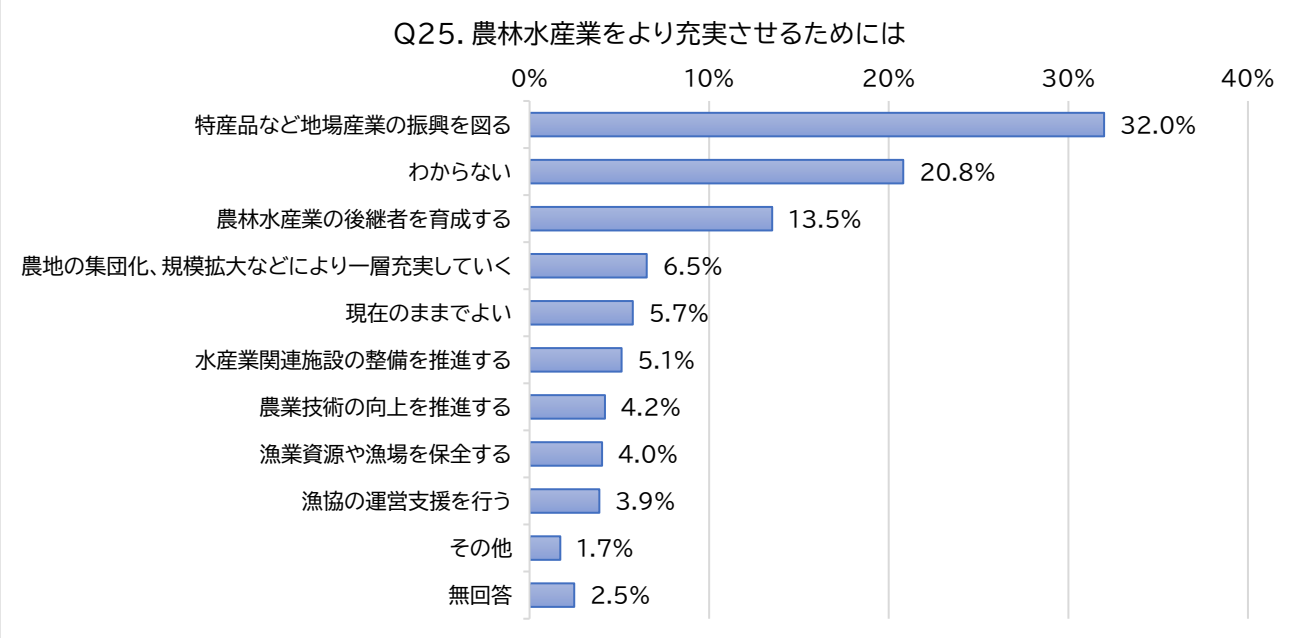

【その他】※主な意見
・定期的なマルシェの開催。
・個人農家への支援。（給食への活用等）
・給食等と連携した、地産地消の推進。
・特産品の開発。
・農業の IT 化の支援。
・農業よ漁業の連携。
・SNS を用いた PR。

(26)商業をより充実させるために必要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
公共駐車場を整備する	225	34.9%	33.2%	+1.7%
既存の商店街の近代化を図る	207	32.1%	37.5%	-5.4%
わからない	84	13.0%	11.1%	+1.9%
商工会への支援を行う	47	7.3%	6.2%	+1.1%
現在のままでよい	36	5.6%	4.1%	+1.5%
その他	24	3.7%	4.6%	-0.9%
無回答	21	3.3%	3.2%	+0.1%
合計	644	100%	100%	-

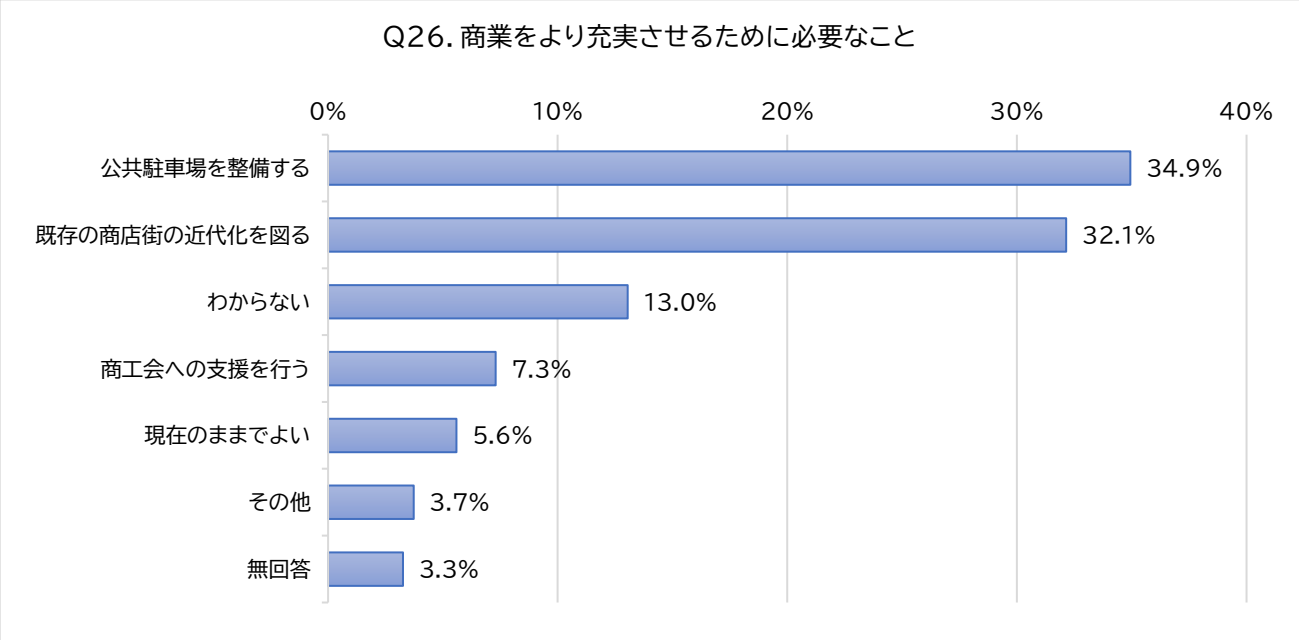

【その他】※主な意見
・ビーチサイドの活用。
・新たな商業施設の誘致。スーパーマーケットの誘致。
・物産センター、公設市場の整備。
・ホテルの誘致。
・新規事業、起業への支援。
・空き店舗の活用。
・魅力的な情報発信。SNS 等の活用。
・商店街の活性化、マチグワァーの再生。
・商業祭りの開催。

(27)工業をより充実させるために必要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
赤瓦など地場産業の育成強化を図る	181	28.1%	25.4%	+2.7%
わからない	140	21.7%	22.6%	-0.8%
ベンチャー企業などの創出・育成	134	20.8%	21.8%	-1.0%
中小企業の IT 化による事業運営の支援	96	14.9%	16.1%	-1.2%
現在のままでよい	43	6.7%	4.3%	+2.4%
既存工場の集約化を図る	30	4.7%	5.2%	-0.6%
その他	7	1.1%	1.3%	-0.2%
無回答	13	2.0%	3.3%	-1.3%
合計	644	100%	100%	-

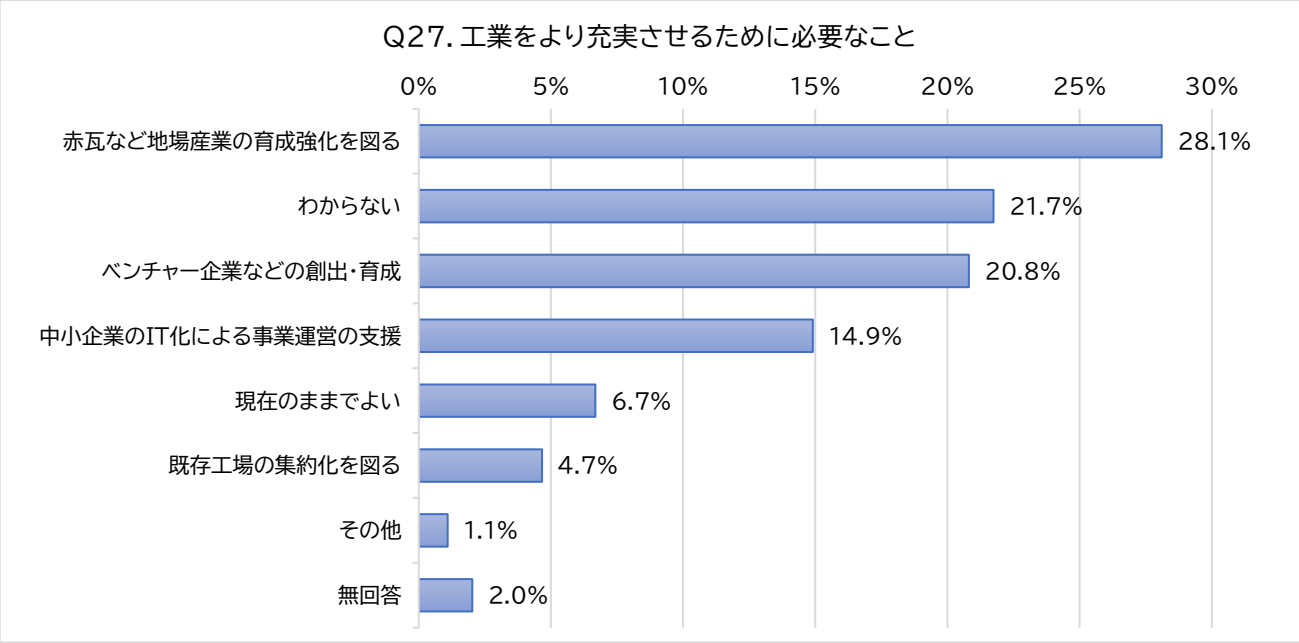

【その他】※主な意見
・既存の工場及び、新規参入者への支援、助成の充実。
・事業所ポータルサイトの充実。
・工業特区の整備。

(28)観光業をより充実させるために必要なこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
テーマパーク型の大規模集客施設を誘致する	168	26.1%	23.1%	+3.0%
東浜地区の水辺環境を活かした施設を整備する	165	25.6%	28.5%	-2.8%
地場産品を販売する道の駅などを設置する	135	21.0%	19.9%	+1.1%
町の特産品など地場産業を広く PR する	92	14.3%	14.6%	-0.3%
わからない	47	7.3%	5.2%	+2.1%
その他	20	3.1%	4.0%	-0.9%
無回答	17	2.6%	4.8%	-2.1%
合計	644	100%	100%	-

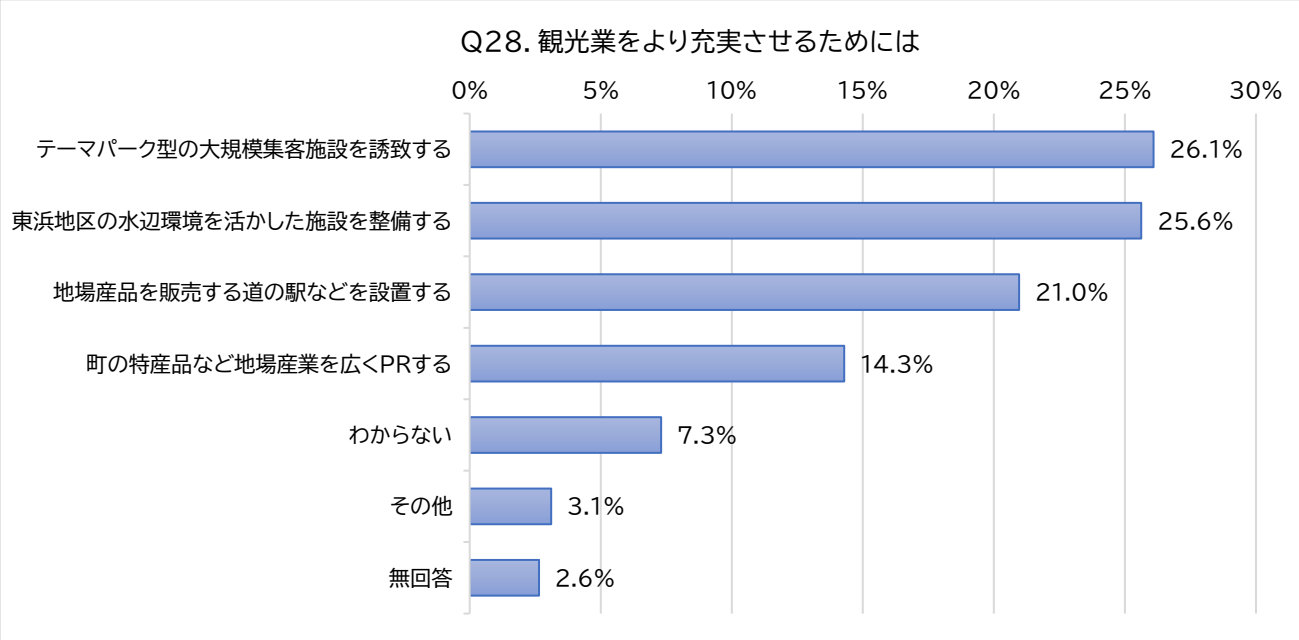

【その他】※主な意見
・地場産品を販売する道の駅。
・水辺環境の活用。
・観光振興は不要。現状維持でよい。
・交通網、駐車場の整備。
・第一に町民が楽しめることが重要。
・観光情報の発信。
・飲食店の充実。
・大きい公園にカフェ、図書館等を併設する。
・釣りをコンテンツにした観光。

(29)与那原町で、今後とも大切にしたい、残したい場所・モノ・行事

大分類	小分類	件数
祭り、イベント関連（198 件）	大綱曳、与那原まつり関連	160
	その他祭り、イベント等	17
	ハーリー	11
	エイサー	5
	伝統文化の継承	3
	シーサー	2
屋外公共施設（71 件）	公園、広場	63
	運動施設	8
自然環境関連（42 件）	水辺（海、川、水路等）	34
	森・山等	6
	自然環境	2
商業関連（38 件）	商店街、通り等	22
	開発、誘客施設、商業施設等	12
	飲食店	4
歴史、文化遺産関連（30 件）	軽便鉄道	13
	御嶽、拝所等	6
	石碑、戦跡等	5
	聖クララ教会	4
	石獅子	2
特産品、地場産業関連（20 件）	瓦	13
	ひじき	7
景観、まちづくり関連（15 件）	まちづくりの考え方、方針、アイディア等	10
	景観	3
	緑化	2
施設・公共施設関連（13 件）	子ども、高齢者の為の施設（遊び場、自習スペース、広場等）	5
	かなちホール	3
	公民館、 コミュニティセンター	3
	図書館	2
交通関連（12 件）	交通環境	8
	駐車場	4
地方自治関連（7 件）	町政、行政サービス等	7
社会団体関連（2 件）	青年会	2
その他		13
合計		461

（意見概要）※主な意見

【与那原町大綱曳】
・この祭りがとても楽しみ。これからも継続してほしい。
・PR の強化。県内外のみならず、国外へも PR する。
・与那原の歴史や街並みを知ってもらえるような行事も併せて実施する
・もっと多くの方に見てもらえるように規模を大きくする。
・会場を 1 つにしてほしい。
・会場を与那古浜公園に分けたのはよい判断である。
・これまで通り老若男女が参加できる行事として継続する。
・毎年デザインが変わるオリジナル T シャツが楽しみ。
・猛暑に配慮し、開催時期を 10 月にしてはどうか。
・大綱曳と合わせて、綱引き資料館や「つなひきかちゃん」も大切にしていきたい。

【その他祭り、イベント等】
・浴衣まつり、よなばるてくてくウォーク、伝統行事、祭り。
・子ども達が楽しめる行事を増やす。

【公園、広場】
・与那古浜公園、与那原公園、親川公園、与原公園、御殿山広場、シーサー公園、きょうりゅう公園、コミュニティ広場。
・与那古浜公園のイルミネーション。
・与那原公園の巨木の生い茂る景観。
・与原公園、浜田公園等はあまりにも閑散としていて怖い。
・公園の駐車場拡充。

【水辺（海、川、水路等）】
・海、海岸線、板良敷海岸、与那原マリーナ、川。
・東浜遊歩道、板良敷海岸通り等、水辺周辺の通り。

【赤瓦】
・赤瓦は戦前から町の特産品であり、最も PR すべき。
・瓦を活かしたまちづくりを望む。
・公的施設のみならず、住宅等にも赤瓦を使ってもらえるような取り組み。

【商店街、通り等】
・えびす通り、親川通り、オリオン通り、中央通り。
・既存商店街の活性化。
・商店街用の駐車場整備。

【開発、誘客施設、商業施設等】
・マリンプラザ。
・テーマパーク、宿泊施設などの誘致。
・東浜マリンエリアの活用。

【軽便鉄道】
・軽便鉄道、駅舎、軽便鉄道資料館。
・軽便鉄道と絡めたまちづくり。

【森、山等】
・運玉森、山、森林。
・運玉森に遊歩道、展望台を整備してはどうか。

【運動施設】
・野球場、テニスコート、フットサル場、観光交流施設、運動公園。

【かなちホール】
・かなちホールの周知、利用促進。
・音楽、お笑いライブ、演劇等が開催されてとても喜んでいる。

【景観】
・海、山等の美しい自然の景観。
・昔ながらの街並み。
・高いビル等がなく、大きな空。

【ひじき】
・ひじきを加工した特産品の製造。

【ハーリー】
・当添ハーリー。

【エイサー】
・青年会エイサー、運動会エイサー。

【石碑、戦跡等】
・宮城嗣長師の方々の芸能先達顕彰碑、前川朝紹師の兄弟小節、トーチカ、与魂の塔。
・歴史、歌等を電子音で再生できるような機器の設置。
・史跡めぐりの実施。

【御嶽、拝所】
・三津武嶽、各拝所、与原区の大アカギ等。

【その他】
・自然環境
・植栽
・伝統文化
・獅子舞
・公民館
・コミュニティセンター
・石獅子
・聖クララ教会
・飲食店（ボヌール、Jef 等）
・与那原バイパス
・公共駐車場
・図書館
・青年館
　等

(30)まちづくりへの住民参加活性化のために、行政が力を入れるべきこと

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
アンケートなどによりできるだけ数多くの住民の意見を聞く	170	26.4%	30.2%	-3.8%
町のホームページを活用して住民の意見を広く聞く	105	16.3%	11.4%	+4.9%
各種計画についての情報公開を充実させる	94	14.6%	14.0%	+0.6%
まちづくり条例の制定など住民参加のための仕組みづくりを行う	83	12.9%	11.8%	+1.1%
わからない	66	10.2%	8.3%	+2.0%
意見や要望を話し合う懇談会などを開催する	32	5.0%	7.6%	-2.7%
NPO などの住民団体に対する支援や協力を行う	29	4.5%	5.6%	-1.1%
各種委員会や審議会の公募委員の数を増やす	12	1.9%	2.2%	-0.4%
その他	23	3.6%	2.1%	+1.5%
無回答	30	4.7%	6.8%	-2.2%
合計	644	100%	100%	

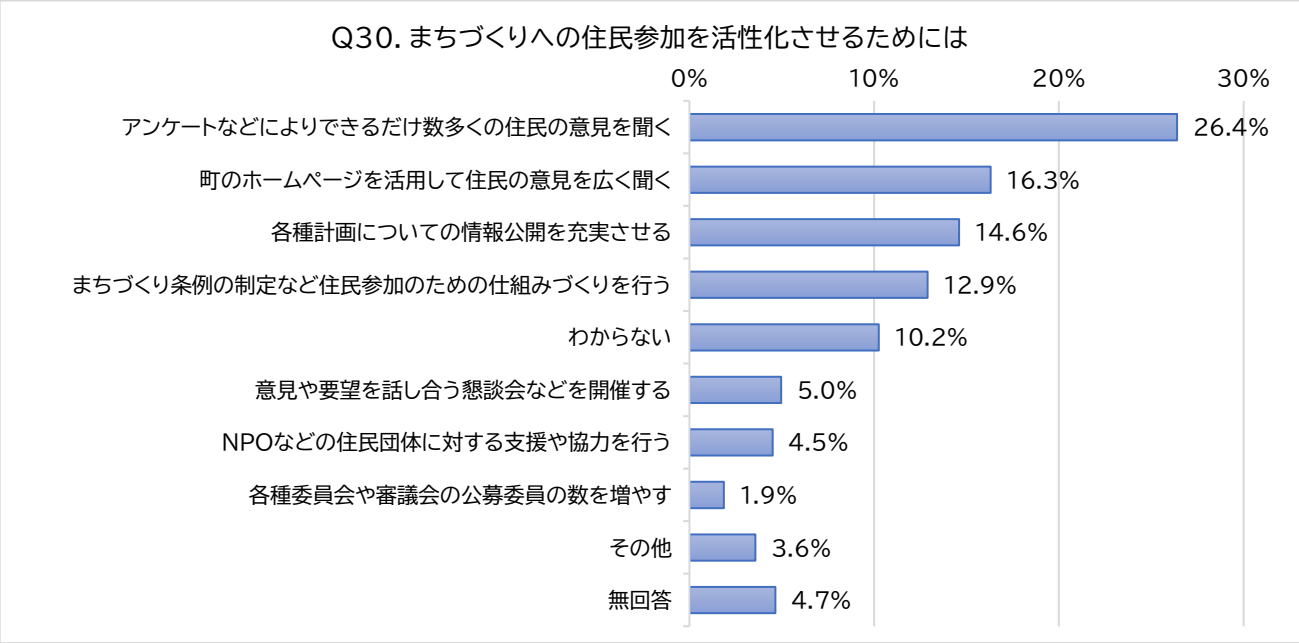

【その他】※主な意見
・SNS を用いた情報発信。
・若い世代を巻き込む。授業と連携したまちづくり。
・多くの年齢層、職業の方の意見を取り入れる。
・移住者も積極的に巻き込んだまちづくり。
・まず積極的な行政の取り組みが大切。それらに触発され住民参加も活性化するだろう。

(31)どのようにまちづくりに参加したいか

選択肢	回答数	割合	前期計画時	差
わからない	156	24.2%	19.2%	+5.0%
自治会活動へ参加する	91	14.1%	16.9%	-2.7%
ボランティア・NPO 活動などへ参加する	86	13.4%	11.6%	+1.7%
まちづくりについて特に自ら関わろうとは思わない	58	9.0%	7.5%	+1.5%
顔見知りの職員に意見を伝える	38	5.9%	4.6%	+1.3%
懇談会などへ参加する	36	5.6%	8.3%	-2.7%
自主的なまちづくり勉強会などへ参加する	26	4.0%	5.6%	-1.5%
役場に出向き直接関係のある課などに意見を伝える	26	4.0%	4.5%	-0.4%
議員を通して意見を伝える	26	4.0%	5.2%	-1.2%
各種団体を通して意見を伝える	22	3.4%	2.7%	+0.7%
各種計画等の策定委員会などへ参加する	13	2.0%	2.9%	-0.8%
その他	34	5.3%	5.6%	-0.3%
無回答	32	5.0%	5.6%	-0.6%
合計	644	100%	100%	-

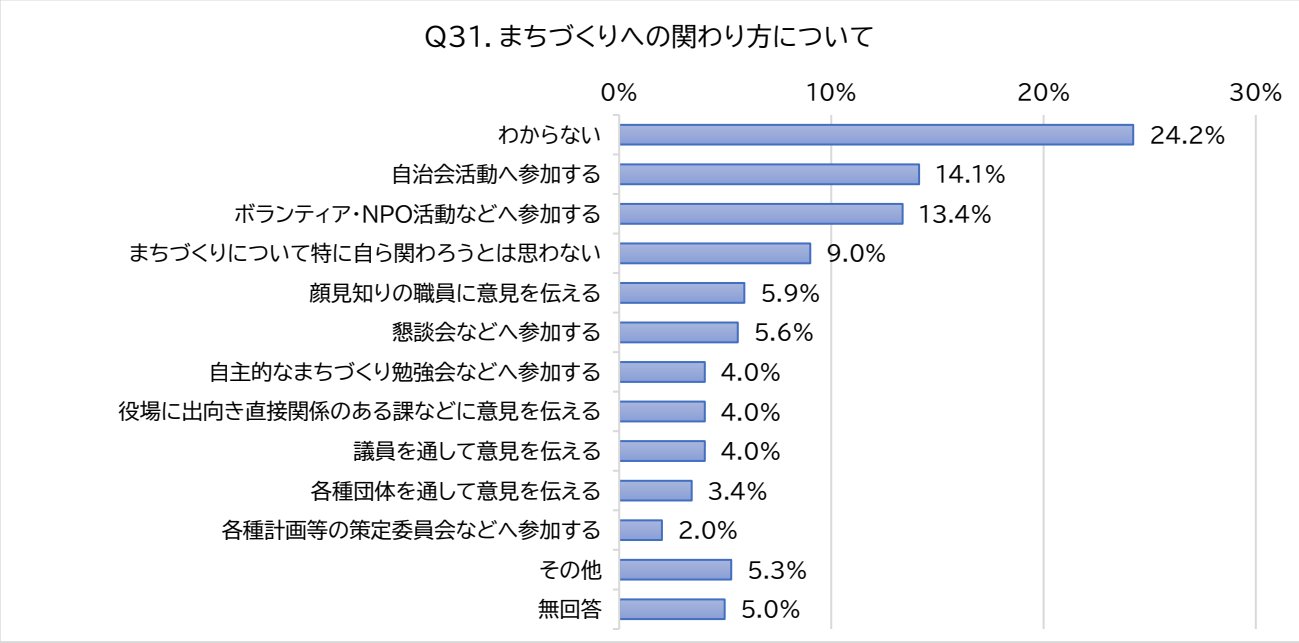

【その他】※主な意見
・アンケートに回答する。
・新たに町民から行政に意見を伝える方法を設ける。（投書箱、LINE、スマートフォンの活用等）
・今ある方法で意見を行政に伝える。（HP、電話等）
・行政からの積極的な参加依頼や、情報発信が必要。
・まちづくりに関するイベント、勉強会等を設ける。
・学校の授業の中で、まちづくりと連携する。
・町民からの意見にどのように対応しているのかについて公表を望む。
・子ども食堂への食品提供
・フードロスへの取り組み

第５次与那原町総合計画

基本構想・後期基本計画

発行年月　２０２４（令和６）年４月

発 行 者　与那原町　企画政策課

与那原町字上与那原１６番地

TEL　（０９８）９４５－８８８１